

令和5年度
森林経営管理制度実施円滑化事業のうち
事務データベース及び
森林管理状況評価指標整備業務
報告書

令和6年2月

林 野 庁

令和5年度森林経営管理制度実施円滑化事業のうち
事務データベース及び森林管理状況評価指標整備業務 報告書

目次

第1章	事業概要	1-1
1-1	事業実施の目的	1-1
1-2	事業の履行期間	1-1
1-3	事業の概要	1-1
第2章	事務データベース整備業務	2-1
2-1	全国事例の調査・分析	2-1
2-2	事例のデータベース化等	2-12
第3章	森林管理状況評価指標整備業務	3-1
3-1	情報収集及び資料作成	3-1
3-2	検討委員会の運営	3-2
資料編		
資料1	付属CDに収録した参考資料	1～252

第1章 事業概要

1-1 事業実施の目的

本事業は、市町村が森林経営管理制度の運用を早期に軌道に乗せることができるよう、森林経営管理制度に係る全国の知見やノウハウを調査・分析し、データベース化し情報提供するとともに、森林経営管理法の所有者不明森林等の特例措置を適切に運用できるよう、特例措置の適用可否に係る判断基準の整備等を通じて、市町村等の支援を行う事を目的とする。

1-2 事業の履行期間

令和5年6月7日から令和6年2月29日まで

1-3 事業の概要

本事業の実施項目及びその概要を以下に示す。

(1) 事務データベース整備業務

1) 全国事例の調査・分析

森林経営管理制度に先進的に取り組む市町村等の取組のうち、市町村の取組を支援する都道府県や団体（森林組合連合会や林業公社等の民間団体）に対して、ヒアリングや関連情報の提供依頼を行い、森林経営管理制度に取り組むために行っている実施体制の構築や、経営管理意向調査の手法、対象森林の選定基準、経営管理権集積計画の策定手順（境界明確化等の事前準備を含む）、林業経営者の評価手法、事業発注の手法など、それぞれが工夫して取り組んでいる事項を把握し、他地域への横展開を念頭に、その特徴や事務のノウハウやポイント、全国的な傾向の整理・分析を行った。

①調査対象地区（市町村）の選定

令和3年度に作成した取組事例集 Vol. 2 に掲載した 12 市町村及び各都道府県から収集した情報を元に、林野庁との協議を経て、以下の 12 市町村及びその関係団体を調査対象として選定した。

[調査対象市町村] 青森県西目屋村、山形県最上町、栃木県鹿沼市、新潟県村上市、石川県白山市、愛知県岡崎市、三重県津市、兵庫県神河町、鳥取県若桜町、広島県世羅町、愛媛県久万高原町、高知県四万十市

②調査事項

本制度に係る以下の事項を調査対象とした。

- ・本制度の実施に際して連携している主体
- ・市町村の森林に係る基礎データ
- ・市町村の体制
- ・本制度に係る事務の実施主体
- ・本制度に係る体制構築の変更点、工夫点、問題点
- ・本制度に係る計画書・方針書の作成状況、変更点・工夫点・課題点
- ・意向調査の実施状況
- ・集積計画の策定状況
- ・森林所有者の探索状況
- ・配分計画の策定状況
- ・市町村森林経営管理事業の実施状況
- ・森林整備の実施状況
- ・森林経営管理制度に係る業務の進捗管理

③各市町村への情報提供依頼

②に示した調査事項の進捗等を把握するためのアンケート書式を作成し、各市町村の担当者に対して回答の依頼を行うとともに、回答内容に関連する資料提供の依頼を行った。ヒアリングの実施に際しては、各市町村が連携している主体（都道府県、林業事業体等）のリストアップと、関係主体のヒアリングへの同席依頼も併せて行った。

④ヒアリングの実施

①で選定した12市町村を対象に、オンラインアプリケーションのZoom One pro（ズームワン プロ／有償ライセンス）を使用して、ビデオ会議形式により実施した。

ヒアリングは、各市町村からのアンケート書式の回答、アンケートの回答内容に関連して市町村等から提供を受けた参考資料等を踏まえて実施した。ヒアリングの実施結果を次ページに示す。

図表 1-1 ヒアリングの実施状況（全 12 市町村）

	対象地区	実施日時	実施形式
1	青森県西目屋村	令和 5 年 9 月 27 日（水）10:00～12:00	ビデオ会議形式 (Zoom One pro を使用)
2	山形県最上町	令和 5 年 9 月 5 日（月）13:00～15:00	
3	栃木県鹿沼市	令和 5 年 9 月 7 日（木）10:00～12:00	
4	新潟県村上市	令和 5 年 9 月 29 日（金）10:00～12:00	
5	石川県白山市	令和 5 年 9 月 15 日（金）13:30～15:00	
6	愛知県岡崎市	令和 5 年 9 月 25 日（月）10:00～12:00 令和 5 年 9 月 29 日（金）13:30～14:30	
7	三重県津市	令和 5 年 9 月 26 日（火）10:00～12:00	
8	兵庫県神河町	令和 5 年 9 月 15 日（金）10:00～12:00	
9	鳥取県若桜町	令和 5 年 10 月 11 日（水）13:30～15:30	
10	広島県世羅町	令和 5 年 9 月 19 日（火）10:00～12:00	
11	愛媛県久万高原町	令和 5 年 10 月 2 日（月）13:30～15:00	
12	高知県四万十市	令和 5 年 9 月 19 日（火）13:00～15:00	

（２）事例のデータベース化（事例集等の作成）

１）事例集の作成

森林経営管理制度に取り組む市町村や関係者への情報提供を行うため、上記 1) で整理・分析した情報をもとに、市町村担当者が容易に取組内容等を把握できるよう、各事例を取りまとめつつ、分析した資料等を掲載した事例集「森林経営管理制度に係る取組事例集 Vol. 4」を作成した。

①構成

本制度に係る取組段階別のポイントやノウハウを整理した第 1 部と、ヒアリングを実施した 12 市町村の取組の概要を整理した第 2 部の 2 部構成とした。

②仕様等

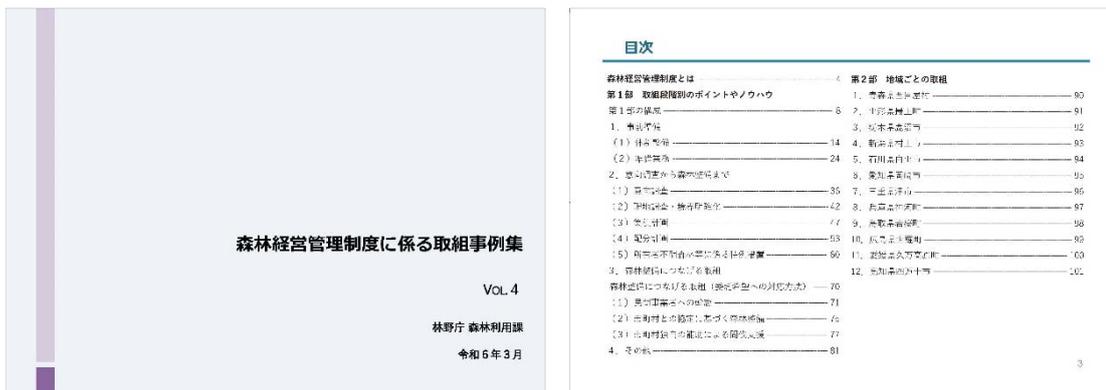
[サイズ等] A 4 判、両面フルカラー、アジロ綴じ

[ページ数] 本文：104 ページ、付属 CD（参考資料）：252 ページ

※上記（１）でヒアリングを実施した市町村及びその関係団体等から提供を受けた本制度に係る資料のデータ（PDF ファイル。一部、Microsoft 社の Word、Excel で作成したファイルを含む）を CD に収録し、巻末に貼付。

[紙質] 表紙：マットコート紙 93.5 kg、本文：上質紙 57.5 kg

[数量] 2,000 部



図表 1-2 「森林経営管理制度に係る取組事例集 Vol. 4」の表紙（左）、目次（右）

2) 説明用資料集の作成

上記1)の事例集は、各種説明会等での配布・投影資料など、目的や用途に応じて必要な情報を抽出・組み替えができるように、Microsoft社のPower Pointで作成した。

3) 広報資料の作成

上記1)の事例集の掲載事例を始めとして、市町村が主体となって行う森林整備等の取組を一般に広く周知し、森林経営管理制度等の取組の円滑化に資するものとするため、パンフレット、パネル、チラシ及びポスターを作成した。

①パンフレットの作成

[サイズ・ページ数] A4判カラー印刷、4ページ（A3判両面2つ折り）

[紙質] 上質紙

[納入数] 1,000部

②パネルの作成

[サイズ・ページ数] A1判、A2判、B1判、B2判

※いずれもカラー印刷、1ページ

[紙質] 上質紙・段ボールで裏打ち

[納入数] A1判450部、A2判10部、B1判10部、B2判10部

③チラシの作成

[サイズ・ページ数] A4判両面カラー印刷、2ページ

[紙質] 上質紙

[納入数] 220,000部

④ポスターの作成

[サイズ・ページ数] A1判、A2判、B1判、B2判

※いずれもカラー印刷、1 ページ

[紙質] 上質紙

[納入数] A 1 判 5,200 部、A 2 判 10 部、B 1 判 10 部、B 2 判 10 部

4) データファイルの作成

以下①～④のデータファイルをCDに収納し、林野庁に提出した。

- ①上記1) で収集した参考資料の電子データ (PDF、一部はMicrosoft 社 Word、Excel)
- ②上記1) で作成した事例集原稿の電子データ (Microsoft 社 PowerPoint)
- ③上記1) で収集した参考資料の一覧表 (Microsoft 社 Excel)
- ④上記1) で作成した事例集原稿の目次 (Microsoft 社 Excel)

なお、上記①のデータはCDに格納し、事例集の付属CDである旨を盤面に印字し、不織布に入れた状態のものを2,000部作成し、1) で作成した事例集の巻末に貼付した。

5) 取組事例集等の発送

作成した上記1) は、掲載自治体や関係団体、各都道府県等に、また、3) ①～④は、都道府県や森林管理局、森林・林業関係団体等にそれぞれ発送した。

(3) 森林管理状況評価指標整備業務

1) 情報収集及び資料作成

自治体担当者、自治体を支援する組織の関係者から、所有者不明森林等の特例措置活用状況を含め、森林経営管理制度の取組状況に関する情報を収集し、令和2年度から令和4年度の検討委員会における議論の経過も踏まえた基礎資料を作成した。

検討委員会の議事、資料及び上記の基礎資料等を踏まえ、評価指標を含めた「所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドライン」の改訂案を作成した。

2) 検討委員会の運営

令和4年度の検討委員会の議事、資料及び上記①で整理した基礎資料を基に、森林経営管理法に基づく所有者不明森林等の特例措置を講じる場合の客観的な評価指標及びガイドラインの改訂、効果的な制度運用の検討等を目的として、「森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会」を設置し、3回開催した。うち、第12回の検討委員会については現地視察を伴う形で開催し、現地の関係機関との事前の連絡・調整、当日の運営支援等を行った。

検討委員会の議事の円滑な進行に向けて、開催前の関係者への資料の記載内容の確認や関連事項についての意見聴取、各回の終了後の議事録、作成資料の内容確認等に努めた。

なお、検討委員会の設置・開催に際し、委員の委嘱、謝金等及びケーススタディとして扱う自治体職員の旅費精算、出席者へ開催日程の調整、資料作成及び当日の進行支援等を行った。以下に、検討委員会の委員構成及び開催状況を記す。

図表 1-3 森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会 委員 ※敬称略

氏名	所属
植木 達人 【委員長】	信州大学 学術研究院農学系 森林施業・経営学研究室 教授
阿部 和時	日本大学 生物資源科学部 森林資源科学科 森林環境保全学研究室 特任教授
野村 裕	のぞみ総合法律事務所 弁護士（日本弁護士連合会より推薦）
品川 尚子	那須法律事務所 弁護士
河合 智	岐阜県 郡上森林マネジメント協議会 事務局次長 （元・郡上市農林水産部次長兼林務課長）
片山 健二	石川県 かが森林組合 代表理事組合長

<事務局> 林野庁、公益財団法人 日本生態系協会

図表 1-4 森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会の開催状況

回数	日時	開催方法	議題
第 11 回	令和 5 年 7 月 21 日 (金) 15 : 00 ~ 17 : 30	Web 対面式併用 (TKP 新橋カンファレンスセンター)	1. ケーススタディ (久万高原町) 2. 森林経営管理制度の課題について 3. 今後の予定について
第 12 回	令和 5 年 11 月 8 日 (水) 13 : 10 ~ 15 : 50	現地検討会 (青森県三戸市) Web 対面式併用 (三戸町役場)	1. 現地検討のとりまとめ 2. 今後の予定について 3. その他
第 13 回	令和 6 年 2 月 7 日 (水) 9 : 30 ~ 12 : 00	Web 対面式併用 (TKP 新橋カンファレンスセンター)	1. ガイドラインについて 2. ケーススタディ (福井市、 亀山市) 3. 今後の予定について

※臨時出席者あり (第 11 回 : 愛媛県、久万高原町 第 12 回 : 青森県、三戸町 第 13 回 : 福井県、三重県、福井市、亀山市)

第2章 事務データベース整備業務

2-1 全国事例の調査・分析

森林経営管理制度に先進的に取り組む市町村等の取組について、当該市町村及び市町村の取組を支援する都道府県や団体（森林組合連合会や林業公社等の民間団体）に対して、ヒアリングや関連情報の提供依頼を行い、森林経営管理制度に取り組むために行っている実施体制の構築や、経営管理意向調査の手法、対象森林の選定基準、経営管理権集積計画の策定手順（境界明確化等の事前準備を含む）、林業経営者の評価手法、事業発注の手法など、それぞれが工夫して取り組んでいる事項を把握し、他地域への横展開を念頭に、その特徴や事務のノウハウやポイント、全国的な傾向の整理・分析を行った。

（1）調査対象地区（市町村）の選定

令和3年度の森林経営管理制度実施円滑化事業において、ヒアリングによる取組状況の調査を実施した12市町村（青森県西目屋村、山形県最上町、栃木県鹿沼市、新潟県村上市、石川県白山市、愛知県岡崎市、三重県津市、兵庫県神河町、鳥取県若桜町、広島県世羅町、愛媛県久万高原町、高知県四万十市）を対象として、その後の取組経過や課題等について改めてヒアリングを実施することとした。

なお、ヒアリングは、取組主体である市町村のほか、市町村を支援する都道府県や関連団体等も対象に含めることとした。

（2）調査事項（ヒアリング事項）の設定

ヒアリングに際して、各市町村の取組間の内容比較等ができるように、各市町村に共通する調査事項（以下、ヒアリング事項）を設定した。ヒアリング事項を以下に示す。

図表 2-1 ヒアリング事項

	ヒアリング事項	内容
1	本制度の実施に際して連携している主体	団体名、担当者の役職・氏名、住所・電話番号・E-mailアドレス 等
2	市町村の森林に係る基礎データ	森林面積、森林経営管理制度の予算規模、森林経営管理制度の主担当者数 等
3	市町村の体制	森林・林業の担当職員、担当職員の今後の増員の見通し、都道府県等の関係団体による市町村支援の状況 等
4	本制度に係る事務の実施主体	事前準備、意向調査、集積計画、配分計

		画、市町村森林経営管理事業等の各段階における市町村と関係者との役割分担の状況 等
5	本制度に係る体制構築の変更点・工夫点・問題点	取組開始以降の変更点・工夫点・問題点
6	本制度に係る計画書・方針書の作成状況、変更点・工夫点・課題点	取組開始以降の変更点・工夫点・問題点
7	意向調査の実施状況	進捗、実施に係る変更点・工夫点・課題点
8	集積計画の策定状況	進捗、策定要件、策定に係る変更点・工夫点・課題点
9	森林所有者の探索状況	所有者探索の変更点・工夫点・課題点
10	配分計画の策定状況	進捗、策定要件、策定に係る変更点・工夫点・課題点、再委託による林業経営者による森林整備の進捗
11	市町村森林経営管理事業の実施状況	進捗、事業に係る変更点・工夫点・課題点
12	森林整備の実施状況	集積計画を策定しない場合の対応方針、対応状況 等
13	森林経営管理制度に係る業務の進捗管理	実務に係るデータ管理の状況

(3) 各市町村への情報提供依頼

(2) で設定したヒアリング事項について、各市町村の実施状況等を把握するためのアンケート書式を作成し、各市町村の担当者に E-mail で送信し、記入の依頼を行った。

あわせて、本制度の実施に際して各市町村が連携している主体（都道府県や林業事業者等）のリストアップと、当該連携主体に対するヒアリングへの同席依頼についても要請した。各市町村の担当者宛に発出したアンケート書式を次ページ以降に示す。

森林経営管理制度実施円滑化事業（事例集作成）

事前アンケート

令和5年4月1日現在の状況をお教えください。
回答は、それぞれの項目について記載又は選択する□にチェックしてください。

【回答者情報】

●●県●●市町村 課
担当者名： _____ 電話番号： _____

1. 市町村の基礎データについて

項目	数量	備考
森林面積	ha	農林業センサス2020 (現況森林面積)
うち、私有林	ha	
うち、人工林	ha	森林資源の現況 (2017.3.31)
うち、森林経営管理制度の対象とし、意向調査を実施する予定の面積	ha/年	
森林経営管理制度に関する予算規模	千円	(内訳)
うち、森林振興費等の充て額	千円	
森林経営管理制度を主に担当する職員数	名	

2. 市町村自らの体制構築について

(1) 森林・林業の担当職員の配置状況

森林担当職員： _____ 名（うち、常勤 _____ 名、非常勤 _____ 名）
森林経営管理制度を主に担当する職員数： _____ 名
外部人材の雇用状況（地域林政アドバイザー： _____ 名、その他 _____ 名）

(2) 森林・林業の担当職員の今後の増員見通し

増員の見通しなし
 増員の見通しあり → 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 名増員予定

(3) 関係団体による市町村支援（都道府県の支援体制、他市町村との連携状況など）

(4) 事務の実施主体

事務内容	実施主体		備考
	直営 (職員)	委託・請負・ 期間（または 連環）	
事前業務	<input type="radio"/>		
意向調査		委託	民間コンサルタント会社（〇〇株式会社）等は業者に委託
事前準備			
説明会・広報活動			
意向調査			
経営管理準備計画			
立木調査・現地調査			
境界明確化			
相続人調査			
市町村森林経営管理 事業（設計、発注、実 行管理）			
経営管理実施権配分 計画（事業体の選定 を含む）			
その他 (_____)			

(5) 体制構築の変更点、工夫点（令和元年度、2年度、3年度、4年度の取組みの結果、次年度以降に改善したこと、工夫したこと等について記載願います）

(6) 体制構築の課題点

図表 2-2 アンケート書式

3 森林経営管理制度に係る計画書・方針書の作成について

(1) 森林経営管理制度に係る計画書・方針書の作成状況について

- 全体計画を作成済み（__年間）
- 当面の計画は年次済み（__年間）
- 計画なし → 今後決定する予定の場合、__月頃を予定

(2) 計画書・方針書の変更点、工夫点（令和元年度、2年度、3年度、4年度の取組みの結果、次年度以降に改善したこと、工夫したこと等について記載願います）

(3) 森林経営管理制度に係る計画書・方針書を作成した際の課題点

4 意向調査について

(1) 意向調査の進捗

- 全く進んでいない
- 計画よりも大幅に遅れている
- 計画よりも遅れている
- 概ね計画通り
- 計画よりも進んでいる
- その他（_____）

(2) 取組の変更点、工夫点（令和元年度、2年度、3年度、4年度の取組みの結果、次年度以降に改善したこと、工夫したこと等について記載願います）

(3) 意向調査を実施した際の課題点

5 集積計画の策定について

(1) 集積計画策定の進捗

- 全く進んでいない
- 計画よりも大幅に遅れている
- 計画よりも遅れている
- 概ね計画通り
- 計画よりも進んでいる
- その他（_____）

(2) 集積計画の策定要件

- 委託希望のあった森林は原則集積計画を策定
- 委託希望のあった森林のうち、経営に適した森林のみ集積計画を策定
- 委託希望のあった森林のうち、経営に適さない森林のみ集積計画を策定
- 集積計画は策定しない
- その他（_____）

(3) 取組の変更点、工夫点（令和元年度、2年度、3年度、4年度の取組みの結果、次年度以降に改善したこと、工夫したこと等について記載願います）

(4) 集積計画策定の際の課題点

6 森林所有者の探索について

(1) 取組の変更点、工夫点（令和元年度、2年度、3年度、4年度の取組みの結果、次年度以降に改善したこと、工夫したこと等について記載願います）

(2) 探索の際の課題点

8 市町村森林経営管理事業の実施について

(1) 市町村森林経営管理事業の進捗

全く進んでいない

計画よりも大幅に遅れている

計画よりも遅れている

概ね計画通り

計画よりも進んでいる

その他 (_____)

(2) 取組の変更点、工夫点 (令和元年度、2年度、3年度、4年度の取組みの結果、次年度以降に改善したこと、工夫したこと等について記載願います)

(3) 市町村森林経営管理事業の問題点

9 森林整備の推進について

(1) 集積計画を定めないとした場合の対応について、方針があれば教えてください。

(2) 意向調査の結果、市町村に委託希望が出されたものの、集積計画を策定していない森林の対応について、どのような対応をとっているかお教えください。(複数回答可)。
また、その対応についての詳細を教えてください。「森林整備に向けた取組の予定がない」を選択した場合は、その理由をお教えください。

広葉樹林化していた等の理由により、森林整備を実施する必要がないと判断した

林業事業者へ転換する

協定に基づく間伐を行う

7 配分計画の策定について

(1) 配分計画策定の進捗

全く進んでいない

計画よりも大幅に遅れている

計画よりも遅れている

概ね計画通り

計画よりも進んでいる

その他 (_____)

(2) 配分計画の策定要件 (再委託の対象森林)

集積計画を策定した森林は、原則、企画提案を求める

集積計画を策定した森林のうち、経営が成り立つと判断した森林のみ、企画提案を求める

企画提案は求めない (配分計画は策定しない)

その他 (_____)

(3) 取組の変更点、工夫点 (令和元年度、2年度、3年度、4年度の取組みの結果、次年度以降に改善したこと、工夫したこと等について記載願います)

(4) 配分計画策定の属の問題点

(5) 再委託による林業経営者による森林整備の進捗

全く進んでいない

計画よりも大幅に遅れている

計画よりも遅れている

概ね計画通り

計画よりも進んでいる

その他 (_____)

市町村独自の補助事業による森林整備を行う

その他

森林整備に向けた取組の予定がない（理由）

森林整備に向けた取組の予定がない（理由）

10 森林経営管理制度に係る業務の進捗管理について

- 任意形式のエクセルで管理している
- 新ベースでのみ管理している
- 市町村独自のGISシステムで管理している
- 市町村独自のGISシステムで管理している
- 市町村独自のGISシステムで管理している
- その他（ ）

11 事例集掲載の可否について

- 掲載可
- 条件付きで掲載可（条件： ）
- 掲載不可

アンケートは以上です

★取組経過（R3.4.1～現在まで）

ヒアリング時にも聞き取ることがありますが、可能な範囲で更詳細に記述をお願いします。

時期	事前準備、意向調査、説明会等	集積計画、配分計画、森林整備等
R3.4	現地調査業務を委託、意向調査（第2回）を実施 意向調査（第3回）を実施	集積計画（第1回）を策定 集積計画（第2回）を策定 市町村森林経営管理事業の発注、.....
：		
R3.10		
R4.4		
：		
R5.3		
現在		

(4) 参考資料の収集

(3) でアンケート様式への記入依頼を行った12市町村に対して、ヒアリング事項を補足する資料（意向調査票の様式、事業発注に関する仕様書等）の提供依頼を行った。また、12市町村以外で事例集に掲載予定の県や市町村、関係団体に対しても、事例集原稿の内容を補足する資料の提供依頼を行った。

市町村等から提供を受けた資料のうち、本制度に係る取組を他地域に横展開を図る際に参考となる資料を、事例集の巻末に貼付する付属CDに収録することとした。収録予定の資料は、その掲載可否や掲載範囲について、情報提供元の市町村等の担当者に個別に確認を行い、掲載内容を確定させた。

なお、個人情報や、業務の契約等に係る情報等の取り扱いには十分留意し、資料の抜粋やマスキング加工などを行うとともに、処理後の資料については再度、情報提供先の団体の確認を経た上で掲載内容を確定させた。

[付属CDに収納した参考資料]

- 1_【北海道札幌市】札幌市森林経営管理制度運用指針
- 2_【青森県西目屋村】西目屋村目標林型実行プラン
- 3_【青森県西目屋村】意向調査票
- 4_【栃木県鹿沼市】鹿沼市における森林経営管理制度の取組（意向調査同封チラシ）
- 5_【栃木県鹿沼市】意向調査票
- 6_【栃木県鹿沼市】意向調査業務委託 特記仕様書
- 7_【栃木県鹿沼市】市町村森林経営管理事業 業務委託 特記仕様書
- 8_【栃木県鹿沼市】経営管理権集積計画作成業務委託 特記仕様書
- 9_【群馬県甘楽町】森林経営管理制度実施事業計画
- 10_【愛知県岡崎市】岡崎市森林経営管理実施方針策定業務 特記仕様書
- 11_【愛知県岡崎市】選定委員会要綱
- 12_【兵庫県朝来市】朝来市森林ビジョン
- 13_【兵庫県神河町】神河町寄附受納審査会設置規程
- 14_【鳥取県若桜町】わかさ森林づくりビジョン
- 15_【鳥取県若桜町】若桜森林づくり条例
- 16_【広島県世羅町】森林施業プラン書 書式
- 17_【高知県四万十市】森林経営管理制度チラシ
- 18_【高知県四万十市】意向調査鑑
- 19_【高知県四万十市】意向調査アンケート様式
- 20_【高知県四万十市】委任状
- 21_【高知県本山町】土佐本山コンパクトフォレスト構想
- 22_【宮崎県日南市】日南市森林経営管理制度実施方針

(5) ヒアリング日程の調整・ヒアリングの実施

ヒアリングは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や、対象者の拘束時間や移動に伴う負担軽減等の観点から、全工程をビデオ会議形式にて実施することとした。

ヒアリング対象である 12 市町村を含む計 38 団体の担当者、林野庁との間で日程調整を行い、開催日程を決定した。

ビデオ会議形式でのヒアリング実施に際しては、対象者の使用端末や通信環境等を事前に確認し、同一地域のヒアリング対象者全員が利用可能なオンラインアプリケーションの調整を行った。ヒアリングは全 12 市町村とも Zoom One pro（有償ライセンス）を使用して行った。次ページ以降に、対象地区別のヒアリング実施日、同席者等の概要を示す。

(6) ヒアリング内容の整理・分析

ヒアリング結果から、各市町村に共通する事項を抽出するとともに、それぞれの地区の特徴的な事項や事務のノウハウ・ポイントを整理・分析した。整理・分析した内容は、林野庁との協議を経て、事例集の構成や掲載内容に適宜反映した。

図表 2-3 対象地区別のヒアリング実施日、同席者等

対象市町村	実施日時	ヒアリング方法	ヒアリング対象 (同席者)	ヒアリング対象の関係性 (実施体制図)
青森県西目屋村	令和5年9月27日(水) 10:00~12:00	ビデオ会議形式 (Zoom One pro を使用)	<ul style="list-style-type: none"> 西目屋村 建設課 青森県中南地域県民局 地域農林水産部 林業振興課 株式会社 西村林業 弘前地方森林組合 	
山形県最上市	令和5年9月5日(月) 13:00~15:00	ビデオ会議形式 (Zoom One pro を使用)	<ul style="list-style-type: none"> 最上市 農林振興課 農林振興室 山形県 森林ノミクス推進課 山形県最上総合支庁 森林整備課 公益財団法人 やまがた森林と緑の推進機構 	
栃木県鹿沼市	令和5年9月7日(木) 10:00~12:00	ビデオ会議形式 (Zoom One pro を使用)	<ul style="list-style-type: none"> 鹿沼市 経済部 林政課 木のまち推進係 鹿沼市 森林環境整備協議会 栃木県 環境森林部 環境森林政策課 環境立県戦略室 森林創生チーム 栃木県 県西環境森林事務所 	
新潟県村上市	令和5年9月29日(金) 10:00~12:00	ビデオ会議形式 (Zoom One pro を使用)	<ul style="list-style-type: none"> 村上市 農林水産課 林業水産振興室 新潟県 北部地域林業振興協議会 	

対象市町村	実施日	ヒアリング方法	ヒアリング対象（同席者）	ヒアリング対象の関係性（実施体制図）
石川県白山市	令和5年9月15日（金） 13:30～15:00	ビデオ会議形式 （Zoom One pro を使用）	<ul style="list-style-type: none"> ・白山市 産業部 森林対策課 ・公益財団法人 石川県林業公社 ・かが森林組合 	
愛知県岡崎市	令和5年9月25日（月） 10:00～12:00 令和5年9月29日（金） 13:30～14:30	ビデオ会議形式 （Zoom One pro を使用）	<ul style="list-style-type: none"> ・岡崎市 経済振興部 森林課 ・一般社団法人 奏林舎 ・愛知県 西三河農林水産事務所 林務課 ・林政・普及指導・緑化グループ ・岡崎森林組合 	
三重県津市	令和5年9月26日（火） 10:00～12:00	ビデオ会議形式 （Zoom One pro を使用）	<ul style="list-style-type: none"> ・津市 農林水産部 林業振興室 ・三重県 津農林水産事務所 森林・林業室 ・みえ森林経営管理支援センター ・中勢森林組合 企画課 	
兵庫県神河町	令和5年9月15日（金） 10:00～12:00	ビデオ会議形式 （Zoom One pro を使用）	<ul style="list-style-type: none"> ・神河町 農林政策課 ・兵庫県姫路農林水産振興事務所 森林課 ・ひょうご森づくりサポートセンター ・中はりま森林組合 	

対象市町村	実施日	ヒアリング方法	ヒアリング対象（出席者）	ヒアリング対象の関係性（実施体制図）
鳥取県若桜町	令和5年10月11日（水） 13:30～15:30	ビデオ会議形式 （Zoom One pro を使用）	<ul style="list-style-type: none"> 若桜町 経済産業課 	<p>この図は、若桜町におけるヒアリング対象の関係性を示しています。県庁、県林事務所、県本庁、若桜町、森林組合、鳥取県森林組合連合会、新たな森林管理システム推進センター（推進員4名）が関係しています。若桜町は森林組合に委託し、鳥取県森林組合連合会に業務支援を受け、新たな森林管理システム推進センターに費用負担をします。また、県林事務所から職員が派遣され、県本庁から情報提供や助言指導が行われます。</p>
広島県世羅町	令和5年9月19日（火） 10:00～12:00	ビデオ会議形式 （Zoom One pro を使用）	<ul style="list-style-type: none"> 世羅町 産業振興課 	<p>この図は、世羅町におけるヒアリング対象の関係性を示しています。県庁、世羅町、森林組合、愛媛県アトバイザー、東部森林水産事務所、地域調整会議が関係しています。世羅町は森林組合に委託し、愛媛県アトバイザーから助言指導を受け、東部森林水産事務所から情報提供や助言を受け、地域調整会議を通じて関係機関と連携します。</p>
愛媛県久万高原町	令和5年10月2日（月） 13:30～15:00	ビデオ会議形式 （Zoom One pro を使用）	<ul style="list-style-type: none"> 久万高原町 林業戦略課 森林整備班 公益財団法人 愛媛の森林基金 森林管理支援センター 株式会社 林業商社天空の森 久万広域森林組合 	<p>この図は、久万高原町におけるヒアリング対象の関係性を示しています。県庁、中予地方局、久万高原町、愛媛県、森林組合、中予山岳流域林業活性化センター（6名）が関係しています。久万高原町は中予地方局に職員を派遣し、愛媛県から職員を派遣し、中予山岳流域林業活性化センターを通じて関係機関と連携します。</p>
高知県四万十市	令和5年9月19日（火） 13:00～15:00	ビデオ会議形式 （Zoom One pro を使用）	<ul style="list-style-type: none"> 四万十市 農林水産課 林業水産係 高知県 林業振興・環境部 森づくり推進課 一般社団法人 幡多地域森づくり推進センター 	<p>この図は、四万十市におけるヒアリング対象の関係性を示しています。高知県、管内市町村、四万十市、森林組合、幡多地域森づくり推進センターが関係しています。四万十市は管内市町村を通じて高知県と連携し、幡多地域森づくり推進センターを通じて関係機関と連携します。</p>

2-2 事例のデータベース化等

(1) 事例集の作成

森林経営管理制度に取り組む市町村や関係者の参考となる情報を提供するため、前項2-1で整理・分析した情報をもとに、実務を担う市町村担当者が目的や用途に応じて必要な取組内容を把握可能な事例集として整理した。

①構成

2部構成とし、第1部は「取組段階別のポイントやノウハウ」として、森林経営管理制度の取組段階ごとに、各地域の取組のポイントやノウハウを掲載するとともに、都道府県や支援組織による市町村支援、配分計画に基づいた所有者還元、民間事業者への斡旋、協定に基づく間伐等の事例を掲載することとした。

第2部は「地域ごとの取組」として、12市町村における森林整備の方針や森林経営管理制度の活用方法など、本制度に係る具体の取組の進め方について掲載することとした。

②仕様等

[サイズ等] A4判、両面フルカラー、アジロ綴じ

[ページ数] 本文：104ページ、付属CD（参考資料）：252ページ

※上記1)でヒアリングを実施した市町村及びその関係団体等より提供を受けた本制度に係る資料のデータ(PDFファイル。一部、Microsoft社のWord、Excelで作成したファイルを含む)をCDに収録し、事例集の巻末に貼付した。

[紙質] 表紙：マットコート紙93.5kg、本文：上質紙57.5kg

[数量] 2,000部

(2) 説明用資料集の作成

上記1)の事例集は、各種説明会等での配布・投影資料など、目的や用途に応じて必要な情報を抽出・組み替えができるように、Microsoft社のPower Pointで作成した。

(3) 広報資料の作成

事例集の掲載事例を始めとして、市町村が主体となって行う森林整備等の取組を一般に広く周知し、森林経営管理制度等の取組の円滑化に資するものとするため、パンフレット、パネル、チラシ及びポスターを作成した。

①パンフレットの作成

[表題・発行]

- ・「森林を活かすしくみ “森林環境譲与税”を活用した森林の整備」

(発行：林野庁 森林整備部 森林利用課 森林集積推進室、総務省 自治税務局 市町村税課)

- ・「あなたの“森林”手入れができていますか？」(発行：林野庁 森林整備部 森林利用課 森林集積推進室)

[サイズ・ページ数] A4判カラー印刷、4ページ(A3判両面2つ折り)

[紙質] マットコート紙90kg

[納入数] 各500部(計1,000部)

②パネルの作成

[表題・発行]

- ・「森林を活かすしくみ “森林環境譲与税” を活用した森林の整備」
(発行：林野庁 森林整備部 森林利用課 森林集積推進室)

[サイズ・ページ数] A 1 判、A 2 判、B 1 判、B 2 判

※いずれもカラー印刷、1 ページ

[紙質] コート紙 135 kg

[納入数] A 1 判 450 部、A 2 判 10 部、B 1 判 10 部、B 2 判 10 部

③チラシの作成

[表題・発行]

- ・「どうして、森林を守るの？」

(発行：林野庁 森林整備部 森林利用課 森林集積推進室、総務省 自治税務局 市町村税課)

[サイズ・ページ数] A 4 判両面カラー印刷、2 ページ

[紙質] マットコート紙 90 kg

[納入数] 220,000 部

④ポスターの作成

[表題・発行]

- ・「どうして、森林を守るの？」

(発行：林野庁 森林整備部 森林利用課 森林集積推進室、総務省 自治税務局 市町村税課)

[サイズ・ページ数] A 1 判、A 2 判、B 1 判、B 2 判

※いずれもカラー印刷、1 ページ

[紙質] コート紙 135 kg

[納入数] A 1 判 5,200 部、A 2 判 10 部、B 1 判 10 部、B 2 判 10 部

(5) データファイルの作成

以下①～④のデータファイルをCDに収納し、林野庁に提出した。

- ①上記(1) で収集した参考資料の電子データ (PDF、一部はMicrosoft 社 Word、Excel)
- ②上記(1) で作成した事例集原稿の電子データ (Microsoft 社 PowerPoint)
- ③上記(1) で収集した参考資料の一覧表 (Microsoft 社 Excel)
- ④上記(1) で作成した事例集原稿の目次 (Microsoft 社 Excel)

なお、上記①のデータはCDに格納し、事例集の付属CDである旨を盤面に印字し、不織布に入れた状態のものを2,000部作成し、(1) で作成した事例集の巻末に貼付した。

(6) 取組事例集等の発送

作成した上記(1) は、掲載自治体や関係団体、都道府県等に、また、(3) ①～④は、都道府県や森林管理局、森林・林業関係団体等に発送した。

森林環境の仕組み

国高の官費から納税いただいた「森林環境税」は、都を通過して「森林環境税」として全庁全ての市町村と都道府県に配分され、森林経営管理制度を始めとする森林整備やその促進のための取組に活用されます。
(令和3年度400億円)

森林環境税

令和3年度 令和4年度 令和5年度

令和3年度 令和4年度 令和5年度

森林環境税

令和3年度 令和4年度 令和5年度

令和3年度 令和4年度 令和5年度

森林経営管理制度

森林所有者自身が森林の経営管理を営む場合、市町村が森林の経営管理の機能を担い、森林経営管理制度を通じて森林は森林所有者に再委託、市町村が管理を担う仕組みです。

森林所有者

森林経営管理

市町村

森林経営管理

〔森林環境税を活用した自治体の取組の実績〕

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
森林経営管理	5.9千ha	17.9千ha	30.8千ha
林道や森林作業道の整備	90千m	239千m	420千m
木材利用促進	5.4千㎡	13.4千㎡	22.5千㎡
イベント等	90回	100回	180回

お問い合わせ
 〔森林環境税の取組の取組や森林経営管理制度に関すること〕
 林野庁 森林部 森林経営管理課 東京都千代田区豊田1-3-1 電話 03-4744-3176
 〔森林環境税、森林環境税の仕組みに関すること〕
 財務省 自治税務課 市町村税課 東京都千代田区豊田2-1-2 電話 03-5152-5669

森林を活かすしくみ

林野庁 総務部

“森林環境税と税”を活用した森林の整備

日本の森林は、国土の約7割。この豊かな森林が持つ多くの機能を活かすには、森林をしっかりと整備していくことが必要です。しかし、林風の採算性の低下や、所有者が不明な森林の増加、担い手の不足などにより、手入れ不足の森林が増えています。このような中、令和元年度に、市町村による森林整備等の新たな財源として「森林環境税と税」の創設が、市町村が私有林の経営管理を担う仕組みとして「森林経営管理制度」がスタートしました。

日本のCO₂吸収量のうち、9割以上は森林が吸収しています。また、木材には炭素を固定する効果があります。

日本のCO₂吸収量のうち、9割以上は森林が吸収しています。また、木材には炭素を固定する効果があります。

温室効果ガス削減に。

水の根は土を固めて土砂崩れを防ぐとともに、下層や腐葉層などは蒸散作用により、水を地中に浸透させています。

災害や土砂崩れを防ぐ。

雨水が土壌を通過して土中にゆっくり浸透することで、川への急激な流出を抑制するとともに、水を蓄えています。

雨水を地中に浸透させる。

令和5年度から森林環境税と税の財源となる「森林環境税」の創設が始まります。各市町村では、整備からいただいた貴重な財源を活用して、森林の整備を進めてまいります。

令和5年度から森林環境税と税の創設が始まります。各市町村では、整備からいただいた貴重な財源を活用して、森林の整備を進めてまいります。

全国の市町村で森林環境税と税を活用して、森林を持続的に活かしていく取組が広がっています

森林の整備

静岡県 小山町

令和3年度予算：1,879万円
 森林経営管理課：1,200万円
 総務課：40万円
 国土利用課：60万円
 総務課職員：3人

平成22年の台風被害を機に森林の買取り止頓滞への取組が高まっていることから、森林経営管理制度による、手入れ不足の私有林の買取りを行っています。令和3年度には、約500名の所有者へ買取り交渉を実施するとともに、間伐(1ha)を実施しました。



人材の育成

愛知県 岡崎市

令和3年度予算：65,160万円
 森林経営管理課：11,200万円
 総務課：150万円
 国土利用課：5,000万円
 総務課職員：19人

森林整備の担い手を育成するため、関係者に資力があふ山生や森林ボランティア希望者向けに、森林整備の知識や技術が習得できる講座を開催しています。令和3年度に開催した講座には、合計で21名が参加し、高学年や高学年2日間の研修について学びました。



木材の利用や普及啓発

神奈川県 川崎市

令和3年度予算：139,719万円
 森林経営管理課：114万円
 総務課：150万円
 国土利用課：139,455万円
 総務課職員：19人

木の良さを身近に感じられる「都市の森」の取組に向け、市民参加型市民林業への木材利用、施設建設に資する木材の活用を推進しています。産学官共同研究開発や市民参加型木材加工、産産で木を体験し、木への賛同を促す宣伝向け普及啓発イベントを実施しています。



秋田県 大館市

令和3年度予算：61,120万円
 森林経営管理課：12,000万円
 総務課：70万円
 国土利用課：49,050万円
 総務課職員：18人

森林経営管理制度等の創設を機に市町村を充実させ、秋田入りの4.68として、森林整備等の促進に関する幅広い取組を推進しています。令和3年度には、新たに78.6haを市に買取り、1.2haを林業経営者に再委託したほか、Fローン活用による買取り等を実施しました。



高知県 いの町

令和3年度予算：11,630万円
 森林経営管理課：11,600万円
 総務課：30万円
 国土利用課：10万円
 総務課職員：10人

里山地域の竹林の拡大や買取りに対応するため、竹の活用やヤマザクラ等の取組を実施しています。令和3年度には、竹林改良(3.1ha)、下刈り(4.8ha)等を実施しました。産産の改善を通じて、住民の里山地域への関心の高まりにつながっています。



兵庫県 養父町

令和3年度予算：14,810万円
 森林経営管理課：16,730万円
 総務課：100万円
 国土利用課：1,000万円
 総務課職員：47人

新たな担い手の確保に向けて、町や林業事業者等が連携して、パンフレットの作成や森林大学校の学生向け研修会の開催等により、町の林業の魅力をPRしています。また、林業作業員の労働環境の改善のため、安全装備品の整備を実施しています。



岡山県 岡山市

令和3年度予算：79,000万円
 森林経営管理課：13,400万円
 総務課：45万円
 国土利用課：65,555万円
 総務課職員：84人

木材利用を通じて、住民に森林整備への理解を促すため、旅館・飲食店・カフェ等の公共施設の木造化・木質化や、市立高校の生徒が授業の一環として木造のベンチを制作し、小学校や幼稚園等に寄贈する取組を進めています。



資料の提供：国土交通省森林政策課、国土交通省森林政策課、国土交通省森林政策課

図表 2-4 パンフレット（森林を活かすしくみ）

森林経営管理制度の概要

(平成31年4月1日施行)

制度の主な流れ

- 森林所有者による森林の経営管理の義務を明確化(法第3条第1項「森林所有者は、その所有する森林について、定期的に伐採、整地及び伐後を實施することにより、経営管理を行わなければならない」)
- 市町村が意向調査を實施し、森林所有者自らが森林の経営管理を實行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受ける(※所有者が不明な場合にも特別を設ける)
- 林業経営に適した森林は、市町村が林業経営者に再委託
- 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林は、市町村が自ら管理を實施

林野庁ホームページもご覧ください。 <https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaikaku/kateikanri/sinrinkateikanri/saido.html>

お問い合わせ 林野庁 森林政策課 森林経営課 森林経営推進課 東京都庁23区庁舎第1-2-1 電話 03-6744-2126
または森林の所在する市町村の林業課窓口(具体的な森林名は必ず市町村の連絡案内にお問い合わせください)

あなたの“森林” 手入れができていますか？

近隣の森林

近くの森林が全然手入れされていないけど、大雨で崩れないかな…

地域の事業者

隣の所有者が同意してくれたら、森林をまとめて管理できるのにな…

近隣の市町村

地域の資源として活用したいけど、所有者が分からなくて連絡がとれないな…

あなたの森林を市町村に委ねることで

災害を防止できる
かもしれません

あなたの森林を市町村に委ねることで

地域のために活かせるかもしれません

あなたの森林を市町村に委ねることで

木材として活用できる
かもしれません

市町村を通じてあなたの森林を活かす仕組み、それが「森林経営管理制度」です。

林野庁

あなたの森林を 活かすためにできること

日本の国土の約3分の2は森林で、發達に推えられた人工林が大きく育っています。一方で、世代交代や暮らしの多様化などの理由で手入れがされなくなった森林が多くあります。

近隣の森林が全然手入れされていないけど、大雨で崩れないかな…

あなたの森林を市町村に委ねることで、災害を防止できるかもしれません

地域の資源として活用したいけど、所有者が分からなくて連絡がとれないな…

あなたの森林を市町村に委ねることで、地域のために活かせるかもしれません

隣の所有者が同意してくれたら、森林をまとめて管理できるのにな…

あなたの森林を事業者に委ねることで、木材として活用できるかもしれません

人と森林をつなぐために

手入れが十分に行き届いていない森林の整備を進めるために、「森林経営管理制度」ができました。

森林を所有している方には、適切な手入れなどの経営管理を行う義務があります。ご自身で森林を管理するのが難しい場合や、相続などで受け継いだ森林の扱いにお困りの場合は、一度、お持ちの森林がある市町村へお問い合わせ下さい。

森林経営管理制度

森林の「経営」や「管理」を市町村に任せるものです

市町村が森林所有者の意向を確認

市町村が森林所有者に対して、これまでのように管理してきたか、これが分かるように管理していくかについて、意向調査を行います。

市町村への経営管理の委託を希望する場合

市町村が経営管理を設定

意向調査で市町村への委託希望の回答があった森林で、市町村が必要と判断した場合は、森林所有者と同意の上、市町村が経営管理の委託を受けます(市町村ごとに委託を受ける森林が異なりますので、市町村に委託できない場合もあります)。

林業経営に向かない森林は市町村が管理

Aさんの森林は、林業経営には向いていませんでしたが、崩落から近く、土砂崩れのおそれがあったので、防災のための間伐が行われました。

林業経営に向いている森林は市町村が林業経営者に任せる

Bさんの森林は、周りの森林と一緒に管理することで、林業経営が可能になりました。市町村から委託を受けた林業経営者による木材生産が行われました。

自分で管理できず困っていますけど、地域の安全・安心につながって、とてもうれしです。

この制度のおかげで、崩落していた森林が管理され、木材の無断伐入も抑えられました。

図表 2-5 パンフレット(あなたの“森林”手入れができていますか?)

森林を活かすしくみ

林野庁
総務省

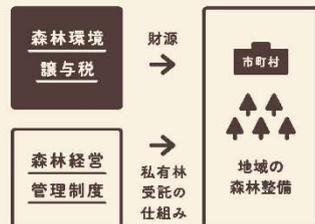
“森林環境譲与税”を活用した森林の整備

日本の森林は、国土の約7割。この豊かな森林が持つ多くの機能を活かすには、森林をしっかりと整備していく必要があります。

しかし、林業の採算性の低下や、所有者が不明な森林の顕在化、担い手の不足などにより、手入れ不足の森林が増えています。

このような中、令和元年度に、市町村による森林整備等の新たな財源として「森林環境譲与税」の譲与が、市町村が私有林の経営管理を受託する仕組みとして「森林経営管理制度」がスタートしました。

令和元年度スタート

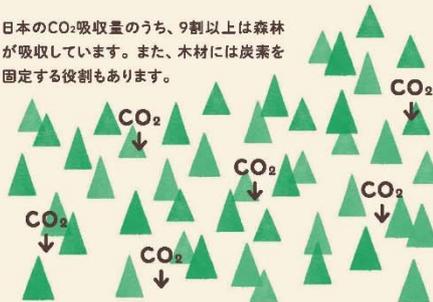


令和6年度からは森林環境譲与税の財源となる「森林環境税」の課税が始まります。各市町村では、皆様からいただいた貴重な財源を活用して、森林の整備を進めてまいります。

令和6年度スタート



日本のCO₂吸収量のうち、9割以上は森林が吸収しています。また、木材には炭素を固定する役割もあります。



温室効果ガス削減に。



災害や土砂崩れを防ぐ。



雨水を地中に浸透させる。

森林の代表的な機能

環境保全や防災、水の浄化など、森林はさまざまな場面で私たちの暮らしを支えています。

図表 2-6 パネル縮刷版（森林を活かすしくみ）



全国の市町村で
森林環境譲与税を
 活用して、
森林を持続的に
活かしていく取組が
広がっています

間伐等の整備で、明るい森林へ

森林の整備

静岡県
 小山町

令和3年度譲与額：9,373千円
 私有林人工林面積：2,051ha
 林野率：67.3%
 人口：18,568人
 林業就業者数：25人

平成22年の台風被害を契機に森林の災害防止機能への認識が高まっていることから、森林経営管理制度により、手入れ不足の私有林の間伐等を行っています。令和3年度には、約500名の所有者へ意向調査を実施するとともに、間伐(1ha)を実施しました。



秋田県
 大館市

令和3年度譲与額：63,123千円
 私有林人工林面積：12,096ha
 林野率：79.2%
 人口：69,237人
 林業就業者数161人

森林経営管理制度等の創設を機に市の体制を充実させ、秋田スギのふるさととして、森林整備やその促進に関する幅広い取組を推進しています。令和3年度には、新たに78.6haを市に集積、1.2haを林業経営者に再委託したほか、ドローン活用による現況調査等を実施しました。



高知県
 いの町

令和3年度譲与額：81,556千円
 私有林人工林面積：18,598ha
 林野率：90.1%
 人口：21,374人
 林業就業者数：96人

里山地域の竹林の拡大や荒廃に対応するため、竹の伐採やヤマザクラ等の植栽を実施しています。令和3年度には、竹林改良(3.1ha)、下刈り(4.8ha)等を実施しました。景観の改善を通じて、住民の里山地域への関心の高まりにつながっています。



【数値の出典】私有林人工林面積及び林野率：2020年農林業センサス、人口及び林業就業者数：令和2年国勢調査

図表 2-6 パネル縮刷版（森林を活かすしくみ）



図表 2-6 パネル縮刷版（森林を活かすしくみ）

どうして、森林を守るの？

人は、はるか昔から森林を守り続けてきました。
森林は安全で豊かな私たちの暮らしを支えているからです。
その働きは森林が健やかな状態でなければ発揮されません。
だからこそ私たちの手で整備し、
守っていくことが必要なのです。

私たちの暮らしを支える森林の働き

<h3>温室効果ガスの削減</h3>  <p>木々は地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素)を吸収します。</p>	<h3>自然災害の防止</h3>  <p>木々が根を張ることで土砂崩れを防ぎます。また、下草や落葉・枝などが表土の流出を抑えます。</p>	<h3>水資源の貯蓄・浄水</h3>  <p>雨水をゆっくり土の中に浸透させ、洪水時や無降雨時の川の流れを調節します。さらに、染み込んだ雨水を浄化します。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

森林を守ることは、私たちの暮らしを守ること。

国民一人一人が、森を支える。森林環境税

<h3>森林環境税の仕組み</h3> <p>国民の皆様から納税いただいた「森林環境税」は、国を通して「森林環境譲与税」として全国全ての市町村と都道府県に配分され、森林経営管理制度を始めとする森林整備やその促進のための取組に活用されます。 (年間総額約600億円)</p>	<h3>森林環境税</h3> <p>年間1,000円を個人住民税に上乗せして徴収</p> <p>国民 → 市町村 → 都道府県</p> <p>納税義務者 約6,200万人</p>
	<h3>森林環境譲与税</h3> <p>国から市町村と都道府県に譲与</p> <p>市町村、都道府県</p> <p>国が林業振興策を推進する中で、森林経営管理制度の導入により、森林整備、人材育成、木材利用、普及啓発の取組に活用</p>

図表 2-7 チラシ（どうして、森林を守るの？／表面）



全国の市町村で森林環境譲与税を活用して、
森林を持続的に活かしていく取組が広がっています

森林の整備



森林経営管理制度による間伐



竹の伐採などの里山整備



花粉症対策となるコナラへの植替え

人材の育成



知識・技術が習得できる講座



林業機械シミュレーターでの研修



新規苗木生産者等への巡回指導

木材の利用や普及啓発



建築物への木材利用



高校生作製ベンチを小学校等へ寄贈



都市・山村連携による森林環境教育

[森林環境譲与税を活用した自治体の取組の実績]

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
森林整備面積	約5.9千ha	約17.9千ha	約30.8千ha	約43.3千ha
林道や森林作業道等の整備	約90千m	約238千m	約420千m	約514千m
木材利用量	約5.4千m ³	約13.4千m ³	約22.5千m ³	約27.6千m ³
イベント等	約900回	約1000回	約1800回	約2400回

森林環境税・森林環境譲与税の詳細は



森林経営管理制度の詳細は



お問い合わせ

[森林環境譲与税の取組の実施や森林経営管理制度に関すること]
林野庁 森林整備部 森林利用課 森林集積推進室 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話 03-6744-2126

[森林環境税・森林環境譲与税の仕組みに関すること]
総務省 自治税務局 市町村税課 東京都千代田区霞が関2-1-2 電話 03-5253-5669

図表 2-7 チラシ（どうして、森林を守るの？／裏面）

どうして、森林を守るの？

人は、はるか昔から森林を守り続けてきました。
森林は安全で豊かな私たちの暮らしを支えているからです。
その働きは森林が健やかな状態でなければ発揮されません。
だからこそ私たちの手で整備し、
守っていくことが必要なのです。

私たちの暮らしを支える森林の働き

温室効果ガスの削減



木々は地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素)を吸収します。

自然災害の防止



木々が根を張ることで土砂崩れを防ぎます。
また、下草や落葉・枝などが表土の流出を抑えます。

水資源の貯蓄・浄水



雨水をゆっくりに土の中に浸透させ、洪水時や無降雨時の川の流れを調節します。
さらに、染み込んだ雨水を浄化します。

森林を守ることは、私たちの暮らしを守ること。

令和6年、森林環境税が始まります。

国民一人一人が、森を支える。森林環境税

令和6年6月から森林整備やその促進に充てるため、年間1,000円が個人住民税と併せて徴収されます。

※国策のその他の施策に資する費用の確保を確保するための個人住民税増徴の引上げ額(1,000円/年)は令和6年度に終了

【具体的な活用先】



森林整備

森林の働きを最大限に発揮させるために、整備や管理を行い健全な森林を維持します。

運出機材の買戻



人材育成

森林整備の知識や技術を普及させることで、森林整備の強い力を育成します。

茶業研修会による技術の伝達



木材の利用・普及啓発

山頂部と山頂部が活用した森林環境税や国策などで生産された木材の利用を促します。

スケートボードセクションの制作



森林環境税



総務省

図表 2-8 ポスター（どうして、森林を守るの？）

第3章 森林管理状況評価指標整備業務

3-1 情報収集及び資料作成

(1) 自治体担当者等及び学識経験者への意見聴取及び基礎資料の作成

都道府県及び市町村並びに自治体を支援する組織の関係者から所有者不明森林等の特例措置活用状況を含め、森林経営管理制度の取組状況に関する情報を収集し、令和2年度から令和4年度の検討委員会における議論の経過も踏まえた基礎資料を作成した。

(2) 評価指標及びガイドライン（改訂案）の作成

検討委員会の議事、資料及び上記の基礎資料等を踏まえ、評価指標を含めた「所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドライン」の改訂案を作成した。

[検討委員会の議論を踏まえた内容]

- ・ 供託に関する説明を新たに記載
- ・ 所有者不明森林等の特例における都道府県の裁定について、都道府県が過度に確認を必要はない旨を追記
- ・ 意向調査の返送状況、回答状況に応じた特例措置の手続きについて記載
- ・ 相続人探索のポイントを追記

[事例の更新、制度の更新を踏まえた内容]

- ・ 住基ネットが活用可能になった旨を新たに記載
- ・ 特例措置を適用した群馬県甘楽町の事例を新たに記載
- ・ 三戸町の事例について、県への裁定申請、経営管理権設定までの経緯を追記
- ・ 綾部市、若桜町の事例について進捗状況を更新

3-2 検討委員会の運営

森林経営管理法に基づく所有者不明森林等の特例措置を講じる場合の客観的な評価指標及びガイドラインの改訂、効果的な制度運用の検討等を目的とした「森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会」を運営した。令和5年度は3回（第11回から第13回）開催し、そのうち第12回については青森県三戸町内で開催した。室内での検討委員会と併せて、現地視察（現地検討）を行った。

検討委員会の議事の円滑な進行に向けて、開催前の関係者への資料の記載内容の確認や関連事項についての意見聴取、各回の終了後の議事録、作成資料の内容確認等を行った。検討委員会の開催に際しては、委員や自治体職員との開催日程の調整、当日の進行支援、議事録の作成及び内容確認、謝金等の精算、会場の確保や設営、必要な資機材の確保を行った。また、議事運営を円滑に行うため、検討委員会で使用する資料はEメール及び郵送で事前送付し、委員及び出席者との間での事前共有に努めた。意見聴取については必要に応じてオンラインアプリケーションのZoom Meeting pro（有料ライセンス）を利用してビデオ会議形式で実施した。現地視察においては、当日の資機材確保、現地担当者との調整等を実施した。

資料作成については、各回の議論を基にガイドラインの更新案の検討や、ケーススタディに関する資料案の作成等を行った。検討委員会の委員、開催状況を次ページに示す。

※検討委員会の配布資料及び議事録については「令和5年度 森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会 実施報告書」を参照。

図表 3-2-1 森林経営管理状況評価指標整備に関する検討委員会 委員 ※敬称略

氏名	所属
植木 達人 【委員長】	信州大学 学術研究院農学系 森林施業・経営学研究室 教授
阿部 和時	日本大学 生物資源科学部 森林資源科学科 森林環境保全学研究室 特任教授
野村 裕	のぞみ総合法律事務所 弁護士（日本弁護士連合会より推薦）
品川 尚子	那須法律事務所 弁護士
河合 智	岐阜県 郡上森林マネジメント協議会 事務局次長 （元・郡上市農林水産部次長兼林務課長）
片山 健二	石川県 かが森林組合 代表理事組合長

<林野庁> 福田 淳 森林利用課 課長
 城 風人 森林利用課 森林集積推進室長
 安田幸治 森林利用課 課長補佐（森林集積企画班担当）
 武山泰之 森林利用課 森林集積推進室 企画係長

<事務局> 公財財団法人 日本生態系協会 松浦、亀田、小川、井上

図表 3-2-2 森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会の開催状況

回数	日時	開催方法	議題
第 11 回	令和 5 年 7 月 21 日 15 : 00 ~ 17 : 30	Web 対面式併用 (TKP 新橋カンファレンス センター)	1. ケーススタディ (久万高原町) 2. 森林経営管理制度の課題につ いて 3. 今後の予定について
第 12 回	令和 5 年 11 月 8 日 13 : 10 ~ 15 : 50	現地検討会 (青森県三戸町) Web 対面式併用 (三戸町役 場)	1. 現地検討のとりまとめ 2. 今後の予定について 3. その他
第 13 回	令和 6 年 2 月 7 日 9 : 30 ~ 12 : 00	Web 対面式併用 (TKP 新橋カンファレンス センター)	1. ガイドラインについて 2. ケーススタディ (福井市、 亀山市) 3. 今後の予定について

※臨時出席者あり (第 11 回 : 愛媛県、久万高原町 第 12 回 : 青森県、三戸町 第 13 回 : 福井県、三重県、福井市、亀山市)

令和5年度森林経営管理制度実施円滑化事業のうち
事務データベース及び森林管理状況評価指標整備業務
報告書

【資料編】

資料1 付属CDに収録した参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・1~252

【資料 1 付属 CD に収録した参考資料 目次】

1_【北海道札幌市】札幌市森林経営管理制度運用指針	1
2_【青森県西目屋村】西目屋村目標林型実行プラン	5
3_【青森県西目屋村】意向調査票（令和 5 年度）	30
4_【栃木県鹿沼市】鹿沼市における森林経営管理制度の取組（意向調査同封チラシ）	32
5_【栃木県鹿沼市】意向調査票	34
6_【栃木県鹿沼市】意向調査業務委託特記仕様書	39
7_【栃木県鹿沼市】市町村森林経営管理事業 業務委託 特記仕様書	44
8_【栃木県鹿沼市】経営管理権集積計画作成業務委託 特記仕様書	45
9_【群馬県甘楽町】森林経営管理制度実施事業計画	58
10_【愛知県岡崎市】岡崎市森林経営管理実施方針策定業務仕様書	74
11_【愛知県岡崎市】選定委員会要綱	79
12_【兵庫県朝来市】朝来市森林ビジョン	81
13_【兵庫県神河町】神河町寄附受納審査会設置規程	121
14_【鳥取県若桜町】わかさ森づくりビジョン	122
15_【鳥取県若桜町】若桜森林づくり条例	161
16_【広島県世羅町】森林施業プラン書 書式	165
17_【高知県四万十市】森林経営管理制度チラシ	166
18_【高知県四万十市】意向調査鑑	168
19_【高知県四万十市】意向調査アンケート様式	169
20_【高知県四万十市】委任状	175
21_【高知県本山町】土佐本山コンパクトフォレスト構想	176
22_【宮崎県日南市】日南市森林経営管理制度実施方針	246

付属CD 参考資料

札幌市森林経営管理制度運用指針

令和5年(2023年)10月12日
みどりの管理担当部長決裁

1 本運用指針の位置づけ

(1) 本運用指針は、札幌市森づくり基本方針(案)に基づき、森林経営管理制度について効率的に森林整備を進めるために定める。

※ 札幌市森づくり基本方針が策定されるまでは暫定版として運用する。

(2) 本運用指針に示す以外の基本的な事項は、森林経営管理制度に係る事務の手引(林野庁)を参考にするとする。

2 私有林における森林経営管理制度の活用

(1) 私有林整備においては、森林経営計画制度による整備を優先する。一方で、札幌市は小面積の森林所有者が多い等の理由で森林経営計画の促進が難しい状況であることから、森林経営管理制度の活用を中心に進めていく。

3 森林経営管理制度の目的と森林の将来像

(1) 森林経営管理制度は、公益的機能が発揮できていない間伐遅れ等の人工林を対象に、公益的機能を発揮させるための目的で活用することを基本とする。この場合の森林の将来像は、札幌市森づくり基本方針(案)における「天然林へ移行段階の森林」とし、さらに先の将来は「保全された天然林」を目指すこととなる。

※ 道路や電線等の重要インフラ周辺において倒木を防止する目的で実施する森林整備や、里山的利用を目的とした森林整備等、別の目的であっても必要性の高い整備については、森林経営管理制度を活用することを妨げない。

(2) 森林所有者が収入を優先する場合は、森林経営計画等による整備を促すものとし、森林経営管理制度は活用しないことを基本とする。

4 森林経営管理制度の対象外

(1) 森林経営管理制度の対象外とする森林は基本的に以下の通りとする。

ア 天然林等

・天然林

※ 里山的利用を目的とした森林整備などにおいて、人工林の周囲にある天然林についても、森林整備の対象とすることができる。

・天然林へ移行段階の森林

※ 多くの場合、針葉樹人工林の中に天然更新によって生育した広葉樹が混在する状態になることから、本運用指針においては、「針広混交林」

と表す。

イ 適切に経営管理されている人工林

- ・森林経営計画等によって適切に経営管理がなされていると判断できる人工林
- ・直近10年以内に森林整備が行われている等、適切な間隔で施業履歴がある人工林

ウ 札幌市に対し森林整備を委託する意思が示されていない人工林

- ・意向調査において「自ら管理する」「民間事業者に直接委託する」等の意志が示されている人工林
- ・森林所有者のもとに意向調査票は届いたが、回答のない人工林
- ・経営管理権集積計画（以下、集積計画）策定に向けた調整が不調に終わった人工林

エ 経過観察林（※「5 経過観察林の指定」）

オ エリア管理林（※「6 エリア管理林の指定」）

5 経過観察林の指定

- (1) 広葉樹の天然更新が旺盛な林分において、森林整備が行われなくても早期に針広混交林化する可能性が高い人工林は、経過を観察する森林（経過観察林）に指定できる。
- (2) 経過観察林に指定後、針広混交林化が進まない場合は、経過観察林の指定を解除し、森林経営管理制度による森林整備を検討する。
- (3) 経過観察林への指定は、「札幌市経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会（以下、選定委員会）」の外部委員全員が認める方法によって行う。

6 エリア管理林の指定

- (1) 面積が極めて小さい筆や、森林整備が難しい急傾斜地等の人工林は、全てを森林整備の対象とはせず、その周囲の森林の公益的機能に期待しエリア全体で最低限の公益的機能を確保する。さらに、当該人工林は周囲の森林の影響によって針広混交林化の促進が期待されることから経過を観察することとし、エリアでの機能の確保を前提に管理する森林（エリア管理林）に指定できる。
- (2) エリア管理林に指定後、エリア全体で最低限の森林の公益的機能が確保されていないと判断された場合は、エリア管理林の指定を解除し、森林経営管理制度による森林整備を検討する。
- (3) エリア管理林への指定は、選定委員会の外部委員全員が認める方法によって行う。

7 森林の境界

- (1) 公区の境界を用いることを基本とする。
- (2) 公区の境界に対し、現場の状況等が著しく異なる場合はこの限りではない。この場

合、境界の手がかりから森林所有者間の確認によって施業界を設定する。

- ※ 境界の手がかりについては、針葉樹人工林であっても広葉樹の旺盛な成長等によって現場の林分による判定が困難な場合があること、現状有姿分譲地等のように植栽以降に地形によらず区割りされている地域があること等に留意する。

8 森林整備

- (1) 整備の手法や間伐率等は、札幌市が設定することを基本とする。
- (2) ゼロカーボンや炭素固定の観点から、間伐材等はできる限り搬出する計画とする。

9 経営管理実施権配分計画（以下、配分計画）の策定

- (1) 集積計画を策定した後は、基本的に民間事業者への再委託（配分計画の策定）を検討する。再委託が困難な場合に、札幌市が自ら経営管理（札幌市森林経営管理事業）する。

※ 切り捨て間伐が想定される場合等、あらかじめ再委託が適切ではないと判断される場合は、当初より札幌市森林経営管理事業を選択する。

- (2) 民間事業者への再委託は長期間となることから、民間事業者が意欲をもって森林整備を実施でき、また経営リスクが低減されるような配分計画となるよう検討する。

- (3) 経営管理実施権の設定を受ける民間事業者は、選定委員会において選定する。

- (4) 民間事業者の選定は、案件における森林や事業の特殊性によって標準タイプと特殊タイプに分け、標準タイプでは民間事業者選定要領等を統一して効率的に実施する。

※ 森林整備の難易度が高い、里山林整備など森林機能の発揮以外の目的があるケースなどを「特殊タイプ」とする。それ以外の、審査項目の設定等を機動的に判断可能なものを「標準タイプ」とする。

- (5) 選定委員会は札幌市における配分計画の実績の認定を行う。過去5年の札幌市における配分計画におけるトラブルや事故の発生、不適切な森林整備、虚偽の報告等の実績については、民間事業者の選定における評価要素とする。その他の実績については、評価要素に反映することができる。

- (6) 集積計画終了後は、必要に応じて民間事業者と森林所有者の直接契約を締結するよう促す。

10 森林所有者への利益還元

- (1) 森林経営管理制度は森林の公益的機能を発揮させるための目的で活用する制度であることから、集積計画や配分計画、民間事業者選定において森林所有者の収入の確保等を考慮せず、適切な森林整備を完遂できることを優先とする考えを基本とする。

- ※ 収入が多く見込めるような森林の場合は、森林経営計画による整備を促進する。
- (2) 複数の筆を一団の森林整備として配分計画を策定する場合は、一団全体の利益を公

図の面積によって区分し、各森林所有者へ還元することを基本とする。

※ 筆ごと樹種等の違いがあり売払い単価が異なる場合でも、木材を搬出するための森林作業道作設等の共有の必要経費があることや、また森林所有者ごとに木材を売り分けることは民間事業者の負担増（必要経費の増大による利益減）となる等を考慮し、面積按分とする。

(3) 札幌市森林経営管理事業の場合は、林産物売払いによる歳入が森林整備業務等の歳出を上回った場合においても、森林所有者への利益還元は行わない。この時、森林所有者が希望する場合、間伐した木材の一部を、札幌市が進める森林や木材利用の普及啓発事業や緑化事業等に活用することができるものとする。

11 その他

- (1) 本運用指針は、令和5年（2023年）10月12日を適用日とする。ただし、適用日より前に策定した集積計画には適用しない。
- (2) 本運用指針は札幌市森づくり基本方針の策定後、全体の見直しを行い改正した上、暫定状況を解除する。

西目屋村目標林型実行プラン

令和5年3月

目次

はじめに	4
1. 西目屋村の森づくりビジョン	5
1-1. 林業の担い手を育てる	6
1-2. 森林サービズ産業を育てる	8
1-3. 森林を利用する企業を集める	10
1-4. 村の森林のファンをつくる	12
1-5. ビジョンの体系図	14
1-6. ビジョンの実施体制等	15
(1) 実施体制	15
(2) 財源等	16
(3) 実施目標	17
2. 実行マニュアル及びフローチャート、実施方法の提示	18
2-1. 説明会・意向調査・材積量調査・座談会・実施計画・集積計画の流れ	18
2-2. 効率的な材積量調査・森林ゾーニングの方法	19
(1) 効率的な材積量調査	19
(2) 森林ゾーニングの方法	20
2-3. 被害木（ナラ枯れ等）の管理及び処理方法の提示	23

はじめに

青森県西目屋村は、世界自然遺産白神山地を有する自然豊かな村です。その雄大で美しい自然を代表するのが、村の面積の9割を占める森林です。村の奥山は白神山地のコア・エリア、バッファゾーンを含む国有林ですが、北東側の集落のある人里に近い「里山」は、人が昔からその山の恵みを利用してきた森で、民有林のうち1/3近くはかつて植栽をし育ててきた人工林でもあります。

村では、木質バイオマスエネルギーの利用を進め、森林整備による間伐材等の買取りを通して山主に森林の整備や管理を促しています。しかし依然として整備の行き届かない森林は多く、山主の高齢化や不在村化も問題になってきています。

そこで、村の重要な資源である森林の利用をさらに一層進め、山主への還元や地域の活性化につなげるために、村の森林の理想的な活用の姿（目標林型）を示し、それを実行していくための計画をこの「目標林型実行プラン」にまとめました。そのなかで、従来の木材生産目的だけでなく、さまざまな活用方法を視野に入れ、多様な人たちが森づくりに関わるイメージを共有するための「森づくりビジョン」を作成しました。

またこれに付随して村が進めていかなくてはいけない森林経営管理制度のマニュアルや、今後の森林整備の際の基礎情報となる材積量調査の効率的な方法、森林をどう活用するか
の指針となるゾーニング、近年問題になっているナラ枯れ被害木に対する対処方法などを整理し、まとめました。

1. 西目屋村の森づくりビジョン

森づくりのビジョンを策定するにあたり、様々な観点を束ねる統一的な「理念」が必要となります。この「西目屋村の森づくりの理念」を今回、以下のように定めました。

西目屋村の森づくりの理念

持続可能な森づくり ～人とお金が循環する森林の活用～

「持続可能」というのは、文字通り将来にわたって西目屋村の森林が健全な状態で維持され続けていくことです。そのためには、森林を管理し手入れする人や、森林を利用する人が世代交代をしながら途切れず続いていくこと、さらにそこに必要なコストや利用価値に対する対価がきちんと支払われていくことが必要になります。すなわち、「人の循環」と「お金の循環」が続いていくことであるとと言えます。

この理念のもとに、以下の4つの観点を森づくりの「基本方針」とします。

- ① 林業の担い手を育てる【プレーヤーづくり】
- ② 森林サービス産業を育てる【楽しむ場づくり】
- ③ 森林を利用する企業を集める【スポンサー集め】
- ④ 村の森林のファンをつくる【ファンづくり】

1-1. 林業の担い手を育てる

西目屋村には林業事業体がなく、森林整備に際しては村外の事業体に委託しなければならぬ状況です。

地域における林業のあり方として、近年は大きく2つの方向性に分かれています。ひとつは高性能林業機械などを使用し大規模に集約化・効率化した林業を行うもの、もうひとつは最小限の機械で小規模・副業的に林業を行うものです。後者のやり方で注目されているのが「自伐型林業」と言われ、「採算性」と「環境保全」が両立できることから、人口減少に直面する過疎地域における林業のあり方として取り組む自治体が増えています。



大規模な林業の様子



小規模な林業の様子

西目屋村では、一人あたりの森林所有規模が小さく、また所有権の代替わり等により不在村地主が多いことから集約化が難しく、大規模な林業の展開が容易ではありません。また、本村は岩木川の最上流に位置し環境保全が最優先事項であることから、「自伐型林業」も選択肢の一つに加え、担い手の確保（発掘・育成）の方法を探っていきます。（一方で大規模・集約的な林業が必要となる場面も想定されますが、そのときには林業事業体へ委託するか、連携を密にする方向で別途検討します。）

自伐型林業の担い手は、地域外から呼び入れるのではなく地域内で発掘・育成すべきであり、そのためには継続的な研修や講習を実施することが重要になります。研修・講習については、外部専門家に依頼する以外にも、県内の活動家や、村内または近隣でもテーマごとに講師が可能な人材はいるため、そういった人たちの協力を仰ぎながら進めていきます。

またその担い手たちが活動することのできるフィールド（林地）を確保することも必要で、森林経営管理制度などで村へ経営管理委託の同意を示した森林などをフィールドとして利用することも選択肢の一つとなります。

これらの方法により、必要性が高まる森林整備を確実に実施するためにも村内に林業の担い手を確保していかなければなりません。

【事例紹介】

岩手県釜石市では、継続的なチェーンソー講習や間伐体験会を実施しています（「いわて森林づくり県民税」を活用）。参加者は、森林整備に関心のある人、林業への転職を検討している人、所有する山林の手入れをしたい人、自伐型林業を志す人などさまざまで、初めてチェーンソーに触れるという人も多いそうです。



研修会の様子

釜石市では既に自伐型林業が実践されており、経験者や講師育成のための研修場所としても活用されています。



自伐型林業の作業道と道づくりの様子

1-2. 森林サービス産業を育てる

西目屋村は世界自然遺産白神山を抱えるなど、山林・森林はその豊かな大自然のイメージをかたちづくる重要な資源です。そのため森林の活用においては、「伐採することだけでなく、森林をありのままに維持・整備していくことも求められます。また森の中に入ることによって癒しや楽しみを得ることは「非日常」の体験として人気があり、村でそのようなレジャーやアクティビティが体験できるのであれば、たくさんの人を呼ぶことができます。

このように森林を木材等の林産物の生産地としてだけでなく、その空間自体を有効に利用しようという試みが「森林サービス産業」として近年注目されており、林野庁では「山村の活性化に向けた『関係人口』の創出・拡大のため、森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用する新たなサービス産業」と定義しています。

森林サービス産業にはいろいろな事業の可能性がありますが、ここでは比較的に取組みやすくリスクの少ない事業として、森林空間をまるごと個人に貸して使ってもらうタイプのサービスを検討します。

森林空間利用のニーズとして近年台頭しているのが「キャンプ」です。なかでも人気なのは「ソロキャンプ」と呼ばれる1人でキャンプを楽しむスタイルで、そういう層の中には一般的なキャンプ場でのキャンプに飽き足らず、自然の状態に近い森林空間でキャンプをしたいという人たちが増えていきます。実際にそのようなニーズを持つ人に対して、貸し出し可能な森林の情報を提供しマッチングを図るサービスが出現しています。

【事例紹介】

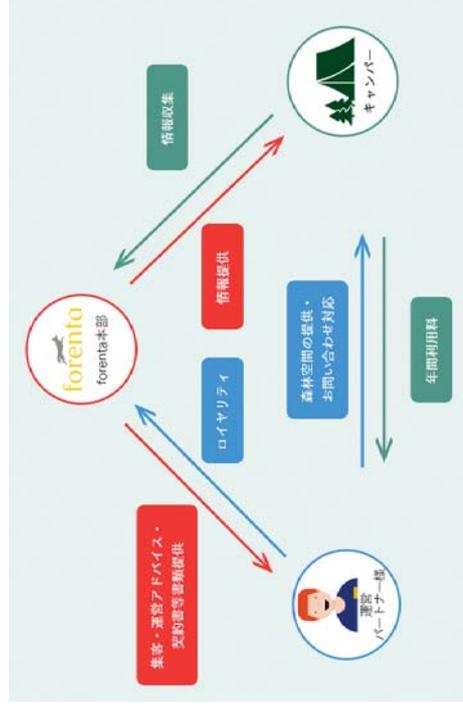
森林レンタルサービス「Forenta」

岐阜県東白川村の株式会社山共では、キャンプ愛好家のための森林レンタルサービスを始めました。自社の所有森林を一定の区画に分け、レンタル利用者を募集、選考により決定した利用者は1年間のレンタル契約で区画内のエリアを自由に使うことができます。

また同社ではこの森林レンタルサービスのノウハウを他の地域の企業や山主にも提供しており、ForentaのWebサイトでレンタル利用者の募集をすることができます。



レンタル利用の様子



Forenta サービスの他地域展開の仕組み

上記の「Forenta」の場合、レンタル対象地となる林地は特段の開発や整地を行わなくてもよい（ある程度平らなところなど条件はあるが）とされています。それであれば森林所有者や林地の貸し出し側も事業を始めるリスクは少ないため、まずは現時点で利用可能な場所から同サービスを利用して利用者の募集をしてみることから始められます。そしてマッチングの実績ができれば、森林所有者も受け入れやすいので他の候補地へと広げていくことができると考えられます。

森林所有者にとっては、収入を得る見通しの立たない森林をこのように長期的にレンタルしてもいいですし、一定期間レンタルした後に立木を伐採して収入を得ることもできるため、森林から収入を得る方法や選択肢が増えると言えます。

1-3. 森林を利用する企業を集める

森林の間伐や植林、保育など適切な整備をするためには費用がかかります。木材価格の低迷により木材販売収入だけでこれらの費用を賄うことが難しくなっている現状では、費用を出せないことにより森林の荒廃が進んでしまうという問題があります。

そこで、企業がその資金を出して植林や保育等の森林整備を行う取り組みが全国的に広がっており、その対象森林を一般的に「企業の森」と呼びます。企業はこの取り組みにより社会的責任（CSR）を果たすとともに、その企業の社員や関係者が森林整備作業を手伝うことで地域に貢献することや企業のイメージアップも大きな目的になります。

青森県では県庁が窓口となり、「企業の森」の対象候補内となる場所の掲載と企業の募集、マッチングを行っています。西目屋村内でも令和4年度に「企業の森」の協定が結ばれ、植林や除伐等の整備が実施されている状況です。今後も引き続き、県庁と連携しながら「企業の森」の拡大を村内で図っていくこととします。

ここでは、県庁が実施する「企業の森」の募集のほか、西目屋村独自の企業の森の募集、運用のあり方や可能性について検討します。

一般的な「企業の森」は上述のようにCSR活動として位置づけられるため、企業にとっての直接的なメリットは少ないと考えられます。一方で近年は企業が下記のような目的で積極的に森林を活用しそのメリットを享受する例がみられるため、西目屋村でもそのような企業が直接享受できるメリットを提供することで企業を誘致することが考えられます。

- 企業にとっても森林を利用するメリット（魅力）
 - ・森林セラピー、「癒しの森」など森林を活用した社員の健康増進
 - ・ワーケーション的リモートワークや教育研修の場としての活用
 - ・CO2の吸収クレジットの取得

このうち、ワーケーションについては令和3年度から県の中南地域県民局が西目屋村をモデル地域として森林整備作業を必須としたワーケーションの実施について検討を行っており、令和4年度には実証事業としてモニターアームも開催されたところですが、ここでの知見やノウハウを活かして今後も継続的にワーケーション企業の誘致をすることができれば、「企業の森」にもつなげることができると考えられます。

また、CO2の吸収クレジットについては、国のCO2排出権取引制度であるJクレジット制度において「森林吸収」の方法論が認められており、現在急速にその申請（登録）が増えてきています。西目屋村では薪ボイラーの利用によるCO2の削減クレジットの登録・販売の実績があり、現在村内の森林を対象としてCO2吸収クレジットについても登録の可能性を検討し始めたところです。企業としては、今後自社のCO2排出量を削減していかなければならないなかで、村の森林の整備に協力することでCO2吸収クレジットを取得し排出量を相殺することは有効な手段となります。

森林吸収クレジットの取得・販売の流れ

森林吸収クレジットの計画からクレジットの販売までの流れを以下に示します。いずれの段階も適切な専門家の支援を受けながら実施するのが現実的です。



森林吸収クレジットの取得・販売の流れ

1-4. 村の森林のファンをつくる

西目屋村の森林を林業だけでなく、前述した「森林サービス産業」や「企業の森」等の多様な目的で活用するには、それを利用してくれる「ファン」の存在が不可欠になります。

ひと括りに「ファン」といっても、関係の浅いライトなファンを増やすよりも、関係の深い熱心なファンを増やす方が有効であり、そのための商品・サービスの開発やプロモーションの方法を考えていくことが重要になります。

さてここでは、そのような熱心なファンを増やすためのプロモーションとして、どのような情報発信をすればよいかを検討します。

今後、森林に関連する商品やサービスがいくつかが発生したとして、それらは相互に協力し連携して、複合的にファンにアプローチすることが望まれます。例えば、西目屋村にキャンプに来た人が「森のサウナ」ができることも知り、さらに「ワーケーション」のような滞在の仕方もできると分かれば、「また次に来たい」と思わせることができるかもしれません。

したがって、西目屋村で今後展開される森林関係の事業は、個別に情報発信するだけでなく、それらを包括的に取りまとめて「西目屋村の森」自体を対外的に魅力的に魅了するコンテンツとして発信する役割が必要となります。

また近年は SNS（ソーシャルネットワークサービス）の発達により、一方的な広告のような情報発信よりも、口コミなどの「ファン自身が発信する情報」の方が影響力が大きくなってきています。そのため、商品・サービスの提供を受けた人が発信したいと思えるような仕掛けや、ファンがファンを生む循環を意識していくことが重要になります。

【ファンによる情報発信の仕掛けの例】

◆ハッシュタグ

SNS では特定の話題に関する投稿に「ハッシュタグ」というキーワードを付けることで、そのハッシュタグが付けられた投稿をまとめて検索・閲覧することができます。例えば、利用者に対して「ハッシュタグ『#西目屋の森あそび』を付けて投稿してください！」と促すことで、そのハッシュタグを検索すれば利用者の生の声をまとめて見ることができます。

◆フォトコンテスト

最近では利用者に写真を投稿してもらい、コンテストとして入賞作品には賞品などを提供する利用者参加型のフォトコンテストがよく開催されています。利用者が楽しんでる様子やきれいな写真をたくさん投稿してもらうことにつながり、盛り上がりを見せることができます。

◆アンバサダーの活用

一般の利用者の投稿だけでは影響力が低いこともあるため、フォロワー（投稿を見る人）の数の多い人をアンバサダーとして認定して、利用の様子や感想を投稿してもらう方法もあります。アンバサダーになってもらうには、商品・サービスをその人に無償提供するなど、なんらかの見返りは必要になることが一般的です。

1-5. ビジョンの体系図

以上の4つの基本方針を理念のもとにまとめ、さらにその下にそれぞれで検討した内容を「基本施策」及び「具体的取り組み」として紐づけられます。これを体系図として整理したものが下の図になります。



西目屋村の森づくりビジョン

1-6. ビジョンの実施体制等

(1) 実施体制

ビジョンに基づき施策を実行していくためには、官民が連携した実施体制が不可欠です。ここではその実施体制について自治体と民間の役割分担を明確にします。

方針①～③では、それぞれにおいて西目屋村で関わる個人や企業を募り集める必要があります。方針①「林業の担い手を育てる」の場合は西目屋村で活動する自伐型林業の担い手や研修の講師、方針②「森林サービシ産業を育てる」ではキャンプ等のために森林を借りて使いたい人、方針③「森林を利用する企業を集める」では「企業の森」として森林を利用する企業のことです。これらを集める際の窓口としては、幅広く情報を収集して人脈等のつながりをつくり、それを蓄積していく必要があることから、村に関わりのある民間企業等が役割を果たすことが望ましいと考えられます。民間に役割を任せることは、自治体の負担軽減にもつながります。

一方で、方針①～③では活用する対象となる林地を準備することも必要になります。そのためには村内の森林の所有者と話し、有効活用のために林地を提供してもらえるよう交渉する（あるいは、森林所有者の側から林地の提供の申し出を受ける）役割も必要です。この役割は、森林所有者からの信頼や安心して相談できる立場の人であることが求められるため、自治体の役割がふさわしいと考えられます。

以上をまとめると、森林の利用者側の個人や企業の窓口には民間企業が、森林の提供者側である森林所有者の窓口には自治体となり、民間企業と自治体間で相互に情報交換を密に行うことで利用者と提供者のマッチングをスムーズに行うことを目指します。



森林活用の実施体制のイメージ

方針④においては、さまざまなコンテンツの情報の取りまとめと発信は方針①～③で個人や企業の窓口となる民間企業が行うことがふさわしいと思われまます。方針①～③における利用者の募集にあたっては、そこでどんなことをしているのかの情報の発信を同時に行わなければならないからです。



森林のファンづくりの実施体制のイメージ

(2) 財源等

ビジョンにおける施策を実行していくためには財源の継続的な確保も必要です。民間企業等が収益を稼げる事業であれば、その企業等が自ら投資・支出すればよいですが、収益化の難しいものや収益化までに時間がかかると思われる事業については、公的な予算を投じることも必要となります。現在及び将来の西目屋村の状況を鑑み、公的な財源として活用できるものを挙げます。

①森林環境譲与税

森林環境譲与税を財源とし、方針①～④の取り組みに対して民間から提案を募り、公募型補助として支出します。年度によって方針①～④のどの取り組みを対象とするかは森林経営管理委員会が決定します。公募によって寄せられた提案の審査も同委員会が行うこととします。

また、都市部の自治体と協定を結び、その都市部の自治体が自らに交付される森林環境譲与税を活用して西目屋村の森林整備や森林の利用（子供の野外活動や、保養場所等としての利用）を行うことも考えられます。

②CO2 吸収クレジット

森林整備により認定を受けることのできる CO2 吸収クレジット（J-クレジット）の販売収益も各種取り組みの財源として活用できます。

③人材派遣制度

各種の取り組みや窓口企業の運営に必要な人材については、国が用意している各種の人材派遣制度（例：地域おこし協力隊、地域活性化企業人、地域力創造アドバイザー、地域林政アドバイザー、など）も活用して人材確保の支援を行います。実質的にそれらの企業に派遣して従事してもらう形態をとることが考えられます。

このほか、官民に関わらず、国や県の助成事業等で活用できるものは積極的に活用していくことが望まれます。

(3) 実施目標

4 つの基本方針に対して、実施目標 (KPI) を定めます。実施目標は以下のとおりです。

目標時期：令和 7 年度

基本方針	実施目標 (KPI)	目標数値
林業の担い手をつくる	研修・講習の受講者数	15 人 (延べ) /年
森林サービス産業を育てる	森林空間レンタルの対象として設定した林地の数 (新規設定数)	1 箇所/年
森林を利用する企業を集める	「企業の森」として利用した企業の数	1 社/年
村の森林のファンをつくる	情報発信をもとにアクティビティやワークショップで訪れた人の数	20 人/年

基本方針の実施目標

2. 実行マニュアル及びフォローチャート、実施方法の提示

ここでは、森林経営管理制度を円滑に遂行するための進め方について、各項目の内容を整理、提案する。

2-1. 説明会・意向調査・材積量調査・座談会・実施計画・集積計画の流れ

西目屋村で行う森林経営管理制度の一連の流れをマニュアル及びフォローチャートとして整理した。作成したマニュアル及びフォローチャートは添付資料とする。

【ポイント】

基本的には林野庁の示す「森林経営管理制度に係る事務の手引」に従うものであるが、西目屋村独自の考え方として、「年度毎の実施区域はおおむね林班単位とし、限られた人員と予算の中で対象区域は小さくても確実に制度を実施していくことと、森林所有者に対し丁寧に説明しフォローしていくこと」が重要である。

2-2. 効率的な材積量調査・森林ゾーニングの方法

(1) 効率的な材積量調査

材積量調査の基本は、任意のプロットを設定した毎木調査であるが、これは時間や労力がかかるといえる。近年は新しい機械やソフトを使った材積量の調査方法があるため、それらの中から西目屋村にとって適した方法を提示する。

▶ iPhone 計測 (mapry : アプリ)

iPhone から発せられるレーザー (5m 範囲) で対象地内の立木を 3D データとして記録、ソフト (iPhone のアプリ) で自動的に材積を計算する方法である。レーザーは 5m 範囲で照射可能であり、10m×10m のプロットを 10 分程度で計測できる。また、同アプリは材積量調査以外にも、境界や作業道の測量にも使える。

ハード (iPhone) : 約 10 万円

ソフト : 1.1 万円/月



mapry による計測のイメージ

iPhone 計測 (mapry) は、計測したその場で材積量等の結果が得られることが最大のメリットであり、今後アプリの用途拡張も期待される。よって今後西目屋村では iPhone 計測 (mapry) を軸に効率的な材積量調査方法の採用を検討していく。

(2) 森林ゾーニングの方法

i) 森林ゾーニングを行う際の規定

森林ゾーニングを行う際の規定については、岐阜県郡上市の「森林ゾーニングに関する検討報告書（平成 29 年 3 月）」に記載されているゾーニングの方法を模範とした。

【郡上市のゾーニング方針】

- 傾斜と路網からの距離によって「木材生産林」と「環境保全林」に大別。「木材生産林」は【生産重視】【生産検討】【保全重視】の3つに分類
- 安全要素（災害リスク、環境保護、市民生活への影響）を鑑みて「木材生産林」から「環境保全林」への区分変更
- 最終的に所有者の意向を確認し、決定

西目屋村の場合は、「傾斜 30 度以下」かつ「路網からの距離 100m 未満（※）」の場合に「木材生産林」とゾーニングする。

（※）西目屋村の場合は小規模な林業を想定するため、路網からの集材可能距離を短く設定した。



森林ゾーニングの方針

木材生産林（生産重視）

傾斜が緩く路網から近い森林。木材生産と再造林による循環利用を進める
(傾斜 30 度以下、路網から 100m 未満)

木材生産林（生産検討）

傾斜は緩いが路網から遠い森林。路網の新たな開設や架線での集材が可能であれば木材生産林とする。

(傾斜 30 度以下、路網から 100m 以上)

木材生産林（保全重視）

傾斜が急だが路網からは近い森林。災害発生のリスクを回避しながら木材生産が可能なる場合には木材生産林とする。

(傾斜 30 度超、路網から 100m 未満)

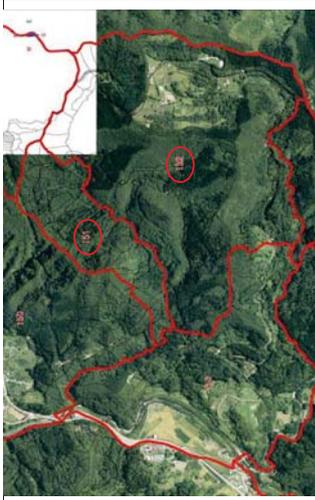
環境保全林

傾斜が急で路網からも遠い森林。効率的な木材生産が見込めないため、環境保全目的の森林とする。

(傾斜 30 度超、路網から 100m 以上)

これに関わらず、法律上の規制や災害発生の危険性、環境・文化・景観上の配慮等による保全の必要がある森林は環境保全林とする。

ii) 優良な森林区分を3カ所抽出
 木材生産においてモデル的な林分を設定し、それをわかりやすく森林所有者に示すため、村内の木材生産林に該当する場所から3カ所の優良林分を抽出した。
 抽出した場所は、以下の箇所である。

地区	林班	地図
田代	151、152	
大秋	141、144	
村市	159、160	

村の優良林分（モデル地域）

2-3. 被害木（ナラ枯れ等）の管理及び処理方法の提示

現在青森県内では「ナラ枯れ」が拡大しており、西目屋村内でも被害木の発生が確認されている。これに対し県では被害の拡大防止のためにナラ等の伐採と移動に関する規制を行っている。規制の内容を以下に整理する（「青森県マツ類及びナラ類の伐採・移動・利用に関する留意事項（令和4年度 青森県農林水産部林政課）」より引用）。

地域区分	(A) 被害発生市町村	(B) 被害発生隣接市町村	(C) A・B以外の市町村
留意事項			
① 生立木等の伐採（6月～9月）	×	×	△
② 被害木等の市町村外への移動	×	—	—
③ 被害木駆除（10月～翌年5月）	○	—	—
④ 他県の被害地域からの材の移動	×	×	×
⑤ 枯死木の情報提供	○	○	○

A：深浦町[※]、南部町[※]、つがる市[※]、鯉ヶ沢町[※]、西目屋村[※]、弘前市[※]、五所川原市[※]、中泊町[※]

B：鯉ヶ沢町[※]、八戸市[※]、三戸町[※]、五戸町[※]、新郷村[※]、鶴田町[※]、青森市[※]、今別町[※]、外ヶ浜町[※]、蓬田村[※]、板柳町[※]、藤崎町[※]、田舎館村[※]、大鰐町[※]、平川市[※]

C：AとBを除く県内18市町村

※マツ類のみ対象、◆ナラ類のみ対象

ナラ枯れに係る規制内容

西目屋村内のナラ等の対象樹種は、「被害を受けている可能性があることになり（＝被害疑い木）、規制で認められた期間内に伐採したものは、5月までにその木からキクイムシが羽化しないように処理をしなければならぬ。

西目屋村の民有林は半分以上が天然林でナラ等が主要な樹種である。そのため、このナラ枯れ対策の処理をきちんと実施できなければ、これら天然林の整備・更新のための伐採が美質的にできなくなってしまう。

処理の方法としてはチップ化や炭化が挙げられているが、チップ化に関してはチップ

プ加工ができる機械設備が村内または周辺に存在せず、炭化に関しては木炭の製造窯は村内にあるものの処理量は小さく限られる。よってこれらは現時点で処理方法として現実的ではない。

薪に加工し利用（焼却）することも処理方法の一つとして考えられる。しかし、従来の薪の製造・乾燥工程では乾燥（自然乾燥）に1年以上の期間を要するため、10月以降に伐採した木を翌年5月までに乾燥を完了し商品として利用することは不可能であり、処理方法としては適さないものと考えられていた。

しかし今回、西目屋村で薪の製造販売を行う西目屋薪エネルギー株式会社では令和4年12月に薪の「人工乾燥機」を導入したことにより、乾燥の早期完了およびキクイムシの殺虫処理の可能性がでてきた。そこであらためて「人工乾燥機」を使った被害疑い木の処理の可能性について、中南地域県民局に問合せた。



導入された薪の人工乾燥機

人工乾燥機を用いた薪の製造方法の概要

- 10月～4月 ナラ枯れ（もしくは虫が潜入している疑いのある）木を伐採。伐採木を薪製造工場に搬入。すみやかに薪加工（玉切りと割り）。
- 5月 温風乾燥機にかけて、水分20%以下まで乾燥
- 温風乾燥機は最大で65℃程度の温風を薪に当てることで乾燥を促す装置である。ある程度屋外で水分を飛ばした薪であれば、2～3日で水分20%以下まで乾燥が可能となる。
- 乾燥前は屋外で少しでも水分が飛ぶようになるべく天日にて、乾燥機にかけた後は半開放の倉庫内に保管し、雨があたりないようにする。
- 6月以降 乾燥させた薪を随時出荷

これに対する中南地域県民局の回答及び見解は以下のとおり。

- ナラ枯れに関する他県の研究で含水率55%以下になればキクイムシの幼虫は生育できないとされており、今回のように5月までに温風乾燥を完了できれば、薪として出荷できる可能性は高くなると思われる。
- ただ青森県での実証は十分ではないため、県庁や林業研究所等と相談しながら、一年間は検証を実施する必要があるかもしれない。

確認や検証が必要ではあるが、薪の人工乾燥が処理方法として有力であることが示されたため、当面西目屋村ではこの方法を軸にナラ等伐採木の有効活用を図っていきたい。

期間	実施事項	キクイムシの活動
6月～9月	※この時期の伐採は禁止	成虫が羽化して飛び回り、新たな木に穿入。産卵し幼虫が孵化
10月～4月	ナラ枯れ（もしくは虫が潜入している疑いのある）木を伐採。 伐採木を薪製造工場に搬入。すみやかに薪加工（玉切りと割り）。屋外で自然乾燥させる。	幼虫が木の中で成長、越冬
5月まで	温風乾燥機にかけて、含水率20%以下まで乾燥	含水率55%以下になれば幼虫は生育できない
6月以降	乾燥させた薪を随時出荷	—

薪の人工乾燥を用いたナラ枯れ被害木等の処理工程

森林管理の意向調査票

山の手入れをしよう！

西目屋村では、役場が山を預かり、山の管理と整備をしていく「**森林経営管理制度**」をスタートさせました。

「森林経営管理制度」とは、森林所有者が、自ら管理することが難しい山林について、所有者と村が相談して今後の山林の管理方針を定め、所有者が村に経営や管理を委託できる制度です。

・・・こんなこと思ったことは、ありませんか？

手入れに、いくらお金がかかるのかなあ～

親から受け継いだ山だけど・・・手入れが自分じゃできないなあ～

おやじからの山あるのは、知ってるけど・・・どこにあるか、わからん？

■裏面のアンケートに記入して、ぜひ説明会へご参加お願いします。
■説明会に来れない方はこれからの意向をお聞きしたいので、アンケートに記入して、役場へ提出お願いします。

お問合せ先は・・・
西目屋村役場 建設課
電話：0172-85-2802
(内線：242)

森林管理 意向調査票

◇◇ ◇◇ 様 それでは、所有している山林について伺います。

◎あなたが所有している山林のうち、今回意向調査する山林（以下「対象山林」）

氏名	山林の地番	面積 (ha)
□□ □□	○○字○○ ××-×	△△
□□ □□	○○字○○ ××-×	△△

問1 対象山林をあなたが、知っているか、お聞きします。

※ あてはまる番号に「○」をつけてください。

- ① 上記の山林は自分または家族の所有である。
- ② 上記の山林は自分または家族の所有ではない。
- ③ 上記の山林が自分または家族の所有かどうか分からない。

問2 対象山林は、現在どのような管理状況か、お聞きします。

※ あてはまる番号に「○」をつけてください。

- ① 日常的な管理（見回り）や整備（間伐等）は自ら行っている。
- ② 日常的な管理は自らおこなっているが、整備は他に委託している。
- ③ 日常的な管理も整備も他に委託している。
- ④ 日常的とは言えないが、5年以内に管理や整備を自らもしくは業者に委託して行った。
- ⑤ 特に管理も整備もしていない。

◎ 委託しようと予定していたら、教えてください。（委託先：_____）

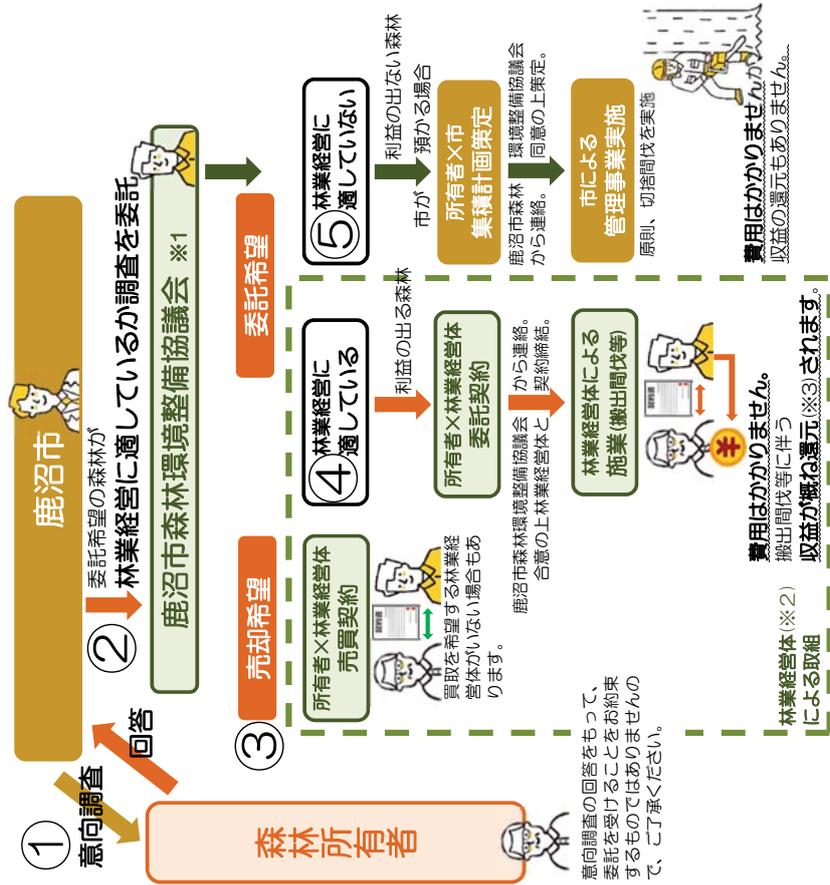
問3 対象山林の今後の経営管理は、どのようにお考えですか？

- ① 自ら、経営管理をしていく。
- ② 業者などに、経営管理をお願いする。
- ③ 業者などに委託しており、今後も委託を継続していく。
- ④ 役場に、経営管理をお願いする。
- ⑤ その他（ _____ ）

◎ 役場に経営管理をお願いしたい方は、個別に相談をしますので、以下にご連絡先を記入してください。

氏名	
住所	
連絡先	

鹿沼市における森林経営管理制度の取組



市に預ける場合(図中③)も、林業経営体に委託する場合も、**所有権を奪われることはありませんのでご安心ください。**隣接森林所有者におかれましても、**境界確認や立会、書類の作成等にご協力をお願いします。**

※1 『鹿沼市森林環境整備協議会』とは、鹿沼市森林組合が事務局を務め、市内林業経営体等で構成された組織です。経営管理制度に伴う各種業務の委託先となっています。鹿沼市森林組合、栗野森林組合、御所毛木材工業、(尙)高見林業、(尙)青木林業、大貫林業、大貫木材店 等が所属しています。

※2 『林業経営体』とは、『鹿沼市森林環境整備協議会』に所属する経営体を指します。協議会において、どの森林をどの事業体が預かるか等検討し、分担して委託契約、施業等を行い、森林整備を進めていきます。

※3 立木の伐採・搬出については、収益が還元されます。併せて竹の伐採や草刈りを委託すると、収益が出ないこともあります。

経営管理制度の主な効果

○経営が可能にもかかわらず経営管理されずに放置されていた人工林が活用され、木材産業の活性化につながります。



○土砂災害防止や二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止など多面的機能の発揮につながります。



○間伐手遅れ林の解消や伐採後の再造林が促進され、土砂災害等の発生リスクが低減し、地域住民の安全・安心に寄与します。

森林経営管理制度・調査に関するQ&A

- Q 市の方針に森林所有者が同意しなければ、強制的に経営管理権が設定される措置なのか？
 - A いいえ、そのようなことはありません。森林所有者が不同意の場合の手続きの特例は、森林の経営管理が行われていないにも関わらず、森林所有者の意思表示がない場合など、森林の多面的機能の発揮を行うためにやむを得ず、市に経営管理権を設定しなければいけないうとときに措置をするものです。
- Q 乱伐が進んで、再造林・保育が行われず放置されることになるのでは？
 - A 市が情報提供を行う林業経営体は、伐採後の植栽・保育を実施できる体制を整えている経営者なので、放置されるようなことはありません。
- Q 今すぐ森林経営管理制度を利用して森林の管理をお願いしたい。
 - A 市では、今回の調査結果を基に森林の現地調査等をさせていただき、境界確定が可能か、早急に管理が必要か、など、森林の状況から本制度に適するかどうかを判断し、実施順の整理を行った上で事業を進めてまいります。以上ことから、意向に合わせて直ちに森林の管理を開始するものではありませんのでご理解ください。また、天然林や広葉樹については、原則、本制度の対象外となります。

調査票にご記入の上、返信用封筒に入れて投函してください。

要返信

森林経営管理の意向調査票

【森林所有者のみさまへ】

- この調査は、「森林経営管理制度」（別添のチラシ参照）の利用も含め、これからのよう^に経営や管理をされていく^かをお考えかをお伺いする^{もの}です。
- この調査により取得した情報は、市による経営管理権の設定（市が預かること）や、市が行う森林・林業行政の施策の推進に使用させていただきます。
- この調査の回答をもって、市や林業経営体が委託を受けることをお約束するものではありませんので、ご了承ください。
- ご不明な点やご質問につきましては、下記までご連絡をお願いいたします。
鹿沼市 経済部 林政課 木のまち推進係 (TEL 0289-63-2186)

現地調査を行う際に、連絡を取らせていただく場合がございます。
下欄に回答いただく方の名前、住所、電話番号のご記入をお願いいたします。

ふりがな
名前
住所
電話番号
携帯番号

今回の調査地区にあなたが所有していると思われる森林（以下「対象森林」）は、「別紙 森林簿小冊一覧表」のとおりです。内容をご確認の上、回答をお願いします。

問1 あなたは、対象森林（「別紙 森林簿小冊一覧表」参照）を知っていますか。

あてはまる番号に「○」をつけてください。

- 1 「別紙 森林簿小冊一覧表」の土地（山林）は自分の所有である
- 2 「別紙 森林簿小冊一覧表」の土地（山林）は自分の所有ではない
- 3 「別紙 森林簿小冊一覧表」の土地（山林）が自分の所有かどうかわからない

問2 あなたは、対象森林の境界を知っていますか？

あてはまる番号に「○」をつけてください。

- 1 すべて知っている
- 2 おおむね知っている
- 3 一部しか知らない
- 4 全く知らない

問3 現在、対象森林の管理（見回り）、手入れ（間伐等）をしていますか。

あてはまる番号に「○」をつけてください。

- 1 日常的な管理や手入れを自分又は家族で行っている
- 2 日常的な管理は自分で行っているが、手入れを森林組合などに頼んで行っている
- 3 日常的な管理も手入れも森林組合などに頼んで行っている
- 4 特に管理も手入れもしていない

問4 あなたはの所有している森林内に、作業道を通させていただくことは可能ですか？（路網を検討する際、参考にいたします。）

あてはまる番号に「○」をつけてください。

- 1 可能
- 2 検討の余地はある
- 2 不可

裏面につづく

問5 今後、対象森林の経営管理をどのようにお考えですか。

あてはまる番号に「○」をつけてください。

(地番ごとに意向が異なる場合は、「別紙 森林簿小班一覧表」にご記入ください。)

- 1 **自己管理**：自ら経営管理をしていく。
- 2 **委託済み**：すでに他者に委託しており引き続き委託している
- 3 **委託予定**：今後の委託先が決まっている
絶対に鹿沼市森林組合にしか委託したくない、など強いこだわりがある場合は、こちらに○をつけ、個別に問い合わせをしてください。
- 4 **委託希望**：林業経営体や市に管理を委託したい**(原則、費用はかかりません)**
林業経営に適した森林は、鹿沼市森林環境整備協議会※に委ね(後記問6にて同意)、協議会内の林業経営体による森林整備(施業・概ね利益還元)を推奨しています。
主に、鹿沼市森林組合、(株)栃毛木材工業、(株)高見林業のいずれかが整備を行います。
伐木の費用はかかりませんが、**竹の伐採や、草刈りを委託した場合、費用が発生します。**
林業経営に適していない森林は、市が預かる候補地となります。
※鹿沼市森林環境整備協議会：適正な森林の整備及び管理を行うことを目的とした組織。
事務局は鹿沼市森林組合、栗野森林組合、(株)毛木材工業、(株)高見林業 (株)青木林業等が所属。
- 5 **売却希望**：森林の所有を希望する林業経営体に売却したい
鹿沼市森林環境整備協議会に情報提供(後記問6にて同意)します。
- 6 **寄付希望**：森林を市に寄付したい
隣接地との境界が明確である、などの条件を満たした場合のみ申出が可能です。

問6 この調査により取得した情報を、林業経営体による施業促進のため、鹿沼市森林環境整備協議会に提供してもよろしいでしょうか？

同意いただける場合は、□にチェック(✓)をつけてください。

鹿沼市森林環境整備協議会に提供することに同意します。

林業経営に適した森林は、林業経営体との契約(施業・利益還元)を推奨しています。
円滑な境界確認、森林整備のため、同意にご協力をお願いします。

以上で調査は終了です。返信用封筒に入れて、投函してください。

別紙 森林簿小班一覧表

あなたが今回の調査地区に所有していると思われる森林です。
掲載内容に相違がある場合には、わかる範囲で下記通信欄へご記入ください。
また、地番ごとに今後の意向が異なる場合のみ、『地番ごとの意向』の欄に意向(①自己管理
②委託済 ③委託予定 ④委託希望 ⑤売却希望 ⑥寄付希望)をご記入ください。

※
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

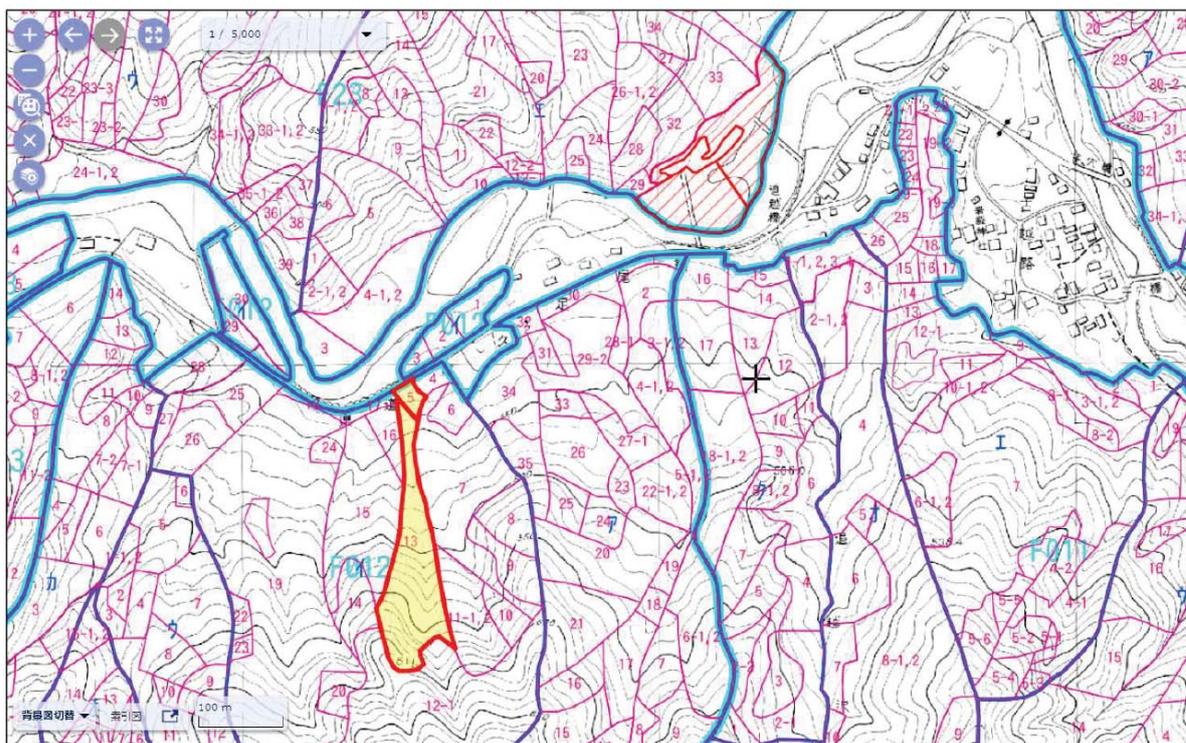
整理番号	森林簿			固定資産税名寄帳			地番 (※)
	森林の所在地	面積(ha)	樹種	林齢(森林の年齢)	土地の所在	面積(m ²)	
1	鹿沼市	0.11	スギ	65			保安林
2	鹿沼市	1.22	スギ	72			保安林
3							
4							
5							
6							
7							
8							

通信欄(森林の所有状況、土地の権利関係の相違、連絡等ありましたらご記入ください。)

意向調査業務委託

特記仕様書

鹿沼市 経済部 林政課



様

森林簿の情報を基に作成した図面のため、実際の地籍情報とは異なることがあります。

(目的)

第1条 本市では、膨大な森林資源が充実する中、森林の持つ多面的機能の発揮に向けては、適時適切に伐採、造林、保育等の施策を実施することで、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立していくことが重要となる。しかしながら、多くの森林所有者が高齢化や相続等に伴い森林の所有者情報把握が困難な状況にあり、林業経営の意欲を持てずにいるため、施業集約化の促進の妨げとなっている。一方で、民間事業者の多くが事業拡大のための事業地確保を課題としており、このような森林所有者と民間事業者との間の連携を構築するための方策が必要である。

林業経営の効率化および森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、林業の持続的発展及び森林の多面的機能を発揮させることを目的として、経営や管理が適切に行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と民間事業者をつなぐシステムを構築するため、森林所有者に対して自身が所有する森林の経営及び管理について、意向調査を実施する。

(適用範囲)

第2条 本特記仕様書（以下「本仕様書」という。）は、鹿沼市が実施する「**西大芦5～7林班意向調査業務委託**」（以下「本委託業務」という。）について適用され、受注者が執行しなければならぬ事項を定めたものである。

(準拠する法令等)

第3条 本委託業務の実施に際しては、業務委託契約書及び仕様書によるほか、以下の関係法令及び諸規則に準拠し実施する。

- 1) 森林法及び施行規則
- 2) 森林経営管理法及び施行規則
- 3) 鹿沼市財務関係規則
- 4) 個人情報保護に関する法律・ガイドライン等
- 5) 鹿沼市個人情報保護条例
- 6) その他関係法令、通達、基準など

(守秘義務)

第4条 受注者は、本委託業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏らしてはならない。

(疑義)

第5条 本委託業務の実施に当たり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合には、発注者と受注者の双方で協議を実施し、発注者の指示を受けるものとする。

(業務従事者表・作業工程表等の提出)

第6条 本委託業務を実施するに当たり、以下の書類を提出し鹿沼市の承認を得るものとする。

- 1) 業務着手届
- 2) 作業工程表
- 3) 業務主任技術者及び照査技術者等選任通知書（経歴書、健康保険証、資格証の写しを含む）

(作業報告)

第7条 受注者は、鹿沼市が必要と認められた時には作業の途中経過等を、速やかに報告するとともに、その指示に従うものとする。

(個人情報の保護規定)

第8条 本委託業務は鹿沼市における個人情報を取り扱うことから、以下についての対策を講じること。

- 1) 従業員に対する情報セキュリティの遵守義務の徹底
- 2) 従業員に対する情報セキュリティの教育

(手続き及び損害賠償)

第9条 本委託業務に必要な手続きは、受注者の責において行い、その写しを鹿沼市に提出しなければならぬ。

受注者は、本委託業務実施中に生じた事故、第三者に与えた損害及び情報漏えい等に対して一切の責を負い事故内容を遅滞なく鹿沼市へ報告するものとする。なお、損害賠償等の請求があった場合は、一切の処理を受注者の責において行うものとする。

(検査)

第10条 業務完了後、業務完了届け及び成果品を提出し、検査を受けるものとする。

(成果品に対する責任の範囲)

第11条 業務完了後といえども既納入成果品に不良箇所が発見された場合は、速やかに補足、訂正及び修正を行わなければならない。これに要する経費は受注者が負担するものとする。

(成果品の帰属)

第12条 本委託業務における成果品は、すべて鹿沼市に帰属する。受注者は、鹿沼市の許可なく他に公表、貸与または公開、使用等をしてはならない。

(納期)

第13条 本委託業務の成果品の納入期限は、**令和4年8月12日まで**とする。

(納入場所)

第14条 本委託業務の成果品の納入場所は、鹿沼市 經濟部 林政課とする。

(その他)

第15条 関係法令・諸規則の改正等により、本委託業務の設定数量等に大幅な変更（概ね 5%以上）が生じた場合は、鹿沼市と受注者とが協議のうえ対処するものとする。

第 2 章 業務内容

(業務内容)

第16条 本委託業務の概要は以下に示すとおりとする。

- 1) 計画準備・業務打合せ
意向調査実施前に、市から提供を受けた意向調査対象一覧表をもとに、条件の整理
行い、発注者と協議を行う。
- 2) 意向調査実施
山林所有者別に調査表の作成、該当林班区の作製、印刷、発送を行う。
- 3) 山林所有者に対して説明会の実施
意向調査該当地区の山林所有者に対して実施する説明会の資料作成及び業務概要
の説明を市と協力して行う。

- 4) 意向調査の集計
調査表の回収、未回収分のフォロー対応、集計及び分析を行う。

- 5) 問合せ対応
意向調査対象者からの問い合わせについて対応する。

(貸与資料)

第17条 鹿沼市は、受注者に次の資料を貸与するものとする。なお、受注者は貸与品について責任を持って保管し、汚損等を生じさせないように十分注意すること。

受注者は作業終了後速やかに貸与品を返還するものとし、複製加工データについては破棄すること。

- 1) 意向調査対象一覧表データ
- 2) その他必要資料

第 3 章 成 果 品

(成果品)

第18条 本委託業務の成果品は下記のとおりとするものとする。

- 1) 意向調査表
- 2) 意向調査結果データベース
- 3) 調査結果報告書
- 4) その他、本市との協議において必要とされたもの

(目的)

- 第1条 市町村森林経営管理事業業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は、鹿沼市（以下「発注者」という。）が実施する市町村森林経営管理事業実施要領に基づく事業に必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 業務の受託者は、契約書、設計図書、発注者が定める土木工事等共通仕様書、工事監督執務要領、市町村経営管理事業委託業務施工管理基準によるほか、この特記仕様書に従い業務を履行しなければならない。

(現地の確認等)

第2条 業務着手前に現地踏査を実施し、現地状況の確認を行う。

(選木)

第3条 伐倒対象木は、発注者の設置した標準地の選木状況等に準じ、林況等現地特性を総合的に判断した上で選木すること。

(伐倒、玉切)

第4条 伐倒は、伐高30cm以下を原則とする。ただし、地形、気象（積雪）条件等により、これによりがたい場合は伐高を上げることができる。

2 伐倒木のうち、作業の安全確保に支障となるものは玉切等の処理を行うものとする。

3 業務完了後、伐倒木が渓流内に放置されないよう努めること。

(片づけ)

第5条 片づけを行う伐倒木は、原則として枝条を切り落とし、小運搬・片づけできる程度に玉切りし、業務完了後に移動しないよう現場内に集積、固定して、整理する。

(疑義)

第6条 この特記仕様書に明記されていない事項や記載事項に疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ、その指示に従う。

第1章 総則

1 適用範囲

鹿沼市（以下「発注者」という。）が実施する森林経営管理制度（以下「制度」という。）に係る経営管理権集積計画作成業務（以下「本業務」という。）は、本業務の委託契約書（以下「契約書」という。）、設計図書及びこの仕様書（以下「特記仕様書」という。）によるものとする。

2 業務目的

本業務は、経営管理権集積計画（以下「集積計画」という。）作成対象となる森林（以下「対象森林」という。）の調査や、対象森林の所有者（以下「対象者」という。）との現地確認等を行うことで、制度を活用した森林整備に必要な集積計画公告のための資料を作成することで、鹿沼市の制度の円滑な運用を支援することを目的とする。

なお、本業務の委託者（以下「受注者」という。）が事業を実施するにあたっては、発注者との連携のもと、森林経営管理法の理念に則り、制度の目的が達成されるよう努めなければならない。

第2章 実施業務

1 業務内容

本業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 対象者との打合せ等

① 事前調整

受注者は、対象者との打合せに当たっては、発注者が対象者に行った対象森林の調査を受注者に委託した旨の通知の受領を確認し、事前に電話等により本業務の受託者としての業務内容、事業の趣旨等を説明し、打合せを行う日程の調整をするものとする。

② 事業内容説明

受注者は、原則として面接により制度の目的や内容など概要説明を対象者に行うものとし、説明と併せて対象者の制度活用の意向、想定する委託期間、対象森林の施業に対する意向、境界に関する情報の有無等に関する確認を行うものとする。

また、説明資料の作成、連絡等に伴う費用は受注者が負担するものとする。なお、複数の対象者に対して地域説明会等を行う場合の役割及び経費の分担は、発注者との協議により別途調整するものとする。

(2) 森林情報収集（現地下見）

受注者は、対象者から制度を活用する意向が確認できた場合は、境界の確認や周囲測量に先立ち、発注者からの既存情報と対象者からの情報等に基づき対象森林を調査して、既存情報との齟齬や境界確認実施の可否を判断する。

なお、作業に当たり登記簿等の新たな取得が必要な場合は、発注者が行うものとする。現地確認の結果、状況に応じて発注者と協議を行い、今後の対応方針等について対象者に連絡するものとする。

(3) 境界確認、周囲測量

① 境界確認

受注者は、発注者から貸与された資料を元に、対象者や隣接する森林の所有者、地域の森林に詳しい者等の立ち会いにより対象森林の境界を確認し、対象森林の作業範囲を

示す杭を設置し、対象者（若しくは対象者の代理人）及び関係者による現地立会い実施を記録した資料を作成する。

- ② 周囲測量
 - ④ 林分調査、路網線形調査
- 周囲測量に関する取り扱いについては、別紙「鹿沼市森林経営管理制度経営管理権集積計画作成業務に係る調査測量等業務特記仕様書」によるものとする。

(4) 林分調査、路網線形調査

受注者は、対象森林の資源量の推計、発注者が実施する市町村森林経営管理事業の設計・種算の基礎資料の収集及び施業案に係る収支算定のため、林分調査、路網線形調査を行う。

- ① 林分調査
- 受注者は、標準地調査により成立本数、胸高直径及び樹高を測定し、収量比数や形状比を算出する。
- また、対象森林の主林木の状況や、林内の低木・下草の生育状況について、写真撮影するものとする。

なお、標準地調査に関する取り扱いについては、別紙「鹿沼市森林経営管理制度経営管理権集積計画作成業務に係る調査測量等業務特記仕様書」によるものとする。

- ② 路網線形調査

受注者は、対象森林で皆伐や搬出間伐を行うことを想定し、必要となる森林作業道の追加開設の要・不要を検討するものとする。

森林作業道の追加開設が必要な場合は、想定される線形を森林計画図に図示し、標準的な横断面を作成するものとする。

- (5) 施業案の検討、収支算定等

- ① 施業案の検討
- 受注者は、上記調査の結果に基づき、対象森林について想定される施業（伐捨間伐、利用間伐、皆伐・造林等）毎に、実施の時期や伐採率等について収支算定と併せて施業案を作成する。なお、収支算定により利益が見込めず伐捨間伐の他に施業選択の余地がない場合は、収支算定と併せてその旨を記載する。

- ② 収支算定等
- 受注者は、林分調査及び路網線形調査の結果等から、想定される施業（伐捨間伐、利用間伐、皆伐）毎に伐採の本数や搬出材積を算出し、伐採等の作業に係る経費や森林作業道の開設に係る経費を算出する。

売上げ額については、搬出対象の立木材積から用材利用率などを考慮して、売上げの対象となる丸太材積を推定し、製材やパイオマス等の想定される用途を踏まえ、地域の市場単価や取引単価を参考に販売単価を設定して額を算出する。

なお、収支算定は、発注者が森林経営計画管理権を取得し、意欲と能力のある林業経営者（以下「林業経営者」という）から再委託者を選考するに当たり、林業経営者の企画提案書を審査する際の基準とするため、的確な算定に努めるものとする。

- (6) 集積計画原案の作成

- ① 集積計画原案の作成
- 受注者は、作成した施業案等に基づき様式により集積計画原案を作成する。
- ② 集積計画作成に係る確認書
- 受注者は、集積計画原案について対象者に説明するとともに、経営管理集積計画の同意、経営管理集積計画を定めることについて説明を受けた確認書を対象者から取得する

ものとする。

- 2 資料の貸与及び返却

本委託業務に必要な資料のうち以下に示すものについては、監督員から受注者に貸与するものとする。また、業務が完了した後は発注者に返却するものとする。

- ① 森林経営管理制度意向調査実施森林の森林簿及び森林計画図
- ② 意向調査結果
- ③ 対象森林、隣接・周辺森林に係る基本情報
対象者及び関係者（対象森林の権利関係者、隣接森林所有者等）の氏名、住所、電話番号、対象森林の地番、林地台帳・図面、施業履歴
- ④ 境界確認に係る既存資料
- ⑤ 隣接地に森林経営計画が存在する場合、その計画対象森林の位置図、計画策定者及び計画期間
- ⑥ その他発注者が必要と認める資料

第3章 成果品

- 1 報告書の作成

(1) 本業務の成果物は以下のとおりとする。なお、成果物については、確認書を除き電子データもあわせて納品する。

- ① 集積計画調査対象者一覧表
- ② 集積計画対象森林調査
- ③ 境界立会い調査
- ④ 集積計画（原案）
- ⑤ 調査地位置図（縮尺 1/5000 森林計画図を使用）
- ⑥ 調査成果品
 - i) 調査野帳（周囲測量、林分調査）
 - ii) 周囲測量実測図（標準として、A4版の用紙に記載可能な縮尺にて作成するものとする。なお、実測図のほか、森林GISに活用可能な電子データを別途作成するものとする。）

- ⑦ 収支計算表

- ⑧ 集積計画作成に係る確認書（対象者への説明内容）

- ⑨ その他発注者が指定する資料

(2) 発注者が中間報告を求める場合は、発注者と受注者の協議により、提出期日や報告内容を定めるものとする。

- 2 成果品の提出

(1) 受注者は、業務が完了したときは、1に示す成果品を業務完了報告書とともに1部提出し、検査を受けるものとする。

(2) 受注者は、報告書を提出するときに、報告書の内容について発注者に説明するものとする。

(3) 受注者は、監督員の指示に同意した場合は、履行期間途中においても成果品の部分引き渡しを行うものとする。

(4) 電子データの提出に係るファイル形式は、監督員と協議の上、決定するものとする。

(5) 報告書の内容に疑義が生じたときは、発注者・受注者が協議して解決するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱を適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知させ、その遵守状況の監督その他必要かつ適切な監督を行わなければならないものとする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止をすするため、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、善良な管理者の注意を持って管理及び使用しなければならない。

2 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第7 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報や記録された資料等（当該資料等を複写し、又は複製したものを含む。）を、この業務完了後直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときはその指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第8 受注者は、この契約による業務を処理するために自らが収集し、又は作成した個人情報を使用する必要がなくなつた場合は、個人情報や記録された資料等を確実に速やかに廃棄し、又は発注者に引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託の禁止)

第9 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務については自ら行い、第三者にその取扱を委託してはならない。

2 受注者は、発注者の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合は、発注者が受注者に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。

(苦情処理)

第10 受注者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 受注者は、苦情を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、適宜、処理経過を報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知つたときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(調査)

第12 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時に調査することができる。

(指示)

第13 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱が不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

暴力団員等による不当介入を受けた場合の取扱特記事項

- 1 受注者が、本契約の履行において、暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係者（以下、「暴力団員等」という。）による不当要求及び不当妨害（以下、「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力をを行うこと。
- 2 上記 1 に掲げる規定により警察に通報を行い、捜査上必要な協力をを行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- 3 本契約において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより、履行に遅れが生じるなどの被害が発生した場合には、受注者は、発注者と協議を行うこと。

鹿沼市森林経営管理制度経営管理権集積計画作成業務に係る 調査測量等業務 特記仕様書

第1章 総則

1 適用範囲

鹿沼市（以下「発注者」という。）が実施する森林経営管理制度（以下「制度」という。）に係る経営管理権集積計画作成業務（以下「本業務」という。）のうち、調査測量業務（以下「調査測量」という。）は、本業務の委託契約書（以下「契約書」という。）、設計図書及びこの仕様書（以下「特記仕様書」という。）によるものとする。

2 調査測量等の処置

受注者が、この特記仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じたときは、発注者と協議の上、その指示に従うものとする。

第2章 調査内容

1 周囲測量

周囲測量は下記により行うものとする。

- (1) 測量は原則として林小班毎に行うものとする。隣接する小班が同一所有者の場合には、複数小班を一つの小班として取り扱うことが出来る。
- (2) 測量は原則としてトラバース測量とし、それに必要な器材は別表第1の掲げるものと同等以上の性能を有するものを用いるものとする。
- (3) 測量は発注者との協議打合せに基づき、境界線に沿いその作業範囲の屈曲点に測点を設けて行うものとする。
- (4) 測量の単位は、距離についてはメートル、面積については平方メートル、角度については360度法を用いるものとする。
- (5) 角度の視測は、別表第2に掲げるとおりとする。
距離の測定は、別表第2に掲げるとおりとする。
閉そく公差は、別表第2に掲げるとおりとする。
なお誤差がこの限界を超えるものについては再測する。
- (6) 誤差が公差内にある時は、これを測線長に応じ均等に配分して修正する。
トラバース測量の場合、起点を含む2点以上の測点の位置座標測定を行うものとし、測定に使用する器材について監督員の承諾を得るものとする。
なお、位置座標測定した箇所については合成樹脂製品による杭とし、杭の設置状況の写真を撮影するものとする。
- (7) 測量杭については、次によるものとする。

- ① 使用する杭は、合成樹脂製品等とし、使用する前に監督員の承諾を得るものとする。
- ② 杭は移動や浮沈のないよう堅固に設置するものとする。
- ③ 杭の設置が不可能な箇所は、岩盤等に設置し、鋸又はペンキ等で明示するものとする。
- ④ 測量杭は上端を着色して識別しやすくするものとする。

2 林分調査

林分調査は、下記により行うものとする。

- (1) 標準地の選定及び設定
 - ① 標準地は、林小班（同一の樹種、所有者、林齢のまとまり）を踏査するなどして全体の状況を把握し、原則として林小班毎に平均的な状況の箇所を選定する。
 - ② 標準地は林小班毎に1箇所設定し、林小班的面積が1haを超え、毎に1箇所追加するものとする。
 - ③ 調査地の大きさは25m×20mを標準とし現地の状況に応じて設定するものとする。また、標準地の長辺が等高線と直角に設定するよう努める。
 - ④ 標準地の面積は水平投影面積とし、長辺の平均的な斜面角度（5°刻み）を測定して算出するものとする。

(2) 毎木調査

- ① 立木の胸高直径の測定及びナンバークレープの貼付は、山側から一方向により行うものとする。平地林においては、任意の一方向を測定する。また、山側からの直径とそれと直交する直径の差が最小径に対し20%以上の不整形木は、山側からの直径とそれと直交する直径を測定し、各方向毎に括約した数値を平均して求めるものとする。
- ② 胸高直径測定の位置は、地上高120cmとする。ただし、傾斜地においては斜面上部の地際からとし、曲木の場合は曲がりに沿って120cmとするものとする。
- ③ 輪尺で測定できない大径木または極端な不整形木は、直径巻尺で測定するものとする。
- ④ 測定位置に枝、節、こぶ等がある場合は、これら避けて上下の直径を測定するものとする。なお、上下2点の直径が測定できないときは、1点を測定し、その直径と胸高直径の割合を隣接する類似木から推定して確定するものとする。
- ⑤ 樹皮が剥がれている場合は、隣接する類似の立木から推定し、樹皮の厚さを加算して確定するものとする。
- ⑥ 調査対象木の最小径は、括約径4cmとするものとする。
- ⑦ 立木は、針葉樹はスギ、ヒノキ、アカマツ、その他に区分し、樹種毎に胸高直径別に調査する。

(3) 樹高調査

- ① 樹高は、山側の地際から梢頭までの全長を、別表第1に掲げるものと同等以上の性能を有するものを用いるものとする。
- ② 曲木の樹高は、曲がりに沿って測定するものとする。
- ③ 調査本数は、主要な胸高直径階の分布域をカバーできるよう5つ以上の直径階から直径階毎に3本抽出し、調査地1プロットあたり測定数が15本以上となるよう調査地内から選定する。

第3章 成果品

1 報告書の作成

- (1) 報告書の構成及び様式は、以下によるものとする。ただし、各様式の項目については、発注者及び受注者協議の上、追加・省略ができるものとする。

なお、成果品については電子データも併せて納品するものとする。

- ① 調査位置図（縮尺1/5000 森林計画図を使用する。）
- ② 周囲測量実測図（標準として、A4版の用紙に記載可能な縮尺にて作成するものとする。なお、実測図のほか、森林GISに活用可能な電子データを別途作成するものとする。）
- ③ 調査野帳
- ④ 現況写真
- ⑤ 標準地調査箇所及び現況写真撮影箇所的位置図（1/5000又は任意に拡大）

- (2) 周囲測量実測図には、次の事項を記入するものとする。

- ① 計測線
- ② 測点番号（状況により5点毎でも可とする）
- ③ 除地

- (3) 周囲測量実測図の余白には、次の事項を記入するものとする。

- ① 林小班、樹種、林齢
- ② 森林所有者
- ③ 実測面積及び除地面積
- ④ 方位、縮尺、凡例
- ⑤ 調査年月日
- ⑥ 閉そく公差
- ⑦ その他必要事項

- (4) 面積の算定は次により行うものとする。

- ① 面積は平方メートル単位まで算出する。
- ② 面積の算定は、実測図を調整の上、測量作図ソフト又はプランメーターを使用するものとする。

③ プラニメーターを用いて面積を算出する時は、3回以上同一方向に回転し、その読数の平均値とする。なお平均値は、小数点第1位を四捨五入して整数止めとする。

(5) 測量野帳は、調査の結果を記載したものとす。

(6) 現況写真は、主林木の状況、下層植生の状況、地形等が把握できるものを、林相・林況等を勘案して、各小班毎に撮影するものとする。

(7) 標準地調査箇所及び現況写真撮影箇所の位置図は、周囲測量実測図に位置や撮影方向を記入するものとする。

2 成果品の提出

(1) 成果品の提出部数は、発注者の指示がない限り1部とするものとする。

(2) 受注者は、報告書を提出するときに、報告書の内容について発注者に説明するものとする。

(3) 報告書の内容に疑義が生じたときは、発注者・受注者が協議して解決するものとする。

第4章 検査

1 検査の種類及び方法

(1) 検査は、書類検査及び現場検査を行うものとする。

(2) 検査は、成果品が現地及び特記仕様書等と合致するか、調査結果が妥当であるかをチェックし、総合判断するものとする。

2 書類検査

書類検査は面積の照査を行うものとし、対象森林の10%以上に相当する数の箇所を無作為抽出し、測量データから面積を再計算するものとする。

3 現地検査

現地検査は、対象森林の10%以上に相当する数の箇所を無作為抽出し、下記項目について行うものとする。

(1) 周囲測量

① 周囲測量検査は、各箇所における測点数の5%以上の測点で、その測点の前測点及び次測点の方位角・高低角・斜距離を測定するものとする。

② 測定結果が別表第4に掲げる基準値から外れていた場合は、再度周囲測量を行い、再検査を受けるものとする。

(2) 胸高直径

① 胸高直径検査は、樹種及び立木類毎に別表第4に掲げる本数について胸高直径

を測定するものとする。

② 測定結果が別表第4に掲げる基準値から外れていた本数が10%以上あった場合は、再測定を行い、再検査を受けるものとする。

(3) 樹高調査

① 樹高調査検査は、樹種毎に別表第4に掲げる本数について樹高を測定するものとする。

② 測定結果が別表第4に掲げる基準値から外れていた本数が10%以上あった場合は、再測定を行い、再検査を受けるものとする。

別表第3 立木区分基準

針広別	樹種	立木類別	胸高直径	形質	備考
針葉樹	スギ、ヒノキ	I 類A	8cm以上	長さ3.00m以上の採材が可能	(A) 問題となるような曲がりや被害(獣害・災害等の被災)のないもの
		I 類B			
	アカマツ	I 類A	10cm以上		
		I 類B			
その他針葉樹	I 類A	16cm以上			
	針葉樹	I 類B			(B) 地際部から地上高3.00mまでに曲がりや被害があるが、その上部からは3.00m以上の採材が可能
広葉樹	広葉樹	I 類A	16cm以上	長さ2.10m以上の採材が可能	(A) 問題となるような曲がりや被害(獣害・災害等の被災)のないもの
		I 類B			
		II 類	4cm以上	上記 I 類に該当しないもの	

別表第4 検査基準値

調査種	測定の種類	基準値	検査数量等
周囲測量	水平角	±2度	同一林相数の10%以上の箇所を無作為抽出(抽出数が2箇所未満の場合は2箇所)し、各箇所毎に3箇所以上の測線及び方位角、高低角を実測
	高低角	±2度	
	斜距離	±20cm	
林分調査	胸高直径	±2cm	樹種及び立木類毎に胸高直径測定本数100本当たり1本以上
	樹高	±10%	樹種毎に樹高測定本数10本当たり1本以上

別表第1 測量調査機械器具

調査種	測定区分	名称	性能
周囲測量	角度(方位、鉛直)	ポケットコンパス	水平目盛(磁石分度)及び鉛直目盛(高度分度)の最小読定値が1度以内であること
	距離	メートル縄	目盛のある部分の長さが100m以内であること 目盛は10cm以内であること
		ポール	長さは2~3m、目盛20cmを標準とする
林分調査	胸高直径	輪尺	
	樹高	測定器	ブルーメライス、パーテックス等の測高器
		検測桿	測定する樹高が検測桿より低い場合に限る

別表第2 観測方法及び公差

観測種	項目	基準
水平角 (磁針方位)	観測方法	前視
	最小読定値	1度以内
鉛直角	観測方法	前視
	最小読定値	1度
距離	観測方法	2回
	最小読定値	10cm
	読定較差	10cm
公差	座標閉合差	距離の総和の1/100

甘楽町 森林経営管理制度実施事業計画

計画期間 自 令和元年度
至 令和5年度

目次

I 森林及び森林環境譲与税の状況	
1 森林の状況	-----P 1
(1) 森林面積及び所有形態	
(2) 人工林資源の状況	
2 森林環境譲与税の状況	-----P 2
(1) 森林環境譲与税の用途	
(2) 甘楽町が譲与を受ける森林環境譲与税の状況	
II 「森林経営管理制度」の取組方針	
1 森林経営管理制度における当町の役割	-----P 3
2 意向調査の実施	-----P 3
(1) 森林所有者への意向調査	
(2) 調査実施期間	
(3) 事前調査の実施	
(4) 意向調査票の送付及び取りまとめ	
3 森林経営管理権集積計画の策定	-----P 4
(1) 採算琳	
(2) 准採算琳	
(3) 不採算琳	
4 森林経営管理権の設定	-----P 5
5 森林経営管理権の再委託	-----P 5
(1) 再委託する民間事業者の候補者	
(2) 再委託先の選定	
III 今後5か年での意向調査の取組	
1 調査すべき面積及び実行計画面積	-----P 6
(1) 対象となる人工林面積の調整	
(2) 各年の調査目標面積	
2 意向調査実施箇所を選定方法	-----P 7
(1) プラス要因	
(2) マイナス要因	
(3) 評価定の計算法と各林班	
(4) その他考慮すべき事項	
(5) 各林班の査定結果	
3 5か年で調査対象とする林班	-----P 10
4 5か年での調査及び集積計画策定の工程計画	-----P 10

I 森林及び森林環境譲与税の状況

1 森林の状況

(1) 森林面積及び所有形態

本町の総面積は、5,861haであり、森林に恵まれていて、森林面積は、3,448haで町の総面積の59%を占めている。民有林面積は、2,839haで、そのうちスギを主体とした人工林の面積は、1,690haであり人工林率は、60%である。なお、森林簿により確認できる民有林面積で、人工林を経営形態別に区分すると下表(表-1)のようになる。

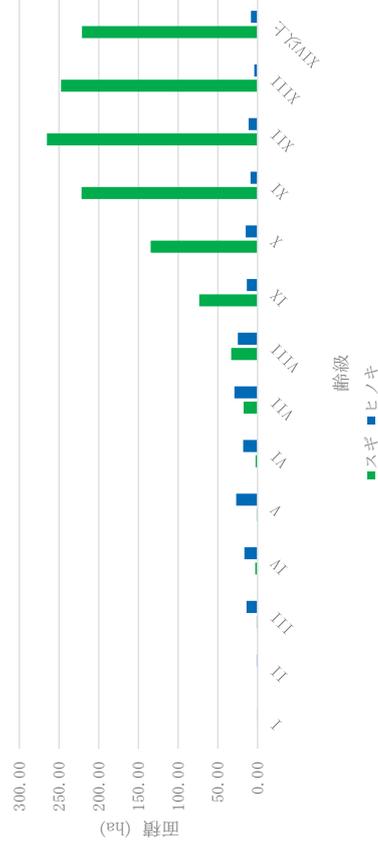
区分	森林面積 (森林簿上)					
	総数	人工林				
面積 (ha)	2570.89	1539.86	87.15	114.81	32.29	1305.46
面積構成比 (%)	100	1	6	7	2	84

民有人工林のうち、地方公共団体等により管理される森林は16%となっており残りの84%は個人等により管理される森林となっている。平成31年4月より開始した「森林経営管理制度」では、森林所有者による適切な森林管理義務が明記されたことから、特に個人等が所有する森林について適切な森林管理が実施されるよう、本町も指導助言を行っていくこととなる。

(2) 人工林資源の状況

本町の構成樹種はスギ・ヒノキ・マツ等の針葉樹及びクスギ等広葉樹であり、人工林面積の約80%をスギ・ヒノキが占めている。スギ林を齢級構成で見ると50年生を超えた森林(XI齢級以上)がほとんどであり、資源成熟した利用可能な林分といえる。(表-2)しかし、木材価格の低迷や急傾斜地などの地理条件を理由として森林整備・資源利用が進んでいない状況となっている。

(表-2) 齢級別面積



2 森林環境譲与税の状況

平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)」が成立・公布された。森林環境税の課税は令和6年度からとなっているが、「森林経営管理制度」の開始に合わせて、森林環境譲与税は令和元年度より段階的に各市町村への譲与が行われている。

(1) 森林環境譲与税の使途

「森林環境税及び森林環境譲与税」は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要なたるに確保する観点から、国民一人一人が等しく負担を分かち合っ森林を支える仕組みとして創設された。

市町村は、譲与税をもつて間伐や林業の担い手育成・確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとなっている。

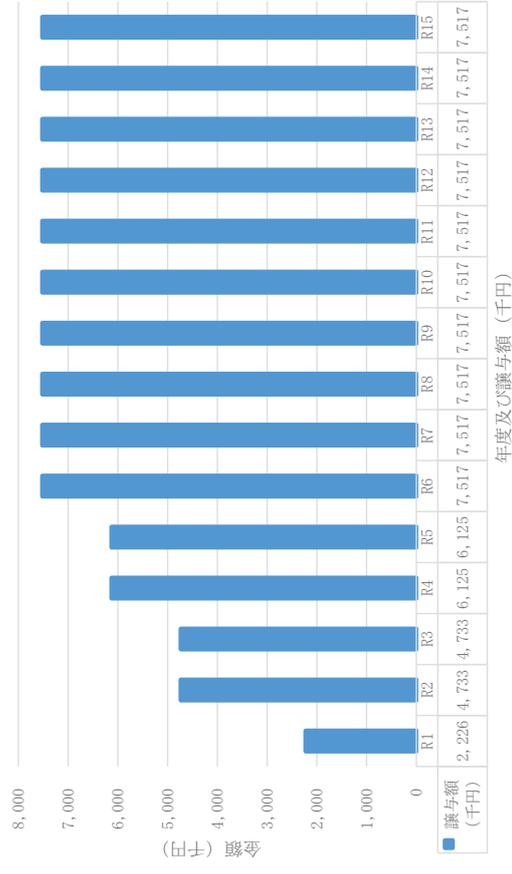
本町では、「森林経営管理制度」の実施に要する調査費等に充当することとし、必要に応じて担い手確保や森林整備に必要な基盤整備を検討する。

(2) 甘楽町が譲与を受ける森林環境譲与税の状況

「森林環境譲与税」は私有林人工林の面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で区分されるものとなっている。

令和5年度までの間は、段階的に増加するように設定されている。本町への譲与額は群馬県の試算によると下表(表-3)のようになっている。

(表-3) 甘楽町に対する森林環境譲与税の譲与額 (群馬県試算)



II 「森林経営管理制度」の取組方針

1 森林経営管理制度における当町の役割

平成31年4月1日に施行された「森林管理法」では、森林所有者による適切な森林管理の責務が明文化された。市町村には、その区域内に存する森林について、経営管理が円滑に行われるようこの法律に基づく措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。

この法律の施行に合わせ、本町においても管内の森林が適切に経営管理されているかを把握する必要がある。森林所有者に森林管理に対する意向調査を行う。

2 意向調査の実施

(1) 森林所有者への意向調査

森林所有者が森林を経営管理しているか、また経営管理する意思があるかについて把握することとなっているが、この把握方法としてアンケート方式による意向調査を実施する。

近年では、森林への経営意欲の低下、不在村森林所有者の増加により現地のおおよその場所、植生を把握している森林所有者は少ないと考えられる。意向調査の実施にあたっては、簡易な森林現況情報と写真等により森林所有者本人に示すこととする。(参考資料 意向調査票(資料1))

(2) 調査実施期間

「森林経営管理制度」では、市町村は管内すべての森林について、森林所有者の意向調査を行うところとなっている。本町においては、私有林2,570haのうち人工林1,539ha(令和元年度における甘楽町森林整備計画上の面積)について調査を行うこととなるが、単年での実施は困難であり、また調査費用の原資となる「森林環境譲与税」の受入状況を勘案して令和15年度までに管内全域の意向調査を完了する。

(3) 事前調査の実施

意向調査対象は人工林とし、森林簿及び林地台帳の情報を基に行っていくこととするが、現地の樹種などの照会、現地状況のための踏査を実施する。また、意向調査時に森林所有者への資料として提供する写真を整理する。

(4) 意向調査票の送付及び取りまとめ

事前調査により、現地が人工林と確認できた森林については意向調査票を送付し、本町で把握している森林所有者の所有で間違えがないか、また森林経営の状況について調査する。意向調査の結果、森林所有者に対して適切な森林管理を行うよう指導するとともに、森林所有者本人が管理することが困難な森林については、必要に応じて「森林経営管理権」を設定する。

なお、「森林経営管理権」を設定するかの判断基準として、木材搬出可能かによって「採算林」「准採算林」「不採算林」の区分を行う。

3 森林経営管理権集積計画の策定

意向調査完了した林班から、各人工林を林業経営の可能性を地利等から判断して次の3区分に仕訳する。

(1) 採算林

人工林及びびしいけ原木採取が可能で天然林であって、資源状況や地利条件によって林業経営に適していると判断できる森林を「採算林」する。本町の森林はスギ林を中心に成熟期を迎えており、「森林経営管理制度」を通じて豊富な森林資源の利活用を推進していく。

この木材利用が可能かを次の項目で判断する。

- ①甘楽町森林整備計画で定めた標準伐期齢を超えていること。(表-4)

(表-4) 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹種					単位：年	
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他		
					針葉樹		広葉樹
全域	35	40	35	40	60	70	
						15	

注：広葉樹のその他には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。

- ②林道等、大型トラックが走行可能な道路から300mの範囲にある人工林で、全体面積のおよそ30%以上がこの範囲に含まれていること。

- ③気象害などによって林冠が大きく荒廃していないこと。また、立木密度が著しく疎でないこと。

- ④人家や構造物に近接しており、伐採が困難な森林でないこと。

採算林に区分された森林で、意向調査により森林所有者が経営管理の委託を希望する森林は「森林経営管理権」を設定して、本町での委託を希望する林業経営体への再委託を行うっていく。

(2) 准採算林

前項の採算林から除外された森林であって、次の条件に適合する森林を「准採算林」とする。

- ①林道等の開設予定がある森林。

- ②林内に幅員2m以上の作業道があり、全体面積のおおむね30%以上がこの作業道によって集材可能な森林。

- ③採算林と一体的に整備することで、効率的な施業が見込める森林。

准採算林に区分された森林にあつては、必要に応じて「森林経営管理権」を設定し、本町での委託を希望する林業経営体への再委託を行っていく。

(3) 不採算林

林道整備が進まない急傾斜地等、森林経営が困難な人工林については「不採算林」とし、「森林経営管理権」の設定は行わない。
不採算林に区分された森林のうち、保安林整備事業や群馬県が行う「ぐんま緑の県民基金事業」で整備可能な森林については、この事業を森林所有者への参加を促し、公共事業によって森林整備の推進を図る。

4 森林経営管理権の設定

森林経営が円滑に進まない森林であって、地域状況などを勘案し、必要かつ適当と認められる森林については、森林経営管理権の設定を行う。
この場合に、意欲と能力のある民間事業者により候補となる森林について見積りを実施し、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合においては、森林所有者へ支払うものとする。
これらの森林を集積し、「森林経営管理権集積計画」を策定する。

5 森林経営管理権の再委託

「森林経営管理権集積計画」により、森林経営に適した森林（採算林）を意欲の能力のある民間事業者に再委託を行うものとする。

(1) 再委託する民間事業者の候補者

群馬県の公募・審査を通じて、本町での委託を希望している民間事業者の一覧は下表(表-5)のとおり。

(表-5) 再委託を希望する民間事業者一覧(令和2年3月現在)

名称	代表者	住所
(一財) 群馬県森林・緑整備基金	代表理事 井田 由夫	北群馬郡藤東村大字新井2935
栃川東部森林組合	代表理事組合長 桐生 功	富岡市富岡2486-10
(有) 植原愛林	代表取締役 堀川 正一郎	多野郡上野村植原1917

(2) 再委託先の選定

採算林について、前項の民間事業者より選定して見積書を取得する。見積書の結果により「森林管理実施権配分計画」を作成し、民間事業者の同意をもって再委託する。
なお、実施の実施に關しては受託者が自らで補助等を活用して行うところとなり、森林環境譲与税により本町が直接補助を行わないものとする。

III 今後5ヵ年での意向調査の取組

1 調査すべき面積及び実行計画面積

(1) 対象となる人工林面積の調整

本町で意向調査の対象となる人工林面積は、個人等が所有する1,305.46haとなるが、過去5年以内に「森林経営計画」が策定された森林あつては、適切な森林経営がされている森林とみなし、対象森林面積より除外する。

本町では、6計画が対象となりその人工林面積は次のとおりとなる。

(表-6) 本町における森林経営計画の状況(令和2年3月現在)

経営計画認定番号	H25-1 林班 (単独)	H25-2 林班 (単独)	H28-1 林班 (単独)	H29-1 林班 (単独)	R1-1	R1-2	計
					林班 (共同)	区域 (共同)	
対象林班	53	54	51・52	37・38	23~26	29~36	
小流域面積	65.55	50.06	102.36	72.20	216.08	447.06	953.31
計画対象森林面積	56.59	38.00	58.06	52.65	131.00	177.03	513.33
うち人工林	29.95	18.43	27.95	31.17	91.71	134.94	334.15

※参考資料 森林経営計画位置図(図-1)

この森林経営計画対象となっている人工林面積を除いた調査森林面積は971.31haとする。

このほか、県発注による森林整備事業等が行われる地区や治山事業区域となる場合は、群馬県と協議・調整して必要に応じて調査するものとする。

(2) 各年の調査目標面積

調査対象面積を15か年に分配するにあたり、森林環境譲与税の収入額を勘案して配分すると次表(表-7)のようになる。

仮に譲与額全額を対象森林面積で均等割りすると、haあたりの事業費は102,000円となり、この事業費内で意向調査と配分計画の作成までを行うこととなる。ただし、本町は「森林環境譲与税」を基金積み立て方式での受け入れを採用しており、調査に要する費用は各林班の難易度等によって増減させるものとする。

このことから、5年目までに調査方法、ノウハウの蓄積を行い、10年目までに比較的容易な森林や森林経営計画の補完による面積の積み上げ、最終となる11年目以降は、境界確認等調査を要するよう難易度の高い森林を対象とする。

なお、意向調査の実施にあつては、初期5か年で試行して調査効果の効率化を目指すものとし、目標面積等の毎年見直しするものとする。

(表-7) 年別譲与額及び調査目標面積

年数	年度(西暦)	譲与額 (千円)	調査目標面積 (ha)	達成率 (%)
1	令和元(2019)	2,226	21.81	2
2	令和2(2020)	4,733	46.40	7
3	令和3(2021)	4,733	46.40	12
4	令和4(2022)	6,125	60.00	18
5	令和5(2023)	6,125	60.00	24
6	令和6(2024)	7,517	73.67	32
7	令和7(2025)	7,517	73.67	39
8	令和8(2026)	7,517	73.67	47
9	令和9(2027)	7,517	73.67	54
10	令和10(2028)	7,517	73.67	62
11	令和11(2029)	7,517	73.67	70
12	令和12(2030)	7,517	73.67	77
13	令和13(2031)	7,517	73.67	85
14	令和14(2032)	7,517	73.67	92
15	令和15(2033)	7,517	73.67	100
	計	99,112	971.31	

2 意向調査実施箇所の選定方法

意向調査を実施する林班の順位付けにあたり、各林班を共通項目によって査定し、その評価と調査対象面積を加味して初期5か年の実施林班を選定する。
 査定を行う共通項目については、森林整備の必要性、林業経営に適するかを指標とした項目によって、プラス要因、マイナス要因ごとに査定する。
 また、公的な森林整備や開発が計画されている箇所については別途検討する。

(1) プラス要因(森林整備の必要性 高、林業経営性の評価 高)

プラス要因として挙げた項目は次のとおり。

- ① 甘楽町森林整備計画において「木材生産機能増進森林」と定めた林班

本町森林整備計画において、林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林を「木材生産機能増進森林」と定めているところ(図-2)。

この森林での森林施業推進方策は、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行

う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本としている。

この森林を積極的に林業経営することで、町森林整備計画との整合性を高める。

- ② 草喰八丁河原線 林道事業で定める利用区域を含む林班

林道事業として天引から秋畑にかけて現在開設している草喰八丁河原線において、利用区域が定められている(図-3)。

林道事業の妥当性判断として、利用区域内の施業実績が求められており、この効用性を高めて地域での林道整備推進を図るためにも重点区域として森林整備を進める。

- ③ 人工林資源が面積比で50%以上の林班

林班面積のうち、人工林が多く含まれる林班では森林整備の必要性が高いといえる。また、森林管理権の設定後、集約化施業での効率性の高い森林整備を行うためにも面的なまともまりが確保できる森林を優先的に進める。

ただし、面積比が高い森林であっても総面積が著しく少ない林班や広大な面積の箇所については、効率性が低下することから別途マイナス要因での排除を行う。

(2) マイナス要因(森林整備の必要性 低、林業経営性の評価 低)

- ① 現在有効もしくは直近5か年以内に森林経営計画が策定された林班

森林経営計画が策定されている林班では、適切な経営管理が行われている森林といえる。また、過去5か年以内に計画終期を迎えた林班についても、施業履歴により整備を必要としない森林であり、計画の再設定も考えられることから意向調査を行わないこととする。

ただし、森林経営計画による小流域の充足率は概ね50%程度であることから、各森林経営計画の認定請求者と協議し、必要に応じて空白地への意向調査を行っている。

- ② 国土調査未実施地を含む林班

森林整備の推進において、森林境界の確認は全国でも大きな弊害となっている。山間部においては公図等が整備されておらず、地番、所有者の特定は困難となっている。

本町では、全町内で85%の国土調査が完了している(図-4)が、秋畑地区の山間部で一部未実施となっている。「森林経営管理権」設定によって、民間事業者が林業経営を行う場合に誤伐などの発生を予防するために、事前に境界確認を行うことも検討するため、初動となる今5か年では実施を見送ることとする。

- ③ 人工林面積50ha以上の林班

「森林経営管理権」が設定され民間事業者への再委託が行われた場合には、撤出間伐等の施業実施が見込まれる。民間事業者の技量など不透明な要素もあり、再委託する人工林の規模として、概ね30ha前後と想定する。

④人工林面積5ha未満の林班

③では上限としての面積を要因としたが、人工林規模が著しく少ない林班では作業の効率性、経済性を加味して5ha以下の林班をマイナス要因として設定する。ただし、森林整備の必要性が高い森林や他の林班と連担して整備すべき森林は優先することとする。

(3) 評価査定の計算法と各林班

各プラス要因を1点、マイナス要因を-1点として合計点により次の表(表-8)のように査定する。

(表-8) 査定評価点数表

点数	3	2	1	0	-1	-2	-3	-4
評価	A	B	C	D	E	F	G	H
優先度								

(4) その他考慮すべき事項

共通評価方式に加えて、各林班の置かれる状況に応じて優先度を変更する。ここでは想定される項目を例として挙げる。

①自然災害の発生

風害、雪害の発生による森林のかく乱などにより、森林整備を喫緊に要する箇所、台風や水害により、林道等の破損・崩壊が著しく木材生産活動に影響があるなど状況の変化により優先度を変更する。

②公共事業による森林整備計画等がある林班

保安林森林整備事業など、群馬県等の公共主体で整備の計画がある箇所においては、森林所有者が整備協定を結んでいることなども想定されることから、森林所有者の混乱を避け、契約の重複を回避するために優先度を下げる。

(5) 各林班の査定結果

各林班の査定結果は、別添の表(表-9)及び林班評価図(図-5)のとおり

3 5カ年で調査対象とする林班

査定等から5カ年で取り組み森林を次表(表-10)及び実施箇所位置図(図-6)のとおりとする。

本5カ年計画では、初期2カ年で意向調査方法の確立を目指し、林道開設工事により森林所有者との連絡が比較的取りやすい箇所とした。以降、林道「草喰八丁河原線」の進行にあわせて進めるものとする。

(表-10) 5カ年実施計画

年数	年度(西暦)	実施地区	対象林班番号	人工林面積(ha)
1	令和元(2019)	天引	4	22.08
2	令和2(2020)	天引	1、3、5-1、5-2	39.92
3	令和3(2021)	小幡、轟	44-1、45	57.26
4	令和4(2022)	轟	46、47	59.51
5	令和5(2023)	秋畑	12、13	65.57
計				
				244.34

4 5カ年での調査及び集積計画策定の工程計画

	1年目(2019)		2年目(2020)		3年目(2021)		4年目(2022)		5年目(2023)	
	前期	後期								
予備調査		↑		↑		↑		↑		↑
意向調査の実施			↑			↑		↑		↑
森林経営管理権集積計画の策定					↑		↑		↑	
森林経営管理権配分計画の策定						↑		↑		↑
民間事業者による経営管理									↑	↑

※1,2年目では、意向調査、集積計画までとし、3年目で配分計画に反映する。

岡崎市森林経営管理実施方針策定業務
特記仕様書

第1章 総 則

(適用)

第1条 本特記仕様書は、岡崎市(以下「発注者」という。)が実施する「岡崎市森林経営管理実施方針策定業務」(以下「本業務」)に適用するものとする。本特記仕様書は、本業務に必要な作業方法を定めるものとし、本業務は、本仕様書及び約款によるものとするが重複する事項については、本特記仕様書が優先するものとする。

(目的)

第2条 本業務は、本市において森林経営管理制度を実施し、森林の多面的機能の発揮等の期待される効果を達成するため、速やかな整備が求められる森林の箇所を選定し調査するものである。林業経営の効率化及び森林管理の適正化の一体的な促進を図り、林業の成長産業化及び持続的発展と森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的とする。

(履行場所)

第3条 本業務の履行場所は、岡崎市全域とする。

(実施基準)

第4条 本業務は、以下の諸基準に基づき実施するものとする。

- (1) 森林・林業基本法(昭和39年法律第161号)
- (2) 森林法(昭和26年法律第249号)
- (3) 森林経営管理法(平成30年法律第35号)
- (4) 森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定)
- (5) 測量法(昭和24年法律第188号)
- (6) 地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)
- (7) 尾張西三河地域森林計画
- (8) 岡崎市森林整備計画
- (9) 岡崎市契約規則
- (10) 個人情報取扱特記事項
- (11) その他関係、準拠法令及び諸規則等

(疑義)

第5条 本特記仕様書及び関係法令等に記載の無い事項又は疑義を生じた場合は、発注者と受託者が協議の上受注者は発注者の指示に従い、業務を実施するものとする。

(実施計画)

第6条 本業務を実施するに当たり、受注者は、本業務の着手に先立ち各工程における作業方法、使

用する主要な機器及び作業日程等について適切な作業工程を立案し、発注者の承認を得て次の書類の提出を行うものとする。また、計画を変更しようとする場合も同様とする。

- (1) 管理技術者届
- (2) 管理技術者等、資格(森林施業プランナー)を証明する書類の写し
- (3) 業務工程表
- (4) その他発注者が必要と認める書類

(打合せ協議)

第7条 本業務の打合せ協議は、原則として業務期間中5回程度とするが、別途必要と認められる場合は適宜実施するものとする。また打合せ協議実施時の議事録として「協議記録簿」を2部作成し、発注者の承認及び押印後、発注者及び受注者が各1部ずつ保管するものとする。

(損害賠償)

第8条 本業務の実施中に受注者が、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者へその経過、状況及び内容を連絡し、さらに文書で報告し発注者の指示に従うものとする。なお、受注者は一切の損害賠償の責任を負い誠意を持って対処しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 受注者は、業務を実施する上で知り得た秘密を、一切第三者に漏らしてはならない。また第17条で規定する貸与された情報についても、あらかじめ発注者の承認を得たもの以外は、一切第三者に漏らしてはならない。受注者は、本業務に関連して秘密漏洩等の問題が生じた場合は、一切の責任を負うとともに以後の処理については発注者の指示に従い、誠意を持って対処しなければならない。

(期限)

第10条 本業務の期限は、契約締結の翌日から令和5年3月10日までとする。

(業務遂行に必要なデータ及び情報等の提供)

第11条 受注者は、発注者が保有するデータ及び情報等を基に、森林の現地調査及び方針策定を進めるものとし、発注者は、受注者の求めに応じてその内容を判断し、必要とするデータ及び情報等を提供するものとする。提供するデータ及び情報等の内容並びに期限は、別に協議するものとする。

(検査)

第12条 本業務の成果品については、管理技術者立会いの上、発注者の検査を受けるものとする。

(完了)

第13条 本業務は、完了届・成果品納品書とともに第21条に定める成果品を提出し、前条による検査を受け、検査合格により完了とする。また、受注者は、業務完了後と一言え成果品に誤りが発見された場合は、発注者の指示に従い速やかに訂正・補正等を受注者の負担において処理し、提出しなければならない。

とまりであり、まとまりを合わせて 45 ha 以上となるように 1 か所の構成も可能とする。その場合は、森林整備を効率的に進めるため極力まとまり同士が近距離でのとなるよう選定するものとする。

3 対象森林は、間伐が必要な森林であることに加え、保安林、愛知県が管理する分収林契約地または雑木林を極力除くこととする。なお、保安林及び愛知県が管理する分収林契約地については、受注者が、対象森林を選定する際に愛知県西三河農林水産事務所へ確認することとする。

4 事業体へ繋げることが出来る対象森林は、間伐が必要な森林であることに加え、伐採後搬出するに値する樹木が生育していること、路網が比較的整備されている、斜面がゆるやか、及び路網整備に適した土壌等を考慮すること。

5 森林経営計画策定区域、過去のあいち森と緑づくり森林整備事業実施箇所と予定地及び保安林整備事業区域の位置図を作成し、5 年前までの整備実施箇所は対象森林から除くものとする。

6 対象森林が森林経営管理制度に基づき管理を行うことにそぐわない森林（保安林を多く含む等）の場合は、業務期間中に限り発注者の指示により再選定をするものとする。そのため、受注者は業務完了日の 3 か月前までに発注者に対象森林の一覧を報告するものとする。受注者は報告を受けた後、再選定の必要がある場合は業務完了日より 2 か月以上前に再選定の指示を行うものとする。

7 対象森林について、地域的な著しい偏りが無いように努めること。また、対象森林のおおよその位置を成果図面に図示するものとする。

(対象森林現地調査)

第 19 条 対象森林の現地調査を実施するものとする。各対象森林につき標準地を 1 か所設定し、全体の林況及び植生等を調査するものとする。

2 前項における現地調査については、以下について行う。

- (1) 主要樹種
- (2) 林分の種類
- (3) 林齢及び疎密度
- (4) 下層植生の種類及び生育状況

3 標準値の設定については、人工林とし、森林整備が必要とみなされる林相を中心に調査する。

(個別整備方針)

第 20 条 対象森林について個別整備方針を策定するものとする。個別整備方針については、資料解析と現地調査によって得られた情報を基に、各対象森林の条件に応じたおおよその基準、立木本数、モデルとなる整備方針を盛り込むものとする。また、対象森林ごとに市による経営管理を想定した森林か、事業体の管理を想定した森林か判定するものとする。

(再委託の禁止)

第 14 条 本業務の全体的な総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等について、受注者は、これを再委託することは出来ないものとする。

(成果品の帰属)

第 15 条 本業務における成果品は、全て発注者に帰属する。また、受注者は、その使用権を共有し、複製、頒布及び二次利用を発注者の承認を得た場合のみ利用することができるものとする。ただし、使用権に基づく使用を行う場合については、文書により発注者に申請を行い、承認を得るものとする。

第 2 章 業務概要

(業務概要)

第 16 条 本業務の概要は次のとおりとする。

- (1) 管理対象森林選定 1 式
- (2) 対象森林現地調査 1 式
- (3) 個別整備方針策定 1 式

(貸与資料)

第 17 条 発注者は、本業務に必要なと認められる物品及び資料等の貸与について受注者から請求があった場合にこれを貸与することができるものとする。受注者は、これを保管し、亡失、汚損及び破損等の無いよう細心の注意を持って取扱い、発注者に対して損害を与えた場合は、一切の責任を負い賠償するものとする。

第 3 章 森林経営管理実施方針策定

(管理対象森林選定)

第 18 条 森林経営管理制度に基づき経営管理を行う対象の候補となる森林（以下対象森林）を、受注者が選定するものとする。選定した対象森林は、発注者が経営管理権を設定し整備を進めることを想定した森林か、所有者から発注者が預かった管理権を事業体へ繋げることが出来る森林かを示すこととする。

選定には、第 11 条に規定する情報を基に、森林計画図等の資料及び現地の地形等を勘案し、対象森林を選定するものとする。

2 森林経営管理制度の期待される効果を達成するため、速やかな森林整備が求められる森林について 1200 ha の対象森林の選定をする。対象森林については、森林経営管理法に基づく経営管理権の設定等、後の森林経営計画策定及び効率的かつ面的な森林整備推進を図るため、1 か所の面積として 45 ha 程度の面的にまとまりを持つものを基本とする。ただし、やむを得ない場合に限り、岡崎市森林整備計画で定める森林経営計画の区域計画を策定できる同一の地区内で、10 ha 以上の面的なま

(委員以外の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させて、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、岡崎市経済振興部森林課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

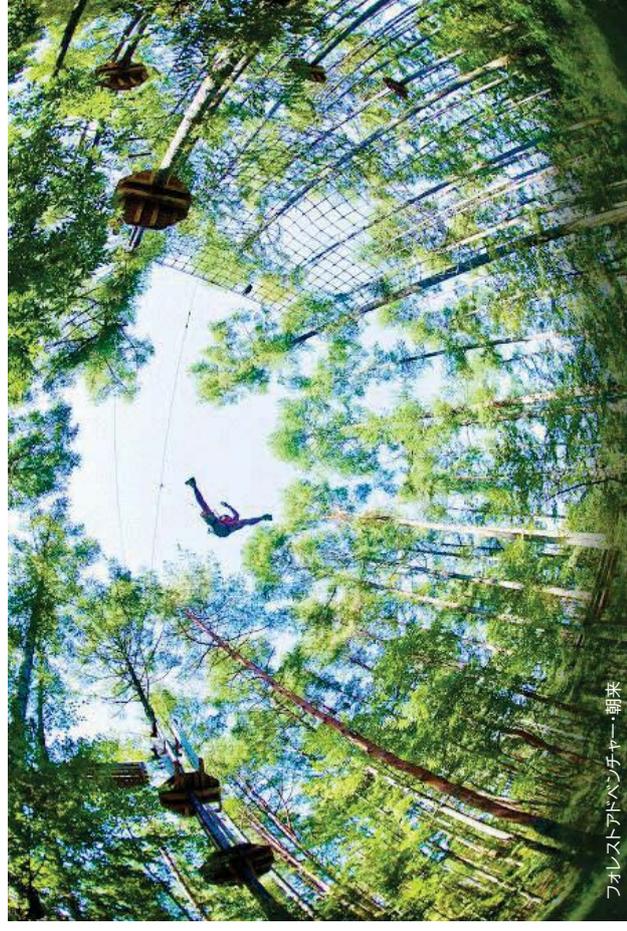
この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

朝来市森林ビジョン

未来につなげる「あさご森」



はじめに

朝来市は、円山川と市川の源流地域で兵庫県の南北の分水嶺に立地し、市域の約84%が森林に覆われた自然豊かな地域です。

この地で育まれた森林は、木材などの林産物の供給や水源のかん養、土砂災害や地球温暖化防止のほか、野生生物の生息の場や市民のやすらぎ・レクリエーションの場など、私たちの生活に恩恵をもたらす貴重な財産です。

一方で、社会情勢や生活様式の変化によって、森林が人々の暮らしから遠ざかり、関心も薄くなる中で、手入れが行き届いていない森林や所有者が不在となっている森林などが収穫期を迎え、これらの森林資源をどのように保全・活用していくかが大きな課題となっています。

これらの課題を解決するために森林経営管理法が令和元年度に創設されました。この法律は、森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受けることで、市町村が直接管理できる仕組みとなっており、朝来市では、全国に先駆けて森林所有者から経営管理権を設定し、令和3年度末までに約150ヘクタールの森林整備（間伐）を実施しました。これに係る費用については、森林環境税を原資として国から配分される森林環境議与税が財源となっており、前述の森林整備と併せて地域の森林に関する課題や問題解決のために活用できることとなっています。

この度、この森林環境議与税をはじめとする各種財源を、より効果的に活用するための施策を体系的に定めた「朝来市森林ビジョン」を策定しました。

今後とも市民の皆様と一体となり、未来の世代にふるさとの美しい自然・森林景観を継承するとともに森林が有する多面的な機能の向上を図る森づくりを“あさご森”として、推進してまいります。

最後になりましたが、策定にあたって貴重な御意見をいただきました市民の皆様をはじめ、専門的見地及び市民視点から提言や審議をいただきました農林業振興対策審議会の皆様、森林ビジョン検討会・ワーキング会議の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和4年 11月

朝来市長

森町 勇

目次

第1章 「朝来市森林ビジョン」策定にあたって	1
1. 策定の趣旨	1
2. 素案作成の経過	2
3. 「朝来市森林ビジョン検討会」と「ワーキング会議」	2
4. 第3次朝来市総合計画との関係性	4
5. 「朝来市森林ビジョン」の計画期間と対象森林	5
(1) 計画期間	5
(2) 対象森林	5
第2章 朝来市の森林の現状	6
1. 朝来市の位置・地勢	6
2. 朝来市の森林・林業の現状	7
(1) 森林の面積・蓄積	7
(2) 林業活動	8
3. 森林整備基礎調査	10
(1) 調査目的	10
(2) 調査方法	10
(3) 調査結果	10
4. 住民ニーズ調査と関係者ヒアリング	13
(1) 住民ニーズ調査の概要	13
(2) 住民ニーズ調査の結果	14
(3) 関係者ヒアリングの概要	15
(4) 関係者ヒアリングの結果	15
5. 朝来市における森林・林業の課題と解決の方向性	16
(1) 課題整理	16
(2) 課題解決の方向性	17

第3章 朝来市が目指す森づくりのビジョン	18
1. ビジョンにおける基本理念	18
2. 森づくりの方向性	18
第4章 基本方針	20
1. 3つの基本方針	20
2. 基本方針とSDGsとの関係性	21
第5章 アクションプラン	22
1. アクションプランの作成	22
2. アクションプラン一覧	22
3. 各アクションプランの詳細	23
第6章 「朝来市森林ビジョン」の推進体制	32
1. 推進体制	32
2. 今後のビジョンの見直しについて	32
第7章 用語集	33

第1章 「朝来市森林ビジョン」策定にあたって

1. 策定の趣旨

人々の暮らしや営みは、豊かな森林の恩恵のもとに成り立っています。それを将来にわたって享受していくためには、経済活動と環境保全を両立していく必要があります。

しかしながら現状は社会情勢や生活様式の変化により、財産的価値や森林所有者の管理意識が低下しています。このことで林業・木材業界の縮小を招き、手入れ不足となっている森林が増加したことで、災害の発生リスクも高まっています。

朝来市では、これまで環境保全を主な目的として市行造林事業や県民緑税を活用した災害に強い森づくり事業など様々な施策を実施してきました。

しかしながら、昨今、収穫期を迎えた人工林が大半を占めるようになり、木材を活用した経済活動の再活性化も課題となっています。

また、森林に対する市民や林業関係者のニーズは多様化しており、それらを解決していくためには、既存の施策を継続しつつ、新しい施策の立案・実行が求められています。

そのような中で、市民や林業関係者のニーズを把握し、関係者との合意形成を図りながら、朝来市のあるべき森林の将来像を見定め、それに向けた森づくりの方針やそれらを実現させるための具体的なアクションプランで構成する「朝来市森林ビジョン」を策定しました。



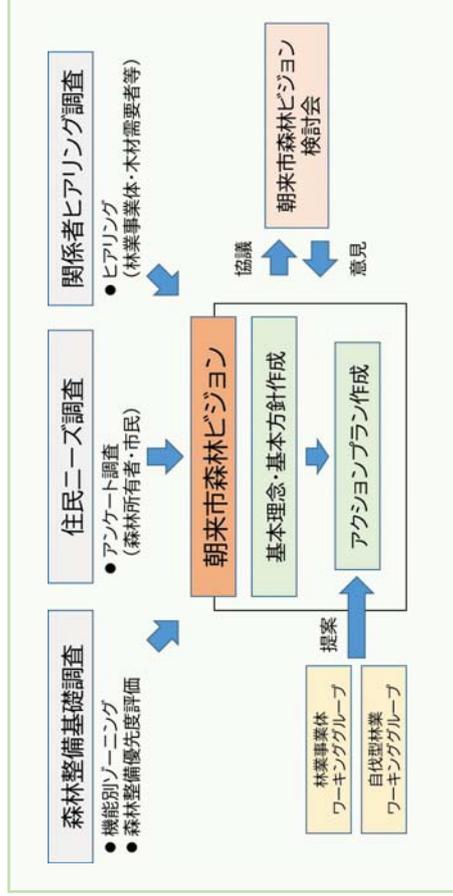
2. 素案作成の経過

「朝来市森林ビジョン」は、以下の流れで作成しました。

まず、市が所有するデータやオープンデータを使用して、森林の機能別ゾーニングや森林整備の優先度を評価する「森林整備基礎調査」を実施しました。さらに森林所有者や市民の意向を把握するための「住民ニーズ調査(アンケート調査)」と「林業事業者や木材需要者等を対象に「関係者ヒアリング」を実施し、それらの調査結果を基に、上位計画である朝来市総合計画及び朝来市森林整備計画との整合を図りつつ、基本理念や基本方針、アクションプランを検討しました。

なお、「朝来市森林ビジョン」の検討にあたっては、「朝来市森林ビジョン検討会」に協議を図りながら、素案を作成しました。

また、その一部であるアクションプランについては、「林業事業者ワーキンググループ」、「自伐型林業ワーキンググループ」を組織し、両ワーキング会議で出された提案を参考にしました。



「朝来市森林ビジョン」策定の流れ

3. 「朝来市森林ビジョン検討会」と「ワーキング会議」

「朝来市森林ビジョン検討会」の委員は、学識者・行政(兵庫県)・林業事業者・木材需要者・ボランティア団体・市民代表等から構成され、表1「朝来市森林ビジョン検討会」の各回の内容に示すとおり、全4回の検討会を開催し、「朝来市森林ビジョン」の素案に対する協議を行いました。

表1 「朝来市森林ビジョン検討会」の各回の内容

回数	日付	主な議題
第1回	令和3年12月6日(月)	・朝来市の森林・林業の現状について ・森林ビジョン策定業務の概要について ・市民アンケート調査及び分析について
第2回	令和4年5月16日(月)	・森林整備基礎調査について ・市民アンケート結果及び分析について ・基本方針の作成について
第3回	令和4年7月14日(木)	・基本方針(理念及び骨子)の作成について ・アクションプランの作成について
第4回	令和4年9月20日(火)	・アクションプランの作成について ・「朝来市森林ビジョン」の素案について

「ワーキング会議」の委員は、地域の林業事業者の職員や自伐型林業従事者から構成され、表2に示す通り、全3回の会議を開催し、アクションプランの提案を求めました。

表2 「朝来市森林ビジョンワーキング会議」の各回の内容

回数	日付	主な議題
第1回	令和4年2月2日(水)	・活動の現状について ・今後の課題について
第2回	令和4年6月8日(水)	・アクションプランの提案(ワーキング形式)
第3回	令和4年8月8日(月)	・アクションプランの優先度について



「森林ビジョン検討会」



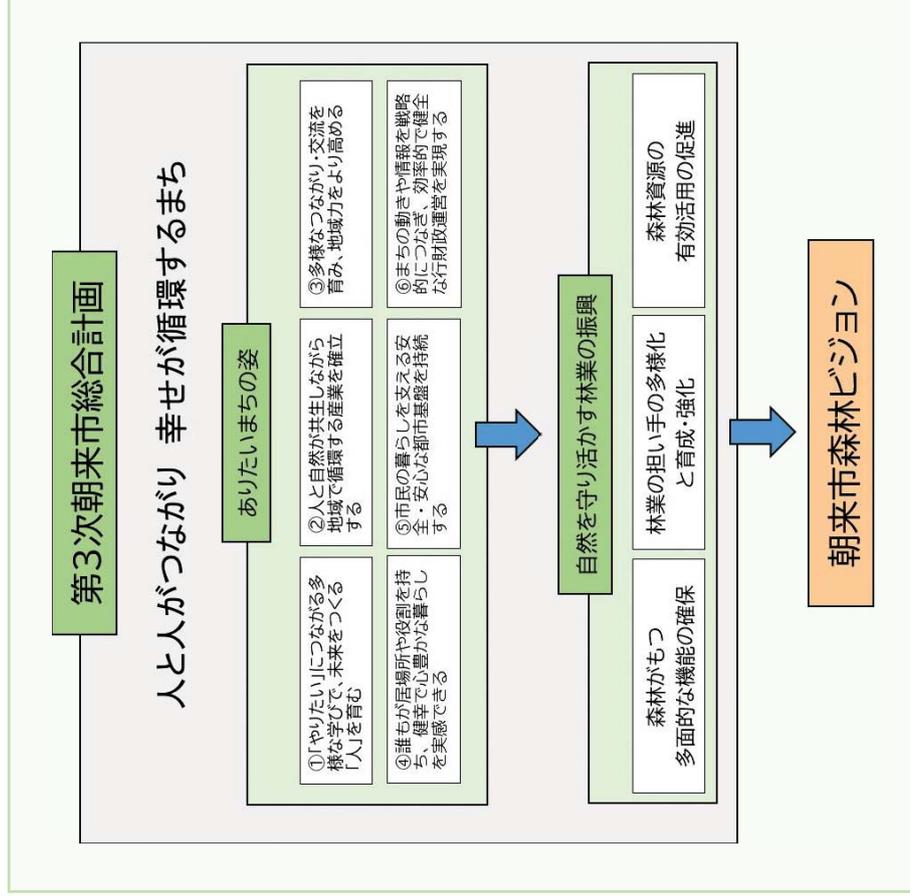
「ワーキング会議」

4. 第3次朝来市総合計画との関係性

朝来市のまちづくりの指針となる第3次朝来市総合計画が令和4年4月に策定されました。その計画の中で、「人と人がつながり 幸せが循環するまち」という将来像を描いていますが、ありたいまちの姿の一つである、「人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する」の中で、「自然を守り活かす林業の振興」という施策を掲げています。

「朝来市森林ビジョン」の策定に当たっては、総合計画との整合を図りつつ、朝来市が目指す森づくりの基本的な方向性と具体的な施策を明確化するものとします。

第3次総合計画と森林ビジョンの関係性



また、施策指標として、以下の目標値を掲げています。この目標を達成するための方策として、「朝来市森林ビジョン」に沿った具体的な施策を実行していきます。

第3次朝来市総合計画における政策指標

指	標	現 状 値	目 標 値 (令和11年度)
森林がもつ多面的な機能の確保	間伐実施面積	232ha	300ha
	木材生産量(素材生産量)	21,660m ³	30,000m ³
林業の担い手の多様化と育成・強化	林業労働者数(累計)	56人	70人
森林資源の有効活用の促進	未利用材搬出量(市内事業体)	10,105t	12,000t

5. 「朝来市森林ビジョン」の計画期間と対象森林

(1) 計画期間

計画期間は、令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間と定めます。

(2) 対象森林

「朝来市森林ビジョン」は、朝来市における民有林 33,186ha(令和3年3月末時点)を対象とします。

第2章 朝来市の森林の現状

1. 朝来市の位置・地勢

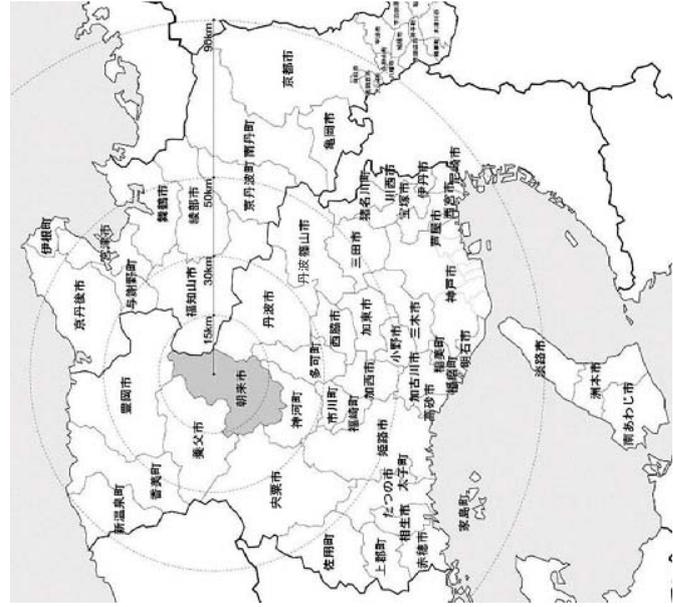
本市は、兵庫県の但馬地域の南端に位置し、南は播磨地域、東は丹波地域と京都府に接しています。中国山地の東端部にあたり、市の西部には須留ヶ峰、笠杉山、段ヶ峰など1,000m級の山並みに囲まれた中山間地域で、生野地域に分水嶺があり、一級河川の円山川が北流し、日本海へ流れ込み、二級河川の市川は南流し、瀬戸内海へ流れ込んでいます。

面積は403.06km²で兵庫県の約4.8%、但馬地域の約18.9%を占めています。

姫路からは約50km、大阪まで約90km、また鳥取にも約60kmに位置しており(いずれも直線距離)、古くから、京阪神や播磨地域と但馬・山陰地域とを結ぶ交通の要衝として発展してきました。

気候は、日本海型内陸性気候で、寒暖の差が大きいことが特徴です。この寒暖差が濃霧を生み出し、雲海に浮かぶように見える竹田城跡の景観は全国的に有名になっています。

位置図



2. 朝来市の森林・林業の現状

(資料：令和2年度兵庫県森林業統計書より)

(1) 森林の面積・蓄積

朝来市の令和3(2021)年3月における森林面積は33,801haで、総面積40,306haに占める割合は約84%となっています。

森林面積のうち、民有林が33,186haと98%を占め、残りの2%が国有林となっています。【図1】

人工林の面積は21,769ha、天然林は10,833ha、無立木地等は583haとなっており、人工林面積率は65.6%と、兵庫県全体の41.8%より高くなっています。【図2】

人工林の蓄積は、8,605千m³、天然林は1,375千m³となっており、人工林蓄積率は86.2%と、兵庫県全体の71.6%より高くなっており、人工林資源が充実している地域となっています。【図3】

人工林の樹種別面積割合は、スギが46%、ヒノキが42%となっており、兵庫県平均(スギ49%・ヒノキ42%)と同等の割合となっています。【図4】

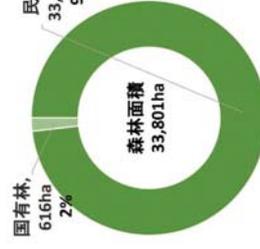


図1 国有林の割合

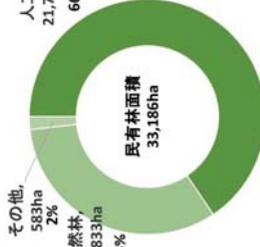


図2 人工林・天然林の面積割合

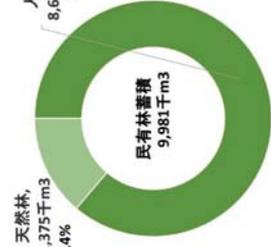


図3 人工林・天然林の蓄積割合

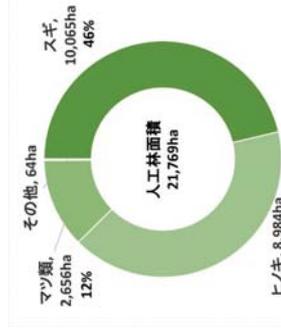


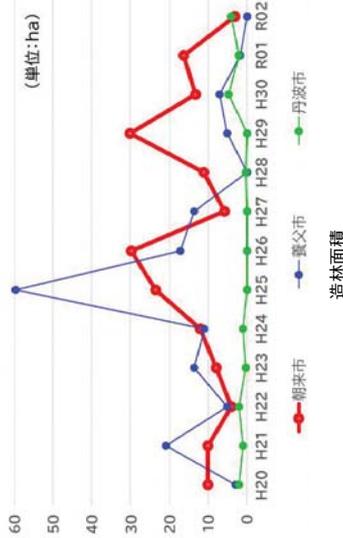
図4 人工林における樹種別面積

(2) 林業活動

以下に、朝来市の林業活動に関するデータを示します。比較のために、朝来市の近隣で同等の民有林面積を有する兵庫県養父市・丹波市のデータも示します。

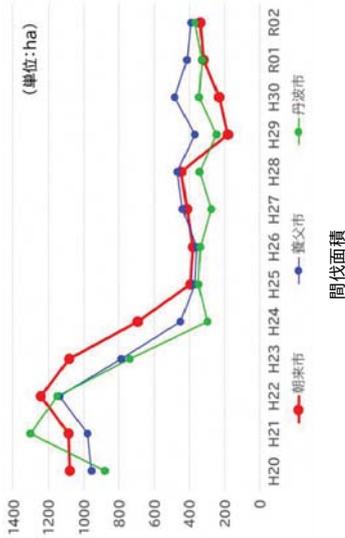
① 造林面積

朝来市の造林面積は、年間10～30ha で推移しています。近年は、養父市や丹波市と比べて多い面積となっています。



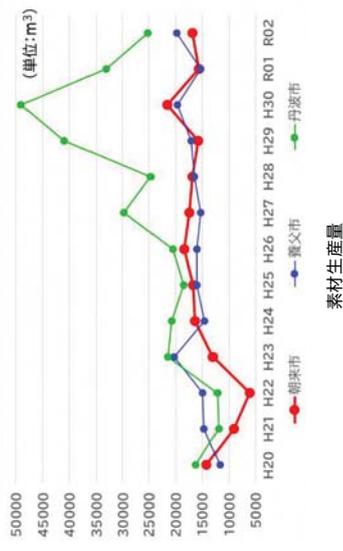
② 間伐面積

朝来市の間伐面積は、平成20～23年度までは、年間1,000ha を超えていましたが、平成25年度以降は、年間200ha を超える水準で推移しています。これは養父市・丹波市とも同様の傾向です。



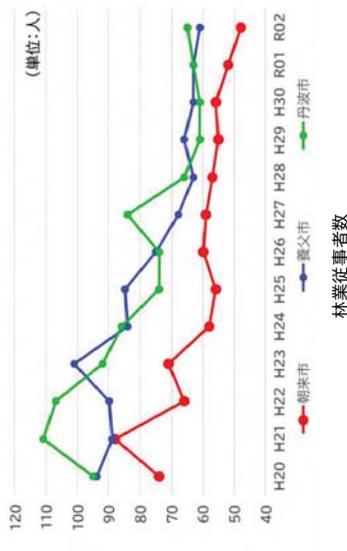
③ 素材生産量

朝来市の素材生産量は、年間15,000～20,000m³ で推移しています。養父市と同水準ですが、丹波市よりは少ない生産量となっています。



④ 林業従事者数

朝来市の林業従事者数は令和2年度時点で48名となっています。近年は漸減傾向で、養父市や丹波市より少ない従事者数となっています。



⑤ 木材需要

市内及び周辺において、和田山木材市場、朝来バイオマス発電所、兵庫木材センター等の大型木材需要者が存在します。一方、市内においては、製材所等木材加工業者が少ないため、建築用材の需要が低位な状況となっています。

3. 森林整備基礎調査

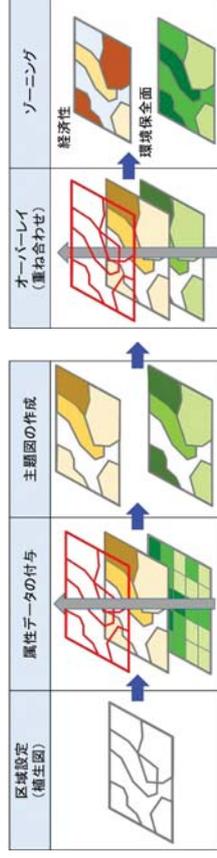
(1) 調査目的

森林整備基礎調査として、朝来市の森林の現状を把握し、森林整備の優先順位の基となるゾーニングを行います。

(2) 調査方法

ゾーニングの基礎となるデータは、朝来市が運用する「朝来市林地所有者台帳システム」や環境省・国土地理院・兵庫県が公開するオープンデータから入手しました。

調査方法としては、森林計画図における小班を植生によって細分化したものを区域として設定し、収集した各種データを区域の属性として付与しました。この属性により各種主題図を作成し、それらを重ね合わせることでゾーニングを実施しました。ゾーニングは、各区域の経済性と環境保全面から評価し、区分しています。



森林整備基礎調査の流れ

(3) 調査結果

経済性の観点からのゾーニングは、人工林を対象として、材積や林道からの距離、傾斜の3つの要素を採用し、搬出間伐から主伐・再造林を目指す「循環経済林」と当面は搬出間伐を繰り返す「普通経済林」を特定しました。

また、環境保全面の観点からのゾーニングは、防災上留意すべき保安林やハザードマップから特定される区域を「環境保全林」として特定しました。

結果を図5・図6に示します。この調査結果を参照しつつ、今後の素材生産と森林整備にかかる施策を実施していきます。

① 経済性から評価したゾーニング

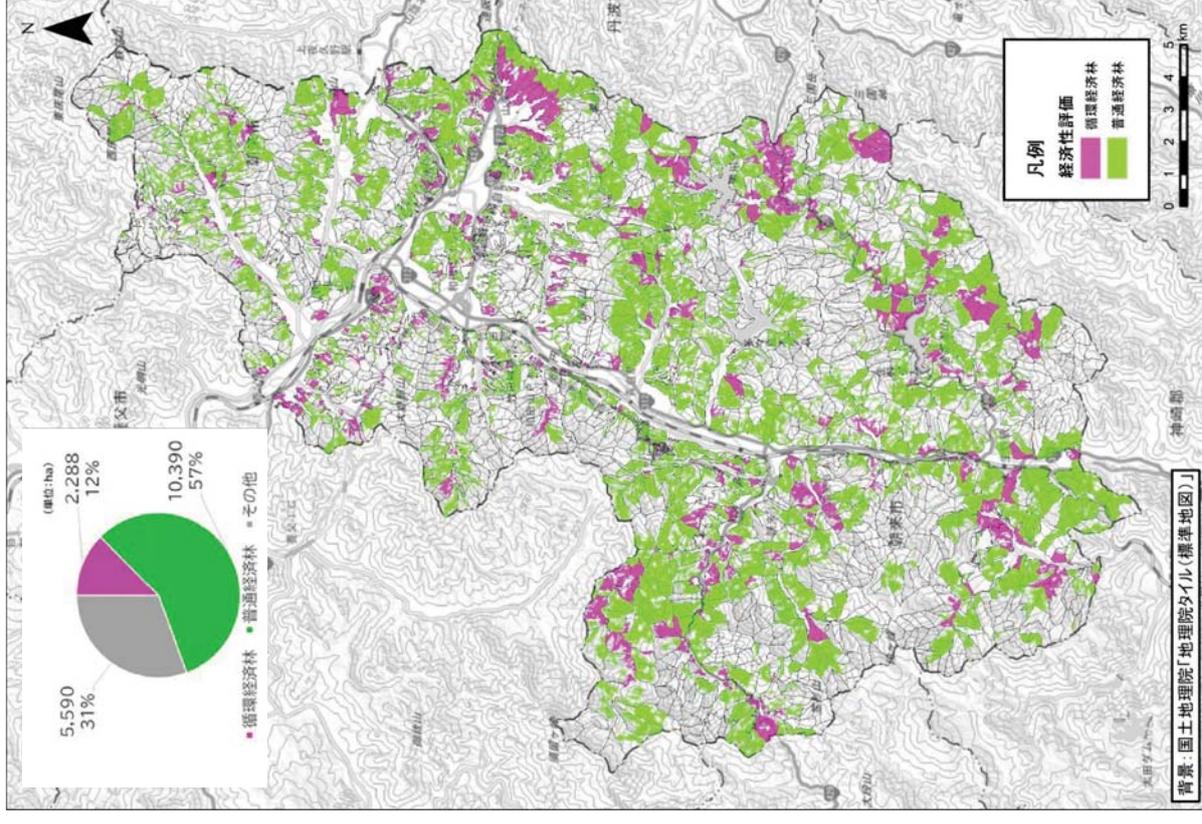


図5 経済性から評価したゾーニング

② 環境保全面から評価したゾーニング

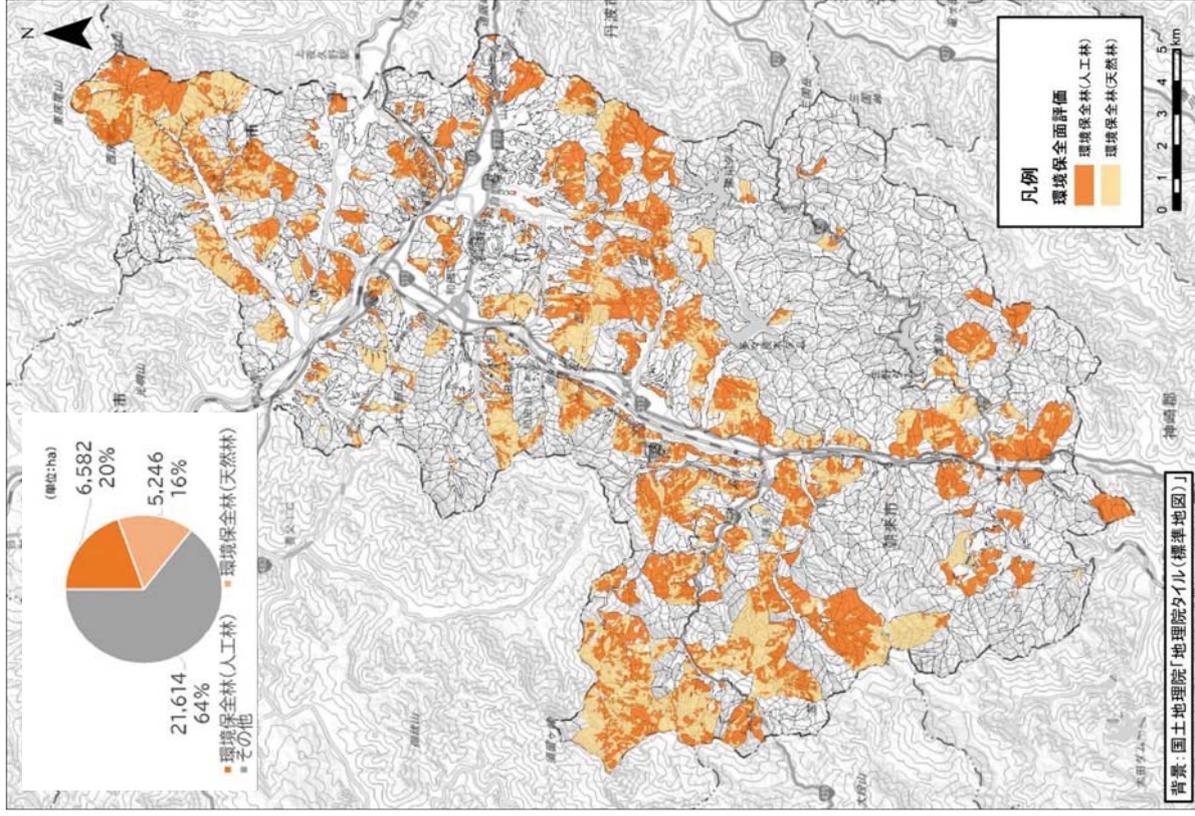


図16 環境保全面から評価したゾーニング

4. 住民ニーズ調査と関係者ヒアリング

「朝来市森林ビジョン」の作成にあたって、森林所有者及び森林所有者以外の市民(以下「地域住民」という。)、林業関係者の意向を把握するために、「住民ニーズ調査」と「関係者ヒアリング」を実施しました。

(1) 住民ニーズ調査の概要

調査はアンケート方式とし、土地所有者データから無作為に抽出した市内の森林所有者1,000人と、住民基本台帳データから無作為に抽出した市内の満18歳以上の地域住民の方1,000人を対象としました。

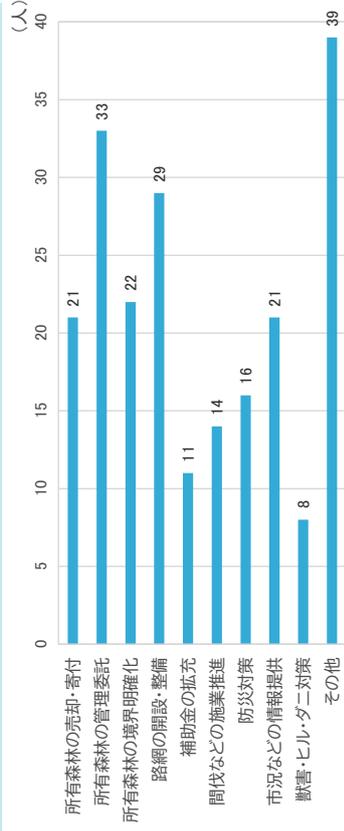
住民ニーズ調査の概要

項目	実施内容
配布票数	2,000票
実施時期	令和3年12月27日～令和4年2月28日
配布方法	郵送
回収方法	郵送
総回収票数	○森林所有者 回答数:584件(発送1,000件) 回答率:58.4% ○所有者以外 回答数:373件(発送1,000件) 回答率:37.3%

(2)住民ニーズ調査の結果

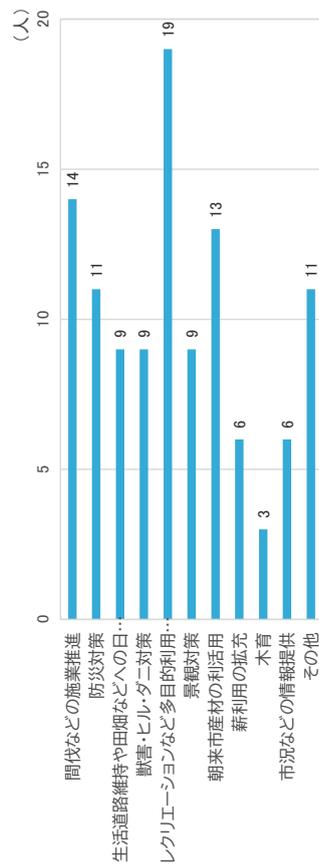
住民ニーズ調査結果のうち、朝来市の森林の利活用や支援を求める内容は、以下のとおりでした。

森林所有者が朝来市に求めること(自由記述)



森林所有者については、所有山林の売却や寄付、外部への管理委託、境界明確化や路網整備、間伐や防災対策について幅広い意向を持たれていることが分かりました。

地域住民が朝来市に求めること(自由記述)



地域住民については、間伐等の実施の推進、防災や生活環境保全、市産材の利活用、レクリエーションなど、幅広い分野で森林の多面的機能の発揮を期待されていることが分かりました。

(3)関係者ヒアリングの概要

関係者ヒアリングは、市内で活動する林業事業者・自伐型林業従事者・木材需要者・自然保護団体等を対象として、市に求めたい森林・林業施策について、ヒアリングを行いました。

(4)関係者ヒアリングの結果

関係者ヒアリングを取りまとめた結果は以下のとおりです。川上から川下に至るまでの林業分野、森林整備の担い手育成、防災や脱炭素、生物多様性の確保等の多面的機能の発揮、木育や観光等の多面的利用に関する幅広い意見が出されました。

関係者ヒアリングの結果概要

分類	項目	要望する森林・林業施策
林業 (川上)	集約化	・精度の高い森林情報の整備 ・集約化を推進する体制の構築
	森林所有者への収益還元	・林業事業者が生産性を高めるための仕組みづくり
	再造林後の獣害対策	・再造林後の獣害対策の確実な実施 ・獣害対策の新しい手法の実証
林業 (川中) (川下)	朝来市内での市産材の活用	・市産材のサプライチェーン構築
	朝来市外への市産材の販売促進	・販売先と交渉するための原木の生産情報を集約
	市産材を活用した商品開発	・森林資源量の把握 ・木工作家等による市産材を活用した商品開発の支援
担い手 育成	新規的林業従事者の定着	・他地域からの移住者に対する住環境の整備 ・林業従事者の収入額の向上
	労働安全衛生の確保	・作業者の技術力向上 ・作業者の安全意識向上
	自伐型林業の推進	・新しく自伐型林業に参入する作業者への支援
防災	災害に強い森づくり	・奥地の山林等の森林整備の推進
脱炭素	森林によるCO ₂ 吸収・固定の推進	・間伐や主伐後の再造林推進
生物多様性	里山の整備	・里山の整備による生物多様性の確保 ・希少種の保護活動の推進
	木育	市民による森林とのふれあい
多目的利用	森林を活用した観光の推進	・森林を活用したレジャーのメニュー化 ・観光業者との連携

5. 朝来市における森林・林業の課題と解決の方向性

(1) 課題整理

朝来市の森林の現況、森林整備基礎調査、住民ニーズ調査と関係者ヒアリングの結果を受けて、朝来市の森林・林業の課題について、内部環境(強み・弱み)、外部環境(機会・脅威)の面から、以下に整理しました。

強みと機会を活かした攻めの解決と、弱みと脅威を緩和する守りの課題解決が求められます。

朝来市の森林・林業の課題整理

強み(内部環境)	弱み(内部環境)
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 豊富な人工林資源 ✓ 市内に3つの森林組合と複数の民間林業事業者が存在 ✓ 市内に木材市場が存在 ✓ 市内の木質バイオマス発電所が存在 ✓ 近隣に大規模の製材工場が存在(兵庫木材センター) ✓ 自伐型林業グループが存在 ✓ Jクレジットの発行 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 手入れ不足森林の増加 ✓ 間伐中心で主伐・再造林が進んでいない ✓ 林業事業者における従業員の不足 ✓ 製材所等木材加工業者の減少 ✓ 木材乾燥機を有した事業者が少ない ✓ 市産材活用に際して、川上から川下まで追跡する機能がない
機会(外部環境)	脅威(外部環境)
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国産材需要の高まり ✓ 森林へのCO2吸収源としての期待 ✓ 森林の多目的利用への期待 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 台風や大雨等の災害の増加 ✓ 獣害の拡大

(2) 課題解決の方向性

これら課題解決の方向性として、「朝来市森林ビジョン」において、以下の3つの課題解決の方向性を定めました。

① 森林の多面的機能の発揮による市民の生活環境の保全

気候変動に伴う台風や大雨等による被害の増加により森林が持つ土砂流出防止機能の重要性が増しています。また、森林のCO₂を吸収する機能や生物多様性を守る機能も重要であり、森林の多面的機能の発揮に対する要請も高まっています。朝来市は、平成21年に襲来した台風9号に伴う大雨により甚大な被害を受けた経験もあり、市民の生活環境を保全するために、森林の多面的機能を高める森林整備を推進する必要があります。

② 林業の活性化を通じた雇用創出と担い手の育成

兵庫県内でも有数の豊富な森林資源を有効活用するためには、林業のさらなる活性化が必要であり、そのためには、路網整備や林業機械、森林情報等のインフラ整備が求められます。また、労働力を確保するためには、林業における雇用の創出し、市外からの雇用を含めた担い手を確保・育成する必要があります。朝来市には3つの森林組合が存在しますが、それらの強化とともに、自伐型林業を行うグループへの育成・支援と森林所有者自らが所有山林を管理できる支援も同時に行う必要があります。

③ 森林の多目的利用の推進

近年、従来型の木材生産だけでなく、森林を多様な目的で使用する取組が全国で拡大しています。朝来市においても、薪や木炭等の生産や市産材を活用した木工品の製作、森林空間を活用した環境教育等のニーズが、関係者や地域住民から寄せられています。また、これまで木材をほとんど使用してこなかった公共施設等の木質化も、新しい形の市産材活用と言えます。これらの森林の多目的利用を推進することで、森林の新しい価値を創造することができます。

これらの3つの課題解決の方向性を踏まえ、「朝来市森林ビジョン」における基本理念と基本方針を策定しました。

第3章 朝来市が目指す森づくりのビジョン

1. ビジョンにおける基本理念

未来につなげる「あさご森」



「あさご森」とは

朝来市が豊かな森林資源を未来の世代に継承するために実践する、森林の多様な恵みを活かし、市民の暮らしを守り、人々がいきいきと働ける森づくりの理念を表現しています。

2. 森づくりの方向性

朝来市は、豊富な森林資源を有していますが、十分に活用できていない状況にあります。また、気候変動に伴い、森林が持つ公益的な機能の重要性が高まるとともに、新たな林産物の生産や森林教育の提供など、森林の利活用に対する期待も高まっています。

これらの様々な要請に応え、未来の世代に健全な森林を継承することを目的として、市民の暮らしと安全を守るために森林を整備すること、林業・木材産業関連の雇用を拡大し、担い手を確保すること、従来型の林業に加え、新しい分野の担い手により森林を多目的に利用することを旨とする「あさご森」の理念のもと、健全で多様な森づくりを推進します。

未来につなげる「あさご森」



朝来市が目指す森づくりのビジョン

第4章 基本方針

1. 3つの基本方針

以下の3つの基本方針に沿って、森づくりに関する施策を推進します。

安心・安全の「あさご森」

森林は、豊かな水を育み、土砂の流出を防ぎ、安らぎの場を提供するなど、市民の暮らしを守っています。また、生物多様性を維持することも重要な役割です。朝来市は「朝来市森林ビジョン」の実現を通じて、安心・安全の森づくりを推進します。



雇用を生み出す「あさご森」

森林資源を活用することは、林業や木材産業だけでなく、幅広い分野で市民が活躍する場を提供し、地域を活性化することにつながります。朝来市は「朝来市森林ビジョン」の実現を通じて、雇用を生み出す森づくりを推進します。



価値を拡げる「あさご森」

森林から産まれる木材は、建築用材や家具・木工品、木質バイオマスなど、多様な用途で使用されます。また、エコツーリズムなど、森林の空間利用の可能性も高まっています。朝来市は「朝来市森林ビジョン」の実現を通じて、新たな価値を拡げる森づくりを推進します。



2. 基本方針とSDGsとの関係性

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。

(外務省 HP 「SDGsとは？」より抜粋 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>)

森林・林業分野でも、SDGs の達成に向けて、様々な施策を実行することが求められています。が、「朝来市森林ビジョン」における3つの基本方針は、表3に示す通り、対応する SDGs に貢献することを目指しています。

表3 基本方針と対応するSDGs

基本方針	対応するSDGs					
安心・安全の「あさご森」	6 安全な水とトイレを世界中に	11 住み続けられるまちづくりを	13 気候変動に具体的な対策を	15 陸の豊かさも守ろう		
雇用を生み出す「あさご森」	7 持続可能なエネルギーを	8 働きがいも経済成長も	9 産業と地域革新の基盤をつくろう			
価値を拡げる「あさご森」	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と地域革新の基盤をつくろう	8 働きがいも経済成長も	9 産業と地域革新の基盤をつくろう

第5章 アクションプラン

1. アクションプランの作成

「朝来市森林ビジョン」において、基本理念と基本方針をもとに18のアクションプランを定めました。アクションプランの実施時期は、短期(5年以内)と中長期(6～10年)に分けられますが、中長期のアクションプランについても、5年目までの検証の結果、必要に応じて前倒して実施する可能性があります。

2. アクションプラン一覧

アクションプラン一覧を表4に示します。
なお、優先的に実施する施策は、実施時期を◎として、次項「各アクションプランの詳細」において指標を設定しています。

表4 「朝来市森林ビジョン」におけるアクションプラン一覧

基本理念	基本方針	アクションプラン	実施時期	
			短期	中長期
未来につながる「あさご森」	安心・安全の「あさご森」	①災害に強い森林整備	◎	6～10年
		②生活環境保全	◎	
		③造林・保育支援	◎	
		④林道の維持管理	◎	
		⑤森林情報の整備	○	
	雇用を生み出す「あさご森」	⑥新規就業者の確保・育成	◎	
		⑦自伐型林業グループの育成	◎	
		⑧集約化の推進	○	
		⑨スキルアップ支援	○	
		⑩労働環境の改善	○	
	価値を拡げる「あさご森」	⑪林業機械の導入・更新支援	○	
		⑫新技術導入支援	○	
		⑬市産材を活用した木育推進	◎	
		⑭小規模熱利用の推進	◎	
		⑮公共施設等の木質化	○	
		⑯森林環境教育	○	
		⑰住宅への市産材活用	○	
		⑱林産物の高付加価値化推進	○	

3. 各アクションプランの詳細

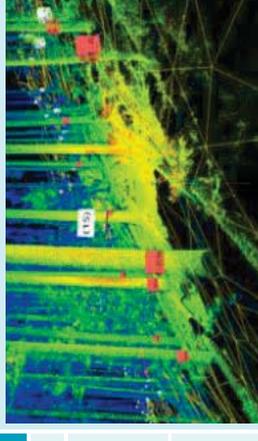
基本方針	施策名称
安心・安全の「あさご森」	①災害に強い森林整備
目的	奥地の森林や手入れ不足の森林、病虫害により環境が悪化した森林等を整備することで、水源かん養機能や土砂流出抑制機能を高め、災害に強い森林へと誘導する。
主な取り組み	条件不利地において間伐整備を行う。 針葉樹及び広葉樹の混交林整備を行う。 環境保全林における森林整備手法の研究を行う。 侵入竹林及び放置竹林の伐採、松くい虫被害木の伐採を行う。 小規模な森林整備や簡易防災施設の整備に対する支援を行う。
実施時期	短期 ◎ 中長期
関連事業	森林経営管理法(市) 県民緑税事業(県) (里山防災林整備事業、緊急防災林整備事業、針広混交林整備事業)
指標	間伐実施面積(300ha/年) (総合計画の目標値)
	

基本方針	施策名称
安心・安全の「あさご森」	②生活環境保全
目的	人家付近や公道への倒木被害を予防することで、市民が安心して生活できる環境を整える。
主な取り組み	気象害、枯損又は過度な成長等により倒木の危険性が高い樹木で、倒木等により、人家、公共施設等に影響を及ぼす恐れのある立木の伐採を支援する。
実施時期	短期 ◎ 中長期
関連事業	県民緑税事業(県) (里山防災林整備事業、緊急防災林整備事業、針広混交林整備事業)
指標	整備箇所数 (5箇所/年)
	

基本方針		施策名称	
安心・安全の「あさご森」		③造林・保育支援	
目的	造林・保育作業に対する支援を行い、健全な森林への成長を促す。		
主な取り組み	造林作業(植栽・下刈り・獣害対策)及び保育作業(搬出間伐・作業道開設)の実施を支援する。		
実施時期	短期	◎	中長期
関連事業	森林環境保全整備事業(国) 「森林管理100%作戦」推進事業(県)		
指標	間伐実施面積(300ha/年)、 素材生産量(30,000 m ³ /年) (総合計画の目標値)		



基本方針		施策名称	
安心・安全の「あさご森」		⑤森林情報の整備	
目的	林相や材積など精度の高い森林情報を整備することで、森林経営計画の策定等を円滑に行う。		
主な取り組み	精度の高い森林情報の共有化を図る。 空中写真整備・航空レーザー計測を行う。		
実施時期	短期	◎	中長期
関連事業	兵庫県森林クラウドシステム		
指標	—		



基本方針		施策名称	
安心・安全の「あさご森」		④林道の維持管理	
目的	山間地の重要なインフラである林道の維持管理を適切に行うことで、林業の生産性の維持・向上及び災害から市民の安全確保を図る。		
主な取り組み	林道橋の点検結果に基づき修繕を実施する。 林道等の点検調査や必要な修繕を実施する。		
実施時期	短期	◎	中長期
関連事業	農山漁村地域整備交付金(国)等		
指標	林道橋修繕箇所数 (1橋/年)		



基本方針		施策名称	
雇用を生み出す「あさご森」		⑥新規就業者の確保・育成	
目的	林業を担う人材の確保・育成を図り、新規就業者の増加を推進する。		
主な取り組み	市内林業事業者等を受け入れ先とするインターン制度を実施する。 新規就業者の確保を目的とした広報活動等を実施する。		
実施時期	短期	◎	中長期
関連事業	緑の雇用制度(国)		
指標	林業労働者数(70人/R11) (総合計画の目標値)		



基本方針	施策名称
雇用を生み出す「あさご森」	⑦自伐型林業グループの育成
目的	自伐型林業に取り組み個人・グループを支援し、林業従事者のすそ野の拡大を図ると共に、森林所有者自らが所有山林を管理する意識・技術の向上を図る。
主な取り組み	既存の補助制度で対象とならない小規模な森林整備に対する支援を行う。(森林整備、林業機械の購入・リース、安全対策、講習会開催等)
実施時期	短期 中長期
関連事業	◎ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金(国) 住民参画型森林整備事業(県) 自伐型林業新規参入者数(15人/5年)
指標	



基本方針	施策名称
雇用を生み出す「あさご森」	⑨スキルアップ支援
目的	林業技術者の技術向上を支援することで、市内の森林整備の高度化、安全性の向上を図る。
主な取り組み	林業従事者が取り組む技術向上を目的とした講習会への参加や資格取得等に係る経費を支援する。
実施時期	短期 中長期
関連事業	○ 緑の雇用制度(国)
指標	—



基本方針	施策名称
雇用を生み出す「あさご森」	⑧集約化の推進
目的	森林の集約化を行うことで、広域で効率的な森林整備を推進する。
主な取り組み	森林所有者への意向調査を実施する。 集約化を推進する主体を設置する。
実施時期	短期 中長期
関連事業	○ 森林経営管理法(市)
指標	—



基本方針	施策名称
雇用を生み出す「あさご森」	⑩労働環境の改善
目的	林業労働現場の安全性や労働環境の改善を図り、従事者の定着を目指す。
主な取り組み	安全装備の導入を支援する。 現場への労働環境改善(休憩所や男女別トイレ設置等)を支援する。 現場作業員の厚生面の改善を支援する。
実施時期	短期 中長期
関連事業	○ 緑の雇用制度(国)
指標	—



基本方針		施策名称
雇用を生み出す「あさご森」		①林業機械の導入・更新支援
目的	林業事業者・自伐型林業グループに対する林業機械の導入を支援することで、生産性の向上を目指す。	
主な取り組み	高性能林業機械の更新や小規模な林業機械の導入等の、既存の補助制度で対象とならない機械化のうち、必要な取組みを支援する。	
実施時期	短期	中長期
関連事業	林業・木材産業成長産業化促進 対策交付金(国)	
指標	—	
		

基本方針		施策名称
価値を拡げる「あさご森」		⑬市産材を活用した木育促進
目的	市産材に触れる機会を増やし、市民の森林・林業を大切にすることを意識の醸成を図る。	
主な取り組み	市内の木工業者と連携し、木製玩具を作成、新生児へ配布する。 小学校の机やこども園の室内遊具等、教育施設の什器等への市産材の活用を図る。 市産材を活用した加工品開発を支援する。	
実施時期	短期	中長期
関連事業	—	
指標	木育商品開発数 (3品/5年)	
		

基本方針		施策名称
雇用を生み出す「あさご森」		⑫新技術導入支援
目的	新技術導入を支援することで、スマート林業の推進を目指す。	
主な取り組み	ドローンや最新の測量技術、再造林・育林等、新技術の導入を支援する。	
実施時期	短期	中長期
関連事業	林業イノベーション推進総合 策事業(国)	
指標	—	
		

基本方針		施策名称
価値を拡げる「あさご森」		⑭小規模熱利用の推進
目的	市産材を燃料材として利用し、エネルギーの地産地消の推進、市民の森林整備への参画機会の増加を図る。	
主な取り組み	薪ストーブ・薪ボイラー等の導入を支援する。 市産材活用拠点としてストックヤードを設置する。	
実施時期	短期	中長期
関連事業	—	
指標	設備導入補助件数 (5件/年)	
		

基本方針		施策名称
価値を拡げる「あさご森」		⑮公共施設の木質化
目的	公共施設等における市産材活用を推進することで、市産材の需要拡大、生産体制の構築を図る。	
主な取り組み	公共施設の新築・改修等において、市産材の活用(内装材、什器等含む)を図る。	
実施時期	短期	中長期
関連事業	林業・木材産業成長産業化促進 対策交付金(国)	
指標	-	



基本方針		施策名称
価値を拡げる「あさご森」		⑯住宅への市産材活用
目的	住宅等の公共施設以外の建築物において、市産材活用を推進することで、市産材の需要拡大、生産体制の構築を図る。	
主な取り組み	市産材を活用した住宅購入、施設整備を支援する。 市産材活用に資する構法の導入を支援する。	
実施時期	短期	中長期
関連事業	「ひょうごの木の家」設計支援事業	
指標	-	



基本方針		施策名称
価値を拡げる「あさご森」		⑰森林環境教育
目的	幼少期から森林を体験する機会を増やすことで、市民の森林・林業に関する理解と関心を深める。	
主な取り組み	こども園や小中学校の授業等において森林環境教育を実施する。	
実施時期	短期	中長期
関連事業	緑の少年団活動	
指標	-	



基本方針		施策名称
価値を拡げる「あさご森」		⑱林産物の高付加価値化推進
目的	林産物の高付加価値化により、林業の収益性向上につなげる。	
主な取り組み	木材の製材・加工施設の設備投資を支援する。 製材以外の林産物の加工設備(例:竹チップパー、燃料用チップ等)の導入を支援する。 私有林におけるJクレジットの発行を支援する。	
実施時期	短期	中長期
関連事業	J-クレジット制度	
指標	-	



第6章 「朝来市森林ビジョン」の推進体制

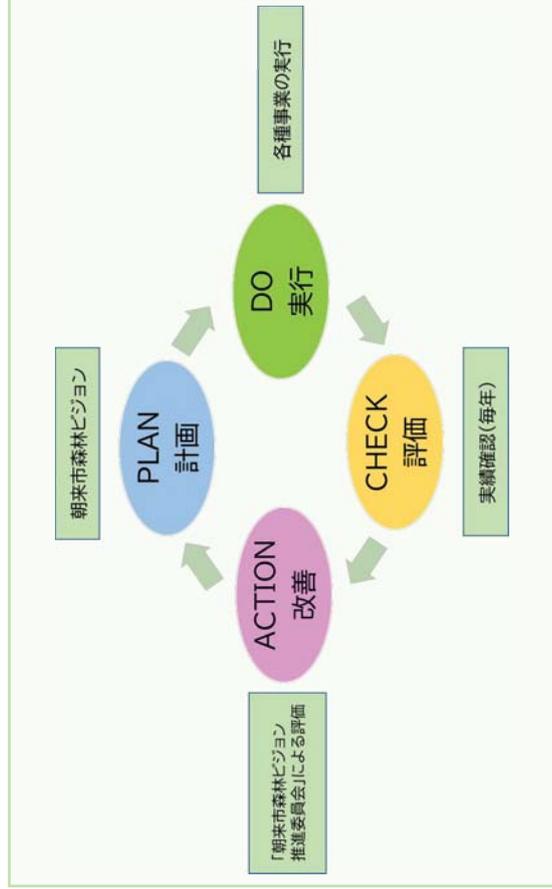
1. 推進体制

「朝来市森林ビジョン」の推進のために、兵庫県、林業関係者、ボランティア団体、市民等から構成される「朝来市森林ビジョン推進委員会（仮称）」を設置します。

本メンバーは、「朝来市森林ビジョン検討会」の委員を中心に構成し、本ビジョンの推進状況の確認、ビジョンの見直し内容等の検討を行います。

2. 今後のビジョンの見直しについて

「朝来市森林ビジョン」の見直しについては、PDCA サイクルにより、毎年度の実績を確認しながら施策評価を実施し、必要に応じて見直しを実施します。なお、実施時期が中長期（6～10年）に分類されているアクションプランについても、必要に応じて前倒して実施することを検討します。



今後の朝来市森林ビジョンの見直し

第7章 用語集

用語	意味
かいぼつ 皆伐	一定範囲の樹木を全部又は大部分を伐採すること。
かんぼつ 間伐	育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて樹木の一部を伐採(間引き)し、残存木の成長を促進する作業をいう。
こくゆうりん 国有林	国が所有する森林をいう。大半は林野庁の管轄だが、文部科学省、財務省などが管轄する森林も存在する。
こんこうりん 混交林	2種類以上の樹種が混在する森林をいう。ただし、林業に関係のない下木の類は含まれない。
さいぼうりん 再造林	人工林を伐採した跡地に再び苗木を植えて、人工林を造ることをいう。
さきぶどう 作業道	林道等から分岐し、立木の伐採・搬出・造林等の林内作業を行うために設置される簡易な構造の道路のこと。
じぼつがたりんぎょう 自伐型林業	所有林又は施業を受託した森林で実施される小規模で持続可能な林業形態をいう。
しゅうりん 私有林	個人や企業が所有する森林のこと。
しゅだいず 主題図	(森林においては、)小班等の属性や分析結果を重ね合わせて表現した図面をいう。
しゅぼつ 主伐	次の世代の森林の造成を伴う森林の一部又は全部を伐採すること。
しょうばん 小班	森林所有者別に設定された一時的な森林区画の単位のことをいう。樹種・林齢等が異なれば、さらに細分される。
じんこうりん 人工林	苗木を植えることにより造成された森林のこと。
しんりんけいけい 森林計画図	地形図(森林基本図)に民有林等の林班界及び小班界が記入されているものをいう。
スマート林業	ICT 等の先端技術を現場レベルで活用して、林業の効率化や省力化等を図ること。
ゾーニング	(森林においては、)機能別に区分した区域をいう。

	素材生産 そざいせいぜん	森林の樹木を伐採し、造材(玉切り)して素材(丸太)を生産すること。
	択伐 たくはつ	森林において更新を伴う伐採を行う際に、一斉ではなく、部分的に伐採すること。
た	蓄積 ちくせき	(森林においては、)森林を構成する樹木の幹の体積のこと。
	天然林 てんぜんりん	主として、天然の力によって造成された森林のこと。
	ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。
	搬出間伐 はんしゅつかんぱつ	間伐のうち、伐採した木材の全部または一部を丸太等に加工し、作業道により林外に運び出して利用するものをいう。
は	複層林 ふくそうりん	森林を構成する林木が択伐等により部分的に伐採され、人為的に複層となる樹冠を構成する森林をいう。
	保安林 ほあんりん	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林をいう。
	放置竹林 ほうちちくりん	管理されていない竹林のこと。
	松くい虫 まつくいむし	森林害虫の一種。アカマツやクロマツなどに寄生してその樹皮の下及び木材部分を食害し、枯死させる昆虫(キクイムシ科・ゾウムシ科・カミキリムシ科)の総称のこと。国内で発生している被害はマツノマダラカミキリによって媒介されるマツノサイセンチュウによるものである。
ま	未利用材 みりようざい	森林の伐採の際に発生する「製材等に利用できない細い樹木」や枝、木の根など、これまでは未利用のまま林地内に残されてきた木材のこと。
	民有林 みんゆうりん	個人・企業・社寺などが所有する「私有林」と都道府県・市町村・財産区などが所有する「公有林」を合わせた森林の名称。国が所有している「国有林」以外の森林をいう。
	木育 もくいく	子どもをはじめとする全ての人が「木とふれあい、木に学び、木と生きる」取り組みをいう。
ら	林業事業体 りんぎょうじぎょうたい	森林技術者を雇用して森林施設を行う者で、森林組合や林業会社等をいう。

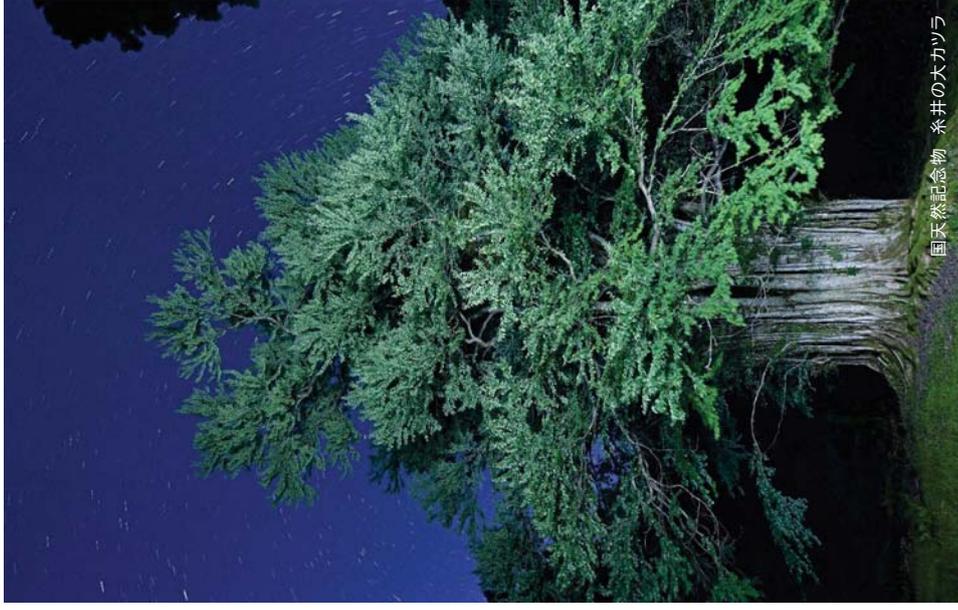
林相 りんそう	森林を構成する樹種や立木の密度、林齢、林齢、林木の生長状態などによって示される森林の状態をいう。
林道 りんどう	木材を主とする林産物の搬出や、林業経営に必要な資材を運搬するため、森林内に開設された道路の総称をいう。
林班 りんぱん	大字や天然地形等により、面積がおおむね50ha程度となるように設けられた固定的な森林区画の単位をいう。

参考・引用:

「森林・林業 用語辞典」一般社団法人 全国林業改良普及協会、<https://www.ringyou.or.jp/word/index.html>

「森林・林業用語の解説」茨城県 <https://www.pref.baraki.jp/soshiki/nourinsuisan/rinsei/documents/ringyouyugo.pdf>

林野庁ホームページ <https://www.rinya.maff.go.jp/>



国天然記念物 糸井の大カツラ

○神河町寄附受納審査会設置規程

令和4年6月13日
規程第5号

(設置)

第1条 神河町に寄附の申出があった場合に、受納の是非について適正な審査をするため、神河町寄附受納審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(審査事項)

第2条 審査会は、次の寄附受納について審査する。

- (1) 寄附の受納の可否に関すること。
 - (2) その他寄附の受納に関し、審査会が必要と認める事項
- 2 前項にかかわらず、町の通常業務を遂行する上で必要な寄附受納については、審査会の対象としないものとする。

(構成)

第3条 審査会に会長を置き、副町長がこれに当たる。

2 審査会は、副町長、総務課長、総務課財政特命参事、農林政策課長、建設課長、地籍課長の6人の委員をもって構成する。

(事務局)

第4条 審査会の事務局は、総務課に置き、庶務を行う。

(会議)

第5条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、原則四半期ごとに会長が招集し、過半数以上の委員の出席で成立する。

3 審査会は、必要な場合には随時招集し、過半数以上の委員の出席で成立する。

4 審査会は、第3条第2項に定める委員のほか、会長が必要と認めるときは委員以外の者を出席させることができる。

(審査結果の取扱い)

第6条 第2条による審査の結果を町長が決裁し、事務局より担当課長に通知するものとする。

(持ち回り審査)

第7条 審査すべき事案について急施を要し、会長が審査会を招集するいとまがないと認めたとときには、持ち回りによって委員の審査を経ることにより、審査会の審査に代えることができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

わかさ森林づくりにビジョン



2021年3月
若桜町
122

まえがき

古くより森林・林業とともに歩んできた若桜町は、町の総面積の95%を森林が占め、戦後に植林が盛んに行われ、スギを主体とした人工林は、民有林面積の6割に達するなど豊富な森林資源を有しています。

こうした森林は、私たちに木質資源のみならず、日々口にする清らかな水や呼吸により体内に取り込む清々しい空気も供給しています。

さらに、森林の有する機能により、大雨のときには、洪水の発生や山林からの土砂の流出を防ぎ、私たちの日々の生活を守っています。

しかし、これらの人工林を中心とした森林は、森林整備による適切な管理が行われなければ、林内の樹木の健全な生長や下層木の生育が阻害され、森林の有する機能を十分に発揮することが困難となります。

私たちは将来にわたって森林の適切かつ持続的な管理を実現していくため、森林整備により発生する木材の利活用を徹底し、地域経済へ貢献する木材とお金の好循環を構築していくことが重要です。また、森林環境教育や木育により、町民の皆様が森林を身近に感じていただく取組なども必要となります。

豊富な自然に囲まれ生活する私たちは、森林を個人のものではなく、みんなの財産であると認識することが大切です。町民、事業者、行政が連携、協働して取り組み、森の恵みを暮らしに活かし、緑と清流のまちなを象徴する豊かな自然環境を次世代へ継承することが重要であると考えています。

このようないから、この度、わかさ森林づくりビジョンを作成し、今後皆様のご協力を賜りながら取組を推進して参りたいと思います。

最後となりますが、本ビジョンの策定に当たり、貴重なご意見を賜りました、検討委員、町民の皆様から感謝申し上げます。



令和3年3月

若桜町長 矢部 康樹

若桜町民と目指す森林の将来像

【わかさ人と木フル活用宣言】

- 町民が木や森を身近に感じ、森の恵みを暮らしに活かし、来町した人々に若桜は「木の町だったね!」と印象付けられるまちづくりを目指します。
- 緑と清流のまちなを象徴する豊かな自然を次世代へ継承するため、森に寄り添い育みながら、町民、事業者、行政が一つになって、わかさ自慢の森づくりを目指します。



目次

1. はじめに.....	1
(1) 本ビジョンの目的及び位置づけ.....	1
(2) 計画期間.....	2
(3) SDGS への対応.....	2
2. 若桜町の森林・林業の現状と課題.....	4
(1) 若桜町の森林・林業の歴史.....	4
(2) 若桜町の森林資源.....	5
(3) 若桜素材生産共同体の設置.....	8
(4) 町産材の活用.....	8
(5) 木質バイオマスエネルギー.....	11
(6) 特用林産物.....	12
(7) 観光・交流.....	13
(8) 担い手.....	14
(9) その他付加価値.....	14
3. 目指す将来像.....	16
4. 目指す将来像に向けてのアプローチ（基本方針と基本施策）.....	17
(1) 3つの基本方針.....	17
(2) 基本施策.....	18
5. 基本施策の取組内容と指標.....	20
(1) 取組内容.....	20
(2) 目標とする数値（取組指標）.....	30
6. 参考.....	34

1. はじめに

(1) 本ビジョンの目的及び位置づけ

本ビジョンは、若桜町の森林・林業・木材産業の目指すべき姿（将来像）を示し、その達成に向けての基本的な施策の方向性を提示することで、町、森林組合、事業者、森林所有者及び町民などが適切な役割分担のもとに相互に連携及び協力し、将来像の実現を図ることを目的とします。

また、若桜町が平成31(2019)年3月に制定した「若桜町森林づくり条例」（以下、「条例」という。）に掲げる基本理念を具現化するための森林・林業・木材産業に関する総合計画として、条例第10条に規定する「森林づくりの整備方針（ビジョン）」に位置づけます。

なお、本ビジョンに掲げる施策の推進に当たっては、国、県等が示す林務行政に関する各施策方針と整合を図りつつ、取組を進めることとします。

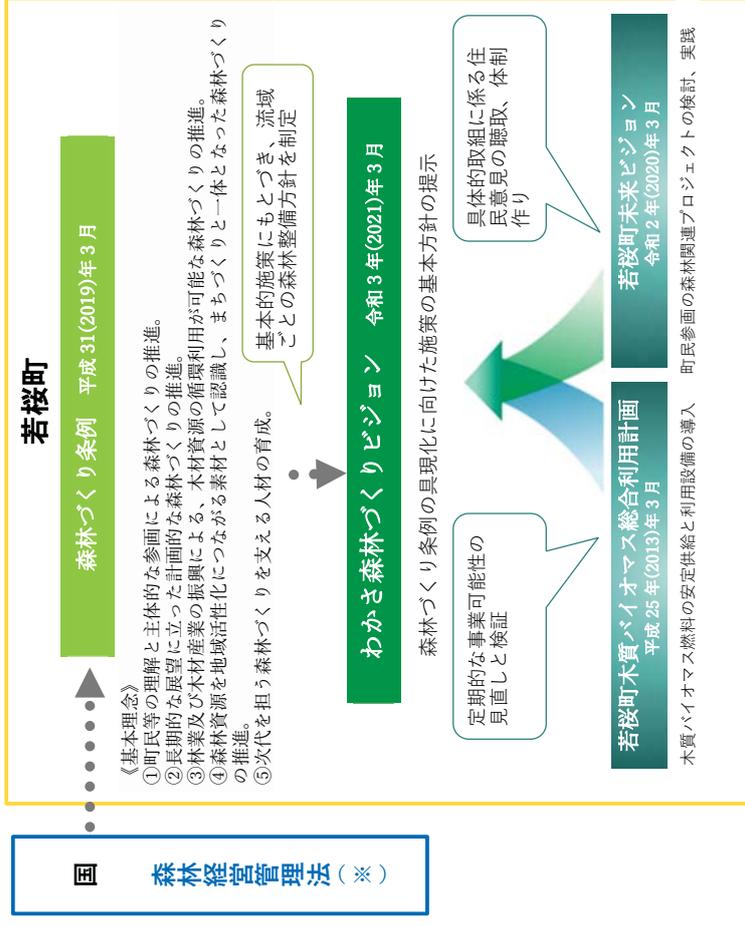


図1 わかさ森林づくりビジョンとその背景

※ 森林経営管理法とは

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を目指し、森林管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつなぐなど、市町村自ら森林整備を実施するなど、新しい森林管理の仕組みを定めた法律

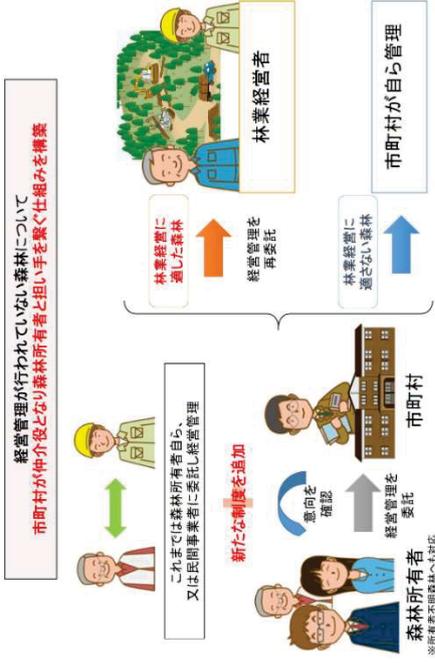


図2 森林経営管理制度の仕組み

(2) 計画期間

本ビジョンの計画期間は、令和3年から10年までの8年間とし、社会情勢の変化等があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

(3) SDGsへの対応

2015年に国連で採択された持続可能な開発目標「SDGs」の実現に向け、本町が保有する自然的、社会的、経済的な条件及び現況に照らし、本ビジョンで掲げる森林・林業・木材産業の多様な取組を通じ、SDGsの各課題の解決に貢献していきます。

※ SDGsとは

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals:SDGs。以下「SDGs」という。)は、途上国、先進国共通の持続可能な社会づくり(環境保全、経済活動の発展、社会の向上)を統合的に実現するための国際目標。17の目標、169のターゲットから構成されている。



我が国の森林の循環利用とSDGsとの関係

SDGsのうち、森林に関するものとしては、目標15に「持続可能な森林の経営」が掲げられ、このほかにも森林に関連する項目が数多く見られる。地球温暖化や自然に起因する豪雨災害など、自然に起因する課題が、経済成長や社会問題に波及する中、SDGsの実現への取組に関心が高まっている。

我が国の森林は、蓄積量が年々増加し、森林を広く活用できる状況にあり、山村地域において進行する過疎化への対応や生活の質の向上を求める声の高まりの中で、様々な角度からSDGsに貢献できる可能性がある。本ビジョンの取組は、SDGsの方向性に合致するものであり、各施策においてSDGsに目標と関連付けを行う。

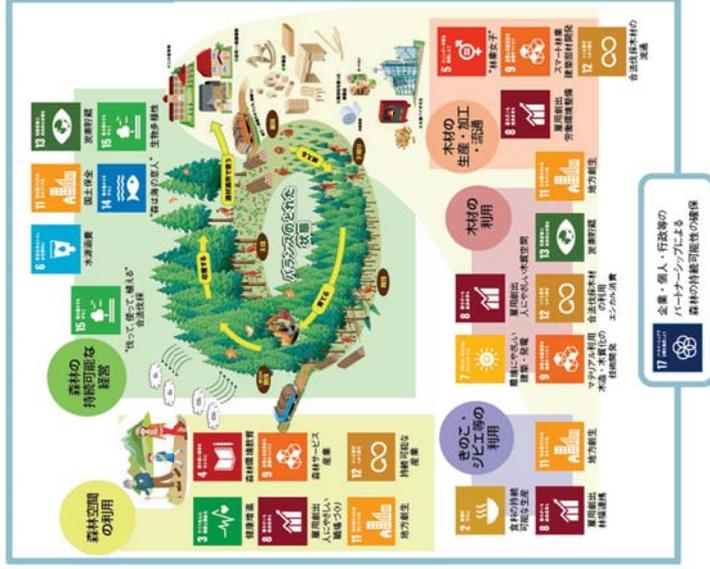


図3 我が国の森林の循環利用とSDGsとの関係

出典：令和元年度森林・林業白書 P10

2. 若桜町の森林・林業の現状と課題

(1) 若桜町の森林・林業の歴史

● 森林の歴史

若桜町の森林・林業の歴史を若桜町誌でみると、その歴史は長く、元禄・享保（1688年～1735年）年代から伐採跡地に少しずつスギの植林が行われ、文政9年（1826年）には杉を植栽する人々に資金の代わりに「米」が支給されたとの記録があります。

また、明治22年（1889年）には土地台帳が制定され、森林の個人所有権が確立したことから植林意欲が増大し個人による植林が進みました。

さらに、国が、明治末期から公有林野造林を奨励し、国や県が行う分取造林施策等を進めたことに伴い、本町においてもこれらの制度や個人により植林が進められたほか、第二次世界大戦後の特に昭和31年から50年の間に植林が盛んに行われ、この20年間で約4,500haが植林されています。

● 林業の歴史

木材資源の利活用を含む林業の歴史をみると、町内を流れる八東川を有効に活用し古くから林業が発展してきたことがうかがえます。

具体的には、木材資源の搬出は、陸上交通手段の発達が十分でなかった明治後期までは、八東川を筏流しによって鳥取まで輸送する手法が用いられたとの記録があります。

その後、陸上交通手段が主体となるなかで、特に、昭和50年代には、2億5千万円に上る林業構造改善事業による林道整備が進められ、林道屋堂羅線、大瀬谷線、つく米桑ヶ仙線、糸白見線、東因幡線などの路網が加速的に整備されたことにより、奥山の林業の輸送手段は木馬からトラックへと変革していきましました。

また、木材資源の利活用の歴史をみると、製材では、国道の開通や一般木材の需要量の増大という時代の変化に対応して、明治32年（1899年）に最初の製材所が稼



若桜杉



皇居「豊明殿」に使用された若桜杉

働して以来、多くの製材所が新たに稼働し、昭和51年（1976年）の製材業は14社、従事者170名に及びました。

さらに、町内森林資源の特記事項として、昭和41年（1966年）に伐採された若桜杉が、皇居豊明殿の天井板として用いられたことがあります。このことは、先人の銘木を産出する育林技術が高く評価されたという点で地元の高い誇りになっています。

古くから銘木を産出してきた若桜町において、吉川地区、三倉地区、糸白見地区で銘木林として指定された森林があります。

この中で、吉川地区においては、林野の所有権が確立されていなかった時代に、沢伐を基本とした森林経営の慣行制度があり、共同利用的性格の部落有地に、各戸がそれぞれほとんど自由に造林を行い、その使用収益の対象林野を持続的に確保する手段として、成育木を抜き伐りして跡地に苗木を植え込むという方法がとられました。現存する吉川地区の銘木林には、その面影が色濃く残っています。

(2) 若桜町の森林資源

● 森林資源の状況

若桜町の森林面積は、18,873haと町の総面積19,918haの95%を占め、“若桜杉”に代表される鳥取県内でも有数の森林資源を有する地域となっています。

また、所有区分別にみると、民有林が13,798ha(森林面積の73%)を占めています。さらに、民有林の蓄積量と成長量をみると、総蓄積量4,809千 m^3 のうち人工林が4,167千 m^3 で、このうちスギが4,013千 m^3 （人工林の96%）を占め、森林の成長量は、年間49千 m^3 を超えていて、このうちスギが94%を占める状況となっています。

次に森林の齢級別の構成をみると、12齢級（56～60年生）をピークとし、9齢級（41～45年生）以上の森林が90%を占め、利用伐期（スギの場合41年生以上）に達した森林が多い状況となっています。

さらに、民有林面積の62%は保安林に指定されていて、水源かん養保安林（53%）が最も多く分布しています。

以上のように、本町の森林は、利用期に達したスギの人工林が多く、森林資源の有効活用が期待されるとともに、保安林の割合も高く、安心安全な町民生活を確保する観点からも、森林の公益的機能の高度発揮のための健全な森林づくりを行うっていくことが求められます。

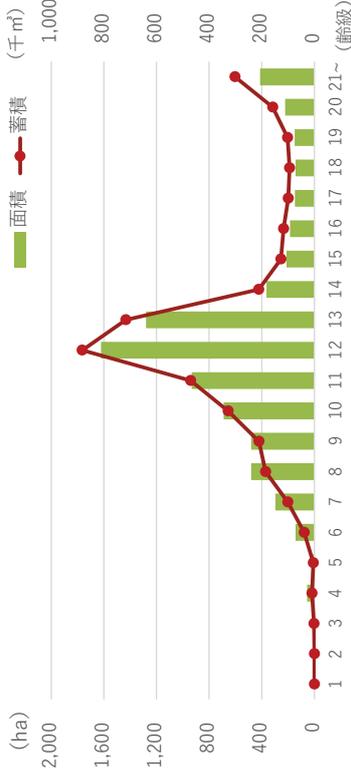


図4 本町の森林（人工林）の齢級別面積と蓄積量（2019年度）

● 森林資源の利活用（素材生産）の状況

森林資源の利活用（素材生産）の状況を見ると、八頭中央森林組合が平成21年(2009年)から参入して以来、若桜町の素材生産量は、平成21年(2009年)における4,500 m³に対し、平成30年(2018年)には20,700 m³となり、大幅な増加を見せていますが、本町の森林の年間成長量の42%程度の利用にとどまっています。

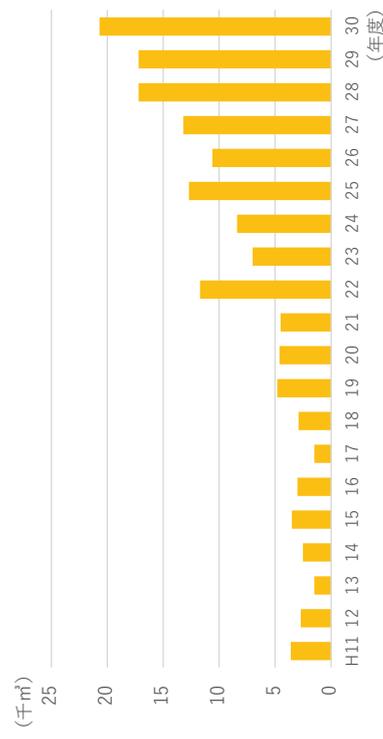


図5 素材生産量の推移

● 森林整備の状況

森林整備は、森林経営計画による施業集約化による取組を軸に、森林組合や林業事業者が中心となり、施業地の拡大を図っています。

具体的には、本町における森林整備量は平成11年(1999年)から平成29年(2017年)までの施業面積で延べ間伐3,633ha、造林90haとなっていて、これは森林面積の25%に相当するものとなっています。こうした状況とあわせて、森林経営計画の策定済林班数の割合が40%程度にとどまっている状況からみると、町内の森林は、未整備森林が多い状況にあるといえます。

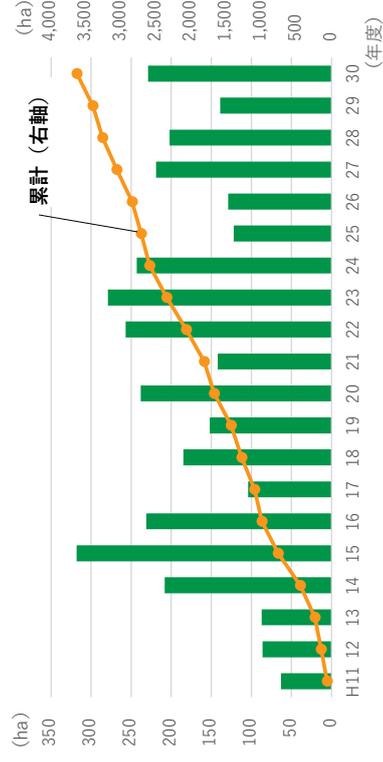


図6 間伐面積の推移

スギやヒノキなどの人工林は、適切な森林整備が行われていれば、水源かん養や土砂災害防止といった公益的機能を高度に発揮しますが、森林管理が放棄され、手入れがなされない場合には、樹木の生長が阻害されてもやし状になり、強い風や積雪により倒伏するリスクが高まるほか、森林内に光が差し込まないことから林床植生が生育できず、森林土壌の流亡をまねき、土砂災害が発生しやすくなります。本町においても、道路への倒木被害や大雨による土砂災害が発生していて、森林整備の必要性が一層求められています。

間伐をしないと木がもやし状になり、強い風が吹くといつべんに倒れてしまう場合があります。また、森林の中に光が差し込まず、地面に植物が育たなくなります。雨が降ると、地面の土が流され、山くずれも起こりやすくなります。間伐をすると、木が太く成長し、地面に植物が育ち、強い風や山くずれにも強くなります。

間伐をしなかった森林
間伐をした森林

図7 間伐をしなかった森林と間伐をした森林の対比

出典：ジュニア農林水産白書 2020年版

また今後、本町における森林整備率を高め、資源の有効活用や森林の公益的機能の高度発揮を実現していくためには、林業の基盤インフラとなる路網が必要ですが、若桜町の目標林内通路網21.1m/ha（林道14.4m/ha、公道6.7m/ha）に対し、現在12.7m/ha（林道5.9m/ha、公道6.8m/ha）と整備が遅れており、加速的な路網整備が求められます。

● 森林の境界明確化の推進

本町の森林を所有形態別にみると、森林の主な所有形態は、私有林6,890ha、財産区所有林が3,072ha、共有林が1,370ha、町有林が472haとなっています。

また、私有林の保有規模をみると、全森林所有者2,390人のうち1ha未満が1,404人（59%）、1ha以上～3ha未満が512人（21%）、3ha以上～5ha未満が181人（8%）と、5ha未満の森林所有者が88%を占め、小規模・零細な所有構造となっています。

こうしたなかで、令和元年度に実施した森林経営管理の意向調査では、対象となる森林所有者の半数以上が「森林のある場所がわからない。」と回答していくて、森林所有者の世代交代や不在村化などにより、今後も境界不明森林が加速度的に増加していくことが懸念されます。

令和2年度現在、若桜町内で宅地や農地等生活圏を中心に地籍調査が進められていますが、森林での調査実績は公道や宅地の隣接地を除けば、未着手の状況であり、今後の着手見通しも立っていません。このため、境界明確化など林務行政による境界確定を先行し、森林整備を進めて行くことが必要となっています。

（3）若桜素材生産共同体の設置

木材流通における本町の特徴的な取組は、平成20年（2008年）の若桜素材生産共同体の設置です。

具体的には、素材生産事業者、製材所が連携し、町産材の地域内での搬出・加工体制を整え、森林資源による地域内経済の循環体制を構築しています。

若桜素材生産共同体による原木取扱量は、平成23年（2011年）の5,854m³に対し、平成31年（2019年）には18,527m³と大幅に増大し、町内製材所における町産材の原木調達割合は年々増加する傾向にあり、本町の産業の下支えとなっています。



若桜素材生産共同体による原木生産

（4）町産材の活用

町産材の活用の状況について、直接的な活用の状況と町産材を活用する製材所の状況からみると以下のとおりとなります。

● 直接的な活用の状況

本町では、町が建設する公共施設に町産材を積極的に活用してきていて、これまで、わかさ学園、わかさ生涯学習情報館、子育て支援センターなど、表1に提示する公共施設に町産材を活用しています。

表1 主な木造公共施設

施設名称	施工年	構造	面積 (m ²)
① 若桜町山村文化保存伝習施設「たくみの館」	H7(1995)	木造2階建瓦葺土蔵造	392
② 若桜ゆはら温泉ふれあいの湯	H9(1997)	木造日本瓦葺平屋建	219
③ わかさ生涯学習情報館	H16(2004)	木造平屋建瓦葺き	971
④ 若桜町活性化施設（味工房）	H17(2005)	木造一部鉄骨造平屋建	354
⑤ 道の駅若桜桜ん坊 農産物販売施設 物産観光センター	H20(2008)	木造平屋建て一部RC造瓦葺き	247
⑥ 獣肉解体処理施設（わかさ29(に)工房）	H25(2013)	木造平屋建	91
⑦ 子育て支援センター・遊びば	H28(2016)	木造平屋建	178
⑧ 若桜町エゴマ搾油加工施設	H30(2018)	木造平屋建	88
⑨ わかさ氷ノ山インフォメーションセンター	H30(2018)	木造2階建	397
⑩ 若桜駅前にぎわいプラザ	R2(2020)	木造2階建	181

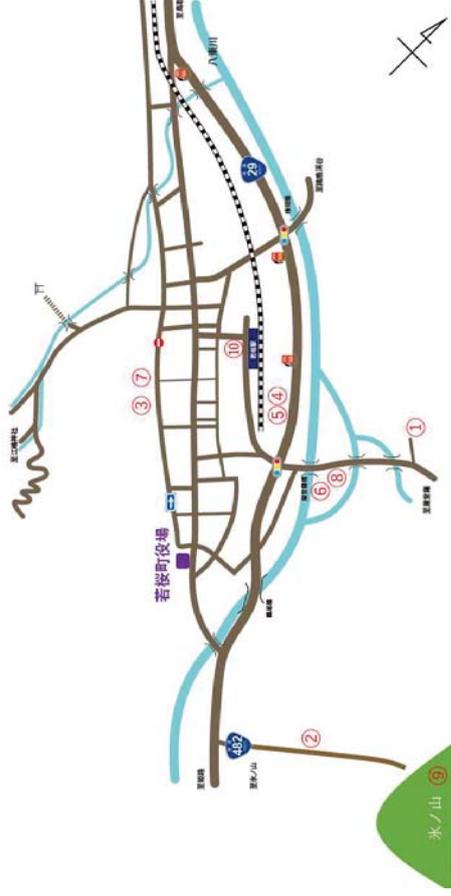


図8 主な木造公共施設マップ



わかさ生涯学習情報館
(H16(2004)整備)



わかさ氷ノ山インフォメーションセンター
(H30(2018)整備)

● 町産材を活用する製材所の状況

本町では、2つの製材所が稼働しており、製材所によって、取り扱う主要な製品が建築材と土木資材に分かれており、経営戦略に違いがあります。

主に建築材を製造する製材所では、ツインバンドソーやグレーディングマシンなどの木材加工流通設備を新たに整備し、原木の高齢林化による大径木化への対応や、機械等級区分 JAS 認定による競争力強化に向けた取組を進め、生産・販売力の強化を図っています。

また、主に土木資材を製造する製材所では、従来からの足場板、矢板、型枠材料などの製造を行うとともに、足場板の新材、古板による木の持つ温かみやヴィンテージな味わいを活かした内装材の提供の新サービスの展開に挑戦しています。

今後、森林資源の有効利用をさらに促進していくため、町内での木造・木質化の推進に併せ、町産材の有利販売に資する販路開拓や乾燥機の整備、乾燥技術の向上による JAS 規格に適合した製品の安定供給体制の構築などに引き続き取り組む必要があります。



製材所のツインバンドソー (R1(2019)整備)



製材所のグレーディングマシン (R1(2019)整備)

(5) 木質バイオマスエネルギー

● 若狭町木質バイオマス総合利用計画

本町は、平成 25 年(2013 年)3 月に若狭町木質バイオマス総合利用計画を策定し、町内における木質バイオマス利用設備の導入や木質バイオマス燃料の安定供給体制の構築に向けた取組を進めています。

具体的には、これまでに公設民営の宿泊施設や製材工場において、木質バイオマスボイラーを導入するとともに、木質チップ製造施設を整備し、町内の木質バイオマスのエネルギー利用を実現しています。

一方で、平成 27 年(2015 年)以降、新たな設備の導入の事例はなく、今後の課題となっています。

また、木質バイオマスの生産量は、総合利用計画で目標としている木質チップの生産量を達成して、燃料用チップの量的な供給体制は構築されています。

こうしたなかで、前述のとおり町内の利用設備の導入の停滞から、総合利用計画で目指す、地域内での木質バイオマスの循環利用の実現は道半ばの状況となっています。

● 木質バイオマスを取り巻く環境の変化とその対応

これまで、木質バイオマスを取り巻く環境は大きく変化してきました。

平成 24 年 (2012 年) 7 月に開始された再生可能エネルギー固定価格買取制度により、県内 2 箇所 (鳥取市、境港市) に大型の木質バイオマス発電所が建設されました。

これに伴い、これらの発電所の燃料供給圏となる本町では、大きな木質バイオマス需要が確保される状況となりました。

一方で、化石燃料の価格は、需要の減少により総合利用計画策定時の見込みから大幅に下落し、安値で横ばい状態が続いており、当時の事業環境とは異なる状態となっています。

このため、本町は、令和元年 (2019 年) から若狭町地域内エコシステム検討協議会を立ち上げ、総合利用計画の PDCA* を行い、木質バイオマス利用設備の導入検討及び木質バイオマス燃料の安定供給体制の構築について改めて検討を進めています。



高原の宿氷太くんの
チップボイラー (150kW)

* PDCA : Plan(計画)→Do(実行)→Check (評価) →Act (改善) の 4 段階を繰り返すことで業務を継続的に改善する手法。

● **木質チップの生産量と町内の木質チップ需要量**

本町の木質チップの生産量と町内の木質チップ需要量については、表2に示すとおりとなっていて、前述のとおり町内の利用設備の導入の停滞から町内利用量は横ばいの状況となっています。(令和元年度はバイオオオマスボイラーのメンテナンス等により一時的に利用量が減少。)

なお、平成30年(2018年)の素材生産量20,700㎡の素材生産量のうち、チップ用は42%でその他、合板用32%、製材用26%となっています。

表2 木質チップの生産量と町内の木質チップ需要量

年度	木質チップ生産量	町内利用量 (利用率)	町外供給量 (利用率)
H29(2017)	3,761 t	450 t (12%)	3,311 t (88%)
H30(2018)	4,349 t	460 t (11%)	3,889 t (89%)
R1(2019)	3,270 t	183 t (6%)	3,087 t (94%)



木質資源加工ステーション



木材破砕機 (チップパー)

(6) **特用林産物**

本町内の特用林産物(しいたけ、なめこ、ひらたけ、まいたけ)の生産量は、平成19(2007)年をピークに減少し、近年低いまま横ばいで推移している状況です。特用林産物の販売収入は、林家の重要な副収入となり林業経営の下支えとなることから、担い手となる生産者や町産材によるほだ木の確保など生産基盤を整えていく必要があります。

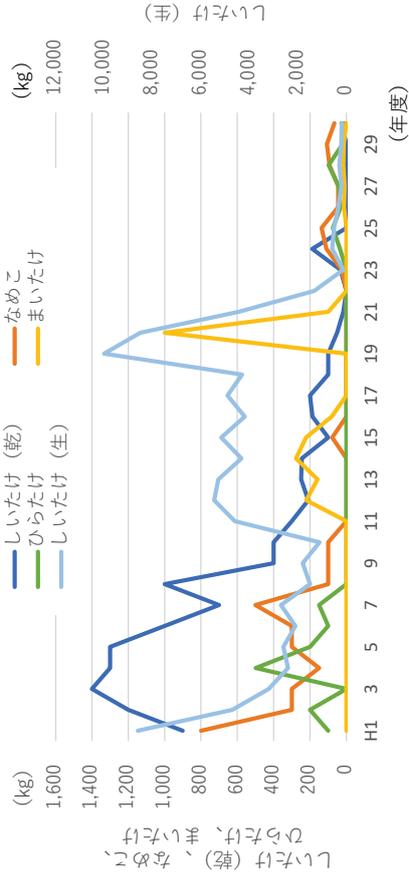


図9 きのご類生産量の推移

(7) **観光・交流**

本町は、北に扇ノ山(標高1,310m)、陣鉢山(標高1,207m)、東には中国地方2番目の高峰水ノ山(標高1,510m)、西に東山(標高1,338m)など、標高が1,300mを超える急峻な山々に周囲を囲まれ、ブナの自然林や高山性の植物、天然記念物のイヌワシなどが生息するなど、豊富な動植物に恵まれています。

こうした雄大な自然環境を舞台に、水ノ山のビジターセンターとなる「水ノ山自然ふれあい館響の森」をはじめ、様々な自然体験や登山、木工体験など、地元有志による複数のグループが活動*を行っています。



水ノ山自然ふれあい館響の森
「森のジオラマ」(写真提供 同施設)

※取組事例 若桜町ニホンリスの森プロジェクト

- ・ニホンリスの棲む森を守り、人と野生動物が共生できるような森づくりをしたい。
 - ・多くの人に来森していただき、森づくりの作業を通して深山の素晴らしさを再認識してほしい。
- という思いに賛同する人たちが平成25年（2013年）に立ち上げたプロジェクト。



西日本で生息数が減少している「ニホンリス」の生息環境の整備や生態調査及び森林環境教育などを通じて、人と野生動物が共生する森づくりに取り組んでいる。都市部住民、大学及び地元の小中学校を受け入れながら、町内外の住民、地元大学の学生など約20名程度で活動を行っている。

（8）担い手

本町の林業・木材産業の担い手の状況を見ると、木材生産や木材製品製造の現場では、労働力不足が課題となっていて、少子高齢化や人口減少が進むなかで、就業者を維持・確保していくことが重要となっています。

本町では、子育て支援や教育環境の充実など、住民が暮らしやすい町づくりを推進するとともに、町外からの移住定住の促進などに取り組んでおり、林業や木材産業による雇用促進も重要な施策に位置付けています。

担い手の確保については、森林組合や林業事業体なども独自に就業者の確保に努めています。が、施業地の拡大を進める中で、十分に人員を確保できない状況であり、関係者が連携を図りながら取組を進めることが必要となっています。

（9）その他付加価値

森林が有する公益的機能は、水源かん養、洪水防止、水質浄化、土砂崩壊防止など、多方面にわたりますが、そのひとつである二酸化炭素の吸収源としての機能の効果についてみると、本町の森林資源の蓄積量は4,809千 m^3 で、これが吸収し固定している二酸化炭素量は113万 $t-CO_2$ で、本町の年間成長量49千 m^3 は、1.2万 $t-CO_2$ となります。

この森林の持つ二酸化炭素吸収量をJ-クレジット※などの認証制度により評価していくことで、森林の付加価値を可視化していくことが可能となります。

こうしたなかで、令和2年度時点で鳥取県内におけるJ-クレジットの認証件数は10件となっていて、今後こうした環境価値の定義付けに取り組むことで、森林・林業施策の新たな進展が期待されます。

さらに、町内の森林を都市間交流の場や地域おこしの資源として活用する様々な取組を模索していくことが必要となっています。

※ J-クレジット制度とは

省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして、国が認証する制度。クレジットの売却による、設備や森林経営管理に要する経費などの投資回収により、資金の循環による持続的な取組の下支えとなる他、自主的な排出削減や吸収プロジェクトを行うことで、温暖化対策に積極的な自治体、企業、団体としてPRするなどの活用が可能。

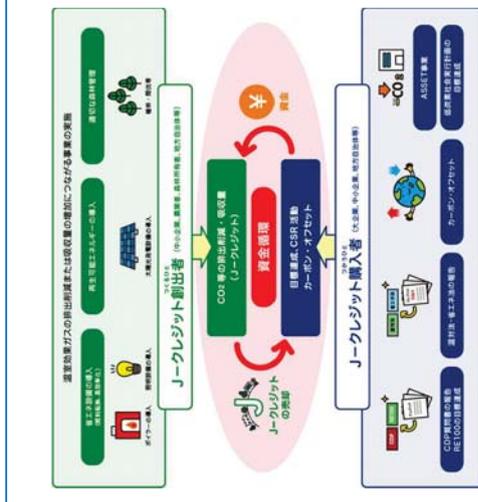


図10 J-クレジット制度のしくみ

（出典：J-クレジット制度ホームページ <https://japancredit.go.jp/>）

3. 目指す将来像

【わかさ人と木フル活用宣言】

- 町民が木や森を身近に感じ、森の恵みを暮らしに活かし、来町した人々に若桜は「木の町だったね！」と印象付けられるまちづくりを目指します。
- 緑と清流のまちなみを象徴する豊かな自然を次世代へ継承するため、森に寄り添い育みながら、町民、事業者、行政が一つになって、わかさ自慢の森づくりを目指します。



<将来像のイメージ>

4. 目指す将来像に向けてのアプローチ (基本方針と基本施策)

目指す将来像を実現していくため、以下の基本方針を示し取組を進めます。

(1) 3つの基本方針

① 木質バイオマスによるエネルギー転換や生活空間の木質化を通し、町産材のフル活用を進め、木の温もりをより身近に感じる生活環境を創造します。

② 経済利用と環境保全を両立した持続的な森林経営管理の実現を目指します。

③ 森林を舞台に、交流の輪を広げ、地域を牽引する人材育成に取り組めます。

(2) 基本施策

基本方針に基づき、以下の基本施策に取り組みます。

基本方針	① 木質バイオマスによるエネルギー転換や生活空間の木質化を通じ、町産材のフル活用を進め、木の温もりをより身近に感じる生活環境を創造します。
基本施策・主な取組	地域の自立、脱炭素を実現する木質バイオマスエネルギーの導入
	<ul style="list-style-type: none">● 中小規模の熱供給、熱電併給事業の事業化推進● 住宅への薪ストーブ等の導入推進
	建築分野での若桜材の超積極的利用
	<ul style="list-style-type: none">● 公共施設整備における木造設計の徹底、若桜材 CLT の活用及び優先的な内装木質化の推進● 民間施設整備における木造設計及び木造化に向けた支援
	ありとあらゆる形で若桜材の活用
	<ul style="list-style-type: none">● 町民への木工品の普及啓発● 木育広場の整備

基本方針	② 経済利用と環境保全を両立した持続的な森林経営管理の実現を目指します。
基本施策・主な取組	林業経営適地での徹底した木材生産の推進
	<ul style="list-style-type: none">● 素材生産を目的とした森林整備の推進● 幹線となる路網整備の推進● 集落の協働を促した集約化の推進
	みんなで取り組む環境保全モデル林等の整備推進
	<ul style="list-style-type: none">● 公道沿いの森林整備の推進● 町民参画による針葉樹林の針広混交林や広葉樹林化の推進

基本方針

③ 森林を舞台に、交流の輪を広げ、地域を牽引する人材育成に取り組みます。

基本施策・主な取組

森と喜らしがながる人材の育成

- 幼児、小中学生への出前講座の実施や木育の推進
- わかさ子ども園や若桜学園への木育遊具、木工品の整備
- 林業関係教育機関や地元林業事業者と連携した就業支援

森を強みに打って出る観光・交流

- 都市部との人的、物的交流の推進

町民、地域主導の森林資源フル活用に向けた取組支援

- 町民への木工品の普及啓発
- 木育広場の整備

5. 基本施策の取組内容と指標

基本施策の関する取組内容について、明らかにするとともに、指標を設定します。また、世界的な広がりをもたせる SDGs の取組との関連付けを行います。

(1) 取組内容

基本方針	1	木質バイオマスによるエネルギー転換や生活空間の木質化を通し、町産材のフル活用を進め、木の温もりをより身近に感じる生活環境を創造します。	13	Climate Action
基本施策・取組内容				
1) 地域の自立、脱炭素を実現する木質バイオマスエネルギーの導入				

平成 24 年（2012 年）に開始された再生可能エネルギー固定価格買取制度により、県内に木質バイオマス発電が整備されたことに伴い、本町周辺の木質バイオマスの環境は一変し、現在は安定した大きな木質バイオマス需要が確保されています。

一方、同制度の買取期間は、20 年間で決まっていることから、買取期間が満了した後は、木質チップの買取単価の大幅な下落等、林業・木材産業分野への負の影響が予想され、今後、その対応策として地域に木質バイオマス需要を創出していくことが重要となります。

こうしたなかで、木質バイオマス総合利用計画で目指す本町内での木質バイオマス利用設備の導入は、買取期間の満了時期を見据えながら、確実に進めていく必要があります。

このため、町内の公共施設や工場等への木質バイオマス利用設備の導入について、定期的に事業可能性を見直し、検証しながら、適期に事業化を図っていくことを目指します。

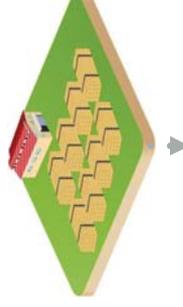
また、木質バイオマスの取組は、家庭レベルでも薪ストーブの導入を通じ、実践していくことが可能であることから、行政、事業者、家庭と取りこぼしのない取組を展開していきます。

さらに、再生可能エネルギーである木質バイオマスは、脱炭素社会の実現に大きく貢献するものであり、化石燃料から木質バイオマスエネルギーへの転換を通じ、持続可能な社会の実現に取り組めます。

全体を通じて、木質バイオマスエネルギーの実現に向けては、若桜町地域内エコシステム検討協議会を通じ、行政、民間、市民の参画のもとで、地域に根差した取組を進めていきます。

以上のほか、本町で製造される木質バイオマスチップの含水率低下を主要課題として、川上・川中が連携し、品質の向上に取り組み、町外への燃料用チップに対する販売力強化を図っていくことが必要となっています。

また、現在の町内製材所のストックヤードは、小面積な遊休地を利用し、製材所周辺に点在、分散しているため、今後木材生産量の増大を目指していくうえで効率的な状況でないことから、まとまった必要な広さの土場の確保を進めるとともに、川上と川中・川下との需給情報の共有化を進めることで、木材流通体制の構築を進めていきます。



新たな土場を

図 11 中間土場の設置

(具体的な取組例)

- ・公共施設や事業所に対する定期的な事業可能性の見直し、検証の実施
- ・公設民営による木質バイオマス事業の検討
- ・公共施設や事業所、家庭と木質バイオマス利用設備の導入支援
- ・集合住宅や複数の施設への木質バイオマスの広域利用の検討
- ・地域住民や地域活動団体が主導する林地残材等を取集・搬出システムの構築
- ・原木流通の合理化（効率化、低コスト化）に向けた貯木場整備や ICT*等による需給情報の管理体制の構築

※ ICT：情報通信技術のこと。様々な形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称

基本方針

基本施策・取組内容

2) 建築分野での若桜材の超積極的利用

公共建築物においては、平成 22 年(2010 年)に「公共建築物などにおける木材の利用の促進に関する法律」が制定され、国や地方公共団体の率先的な木材利用が推進され、平成 28 年(2016 年)には CLT*を用いた建築物の一般的な設計手法等に関する告示が施行されるなど、CLT 等の新たな木質部材の積極的活用を進めているところです。

一方、公共建築物の整備において、十分に木造化が実践できていない実態もあることから、公共施設整備における木造設計の徹底、若桜材 CLT の活用及び率先的な内装木質化を推進します。

また、民間建築物においては、地域の工務店が活躍できる分野として期待できることから、低中層の民間建築物や住居等への若桜町産材の利用を促進します。

これらの取組を通じて、木の魅力を肌で感じる生活空間を整備し、地域材の活用による森林への関心度の向上を図ります。

また、千代川流域は、林業成長産業化のモデル地域に指定され、木材サプライチェーンの体制構築の検討を行っていることから、千代川流域内の大規模プレカット工場に向けた製品供給や、県内のCLT製造工場へのラミナ供給など木材流通体制の構築を進めます。

(具体的な取組例)

- ・公共事業における木造建築物の設計検討の徹底
- ・若桜材を活用したCLTの生産体制の構築
- ・公共施設での率先的な内装木質化の実践
- ・住宅、非住宅における若桜町産材の利用推進
- ・乾燥、機等級等JAS製品等の供給体制の強化
- ・千代川流域での若桜町産材の安定供給体制の構築

※ CLT：挽き板（ラミナ）を繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料

基本方針

基本施策・取組内容

3) ありとあらゆる形で若桜材の活用

木の魅力を肌で感じる生活空間の整備とともに、地域の木材を日用品や家具などの生活道具として利用する芸術的、文化的工芸を継承するため、木工芸の出生祝品の贈答や机や椅子などの日用品の木質化を通じて、町民への木工品の普及啓発に努めるとともに、木育遊具のこども園への設置を進めます。

(具体的な取組例)

- ・木工芸品による出生祝品の贈答等による木製品の普及啓発
- ・机や椅子などの日用品の木質化の推進
- ・木育遊具のこども園への設置



千代川流域森林フォーラムの木育コーナー



木育遊具（木のボール）

基本方針

2 経済利用と環境保全を両立した持続的な森林経営管理の実現を目指します。



平成30年度（2018年度）に創設された「新たな森林管理システム」や、恒久的な財源となる森林環境譲与税を有効活用しながら、本町における森林整備を推進します。森林の諸条件に応じ“生産林”（森林資源の循環利用の推進）と“環境林”（公益的機能の発揮に向けた森林づくりの推進）の定義※に沿った森林整備を行います。また、森林所有者のみでなく集落の協働を促し、森林整備に対する地元地域への理解促進と森林情報の共有を図りながら、健全な森林を次世代へ継承していきます。

※ “生産林”と“環境林”のイメージ

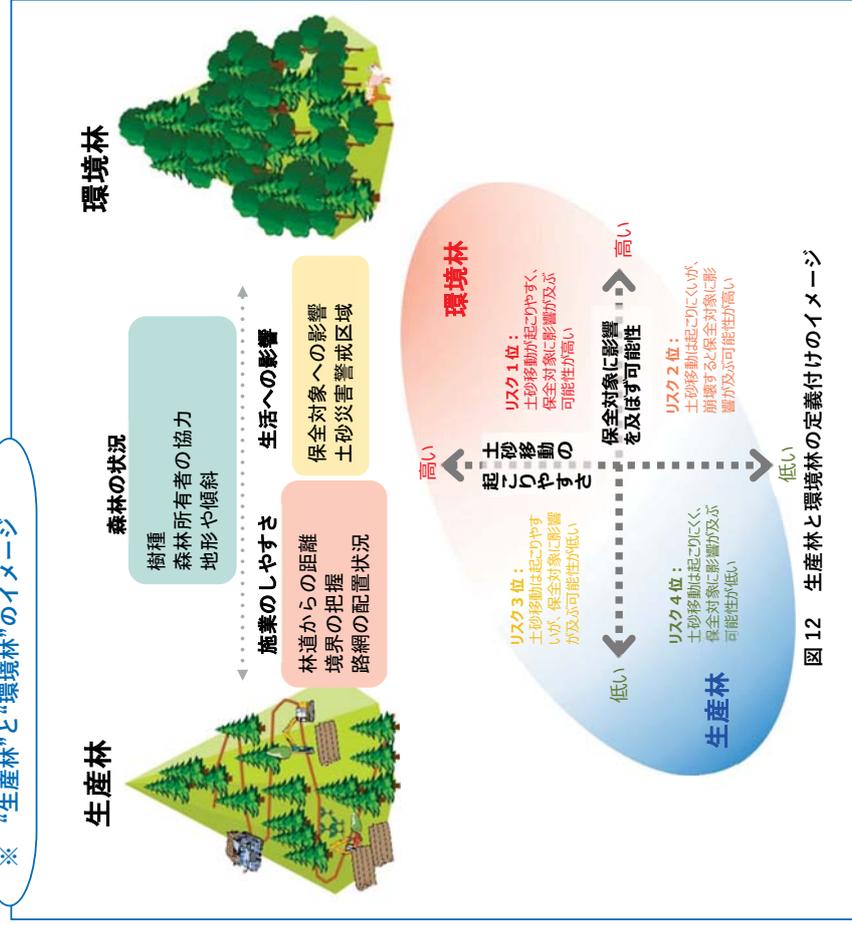


図 12 生産林と環境林の定義付けのイメージ

基本方針

基本施策・取組内容

1) 林業経営適地での徹底した木材生産の推進

- 素材生産を目的とした森林整備の推進
- 幹線となる路網整備の推進
- 集落の協働を促した集約化の推進

森林資源の換金化による森林所有者の所得向上や若狭素材生産共同体を中心とした地場産業のフル稼働による地域経済の活性化に向け、車両系や架線系での搬出が可能な森林を対象に、森林資源の加速的な搬出利用を目指します。

また、施策の集約化や路網整備等を通じた原木の安定供給体制の構築、林業活動におけるドローンや航空レーザー測量の活用^{※1}、ICTやIoT^{※2}導入等の先進的な取組を進め、スマート林業の実現を目指します。

さらに、公共事業による林道や林業専用道などの幹線となる恒久的な路網整備の推進と、民間活力による幹線路網の整備を推進し、林業経営適地を拡大し森林整備面積の増大を図るとともに、低コスト化を実現していきます。

※1 活用事例 航空レーザー測量成果

航空レーザーデータによる林情報解析イメージ。樹冠解析等の森林資源情報の見える化が可能。



来見野川地域

10m メッシュのデータで作成。航空レーザーデータにより、1m 単位での見える化が可能。



図 13 航空レーザー測量の活用事例

※2 IoT：物をインターネットにつなげて遠隔操作をする仕組み

森林整備の方針として、①間伐の推進に加え、主伐再造林[※]による森林資源の循環利用を目指す、②森林の成長量や蓄積を踏まえた伐採を行う、③本町の森林資源の経済的利用を最大限行う、④獣害対策に取り組み、と4つの方針を柱として、森林の適切な更新と整備により再生産を進めていくことで、持続的な森林の経営の実践を目指します。

※主伐再造林の実践に当たっては、経済性に偏重せず、自然的、社会的条件等から災害リスクを適正に判断し、施策を推進します。

森林整備の施策体系の観点では、森林組合や林業事業者が主導する森林経営計画を主軸とした森林整備を促進しながら、本町の健全な森林の維持、育成に努めます。

また、民有林の大部分を占める私有林において、持続した森林経営管理を進めていくには、森林の所有境界を明確化し、零細な森林を集約化していくことが喫緊の課題となっています。

このため、森林経営管理法による経営管理実施権の設定を活用するなどのスキームを活用して、森林経営計画と連携し、森林整備を推進していくとともに、集約化に向けた地元集落との連携を通じて、地域での森林整備に係る機運醸成を図ります。

さらに、現在散発的な取組となっている原木しいたけや原木マイタケなどの特用林産物の生産・販売を振興していくため、新たな森林管理システムに基づく森林所有者への意向調査を活用し、町内の天然林の状況把握を行い、きのこ生産者とほだ木生産林をつなぐ新たな取組を模索するなど、天然林を活用した循環型産業の構築を図り、集落や町内事業者の活力創出を図ります。

(具体的な取組例)

- ・森林資源の経済的利用を行う搬出間伐の推進
- ・主伐再造林の実践に向けた災害リスク等の知見の集積及び適地での主伐再造林の推進
- ・集約化した森林やまとまった面積を持つ町有林や財産区など大規模山林の境界明確化の推進
- ・林道及び林業専用道など幹線路網の整備推進
- ・航空レーザー測量の結果を活用した新たな路網整備計画手法の確立
- ・若狭町鳥獣被害防止計画に基づく取組推進
- ・町内産の特用林産物の町内需要先の確保や普及啓発

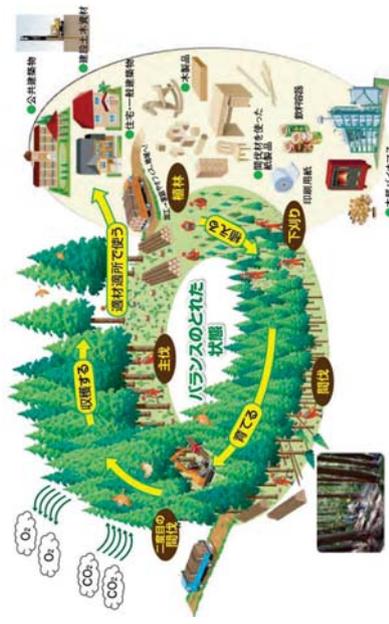


図 14 森林資源の循環イメージ

出典：令和元年度森林・林業白書 P176

基本方針

②

基本施策・取組内容

2) みんなで取り組む環境保全モデル林等の整備推進

- 公道沿いの森林整備の推進
- 町民参画による針葉樹林の針広混交林や広葉樹林化の推進

町民のライフラインとなる公道沿いに生育する森林や宅地及び重要インフラ周辺の森林は、一旦風倒木や土砂災害が発生すると、町民の生活に大きな障害を及ぼすことになることから、公道沿いの風倒木対策や土砂災害防止などの地域課題に応じた森林整備を行い、災害に強い安全・安心な森林づくりに努めます。

また、保安林や国定公園、生物多様性など環境保全への配慮が求められる森林区域や林業経営適地でない人工林等については、公益的機能の高度発揮を目的とした森林整備や、必要に応じて針広混交林や広葉樹林への転換を図ります。

なお、森林整備の実施など森林の保全活動の実施にあたっては、町民の皆様が森林に対する理解と親しみを深めてもらうことを目的として、計画立案から実施までの様々な場面において参画していただくことを検討するとともに、地元団体等が主体となった環境モデル林の整備を支援します。

さらに、森林経営計画の樹立困難地域については、平成31年(2019年)4月に施行された森林経営管理法に基づく森林経営管理に係る意向調査を契機に、当該森林の整備状況や森林所有者の経営管理に係る意向を踏まえながら、森林経営管理の方向性を検討し、本町の健全な森林の維持、育成に努めます。



林道災害 (H30(2018)年災)



山林からの土砂流出 (H30(2018)年災)

(具体的な取組例)

- ・住宅や公道沿いなど重要インフラの保全につながる森林整備の在り方検討及びその実践

- ・水源涵養や生物多様性など環境保全への配慮が求められる森林区域や林業経営適地でない人工林の針広混交林や広葉樹林への転換
- ・地元団体等が主体となった環境モデル林の整備支援

基本方針

③

森林を舞台に、交流の輪を広げ、地域を牽引する人材育成に取り組めます。



基本施策・取組内容

森と暮らしながら育む人材の育成

- 幼児、小中学生への出前講座の実施や木育の推進
- わかさこども園や若桜学園への木育遊具、木工品の整備
- 林業関係教育機関や地元林業事業者と連携した就業支援

鋭い感性や自然への親しみ、森林や環境問題に対する確かな理解を深めるとともに、郷土愛の育成を図るため、幼児、小中学生への出前講座の実施や木育を推進し、わかさこども園や若桜学園への木育遊具、木工品の整備を進めます。

また、将来の森林・林業分野でリーダーとなる人材育成や、即戦力の発掘、新規就業者の確保に向けて、若者やIJUターンの希望者等に対し、移住定住コーディネート等と連携した林業・木材産業の就業に関わる情報提供を行うとともに、周辺の林業関係教育機関や町内林業事業者と連携し、就業体験、OJT*研修等を通じた人材育成の取組や、林業等就業者に対する生活支援策の提供(奨学金返還の負担軽減等)などに取り組めます。



若桜町立若桜学園

(具体的な取組例)

- ・IJUターンの希望者の確保に向け、都市圏での移住定住相談会の開催や就業体験イベントの開催
- ・即戦力となる人材につながる林業教育機関と連携したインターンシップの受け入れやOJT研修の開催
- ・奨学金返還の負担軽減等による生活支援策の提供
- ・優良林業事業者から講師を招聘等による森林フォーラムの開催

- ・若桜学園での森林や木材に関する出前講座の実施や、わかさき子ども園への木育遊具の整備及び町内での木製品の導入推進
- ・木地師の育成、技術継承及び木材加工製作の推進
- ・森林レクリエーションなどの実践や木を活用することで得られる効果の普及啓発など木育や自然教育関係団体の活動支援

※ OJT：受講者が仕事をしながら教育訓練を受ける手法

③ 基本方針

基本施策・主な取組

森を強みに打って出る観光・交流

- 都市部との人的、物的交流の推進

医療・福祉、観光・交流、教育、学習支援、娯楽などの分野において、森林空間が有する安らぎや豊かさを生かした活動のニーズが広まっており、社会的なニーズと若桜町に眠るシーズとのマッチングを行うことで、森林を観光資源として積極的に活用していくとともに、森林レクリエーションや木工製作の体験などを呼び水とした都市交流の推進、また都市部への町産材木製品の提供など物的な交流の展開も目指します。

また、SDGs などの持続可能な発展に向けた取組として、森林保全に関する取組は、企業の CSR 活動としても関心が高く、今後より一層重視されることが予想され、森林づくり活動を実施している団体や企業とのマッチングを行い、本町の森林をフィールドとした活動を推進します。



図 15 社会的なニーズと若桜町に眠るシーズのマッチング

さらに、J-クレッジットなどによる森林整備の公益性を経済価値化し、企業の CSR 活動の後押しにつながり、森林の環境価値を都市部に届ける取組を通じて、森林の付加価値の創出を目指します。



図 16 環境価値の創造のイメージ

(具体的な取組例)

- ・町産材の内装材や木育キットの提供
- ・グリーンツーリズムの推進
- ・企業の CSR 活動を支援する場の提供 (J-クレッジット、共生の森など)
- ・自然教育団体や観光団体と連携した自然交流体験等の取組推進

※ CSR：企業が社会に与える影響に責任をもち、組織として活動するにあたり地域や人々に対して背負う企業の社会的責任

③ 基本方針

基本施策・取組内容

3) 町民、地域主導の森林資源フル活用に向けた取組支援

- 町民への木工品の普及啓発
- 木育広場の整備

町民参画を通じてコミュニティの活性化や地域の魅力向上による地域振興に向け、若桜町未来ビジョンで掲げる「若桜の森林からはじめる自然資源フル活用プロジェクト」の検討、実践を図ります。

(具体的な取組例)

- ・若桜町未来ビジョン「若桜の森林からはじめる自然資源フル活用プロジェクト」の実現に向けた町民会議等の開催

(2) 目標とする数値（取組指標）

① 基本方針

目標値の設定

- 本町の木材利用の代表格である木質バイオマスエネルギー分野と建築分野から目標を設定する。
- ・木質バイオマス利用設備について、事業用は熱電供給又は木質バイオマスボイラーを念頭に事業採算性やチップ含水率の課題等を踏まえ、計画期間の半期ごとに1台導入、家庭用は2台/年の新ストーブの導入を目指す。
 - ・公共建築物を想定し、計画期間の半期ごとに1施設の整備を目指す。

項目	目標 (R10(2028))	現状 (R1(2019))
木質バイオマス利用設備導入	事業用	2件
	家庭用	19件
木造公共建築物の整備	2件	0件



薪ストーブ



木造公共施設「若桜駅」

② 基本方針

目標値の設定

持続的な森林経営の視点から、木材生産量の目標値は、利用可能な森林資源の成長量を目安とする。過去の調査研究から、林業経営が可能な路網からの距離は300mとの報告があることから、基幹路網（公道、林道、林業専用道）の沿線300mの成長量を算出し、この成長量見合いの生産量の達成を目指す。

項目	目標 (R10(2028))	現状 (R1(2019))
木材生産量	木材生産量 30,000 m ³	20,700 m ³ /年 (成長量の42%)

なお、若桜町森林づくり条例において、木材生産量の目標を達成するために、流域ごとに森林状況を踏まえ、目標値を定めることとしており、各流域の目標は以下のとおりとする。

表3 各流域の林道沿いの人工林の成長量 (m³)

林道からの距離 (m)	目標 (m ³)					
	10	50	100	150	200	300
来見野川	1,026	1,586	2,176	2,743	3,331	4,032
屋堂羅川	65	130	300	498	666	976
つく米川・根安川	1,480	2,277	3,143	4,000	4,840	6,127
落折川	639	1,101	1,594	1,984	2,329	3,042
加地川	3,312	4,301	4,837	5,790	6,760	8,086
吉川川	1,839	2,969	3,875	4,587	5,101	6,319
糸白見川	289	577	852	1,033	1,184	1,502
三倉川	313	566	908	1,146	1,422	1,837
合計	8,962	13,507	17,684	21,781	25,634	31,921

(参考) 流域図

若桜町は、南東に氷ノ山があり、南東に低く南東が高い地形的特徴を有している。各流域の保安林区分割合をみると、この地形的特徴に従って保安林区指定面積の割合が高くなっている。

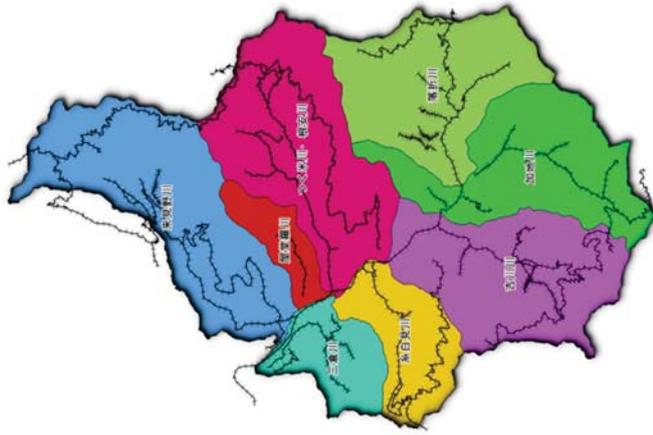


図 17 流域図と公道ほか主な路網配置

3 基本方針

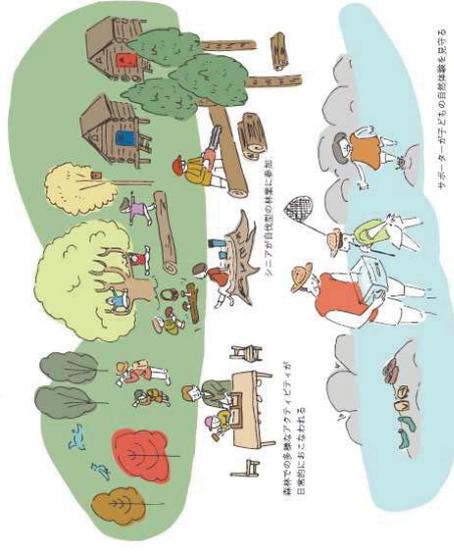
目標値の設定

- ・ 林業・木材産業関係人口については、周辺林業関連教育機関と森林組合や林業事業者の連携によるインタナーシップの受け入れや就業体験の機会創出により1名/2年の増加を目指す。
- ・ 町民の参加のもとで令和2年3月に策定した若桜町未来ビジョンのプロジェクトの1つである「若桜の森林からはじめる自然資源フル活用プロジェクト」の検討を進め、取組の具体化、実践を目指す。

項目	目標 (R10(2028))	現状 (R1(2019))
林業・木材産業関係人口の増加	4名	—
町民参画の新規プロジェクトの実践	1プロジェクト	—

若桜ならではの暮らしをつくらう

05 若桜の森林からはじめる自然資源フル活用プロジェクト



森林を守り育て、楽しむ多様な活動を通して、自然環境を活かした若桜らしい暮らしのにぎわいを生み出そう

図 18 若桜の森林からはじめる自然資源フル活用プロジェクト

出典：若桜町未来ビジョン

6. 参考

ビジョンの策定に当たっては、若桜町の森林・林業・木材産業界等の関係者の方に策定検討委員を委嘱し、委員及び町民の方々に本町で作成したビジョン(案)に対する意見を伺いながら、とりまとめを行いました。

● ビジョン策定の経緯

令和2年10月30日	第1回わかさ森林づくりビジョン策定検討委員会		
令和2年12月25日	第2回わかさ森林づくりビジョン策定検討委員会		(書面会議)
令和3年2月12日	第3回わかさ森林づくりビジョン策定検討委員会		
令和3年2月24日～令和3年3月5日	パブリックコメント		
令和3年3月15日	第4回わかさ森林づくりビジョン策定検討委員会		
令和3年3月31日	わかさ森林づくりビジョン 策定		

● 検討委員

所属	役職	氏名	備考
若桜町林業研究会	会長	伊井野 政文	森林所有者
若桜素材生産共同体	代表	岡部 茂輝	林業事業体
八頭中央森林組合	専務理事	清水 和美	林業事業体
(有) 瀬戸商店	代表取締役社長	瀬戸 和由	工務店
(株) ウッディ若桜	代表取締役	長尾 範通	製材工場
智頭石油(株)	課長	米井 康史	木質バイオマス事業者
NPO 法人若桜・こらば企画	理事長	鈴木 正明	木育
ヒュッテ白樺(公社) 日本山岳ガイド協会認定登山ガイド		森岡 則明	自然
若桜ニホンリスの森プロジェクト	代表	岩村 孝之	生態系
若桜町観光協会	事務局長	武田 祐孝	観光
鳥取県東部農林事務所八頭事務所	所長	島崎 俊宏	県

若桜町森林づくり条例

目次

前文

第1章 総則(第1条～第8条)

第2章 基本的施策(第9条～第20条)

第3章 雑則(第21条)

附則

前文

本町は、総面積の約95%が森林であり、スギを主体とした人工林は、民有林面積の約6割を占めている。

植林の歴史は少なくとも300年前にさかのぼり、林業は古くから本町の最も重要な基幹産業として、町民の暮らしを支えてきた。先人達が育てた優良で豊富な森林資源や、林業と密接な関わりの中で育まれてきた緑豊かな景観は、町の象徴であり、若桜町の歴史は林業の歴史とも言える。

本町の森林は、水源のかん養や土砂流出、山地崩壊の防止、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能を発揮するとともに、森林の生み出す清らかな水と養分は、田畑を潤し、海域の環境を良好に維持するなど、下流域の人々にも多くの恩恵をもたらしてきた。

しかし、森林・林業を取り巻く現状は、木材価格の長期低迷や林業の採算性の悪化、所有者の不在や高齢化、山林に対する関心の低下等により、人工林の齢級構成の偏りや間伐などの手入れの行き届いていない森林が多くあるなど、多くの課題を抱えている。

この課題に対して、「植える」、「育てる」、「使う」、「捨てる」という森林資源の循環利用の促進と、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を適切に管理し、森林資源の有効活用を努める必要がある。また、町、森林組合、事業者、森林所有者及び町民一人一人が、先人達の育てた優良で豊富な森林資源について理解を深め、それぞれの責務、役割により、森林づくりに主体的に参画し、連携を深めていくことが重要である。

森林資源の有効活用と次の世代への継承を通じて、私たちの町が「若桜材産地」であることに自信と誇りを持ち、もって林業の成長産業化の実現による本町産業の発展を目指し、ここに、若桜町森林づくり条例を制定するものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、町民等の主体的な参画による森林づくりに関する施策の基本となる理念を定め、町等の責務及び森林所有者等の役割を明らかにするとともに、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって林業の成長産業化の実現による本町産業の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林 町内に存する森林法(昭和26年法律第249号)第2条第3項に規定する民有林をいう。
- (2) 多面的機能 山地災害の防止、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、木材その他の林産物の生産及び供給、公衆の保健等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 公益的機能 多面的機能のうち、木材その他の林産物の生産及び供給を除いた機能をいう。
- (4) 森林づくり 森林の有する多面的機能を持続的に発展させるため、森林を適切に管理す

るとともに有効に活用することをいう。

(5) 森林資源の循環利用 育林から伐採を通じて森林から木材その他の林産物を繰り返し生産するとともに有効に活用することをいう。

(6) 森林所有者 権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

(7) 森林組合 町内で事業を行う森林組合法(昭和53年法律第36号)に規定する森林組合をいう。

(8) 事業者 町内において森林の施業並びに木材その他の林産物の生産、加工及び流通の事業を行う者(森林組合を除く)をいう。

(9) 町民等 町内に居住する個人又は町内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 森林づくりは、町、森林組合、事業者、森林所有者及び町民等の適切な役割分担のもとに相互の連携及び協力により、この条例の目的を達成するため、次の基本理念(以下「基本理念」という。)により行うものとする。

(1) 森林が有する多面的機能が、広く町民等に恵みをもたらしていることにかんがみ、町民等の理解と主体的な参加により推進されなければならない。

(2) 森林の有する公益的機能が町民生活の安全及び安心の基盤であることから、地域の自然的条件及び社会的条件を踏まえ、長期的な展望に立って計画的に推進されなければならない。

(3) 林業及び木材産業等の健全な発展が森林の適正な管理に寄与することから、林業及び木材産業を振興することにより、森林資源の循環利用が可能な森林づくりが推進されなければならない。

(4) 森林は先人達が育てた豊富な資源であり、地域の活性化につながる素材として認識し、まちづくりと一体となって森林づくりが推進されなければならない。

(5) 持続的な森林の整備を図るに当り、その担い手を将来にわたり確保することの重要性にかんがみ、森林づくりを支える人材の育成を図ることにより、推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、基本理念にのっとり、森林づくりに関する基本的かつ総合的な施策の推進に努めなければならない。

2 町は、国、県及び他の地方公共団体との連携を図るとともに、公共的団体、関係団体等に対し、必要に応じて理解と協力を求め、森林づくりによる森林資源の有効活用の推進に努めなければならない。

3 町は、森林づくりに関する情報の提供を通じて、町内外の者がこの条例の基本理念について理解が得られるよう努めなければならない。

(森林所有者の責務と役割)

第5条 森林所有者は、森林経営管理法(平成30年法律第35号)第3条第1項の規定に基づき、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより経営管理を行わなければならない。

2 森林所有者は、所有し又は育成する森林の境界及び木竹の状況を把握するよう努めなければならない。

3 森林所有者は、町が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。(森林組合の役割)

第6条 森林組合は、基本理念にのっとり、町における森林の経営の中核的な担い手として、森林づくり及び森林資源の有効な利用の促進に積極的に取り組むとともに、町が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 森林組合は、森林の管理が適正に行われるよう当該組合員に働きかけるとともに計画的に森林づくりに取り組むよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当っては、基本理念にのっとり、森林の多面的機能の確保に配慮するとともに、町が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(町民等の役割)

第8条 町民等は、基本理念にのっとり、森林がもたらす恵みを楽しむことを深く認識し、森林づくりに関する活動に積極的に参加するとともに、町が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(森林整備の推進)

第9条 町は、将来にわたって森林整備の推進及び林業並びに木材産業等の健全な発展を図るため、森林資源の循環利用、森林の境界の明確化、林地台帳の整備その他森林施業の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(効果的かつ効率的な森林づくり)

第10条 町は、効果的かつ効果的な森林整備及び保全を図るため、町内を流域等で区分した地区ごとに森林整備の現況の把握及び目標の設定を行い、森林づくりの整備方針(ビジョン)を作成するものとする。

(推進体制の整備)

第11条 町は、森林づくりの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、町、県並びに他の地方公共団体、森林所有者、森林組合、事業者及び町民等が意見を交換し、相互に連携することができようにするための体制の整備に必要な措置を講ずるものとする。

(町産材の利用の拡大)

第12条 町は、町産材の利用の拡大を図るため、住宅等への活用の促進、町民等に対する理解の促進、公共事業への利用の推進及び加工流通体制整備のための支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(まちづくりと一体となった森林づくり)

第13条 町は、森林資源を活かしたまちづくりを推進するため、森林づくりに関わる就業機会の確保、定住に対する支援及び都市又は地域との交流の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林づくりの普及啓発)

第14条 町は、町民等に対して、森林づくりに関する普及啓発を行うものとする。

2 前項に規定する普及啓発を推進するため、「若桜町森林に親しむ期間」を定め事業を推進する。(森林づくり表彰)

第15条 町は、町民等で森林づくりの推進に寄与したと認められる者及び団体を別に定めるところにより表彰することができる。

(森林づくりの担い手の確保及び育成)

第16条 町は、関係行政機関と連携し、森林づくりの担い手となる人材の確保及び技術者の育成を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(町有林の管理運営)

第17条 町は、町有林について、公益的機能の維持増進を図るため、計画的かつ適切な管理運営を行うものとする。

(森林所有者及び町民等の意見の把握)

第18条 町は、森林づくりに関する施策を推進するため、森林所有者及び町民等の意見の把握に努めるものとする。

(町民等の理解の促進)

森林施業プラン書

作成者：世羅町役場 産業振興課 農林整備係

所有者名
住所 様

森林所在地	大字	字	番地	面積	林班	準林班	小班
				ha			
森林の状況	林種	制限林の種類	樹種	林齢	成立本数		
				年生	ha/本		
施業の方法	除伐	間伐	間伐率	枝打			
			%				

【現況写真】



【今後の管理方針】

様の山林は、以前にヒノキが植林されていますが、現在ヒノキが過密状態となっておりますので、保育間伐(間引き)と枝打ちの整備が必要となっております。

今後、期間を定め世羅町による公的管理(市町村森林経営管理事業)を行い、林業経営に適した公益的機能森林を目指してまいります。

しかし、公的管理実施後、林業経営に適さないと判断された場合は、手入れを行わなくても、公益的機能維持に支障のない森林(針葉樹・広葉樹混交林化)へと誘導してまいります。

第19条 町は、森林づくりに対する町民等の理解を促進するため、毎年度、森林整備等の状況及び町が講じた森林づくりに関する施策の実施状況等について、その概要を公表しなければならない。
(財政上の措置)
第20条 町は、森林づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 雑則

(委任)
第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

「森林経営管理制度」が

森林を守ります

四万十市の森林・林業の現状と課題

四万十市は、総面積の約84%が森林です。その内、民有林の人工林面積は約25,000ヘクタールで、人工林率は60%となっており、優良な人工林が形成されています。これらの森林に対する適切な間伐、保育等による森林整備（手入れ）が重要な課題ですが、林業の採算性の悪化等により林業生産活動が全般的に停滞し、間伐、保育等が適正に実施されず、水源涵養機能や国土保全機能が十分発揮できない森林が存在するようになってきています。

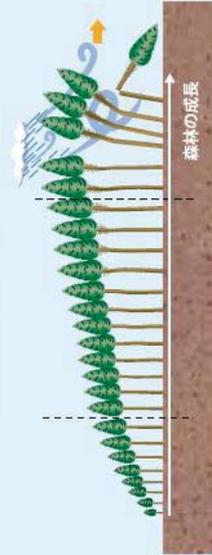
※水源涵養機能：森林が雨水を蓄えて、川の水量を調整する機能。

森林整備の必要性

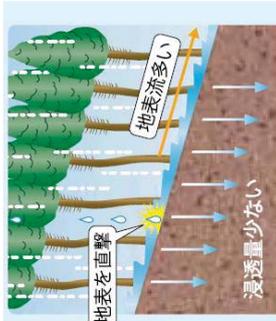
森林は、水源の涵養、国土の保全、地球温暖化の防止などの働きを発揮し、地域に様々な恩恵をもたらしています。

一方、適切な手入れ（間伐等）を実施しなければ、その機能は低下することから、適時適切な手入れが必要

間伐しないと



1本1本が十分に日光を受けることができず、木は細長くなり弱くなります。また、林内にも光が入らないため、下層には下草や低木が育ちにくくなります。



地表がむき出しのため、表土が流出しやすくなり、水源涵養機能も低下します

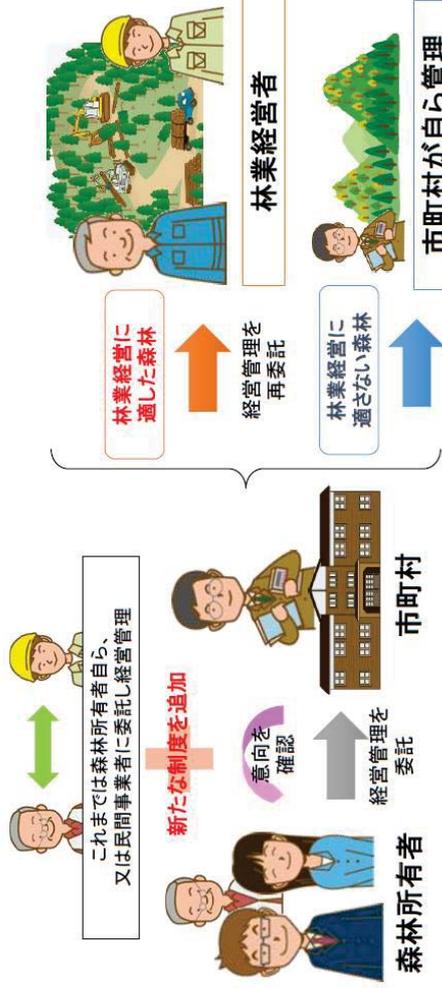
経営管理が適切に行われていない森林について

市町村が仲介役となり
森林所有者と担い手を繋ぐ仕組みとして
「森林経営管理制度」ができました。

森林経営管理制度とは

平成31年4月に森林経営管理法が施行され、「森林経営管理制度」がスタートしました。この制度は、適切な森林管理や林業経営が行われていない森林について、市町村が森林所有者に代わって森林を管理することができる制度です。制度の仕組みは次のとおりです。

- ①市町村は、適切な経営管理が行われていない森林の所有者に対し、自ら入手するのか、市町村に経営管理を委託したいのか等、その意向を確認（意向調査）します。
- ②森林所有者が市町村に委ねたいという場合、森林の経営管理を委託していただき、
- ③市町村は、林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託し、
- ④林業経営に適さない森林については、市町村が管理を実施します。



(出典：林野庁資料)

<備考>

- ・森林や土地の所有権を市や林業経営者に移転するものではありません。
- ・市は意向調査の結果や様々な状況を踏まえたくて委託をお受けするかどうか判断するため、ご希望に沿えない場合があります。
- ・この制度は、森林所有者の意向を無視して森林を伐採することはありません。経営管理の方針は、森林所有者の意向を踏まえて決定します。
- ・お持ちの森林を市がお預かりすることとなった場合、施業（保育間伐等）の実施にあたっては、「森林環境譲与税」を活用しますので、基本的に所有者の方から費用をいただくことは想定しておりません。

〇問い合わせ先〇

四万十市農林水産課林業水産係
〒787-8501 四万十市中村大橋通4丁目10番地
TEL: 0880-34-1118 FAX: 0880-34-0478
E-mail: ringyou@city.shimanto.lg.jp

森林所有者 様

四万十市長 中平 正宏
(農林水産課扱/公印省略)

所有森林に関する意向調査アンケートへのご協力をお願い

日頃は、四万十市の林業振興にご協力いただき誠にありがとうございます。さて、四万十市では、平成31年4月に施行された「森林経営管理法」に基づき、森林を適切に管理していくため、市内に森林を有する所有者の皆様、今後の所有森林の経営や管理の意向などをお伺いし、これを踏まえて、所有者に代わり市が森林の経営管理等に携わることについて検討していくこととしています。

このたび、〇〇地区の所有者の皆様を対象に、意向調査を実施することとなりました。つきましては、お手数ですが、別紙「所有森林に関する意向調査アンケート」に可能な範囲でお答えいただき、**令和 年 月 日 () までに**同封した返信用封筒にて返送いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○ 森林経営管理法 (森林経営管理制度) とは？

所有者の方が自ら管理することが難しい森林について、所有者の方と市が相談し、今後の森林の管理方針を定めた上で、所有者の方が市に経営や管理を委託する(「**経営管理権**」を**設定**する)ことができる法律(制度)です。(※**森林の所有権は、引き続き所有者が持ちます。**) この制度の利用をご検討される場合は、アンケートの問8において、「4」を選択してください。

※ お持ちの森林を市がお預かりすることとなった場合、施業(保育間伐等)の実施にあたっては、「森林環境譲与税」を活用しますので、基本的に所有者の方から費用をいただくことは想定しておりません。

アンケート実施後、管理を市に任せたいと検討したいと回答のあった森林のみ、〇〇森林組合に業務委託し、森林状況調査を実施する予定です。

その際、市または森林組合より、回答内容等について電話連絡にてお伺いすることがございます。再三お手数をおかけいたしますが、ご対応のほどよろしくお願ひいたします。

<問い合わせ先>

四万十市農林水産課林業水産係
〒787-8501 四万十市中村大橋通4丁目10番地
TEL: 0880-34-1118 FAX: 0880-34-0478
E-mail: ringyou@city.shimanto.lg.jp

所有森林に関する意向調査アンケート

四万十市農林水産課

四万十市内の森林所有者様を調査したところ、別紙「森林所有者一覧表」とおとりとなりました。

平成31年4月に施行された「森林経営管理法」では、

- 森林は森林所有者の責務において適切に管理することと定められ
- 森林所有者の方が管理できない場合は、所有者の方の了承を得て、市に管理を委託することができることになっています。

そこで、あなたの森林の今後についてお聞かせいただきたいと存じますので、調査にご協力を願ひします。

なお、お忙しいところ誠に恐縮ですが、このアンケートを同封の返信用封筒に入れ、**令和〇年〇月〇日 () までに**郵送していただきますよう、重ねてお願ひします。

アンケートにご回答いただく前にご確認ください。

①本調査はあくまで森林所有者の皆様に対象森林に関する経営や管理の意向をお伺いするものであり、この調査において市に経営・管理を委ねることを希望される場合であっても、必ずしも市が経営・管理をお受けできるものではありませんのでご了承ください。

②森林の管理を市に任せたいと検討したいと回答のあった森林のみ、市があなたの森林の経営や管理の委託をお受けできるか否か判断するため、林況調査や森林面積の測量(仮杭打ち)を実施する予定です。

その結果、下記の現況等に当てはまる場合は、経営・管理をお受けできないことがあります。

- ・台帳上は人工林だが、現況は天然林であった場合
- ・隣接森林との境界が確認できない場合
- ・対象地内の人工林が極端に少なく、施業を実施することが難しい場合 など

※この他の理由でお受けできないこともあります。

③本アンケートにご回答いただいたから、市が経営・管理をお受けできるか否か判断するまでには時間を要しますことをご了承ください。準備が整いましたら、改めて市から森林所有者様へご連絡させていただきます。

【はじめに】

このアンケートをご記入いただいている方のご連絡先をご記入ください。

ご住所	〒 -
ふりがな お名前（続柄）	所有者の方からの続柄 ()
連絡を取りやすい 電話番号と時間帯	電話番号：() - 時間帯： 曜日 時 分 ~ 時 分

それでは、所有森林についてお伺いします。

【問 1】

このアンケートは、土地登録簿等の情報をもとに送付させていただきましたが、別紙「森林所有者一覧表」の記載内容について、当てはまる番号に○をつけてください。

1. 別紙に記載の森林は、あなたの所有する森林である。
⇒問 2へ
2. 別紙に記載の森林は、あなたが所有する森林ではない。
⇒問 3へ
3. 別紙に記載の森林は、あなたが所有しているかどうか分からない。
⇒問 4へ

【問 2】

別紙に記載されている森林所有者様が別の人に代わっている場合、現在の実際の所有者様を教えてください。

1. 【はじめに】でご記入いただいたご住所、お名前、電話番号と同じ
2. 1 以外

ご住所	〒 -
ふりがな お名前（続柄）	所有者の方からの続柄 ()
連絡を取りやすい 電話番号と時間帯	() - 曜日 時 分 ~ 時 分

⇒問 5へ

【問 3】

別紙に記載の所在の森林が、誰の森林かご存知であれば、実際の所有者様を教えてください。

1. 知っている

ご住所	〒 -
ふりがな お名前（続柄）	所有者の方からの続柄 ()
連絡を取りやすい 電話番号と時間帯	() - 曜日 時 分 ~ 時 分

2. 分からない

⇒問 8へ

【問 4】

あなたが所有していると思われる森林について、どの程度ご存知か、お答えください。

1. 森林を所有していることは知っているが、それが別紙に記載の森林かどうかは分からない。
2. 森林を所有していることは知らなかった。

⇒問 5 へ

——— ここからは、別紙に記載されている森林(以下、対象森林という。)についてお伺いします

【問 5】

対象森林について、普段はどのような管理をしていますか。

1. 森林の管理を自分でしている。 ⇒問 7 へ
2. 森林の管理を他の人 (会社、団体) にお願している。 ⇒問 6 へ
3. 特に何もしていない ⇒問 8 へ
4. その他 () ⇒問 8 へ

【問 6】

森林の管理をお願いしている他の人 (会社、団体) はどなたですか。

氏名 (会社・団体名) : _____

住所 (分かる範囲で) : _____

【問 7】

対象森林では、過去 10 年間に何らかの樹木の手入れをされましたか。分かる範囲でお答えください。

1. 手入れをした 内容 : (例：〇年〇月〇日頃に間伐)
2. 何もしていない
3. 分からない
4. その他 ()

【問 8】

対象森林のこれからについて、どのようにお考えですか。

1. 自分で森林の管理をしたい
2. 森林の管理は、既に他の人 (会社・団体) にお願しており、これからもそうしたい
3. 森林の管理をしてもらえる人 (会社・団体) を探したい
4. 森林の管理を市に任せたい ⇒問 9 へ
5. その他 ()

【問 9】

市があなたの森林の経営や管理の委託をお受けできるか否か判断するため、今後、林況調査や森林面積の測量 (仮杭打ち) を行うこととなります (調査にあたっては、対象森林に入林させていただきます)。

その際、既設境界標を現地で確認するとともに、境界標のない箇所については、新たに仮杭を打ちたいと考えておりますが、森林所有者様 (又は管理者様) による現地立会いによる可能でしょうか。

1. 可能である ⇒具体的な調査日程等は、準備が整い次第、改めてご連絡いたします。
2. 不可能である ⇒別紙「委任状」もご提出をお願いします。
3. その他 ()

※今回新たに設置する仮杭は、対象森林となる人工林の面積等を確認するためのものであり、境界を確定させるものではありませんのでご理解ください。
また、一筆の中に人工林と天然林が混じっている場合、本調査の対象となる人工林の面積のみを測量し、天然林は対象外となります。

※本調査は、平日の8時30分～17時00分の間で実施します。(※土日祝日や早朝・夜間は実施しません。)
そのため、現地立会いにあたっては、平日の8時30分～17時00分で調整させていただきます。

〇〇地区一〇

【問 10】

その他、森林について、あなたのお考えやご意見・ご要望等がありましたら、ご自由にご記入ください。

アンケート調査は以上です。ご協力ありがとうございました。

個人情報に関する事項について

お伺いした個人情報、本調査の集計、後日の連絡のみに使用し、それ以外の用途には使用しません。（ただし、問8で「4」とお答えになった方を除きます。）

（問8で「4」とお答えになった方）

森林の管理を市に任せることを検討したいと回答のあった森林のみ、市から〇〇森林組合に業務委託し、林況調査や森林面積の測量（仮杭打ち）を実施する予定です。

そのためお伺いした個人情報、本調査の集計、後日の連絡に使用するほか、〇〇森林組合に提供し、現地立会のための日程調整の連絡に使用いたしますのでご了承ください。なお、それ以外の用途には使用しません。

アンケート調査票についてご不明な点がございましたら、以下の問い合わせ先までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

四万十市農林水産課林業水産係
〒787-8501 四万十市中村大橋通4丁目10番地
TEL：0880-34-1118 FAX：0880-34-0478
E-mail：ringyou@city.shimanto.lg.jp

※別紙「所有森林に関する意向調査アンケート」の【問9】で「2. 不可能である」に該当する方のみ、本委任状もご提出ください。

令和 年 月 日

委 任 状

四万十市長 中平 正宏 様

委 任 者

住 所 _____
氏 名 _____ 印 _____
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
連絡先電話番号 (_____) _____

私は、四万十市が実施する〇〇地区の森林面積の測量（仮杭打ち）について、下記の者を代理人と定め、権限を委任します。

※代理人（親族等）に委任する場合、「1 代理人」に○を付け、住所や氏名等を記載してください。

※委任できる親族等がない場合、四万十市が選定した地元協力員に委任することができますので、「2 地元協力員」に○を付けてください。

1. 代 理 人

住 所 _____
氏 名 _____
委任者との関係 _____
連絡先電話番号 (_____) _____

2. 地 元 協 力 員



土佐本山コンパクトフォレスト構想

～日本最狭＆最強の拓かれた森に包まれて～

2022 - 2072 年
第1期 (- 2032 年)

高知県
本山町



はじめに

本山町は四国の中央部、吉野川上流域に位置しており、北部は白鬘山を中心とする林業地帯、南部は比較的なだらかな地形を生かした棚田が広がり、水と緑の美に富んだ自然景観に恵まれています。

森林は、林産物の生産、山地災害の防止、水源のかん養、生物多様性の保全、さらに地球温暖化を防止するためのCO₂吸収・貯蔵の機能など、町民の暮らしに様々な恩恵をもたらしています。

本山町は、国有林を含めると町土面積の9割を森林が占めており、人工林率は約8割と戦後営々と続けられてきた造林の推進により、優良な人工林が形成されています。このうち9割以上は主伐期を迎えており、これらの森林に対して適切な施業による森林整備を行なっていく必要があります。

しかし、木材価格の低迷に伴う森林経営意欲の低下や、林業労働者の高齢化・担い手不足といった背景の中で、林業を取り巻く情勢は非常に厳しい状況にあります。

国においては、森林整備のさらなる促進を目的として、2019年に森林環境譲与税の創設及び森林経営管理法が施行されました。それらを活用し、住民のニーズに沿った地域独自の積極的な取り組みが自治体に求められています。

こうした状況を踏まえ、本山町の森林管理や整備に関する長期的な視点での基本的な方向と目標を示すとともに、その目標を達成するための必要な施策を明らかにした「本山町森林・林業ビジョン」を策定いたしました。

本ビジョンを通して、過去、今、その先の未来も変わらず本山町の大きな財産である森林を活用し、地域経済の発展と住民生活の向上を目指していくことで、林業はまちづくりの柱になると考えております。

最後に、本ビジョンの策定にあたり、様々な視点からご議論いただきました本山町森林・林業ビジョン策定委員をはじめ、貴重なご意見をいただきました林業関係者、関連団体、住民の皆さまに心から感謝申し上げます。

本山町長

澤田和廣

目次

第1章：森林・林業ビジョン策定にあたって

- ・第1節 ビジョン策定の目的 p2
- ・第2節 ビジョンの構成と計画期間 p2
- ・第3節 ビジョンの位置づけと策定の手順 p3
- ・第4節 対象とする森林 p4

第2章：本山町と森林を取り巻く環境（外部環境）

- ・第1節 自然・社会的条件 p6
- ・第2節 本山町の森林・林業概況 p7
- ・第3節 国の施策と方針 p11

第3章：本山町の特徴と関係者の想い（内部環境）

- ・第1節 関係者ヒアリングとビジョン策定委員会 p14
- ・第2節 SWOT分析による整理 p16

第4章：本山町森林・林業ビジョン

- ・第1節 理念、価値観、約束、方針、使命 p18

第5章：基本施策

- ・第1節 7つのテーマと25の項目 p28

第6章：推進体制

- ・第1節 プレーヤーの役割 p50
- ・第2節 推進の体制 p51

第7章：資料集

- (1) 第2章・3章の補足資料 p54
- (2) コラム p56
- (3) ビジョン策定の過程 p58
- (4) 本山町森林・林業ビジョン策定委員会名簿 p58
- (5) 関連用語の解説 p59

———本文中に下線と「※注」の記載がある単語を説明しています。
(例：p2、9行目、森林の有する多面的機能)

第1章

森林・林業ビジョン 策定にあたって

- 第1節 ビジョン策定の目的
- 第2節 ビジョンの構成と計画期間
- 第3節 ビジョンの位置付けと策定の手順
- 第4節 対象とする森林

第1節 ビジョン策定の目的

本山町の多くを占める森林は、木材の生産を通して地域を守り、暮らしに安らぎと潤いをもたらして地域住民の生活と深く結びついています。森林は林産物の生産面だけでなく、森林のCO₂吸収・貯蔵による地球温暖化の防止や、水源かん養機能による国土保全機能などの多面的機能も有しており、これらの森林の果たす重要な役割を更に発揮していく必要があります。

しかしながら、少子高齢化や林業の採算性の悪化などにより林業生産活動が全般的に停滞し、間伐、保育等が適正に実施されず、放置され、荒廃が進むなどの事態が生じているのが現状です。

このため、本町の持つ森林資源を再認識するとともに、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、本山町森林・林業ビジョンを策定することにしました。

今回策定する森林・林業ビジョンは、本山町及び林業事業者をはじめとした各産業主体や住民が参画し、本町の森づくりに関する施策や関連する取り組みを計画的・総合的に実施することにより、森林の持つ多面的機能を発揮し次世代への引継ぎ、森林による地域づくりを図るための指針とします。

第2節 ビジョンの構成と計画期間

本ビジョンは、ビジョンの存在意義や方針などを示す「理念」「価値観」「約束」「方針」「使命」の5つの要素、さらにビジョン実現に向けた具体的な実行項目を示した基本施策により構成されます。具体的な内容は第4章に記載します。

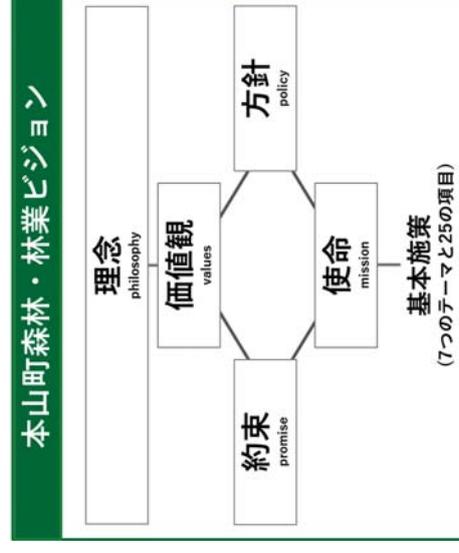


図1-1 本山町森林・林業ビジョンの構成

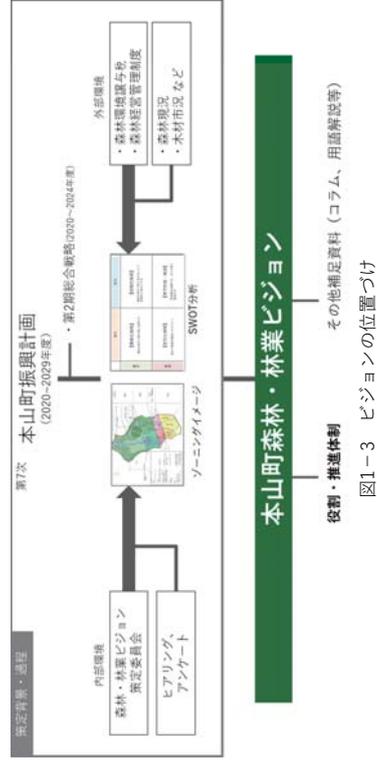
本ビジョンの計画期間は2022年度から2071年度の50年間とします。その内、「基本施策」に関しては10年単位で見直すものとし(計5サイクル)、さらに各10年間は前期5年、後期5年に分けて実施結果の確認と計画の見直しを行なうことでその時期に合った施策を推進し、ビジョンの実現を目指します。



第3節の位置づけと策定の手順

まず、「第7次本山町振興計画」では、2020年度から2029年度の計画期間により本町の将来の全体像、産業や環境整備等に係る目標を掲げています。林業分野においては森林の多面的な機能を十分に発揮させるため、適切な森林整備を図ること、自然環境に配慮した路網の整備、高性能林業機械の導入、地理的空間情報やICT等を活用したスマート林業を推進することで、作業効率の向上を図りながら、森林組合、森林所有者をはじめ関連各種団体と連携した産業を目指すことを示しています。また、人口減少や少子高齢化に対しては、この振興計画を基に「第二期総合戦略(本山町ひと・しごと・まち創生総合戦略)」を制定し推進していきます。

上記の既存の計画を軸として、より森林・林業分野に関する目標を明確にするために関係事業者へのヒアリング等による内部環境、国の政策や林業の市場等の調査による外部環境の把握と整理を行ない、本ビジョンへと落とし込みました。また、本ビジョンを推進するにあたり関係者の役割や推進体制を第6章に、その他補足資料を第7章にまとめています。



第4節 対象とする森林

本ビジョンにおいて対象とする森林は、本山町内の国有林3,681ha、私有林8,407ha(内、私有林8,200ha、公有林207ha)の合計12,088haとします。しかし、国有林に関する施策、方針については国(林野庁)が管轄であることから、国との連携により推進することとし、本ビジョンにおいては、特に私有林の施策に関する記載が多くなることをここに示しておきます。

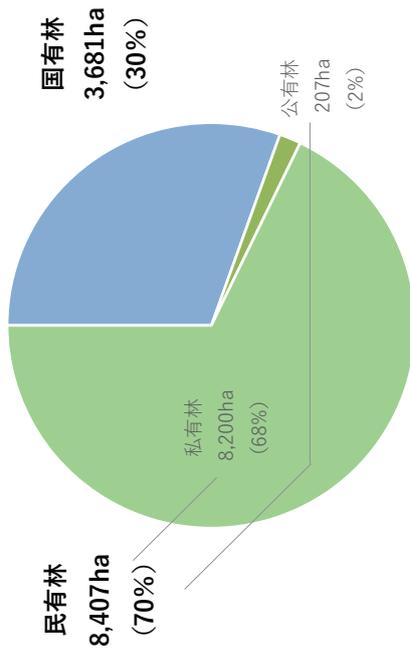
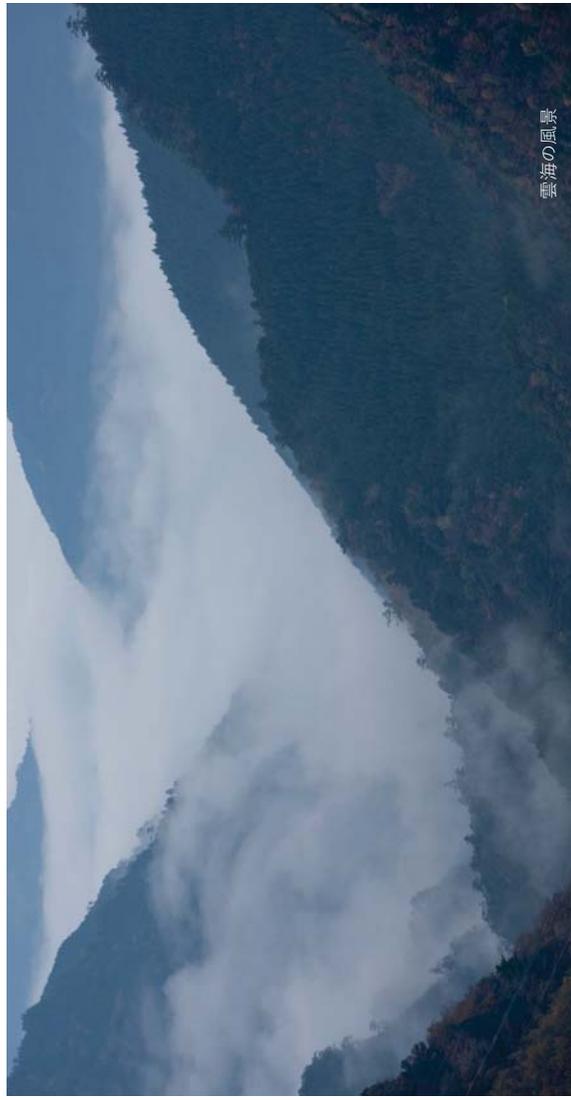


図1-4 本山町の所有者別森林面積
(「令和2年度 高知県の森林・林業・木材産業」より作成)



第2章

本山町と森林を 取り巻く環境 (外部環境)

- 第1節 自然・社会的条件
- 第2節 本山町の森林・林業概況
- 第3節 国の施策と方針

第1節 自然・社会的条件

(1) 地勢と人口

本山町は、高知県中央北部、四国の中央部に位置し、北は愛媛県に接する山村地域です。面積は13,422haで、人口は3,261人となっています。(※国勢調査より、2020年時点)

町の中央には東西方向に吉野川が流れ、南北には吉野川へと流れ込む支流があり、吉野川沿いの大字本山を中心に、吉野川の各支流沿いには24の行政区があります。

第2章

表2-1 全国、高知県、本山町の人口推移

	2010年		2015年		2020年		人口(人)
	総数	15-64歳	総数	15-64歳	総数	15-64歳	
全国	128,057,352	81,031,800	127,094,745	76,288,736	126,146,099	75,087,865	-1.6%
高知県	764,456	447,540	728,276	400,605	691,527	370,997	-7.4%
本山町	4,103	2,096	3,573	1,940	3,261	1,419	-26.9%

(「令和2年国勢調査人口等基本集計」より作成)

標高は最低地点で216.8m、最高地点は奥工石山の1,516mとなっており、集落や耕地は主に標高250～470mの間に点在しています。

山地部は非常に急峻で、35°を超える地形が多く存在し、特に吉野川北岸の山地は急峻かつ複雑です。さらに、地質的には、吉野川以北は三波川帯に属し結晶片岩が主な構成要素となっている一方、南部は御高鉢緑色片岩が占める特徴的な構造を有しています。特に、汗見川沿いは世界的にも有名な変成岩地帯になっています。



汗見川と紅葉

(2) 本山町の気候条件

本山町の年平均気温は14℃(2019年)で、山地のため高知県内では比較的寒い地域といえます。夏季も比較的涼しいものの、日によっては35℃近くの猛暑日を記録することもあります。冬季は北西風が強く、寒気も厳しく、1～2月頃には積雪もみられます。年降水量は、2973.4mm(1999年～2019年の21年分の平均)で、夏季には台風などの影響でまとまった雨が降り、時間降水量50mmを超える豪雨がたびたび発生しています。

第2節 本山町の森林・林業概況

(1) 本山町の森林

<森林面積と蓄積>

本山町の森林面積は、12,088haで、そのうち民有林が8,407haと約70%を占めています。民有林面積8,407haのうち、人工林は6,970ha(83%)、天然林は1,382ha(17%)となっています。

民有林の面積のうち、スギは4,885ha(58%)、ヒノキは1,983ha(23%)であり、蓄積量を見るとスギが3,399,825m³(77%)、ヒノキが786,856m³(18%)と圧倒的にスギが多いのが特徴です。

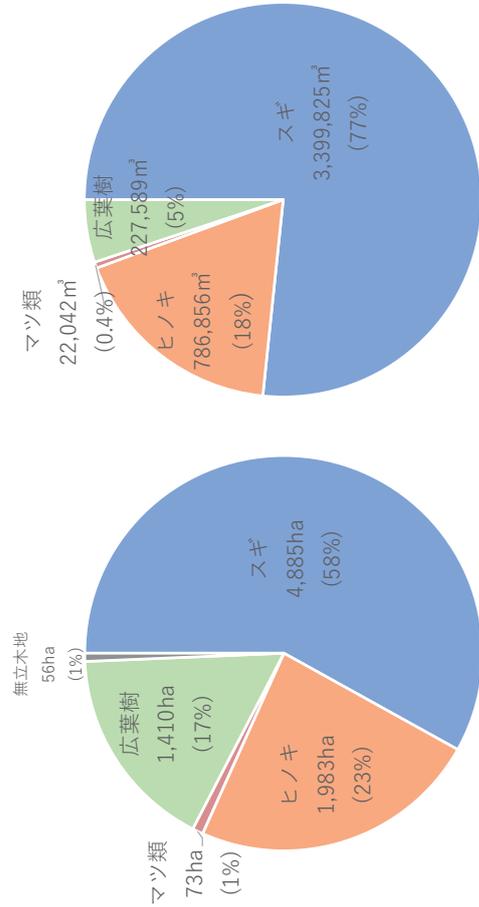


図2-1 本山町の民有林樹種別面積
 (「令和2年度 高知県の森林・林業・木材産業」より作成)

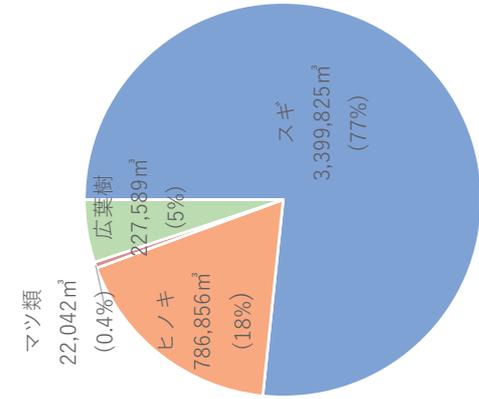


図2-2 本山町の民有林樹種別蓄積
 (「令和2年度 高知県の森林・林業・木材産業」より作成)

※注 年齢別で森林面積と蓄積の構成を見てみると、スギにおいては11～13歳級が突出して偏在し、ヒノキにおいても、10～12歳級が多く、年齢の偏りが見られます。ただ、ヒノキにおいては、23歳級の森林もわずかながら残っていることが分かります。

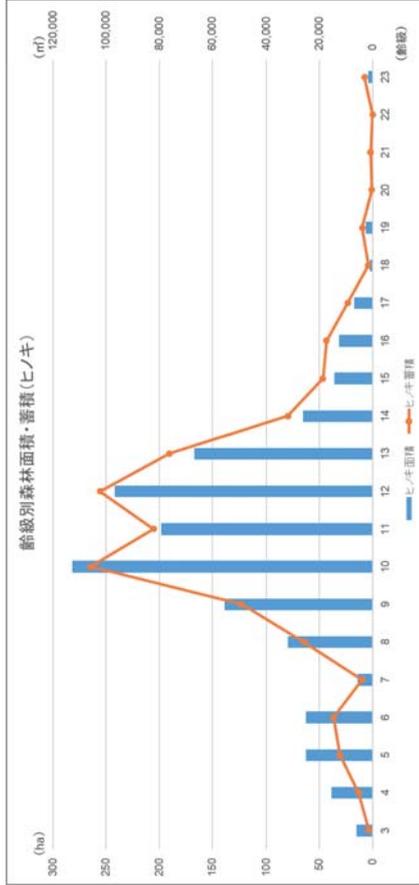
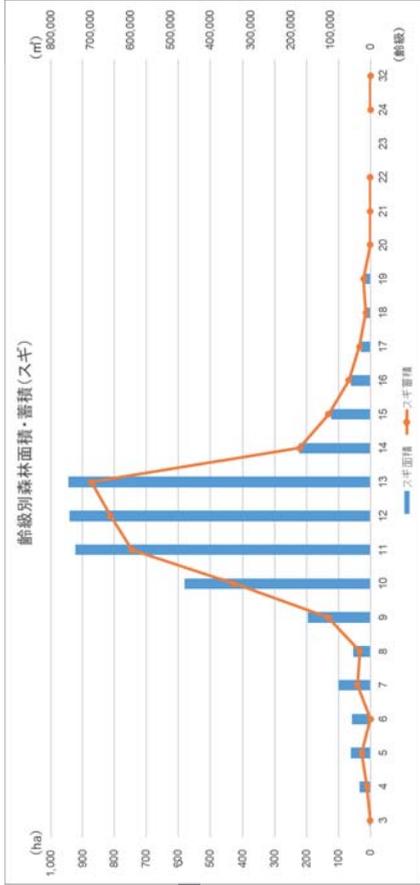


図2-3 本山町の民有林人工林の年齢別面積と蓄積 (上：スギ、下：ヒノキ)
 (「令和2年度 高知県の森林・林業・木材産業」より作成)

<本山町の森林の多面的機能>

豊富な森林資源は、多面的機能を発揮しています。多面的機能には、生物多様性保全、地球環境保全など様々な項目がありますが、一部項目について林野庁では定量評価をしており、日本全国の森林で合計70兆2,812億円の評価額となります。これを本山町の森林面積に当てはめると、評価額は合計339億1,698万円となり、森林の潜在価値の大きさが分かります。

表2-2 全国と本山町の森林の多面的機能と貨幣評価

	全国	本山町
森林面積	25,048,199ha	12,088ha (全国森林面積の0.05%)
二酸化炭素吸収	1兆2,391億円	5億9,798万円
化石燃料代替	2,261億円	1億911万円
表面浸食防止	28兆2,565億円	136億3,629万円
表層崩壊防止	8兆4,421億円	40億7,407万円
洪水緩和	6兆4,860億円	31億3,008万円
水資源貯留	8兆7,407億円	42億1,817万円
水質浄化	14兆6,361億円	70億6,323万円
保健・レクリエーション	2兆2,546億円	10億8,805万円
合計	70兆2,812億円	339億1,698万円

(林野庁「森林の有する機能の定量的評価」より作成)

(2) 本山町の林業の現状

<素材生産について>

本山町における素材生産量の推移は2009年には40,000 m³を超える生産を行っていましたが、2012年に最も少ない10,333 m³となります。その後は増加傾向にあり、現在は20,000 m³前後で推移しています。特に2015年からは国有林からの生産量が伸びてきており、全体の生産量を押し上げる形となっています。



図2-4 本山町の素材生産量の推移
(「高知県の森林・林業・木材産業(平成24年度～令和元年度)」より作成)

<森林経営計画について>

2021年12月時点での森林経営計画は、属地計画が11箇所、属人計画が2箇所あります。属地計画の計画対象森林面積は948.7ha(うち人工林は817ha)となっています。これは、国有林8,407haのうちの11%に当たります。また過去に策定された森林経営計画は12計画あります。

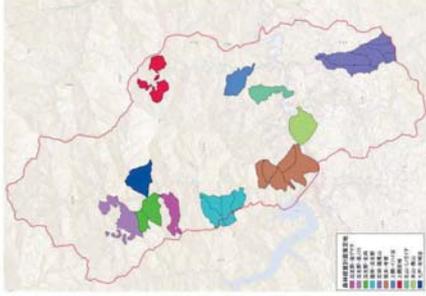


図2-5 森林経営計画策定箇所

<林業従事者の現状>

林業従事者数は、2019年度に36人となっており、2018年度と比べると17人減少しています。減少した17人は全て60歳以上で、高齢化による林業従事者の減少が顕著に表れています。また、60歳未満の各年代は10人未満となっており、林業人材の確保と育成が課題となっています。

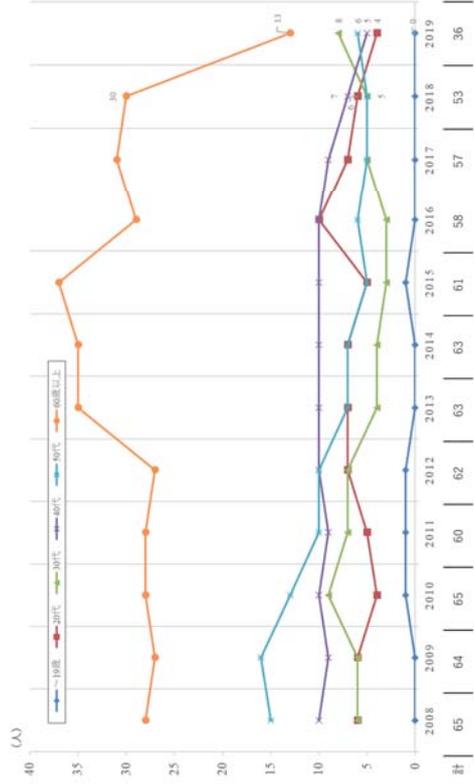


図2-6 年代別林業従事者数の推移
(「令和2年度 高知県の森林・林業・木材産業」より作成)

第3節 国の施策と方針

(1) 森林経営管理制度と森林環境譲与税

2019年4月より、日本の林業政策では2つの大きな施策が動きました。まず1つ目が「森林経営管理制度」であり、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るために、林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営については、市町村を紹介して意欲と能力のある林業経営者に繋ぐことで林業経営の集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行なう仕組みです。

もう1つは「森林環境譲与税（森林環境税）」であり、2024年度から個人住民税に上乗せして1人当たり1,000円が徴収されます。全国の納税義務者約6,200万人から徴収される約600億円は、人口、林業就業者数、私有林人工林面積を譲与基準に、規定の割合に応じて各市町村に再配分され、2024年度までは、譲与税特別会計における借入金により徴収予定額の一部金額が前倒しで予算化されます。また、用途としては、間伐や路網といった森林整備に加え、森林整備を促進するための人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の費用として、幅広く活用していくこととなっています。

本町においても既に、森林経営管理制度の意向調査や森林整備、人材育成などの事業に森林環境譲与税を活用しており、今後本ビジョンの実現に向けた各種施策、事業についても活用していく予定です。

表2-3 2020年度の森林環境譲与税の使途

事業名	事業総額 (単位：千円)	うち森林環境譲与税 (千円)	参考・前年度予算額 (千円)
専門職員の雇用	2,121	2,121	0
意向調査の実施	25	25	2
森林GIS更新等委託料	550	550	550
本山町森林景觀保全事業	5,880	5,880	345
本山町林地残材等搬出推進事業	101	101	0
造林事業	7,829	7,829	6,408
緊急間伐総合支援事業	1,263	224	3,725
森林整備地域支援活動支援交付金	4,080	1,020	0
小規模林業推進総合支援事業	568	284	909
人材育成研修事業	689	689	0
本山町林業技術後継者対策補助金	600	600	0
基金積立	12,617	12,617	10,308
合計	36,323	31,940	22,247

(本山町資料より作成)

(2) SDGs について

持続可能な開発における目標である「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」（以下SDGs）が2015年9月の国連サミットにおいて採択され、現在では、森林・林業の分野に限らず、全国さらには世界的に、様々な業界において、目標達成に向けて動いています。その中には「気候変動に具体的な対策を」、「海の豊かさを守ろう」、「陸の豊かさを守ろう」など森林環境に大きく関わる項目が複数あります。またSDGsが採択された同年に開催された「国連気候変動枠組条約締約国会議（通称COP）」では、パリ協定が合意され、温室効果ガス削減に関する国際的取り決めがなされました。こうした世界的な動きをみても、森林の持続可能な管理とそのための計画の重要性は、ますます高まっています。



図2-7 SDGs17の目標

(外務省「SDGsとは？」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>より引用)

(3) カーボンニュートラルについて

2020年10月、政府が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言したことを機に、全国で関連する取組が増えています。カーボンニュートラル達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減と吸収作用の確保及び強化の必要があります。

背景として、地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて2015年にパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つこと等に合意していることにも関係しています。

また、2021年9月には本町においても「ゼロカーボンシティ宣言」を発表し、今後はカーボンニュートラルに向けて、森林を活用したカーボンオフセットの導入なども検討されている段階です。なお、森林簿、高知県民有林収獲表を用いて本町の民有林（スギ・ヒノキ人工林）の二酸化炭素吸収量を推計すると76,508.3t/年の吸収量となり、環境省が発表した「2018年部門別CO₂排出量の現況推計」では本町の二酸化炭素排出量は26,000t/年とされていることから、排出量の約3倍の吸収量があるといえます。

第3章

本山町の特徴と 関係者の想い (内部環境)

第1節 関係者ヒアリングと ビジョン策定委員会 第2節 SWOT分析による整理

第3章

関係者ヒアリングとビジョン策定委員会 第1節

(1) 関係者ヒアリング

ビジョンを策定するにあたり、実際に事業を推進する主要な林業事業者や木材加工業者、さらには森林空間活用として観光業まで含めた関係者にヒアリングを実施し、現状課題の把握とこれから取り組むべき事業の検討材料の1つとしました。ヒアリング内容として、基礎情報（事業内容や事業規模）、各種施策に対する意見やビジョンに期待することなどを質問したところ、以下表のような町産材や事業のニーズ、町への期待、森林ビジョンへの期待が挙げられました。

表3-1 ヒアリングの結果

事業者	町産材・事業のニーズや町への期待	ビジョンへの期待
林業事業者A	<ul style="list-style-type: none"> 本山町内にチップを加工できる施設があれば、現在の供給先であるチップ工場よりも優先的に〇材を供給したい 山主への造林支援 	<ul style="list-style-type: none"> 広葉樹も含めて山を手入れしていく方向性
林業事業者B	<ul style="list-style-type: none"> 木材需要の拡大がなければブランド力は発揮できない 町内でチップや枝葉（現在は林地残材）を加工できるようにしたい 	<ul style="list-style-type: none"> 森林調査情報の公開 本山町に合った森林ビジョンの策定 里山付近を住宅化し移住者の住居を確保 本山町に留まらず、緑北地域としての森林ビジョン
林業事業者C	<ul style="list-style-type: none"> 林業機械の充実 要件が緩い機械購入補助制度の設立 作業道開設の際の支障木伐採は間伐率に入らず伐採しすぎる傾向があるため要件を変更してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> 本山町に留まらず、緑北地域間の連携強化を図りたい 多種多様な林業スタイルの紹介 親しみやすい山づくり
林業事業者D	<ul style="list-style-type: none"> 町独自の「緑の雇用」の採択要件に小規模林業事業者も含める 里山利用の促進 情報発信の窓口の設置 林業就業希望者が一括で本山町内の林業事業者について知れるシステムの整備が必要 林業機械の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手の育成、採用強化 本山町全体の森林のゾーニング 林業に適していない地にも関わらず植林されているケースが多い 個人では判断が付かないため、町に作成していただきたい
木材加工業A	<ul style="list-style-type: none"> 林業事業者を育成する助成金の強化、充実 高知県内の移住定住者の情報をまとめたプラットフォームの設置 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手確保の定着率は1割ほどと計算し高望みは避ける 関係人口を増やす取組に注力したい 期限や年収などの目標数字の明確化 本山町の森林資源の正確なデータの収集、共有 山のコンセプトや役割を基準にしたゾーニング
観光業A	<ul style="list-style-type: none"> 森林浴やキャンプでの山の体験 子どもの火起こし体験等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし
観光業B	<ul style="list-style-type: none"> 八反奈路の入山規制等の整備 登山道までの道路整備 	<ul style="list-style-type: none"> 観光プログラムでの森林活用や町内関係者との連携強化

(2) 本山町森林・林業ビジョン策定委員会

本ビジョンの策定においては、事業者や町民を含む町内関係者が一丸となり、今後の本町の森林・林業の目標に対する取組を進めるために、町民を代表して14名の委員を町（町長・事務局）が選任し、7回の委員会を経てビジョンを策定しました。また、委員は森林・林業関係者のみならず、商工会、観光業界、さらに高校生からも選任し、幅広い業界や世代的意見を反映することを重視しました。



策定委員会の様子

そして、本委員会では、委員に対して課題を設定し、「高知・嶺北・本山といええば」という幅広い内容から「機能的な森林ゾーニングイメージ」「50年後のまち（地域）、産業（林業・木材産業）、森林（自然）の将来像と今するべきこと」といった細かな内容までを各委員が提示することで、ビジョン策定後に委員をはじめとした町民、関係者が自分事として本ビジョン実現に向けた取り組みをしやすいよう工夫をいたしました。

なお、委員の名簿、工程に関する内容は第7章に記載します。

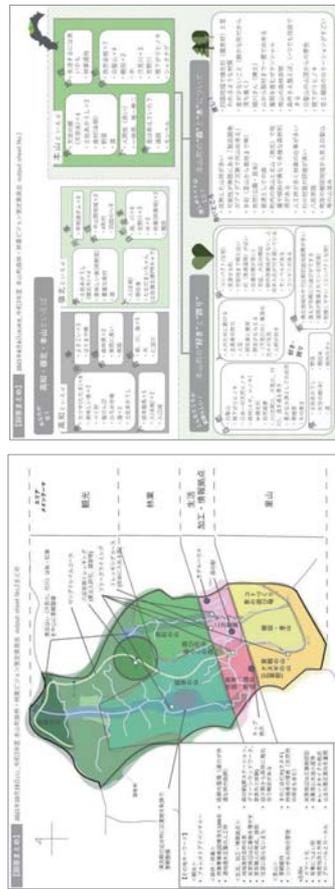


図3-1 委員の提出課題イメージ

第3章

第3章

== 第2節 ==
SWOT分析による整理
== ==

SWOT分析とは、競合や法律、市場トレンドといった地域を取り巻く外部環境と、地域の資産やブランド力といった内部環境をプラス面、マイナス面にわけて分析することで、戦略策定やマーケティングの意思決定、経営資源の最適化などを行なうためのフレームワークの一つです。今回はこのSWOT分析を用いて、ビジョン策定委員会やヒアリングを通して収集した意見を整理し、次章以降で示す、ビジョンの根幹部分や今後実施する施策へと展開しました。

表3-2 SWOT分析による整理とクロス分析

<p>強み(Strength)</p> <p>【森林・林業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模林業と大規模(牧畜含)林業の共存 高品質な林業スタイルの存在 高知(嶺北地域内)での生産現場、販路の充実 町内産へ加工加工まで町内で完結可 人材が豊富 山形も近い <p>【交通・地理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 四面地域で嶺北(優良材)と書かれるような材質 交通の便が良い(高知道沿いが近い、四国へのモノ) 【自然・歴史】 白髪山(天然林<八反谷路>、裾下がりヒノキ)、汗見川や行川(清流) 〇〇(アール)等の天然資源が豊富 美しい村連合に所属、棚田等の美しい日本の原風景と生活が残っている 雨降の棚田地域から見る白髪山等の山並も美しい 水産の白髪山、土佐の地名由来になっている等都市部との歴史的物語が残っている 	<p>弱み(Weakness)</p> <p>【森林・林業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材チップの自給が出来ていない 地域内木材の生産量 生産量の増強が必要 担い手不足 林業従事者(担い手)育成 関係者以外の住民の森林林業への理解、イメージが低い 白髪山などの自然資源整備が十分でなかったこと(町民も多量) 【その他】 林業ビジョン策、関係者による共通認識(理解)が共有できていない 【産業】 広葉樹の活用(広葉樹の山の整備の方向性が無い) 【町全体】 高齢化、人口減
<p>機会(Opportunity)</p> <p>【森林・林業】</p> <ul style="list-style-type: none"> バイオマス施設(熱利用)が稼働予定 農産物生産、雇用創出 カーボネーションの実現に向けた動き(2050年) 2050年に向けた国家政策 ゼロカーボンプラン宣言 高知県内では6自治体目(見込み) モンペル施設による米町着(観光客)増加 森林整備と観光による予算増の期待 木材輸出(高知最大の1つの産地) 伐採可能な山は多く、雇用の増進チャンスあり 林業産地(良材)もある 	<p>脅威(Threat)</p> <p>【森林・林業】</p> <ul style="list-style-type: none"> コロナウイルス、ウッドショックによるマーケットの変化 <p>【町全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町外本社の事業体への依存の可能性(エフビット、モンペル等)



<p>機会</p>	<p>強み</p>	<p>弱み</p>
<p>【積極化戦略】</p> <p>機会を強みで最大限に活用する</p>	<p>【段階的施策】</p> <p>機会を弱みで取り返さないよう段階的に強みにする</p>	<p>【専守防衛・撤退】</p> <p>致命傷を回避する、または深く撤退する</p>
<p>脅威</p>	<p>【差別化戦略】</p> <p>強みで脅威を機会にかえていく</p>	<p>SWOT分析によって挙げられた強み、弱み、機会、脅威をそれぞれ掛け合わせることで、要素ごとに実行すべき戦略(本ビジョン)においては基本施策)を明確にしました。</p>

第 4 章

本 山 町 森 林 ・ 林 業 ビ ジ ャ ャ ャ ャ

第1節 理念、価値観、約束、方針、使命

== 第1節 == 理念、価値観、約束、方針、使命 ==

第1章では、本ビジョンの目的や計画期間、「第7次本山町振興計画」をはじめとした各種関連施策との位置づけを示し、第2章では本山町の森林概況（外部環境）、第3章ではヒアリングや森林・林業ビジョン策定委員会で取りまとめた内容（内部環境）を示しました。第1章から第3章の内容を踏まえ、本章では「理念・価値観・約束・方針・使命」により本ビジョンの根幹となる目指すべき理想の姿を言語化します。まずは、以下に本章の全容図を示します。

土佐本山コンパクトフォレスト構想

～日本最狭＆最強の拓かれた森に包まれて～

理念-philosophy- **なないろの森をつくり、多様性と可能性を。**

- 神聖の森 -god white-
- 清流の森 -pure blue-
- 継承の森 -deep green-
- 更新の森 -light green-
- 恩恵の森 -gold yellow-
- 燃料の森 -fire orange-
- 真心の森 -heart pink-

価値観-values-

“めぐみ、なごみ、おしえ、そなえ”で、
きらきら七色に輝くライフスタイルを。

約束-promise-

共存する世界観
(循環型社会)をつくる。

方針-policy-

顔の見える関係、理念共感型の仲間たちで、
地域参画型の活動を展開する。

使命-mission-

日本で最狭の地域に、最強の森を後世へ。

概念イメージ



土佐本山コンパクトフォレスト構想で掲げる森の姿として、大きく7つ（なないろの森）に分けます。この7つの森に「めぐみ」「なごみ」「おしえ」「そなえ」という4つの合言葉が掛け合わされることで様々な価値や、多様な森林の機能・役割を示します。この内容をまとめて図化したものが左の概念イメージとなります。

土佐本山コンパクトフォレスト構想

～日本最強＆最強の拓かれた森に包まれて～

四国の真ん中、土佐嶺北の本山町は、日本最狭で日本最強の、誇りある中山間地域。

主要な生活・事業基盤は町の中央に集約されていていてコンパクト、交通網も整備されており、四国全域からのアクセスも良好です。

全国に誇れる林業の歴史も残っています。

昔から土佐の木材は品質が高く、特に嶺北地域の木材は重宝されました。

江戸時代に土佐藩が全国初の木材市場を大阪に開いた場所は、

本山町の白髪山しらがやまの名前を取って白髪町と呼ばれたこともあるほどです。

先人が築き上げてきたこの地域・森林を、今度は私たちが受け継いでいく番であり、

この本山町で、なないろに輝くような色鮮やかな森の姿を描いていきます。

全国にも類を見ない「根下がりがヒノキ」が群生する天然の森、

先端的な技術と仕組みにより安定的な木材の収穫と生育を循環させる森、

きめ細やかな手作業と人の想いが込められた多様性を残した森、

地域で使われるエネルギーを備蓄する森に、清らかな水資源や地域の景観美を提供する森。

日本で最もコンパクトな町と、なないろに輝く森林を、多様な人と関わりながら拓いていきたい。

そして、この地域での豊かな暮らしを未来へと紡いでいきたい。

そんな想いを込めて、本ビジョン「土佐本山コンパクトフォレスト構想」を策定しました。

第 4 章

理念

-philosophy-

なないろの森をつくり、 多様性と可能性を

神聖の森 -god white-

苔むす森に整然と数百年生き続ける珍しい根下がりがヒノキ群落がある白髪山・八反奈路はったんなんろ人の介入による荒廃を最小限にして、守り伝えていく森



清流の森 -pure blue-

四国の水がめ、早明浦ダムから流れる吉野川に繋がる美しい支流。豊かでピュアな水資源を育むための美しい森



継承の森 -deep green-

自由度の高い1つのライフスタイルの選択肢として小規模・ミニマムで多様な林業を生業に。自然の力を活かし、次世代に渡す人が共存する森





更新の森 -light green-
地域の産業基盤を固める大規模・ダイナミックな林業。先人が繋いできた森を伐って植えて育てる、確かな人の技をもって確立する森



恩恵の森 -gold yellow-
住まい、暮らしに寄り添った広葉樹や竹林の活かし方を模索。地域の象徴である棚田とも合わせた美しい里山・景観の森



燃料の森 -fire orange-
木質バイオマスエネルギーを生み出し、供給できる森と仕組みづくり。生活基盤を支える重要なエネルギーを備蓄する森



童心の森 -heart pink-
自然に触れ、遊び・学び尽くすためのワクワクする森林活用。老若男女誰もが知的好奇心と体力を高められる教育・遊戯の森

大切にする価値観・約束・方針 -values・promise・policy-

価値観 -values-

“めぐみ、なごみ、おしえ、そなえ”で、
きらきら七色に輝くライフスタイルを。

4つの合言葉

めぐみ

豊富な森林資源の恩恵を受け、地域の軸となる産業が生まれ、山で育った樹木が形を変えて暮らしの中へ溶け込み、山々と棚田が織りなす四季折々の景色を楽しめます。きれいな空気と水が近くにある最上の悦びを、地域の大切な資産として未来に繋いでいきます。

なごみ

吉野川の支流には青さが一際輝く清流が流れ、一足伸ばした先に広がる棚田では、里の気持ち良い風が全身に吹き抜けます。さらに山を登れば樹齢数百年の巨木や美しい草花が迎えてくれます。織りなす自然を大事に守りながら、日々存分に味わえる癒しの時を生み出します。

おしえ

数十年、数百年単位という長い時間軸で生きる森は人間の先生として多くのことを教えてくれます。誰もが童心に返り学び、子どもたちは存分に遊びながらたくましく育つことのできる多様な自然の教材を充分に活かしていきます。

そなえ

自分たちの生活の基盤となるものは、なるべく自分達の手が直接届く地域の中で備えていきたい。コンバクトに施設がまとまっている本山町の街を囲む森がいざという時の倉庫のような働きをし、常にライフラインが途絶えることのない強さをもつ森を作っていきます。

約束

-promise-

共存する世界観（循環型社会）をつくる。

針葉樹も広葉樹も、
小規模も大規模も、
新技術も旧技術も、
経済発展も環境保全も。

2つの対照的な物事が対立するのではなく共存する世界観を生み出し、
町ぐるみで循環型社会を実現していきます。

第 4 章

方針

-policy-

顔の見える関係、理念共感型の仲間たちで、 地域参画型の活動を展開する。

ビジョン・理念に共感する仲間と共に、
皆の強みを活かした活動で、
皆を巻き込みながら進む。

そして、2人から3人、4人…と共に進む顔の見える仲間を増やしなが
ら活動を展開していきます。

使命

-mission-

日本で最狭の地域に、最強の森を後世へ。

1 大規模林業と小規模林業が支え合う林業構造を作ること、
持続的な林業を実現する

2 川と棚田と森林が調和する心地の良い風景を創る

3 様々な森の恵みを享受するために、多様な森づくりを進める

4 森林をベースとした連携を強め、森林の新たな価値を生み出す

5 歴史ある森林資源と技術を次世代へ繋いでいく

6 森林を身近に感じられるように、豊かな森林の価値と魅力を
広く伝える

7 町の自然資源を守り、活かすための環境を整える

8 定期的な計画の見直しを行ない、時代変化に対応する

第 4 章

シンボルマーク

本山町を象徴するシンボルをコンパクトにまとめ、さらに「なないろの森」を象徴する輪で包むことで本ビジョンを表すマークとしました。



第 4 章

シンボルマークを構成する要素



中央には吉野川と
吉野川に水をそそぐ
早明浦ダムと町の山々



山頂近くにそびえる
根下がりはヒノキ



吉野川沿いには
土佐あかうしの放牧風景



自然を活かした
アクティビティである
ラフティング



吉野川の南岸に広がる
棚田群

第5章

基本施策

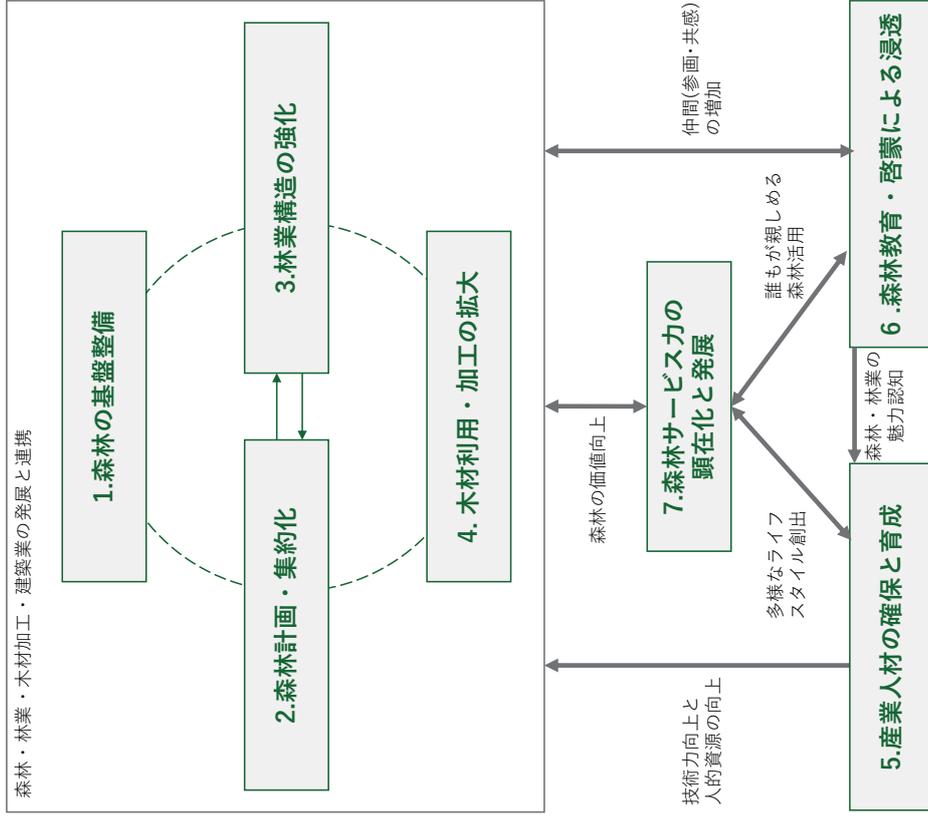
第1節 7つのテーマと25の項目

==== 第1節 ==== 7つのテーマと25の項目 ====



前章では本ビジョンにおいて目指す理想の姿を示しました。本章では、実際に今後推進する基本施策を7つのテーマに分け、それぞれのテーマにおいて具体的な項目をまとめました。また、7つのテーマについてはそれぞれが独立したものでなく、相互に関係しながら成り立ちつつことを想定するため、以下に相関図を示します。

【7つのテーマ（相関図）】



基本施策①

森林の基盤整備

まずは、他の施策にも活用可能な汎用性が高い森林情報や所有者情報の整備を中心に進め、併せて生産基盤の路網整備を見直すことで、今後のビジョン実現に向けた素地を固めます。



【対応する森について】



第4章で示した「なないろの森」の中で対応する森を示しています。

【現状状況について】

ABCの3段階で現状状況を示しています。

A B C

- A=施策の方向性と数値目標が共に定まっている
- B=施策の方向性は定まっているが、数値目標は今後検討
- C=必要な施策として提示した段階で、今後方向性・数値目標の検討が必要

【現状とKPIについて】

各実行項目の現状と2026年（5年目）、2031年（10年目）のKPIを示しています。
KPIとは、Key Performance Indicatorの略で、日本語に訳すと「重要業績評価指標」という意味になります。つまり、目標を達成する上で、その達成度合いを計測・監視するための定量的な指標になります。

項目	現状	2026年（5年目）	2031年（10年目）
①森林データ活用	森林データ活用・更新方法の検討 事業者への活用普及	県共有データの保有 森林林業クラウドを活用	県共有データの保有 森林林業クラウドを活用
②科学的見地に基づくゾーニング	科学的見地に基づくゾーニング 立地条件・森林現況を元にした施業 班ごとの機能ゾーニング	科学的見地に基づくゾーニング 立地条件・森林現況を元にした施業 班ごとの機能ゾーニング	科学的見地に基づくゾーニング 立地条件・森林現況を元にした施業 班ごとの機能ゾーニング

各テーマ内の最後には、そのテーマの実行項目を一覧でまとめ、第1期内のスケジュールを示しています。特に、前期（2022年度～2026年度）における詳細を示し、後期については前期の成果を踏まえて更新を予定しています。

基本施策①

森林の基盤整備

まずは、他の施策にも活用可能な汎用性が高い森林情報や所有者情報の整備を中心に進め、併せて生産基盤の路網整備を見直すことで、今後のビジョン実現に向けた素地を固めます。

実行項目

項目と説明	対応する森	現状状況と測定項目
①森林データ活用 森林データ活用・更新方法の検討 事業者への活用普及	B	1. 県提供データの活用方法 2. 町独自の調査・更新方法

町内の林業事業者が活用できる森林データを整備します。また、データベースを町が管理しながら、官民連携で定期的な最新情報へ更新する体制も同時に構築していきます。KPIは2023年度策定予定の森林調査・データ更新計画（仮）に準ずるものとします。

【現状とKPI】



【現状とKPI】

項目と説明	対応する森	現状状況と測定項目
②科学的見地に基づくゾーニング 立地条件・森林現況を元にした施業 班ごとの機能ゾーニング	B	1. 立地条件・森林現況 2. 機能（施業方法）ゾーニング

本ビジョン内の理念（philosophy）で示している「なないろの森」は本山町の森林・林業の根本的な考え方による7つの森の姿を示していることから1つのゾーニングとしても捉えることが出来ます。そこで、本項の施策では、特に木材生産や災害防止に関する機能を高めるための立地条件や森林現況といった科学的見地に基づくゾーニングを検討します。

【現状とKPI】



項目と説明	対応する森	現行状況と測定項目
〔三意向調査の推進〕 町内全域対象（国土調査実施済山林）のアンケート調査と分析		1. 国土調査済山林所有者の調査率 2. 回答分析による名簿の更新と追跡状況

主に森林経営管理制度の推進を目的に、町内全域の森林を対象とした山林所有者への意向調査の実施を進めます。調査は2020年度から既に開始しており、772.97ha（調査対象山林の9.4%）が調査済みです。今後10年間で調査率100%を目指します。また、調査結果は、森林経営管理制度の運用に留まらず、本ビジョンの実現に向けた森林整備・活用のための参考資料としても重要な役割を担います。

【現状とKPI】



図5-1 山林所有者意向調査の進捗度

項目と説明	対応する森	現行状況と測定項目
〔四境界明確化の推進〕 境界明確化に向けた調査、図面化		1. 境界明確化が完了した森林率

所有森林の境界を明確にすることで、所有者への意向調査やその後の施業を円滑に進めることが可能です。現状は私有林の75%が調査済みであり図面化もされています。そのため、確実に今後10年間で調査率100%を目指し、そのための体制を整備するとともに、現在の図面をより林業従事者が活用しやすいように更新していきます。

【現状とKPI】



項目と説明	対応する森	現行状況と測定項目
〔五路網整備〕 作業道整備事業の推進 規格ごとの適正配置、既存路網の現況調査も含めて検討		1. 路網延長と路網密度 2. 規格別の路網配置図 3. 現況調査実施状況

主に林業の生産性向上を目的とした路網整備ではありますが、路網は災害時の迂回路、林野火災時の消火活動、登山等観光・アクティビティ利用のための移動路といった木材生産だけではなく、多様な役割を備える重要な設備です。林業の生産性向上のための路網密度を高める取り組みはもろろんのこと、既存路網の現況調査を含めて多様な路網機能を考慮した規格ごとの適正配置を目指します。

【現状とKPI】



前・後期（第1期）概要スケジュールの目安

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	第1期後期
〔一〕森林データ活用	検討（データ活用・調査手法）	・森林調査更新計画策定 ・事業体のデータ活用	↑	↑	↑	成果整理と見直し・継続
〔二〕科学的見地に基づくゾーニング	検討（調査地設定、モデル設定）	・森林調査計画策定	↑	↑	↑	
〔三〕意向調査の推進	・意向調査分析 ・意向調査実施計画策定 ・調査結果の活用方法検討	↑	↑	↑	↑	成果整理と見直し・継続
〔四〕境界明確化の推進	調査体制と計画の検討	調査	図面更新	↑	↑	成果整理と見直し・継続
〔五〕路網整備	・作業道整備事業の集積 ・既存路網の調査・図面化	・基幹路網開設計画 ・既存路網の調査と補修	↑	↑	↑	成果整理と見直し・継続

基本施策②

森林計画・集約化

計画的な林業活動を行なうための森林計画と集約化を進めます。特に林業従事者と所有者のマッチングにより長期の森林管理契約を増やすことで、その地に適した目標林型の実現性を高めます。

実行項目

項目と説明	対応する森	現行状況と測定項目
(一)森林経営計画の策定 計画地の図面化 ゾーニングに合わせた計画策定		B 1. 計画数 2. 計画面積

現在は、おおよその地形などの自然条件や所有者が明確で許可を得た山林を軸に計画を策定していますが、今後は、基本施策①内の「(二)科学的見地に基づくゾーニング」や「(三)意向調査の推進」の結果に合わせて、より計画的かつ効果的な計画策定に切り替えていきます。

【現状とKPI】



表5-1 2021年度森林経営計画

番号	計画種	計画名	計画種	期間	自	至	面積	計画対象 森林面積	うち人工林	
1	林班計画	瓜生野	岩ガヤチ	2018/5/8	2023/5/7	95.98	57.99	57.27		
2	林班計画	瓜生野	桑ノ川	2017/3/30	2022/3/29	167.59	89.68	89.68		
3	林班計画	上関	イハイ谷	2018/8/17	2023/8/16	112.71	72.53	63.11		
4	林班計画	北山	ミノガイチ	2019/2/22	2024/2/21	74.59	61.81	59.01		
5	区域計画	上関区域		2018/4/1	2024/3/31	55.03	55.03	54.99		
6	林班計画	瓜生野	北向	2019/3/1	2024/2/29	134.88	73.39	64.57		
7	林班計画	坂本・寺家		2019/10/26	2024/10/25	274.19	146.94	135.46		
8	林班計画	屋所・瓜生野		2020/2/1	2027/1/31	194.64	111.51	99.31		
9	林班計画	本山	南山	2020/3/20	2027/3/19	78.8	47.21	43.62		
10	林班計画	古田	国見山	2020/9/22	2027/9/21	309.57	168.64	90.73		
11	林班計画	七戸	右城谷	2021/12/7	2028/12/6	120.66	63.97	59.25		
								1618.64	948.7	817

項目と説明	対応する森	現行状況と測定項目
(二)長期の施業契約の増加 長期施業契約地のモデル形成 森林経営管理制度の活用 小規模林業の支援		C 1. 長期施業契約数 2. 契約面積(※契約年数別)

長期施業契約地を増やすことで、単発的な施業による利益追求ではなく、将来の収益を見込みながら森林の自然条件に合わせた施業を組み合わせることが可能となります。また、小規模林業事業者にとっても計画的(継続的)な施業地の確保ができることや移住林業事業者の定住、森林経営管理制度を活用した森林管理モデルの1つとして形成されることを目指します。

【現状とKPI】



項目と説明	対応する森	現行状況と測定項目
(三)森林売買の促進 森林売買促進事業の設置 売買窓口機能の強化		A 1. 事業の設置・開始(実施)

現在、町内には森林の売却希望者(森林所有者)と購入希望者(林業事業者)のマッチングを行なえない窓口がなく、森林売買に関する支援も実施していない状況です。今後、所有者意向調査が進むにつれてより森林を売却したい(寄付したい)という所有者が明確に把握できるようになることから、円滑な森林売買を実現するための事業を検討、開始します。

【現状とKPI】



前・後期(第1期)概要スケジュールの目安

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	第1期 後期
(一)森林経営計画の策定	検討		ゾーニングに合わせた計画策定に切替			成果整理と見直し・継続
(二)長期の施業契約の増加	検討(支援設計)	試験実施	本格支援開始			成果整理と見直し・継続
(三)森林売買の促進	実施					成果整理と見直し・継続

基本施策③

林業構造の強化

原木生産・販売に係る取組を進めます。関係事業者の連携強化により、生産量をコントロールしたうえで、間伐の促進と皆伐後の再造林の適正な実施を進めていきます。

実行項目

項目と説明	対応する森	現行状況と測定項目
(一)間伐の計画・実施 造林事業ほか、関連事業の継続実施、間伐目標の検討		A 1. 実施面積 (目標達成率)

現在、町内では間伐事業を年間で約45ha実施しています。今後の林業従事者の増加や林業の効率化の目標を踏まえて、10年間で90ha/年(現在の2倍)の間伐事業を目指します。

【現状とKPI】



項目と説明	対応する森	現行状況と測定項目
(二)再造林の計画・実施 造林事業ほか、関連事業の継続実施、造林目標の検討		A 1. 実施面積 (目標達成率)

現在、町内では造林作業を年間で20ha実施しています。今後、林齢が多様で持続的な森づくりをするためにも安定した造林作業の実施が望まれることから30ha/年の継続を目標とします。

【現状とKPI】



項目と説明	対応する森	現行状況と測定項目
(三)適正素材生産量の計画と実施 バイオマス発電をフル稼働させることを仮定した必要生産量の試算等		B 1. 必要素材生産量と限界素材生産量の把握 2. 素材生産量

現在、町内では年間16,000～18,000 m³ほどの木材(原木)を生産しています。この生産量は、林業従事者や林業機械の充実により増えていくことを想定していますが、町内の持続的な森林資源の活用において適正または限界となる生産量(限界素材生産量)は把握できていないことから、まずは適正な生産量の把握を目指します。また、2022年4月頃から稼働する町内の木質バイオマス発電施設をフル稼働させた場合の木材チップ消費量等の需要量(必要素材生産量)の試算も進めていきます。

【現状とKPI】



建設中の木質バイオマス発電所 (2022年2月現在)

基本施策④

木材利用・加工の拡大

四国の中心に位置し高速道路が近い等の立地を活かした販路拡大の可能性を検討し、同時に木質バイオマスエネルギーを中心とした地域材の地域内流通を高める仕組みを作ります。

実行項目

項目と説明	対応する森	現行状況と測定項目
(一)地域材活用に係る連携強化 森林・林業ビジョン策定委員会、林業活性化推進協議会の継続と組織化の検討		C
		1. ビジョン策定委員会を中心とした組織化

町内の事業者、産業の連携強化に向けては、検討会議などを行なう任意組織はあるものの、事業を推進する組織化・企業化までには至っていないことから、今後はビジョンに係る事業を実行し、地域材活用を推進する組織の設立を目指していきます。

【現状とKPI】



項目と説明	対応する森	現行状況と測定項目
(二)地域材移出・輸出の流通整備 土場などの基礎整備の検討 販路開拓に係るヒアリング等		C
		1. 土場の基礎整備検討 2. 仕入れ販売先へのヒアリング数

基本施策③内の「(三)適正素材生産量の計画と実施」にも関わりますが、特に需要側(町産材の販売先)のニーズを把握し、地域材の流通・販路を整備していきます。

【現状とKPI】



項目と説明	対応する森	現行状況と測定項目
四林業機械の整備 林業従事者が共同で使用できる林業機械の導入		A
		1. 導入状況 2.稼働状況

現在、本山町では森林組合が管理する林業機械を希望する事業者へ貸し出していますが、希望日が重なることで林業機械を借りることができない事業者が出ることから、生産性が低下する原因の一つとして課題となっています。そこで、林業従事者が共同で利用できる林業機械をさらに導入していきます。

【現状とKPI】



バックホーによる作業道作設研修の様子

前・後期(第1期)概要スケジュールの目安

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	第1期後期
(一)間伐の計画・実施	事業継続実施 目標検討					成果整理と見直し・継続
(二)再造林の計画・実施	事業継続実施 目標検討					成果整理と見直し・継続
(三)適正素材生産量の計画と実施	適正生産量の試算と計画		試験実施	試験結果整理		成果整理と見直し・継続
四林業機械の整備	要望調査、管理体制の検討	林業機械の導入				成果整理と見直し・継続

基本施策⑤

産業人材の確保と育成

林業・木材加工業の人材を確保し安定的な生産活動を果たします。また、各人の将来像に合わせた育成を実施し、多様で持続的な産業を構築します。

実行項目

項目と説明	対応する森	現行状況と測定項目
(一)林業従事者の募集と育成 人工林の維持管理・生産量目標に合わせた人数目標の設定と募集		A 1. 町人口に対する事業者割合 2. 経験年数の平準度合い

基本施策③内の「(三)適正素材生産量の計画と実施」結果にもよりますが、整備が必要な森林面積に対する事業者数が少ないことは事実です。そのため、概ね本町の人口の2%～3%を目安に林業従事者の募集をするともに長期的に持続可能な森林整備を行うためにも、より積極的に事業者の育成に取り組みます。

【現状とKPI】



項目と説明	対応する森	現行状況と測定項目
(二)森林施業プランナー・本山町フォレストラーの育成と募集 町内森林の全体的な計画・監理を行なえる人材の育成と募集		A 1. 森林施業プランナー数 2. 本山町フォレストラー数

林業従事者の不足に加えて、町内の森林を広くかつ長期的な視点で計画・監理を行なうフォレストラーは不在であり、また、効果的な森林整備計画を立て、施業を監督するプランナーも1名と不足している状況であるため、こうした人材の確保と育成に取り組みます。フォレストラーに関しては今後の森林ゾーニング結果等とも併せて適正人数を決定しますが、吉野川北岸エリア2名、南岸エリア1名の計3名程度を想定しています。

【現状とKPI】



項目と説明	対応する森	現行状況と測定項目
(B)バイオマス活用の推進 林地残材活用のさらなる推進、Jクレッジットによる吸収源売却の検討		B 1. Jクレッジットの試算、検討 2. バイオマス発電における町産材利用率

森林整備の際に森林内に残される林地残材等をはじめとした、現在販路がない（コストが見合わない）木材に関しても価値を高められるよう、木質バイオマス発電所への供給体制などを検討します。また、2021年10月に地球温暖化対策計画が閣議決定され、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた方針が発表されています。同年にJクレッジット等の脱炭素に関わる森林の役割にも注目が高まっています。同年に本町でもゼロカーボンシティ宣言をしており、今後はJクレッジットの導入の検討も進めます。

【現状とKPI】

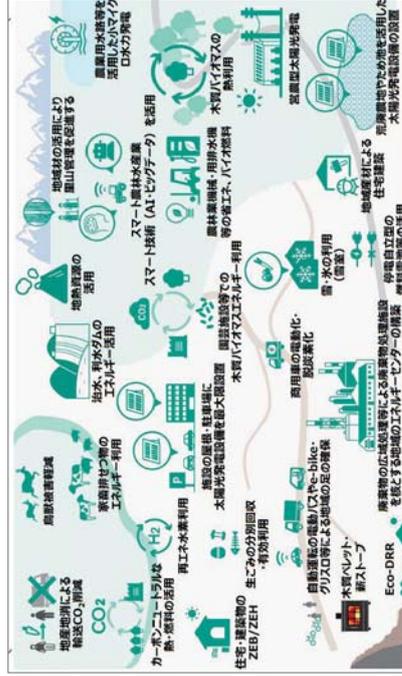


図5-2 農山村の脱炭素先行地域イメージ
(内閣官房資料「地域脱炭素ロードマップ」より引用)

前・後期（第1期）概要スケジュールの目安

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	第1期後期
(一)地域材活用に係る連携強化	委員会の継続(勉強会実施)	組織化に向けた検討	組織化	事業実施		成果整理と見直し・継続
(二)地域材移出・輸出の流通整備	検討(土場基盤、ヒアリング)	モデル試験市場調査		整備の具体化と実施		成果整理と見直し・継続
(三)バイオマス活用の推進	林地残材活用、Jクレッジットの検証、プロジェクトの検討	プロジェクト計画	プロジェクト開始			計画作成と本格実施

基本施策⑥

森林教育・啓蒙による浸透

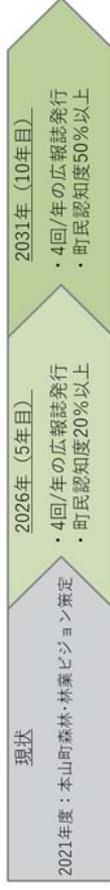
主に町民を対象に、より幸福度の高い暮らしを実現するための森林の活用を進めます。特に教育面を重視し、子ども及び子育て世代を中心に町民へ幅広く事業を浸透させていきます。

実行項目

項目と説明	対応する森	現行状況と測定項目
(一)地域内のビジョン浸透に係る情報発信の強化 広報誌、WEBでの発信、説明会の実施など		B 1. ビジョンの町民認知度

本ビジョンを町内や事業体に浸透させ、さらに嶺北地域全体、高知県内、全国へと情報拡散することで認知度の向上、さらにはビジョン（理念）に共感してくれる協力者を増やしていきます。多くの人が本ビジョンに関わり、役割を有することを目指します。

【現状とKPI】



項目と説明	対応する森	現行状況と測定項目
(二)森林活用による小・中・高校生向け授業等の森林教育 学校教育向けの森林教材・実施体制の整備		C 1. 教材の整備状況 2. 職場体験の実施状況

世間的にも脱炭素社会、SDGs等の注目が高まり、教育プログラムでも森林に関して学ぶ機会は増えつつあります。また、身近にある豊かな森林や誇るべき歴史を活かした教育環境を整備し、森林から産出される木材などの自然資源を活用した教材開発を進めます。

また、林業という仕事を知らせてもらう機会を増やすことで、林業の認知度を高めるとともに、将来の担い手確保も図ります。

【現状とKPI】

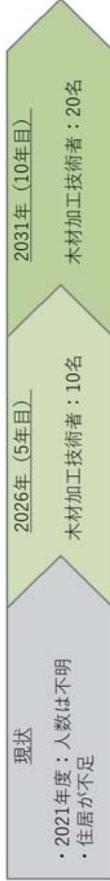


項目と説明	対応する森	現行状況と測定項目
(三)木材加工技術者の募集と育成 既存設備や住宅（住まいと暮らし）の充実化と人材募集、木材加工技術者育成機関・制度の設立		C 1. 木材加工技術者数 2. 技術者育成機関・制度の実施状況

現在の木材加工事業者の技術者の属性や受け入れ人数の上限、設備の充足度を把握した上で対策を検討します。町産材活用の幅を広げるためにも、現在町内にいない個人木工作家の受け入れ体制の整備にも取り組みます。さらに、嶺北高校等の教育機関にも呼びかけ、技術者育成機関の設置を検討し、若年段階から木工に触れる機会の創出や事業者の技術向上を目指します。

また、木材加工技術者の受け入れに限らず、移住者全般の受け入れ課題として住居の不足が挙げられていることあるため、公設住宅や民間賃貸住宅を増やすことや、その住宅にも町産材を活用することを推進します。

【現状とKPI】



項目と説明	対応する森	現行状況と測定項目
(四)狩猟者の募集と育成 狩猟者講習、移住体験ツアーの開催、新規狩猟者の狩猟同行に対する補助等の充実化、加工所の設置		C 1. 狩猟登録者数 2. 害獣駆除実績数

移住者対象の講習や体験ツアーを実施し、積極的な狩猟者の募集や既存の補助の充実化を図ります。また、解体施設の設置により町内での害獣駆除の推進とジビエでの活用を検討します。

【現状とKPI】



前・後期（第1期）概要スケジュールの目安

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	第1期後期
(一)林業従事者の募集と育成 本山林業プランナー・本山町フォレストナーの育成と募集	林業従事者の募集	育成方針検討	研修開始	育成プログラムの実施	育成プログラムの実施	成果整理と見直し・継続
(二)木材加工技術者の募集と育成 検査・育成機関の体制	検査・育成機関の体制	育成プログラムの実施	育成プログラムの実施	育成プログラムの実施	育成プログラムの実施	成果整理と見直し・継続
(三)木材加工技術者の募集と育成 検査・育成機関の体制	検査・育成機関の体制	育成プログラムの実施	育成プログラムの実施	育成プログラムの実施	育成プログラムの実施	成果整理と見直し・継続
(四)狩猟者の募集と育成 検査・育成機関の体制	狩猟者の募集・育成プログラムの実施	育成プログラムの実施	育成プログラムの実施	育成プログラムの実施	育成プログラムの実施	成果整理と見直し・継続

基本施策⑦

森林サービスカの 顕在化と発展

木材に限らない森林全般の資源を認識し、高付加価値化に向けた整備を進めます。資源はモノだけではなく、森林空間（フィールド）の活用を進め、森林サービス業の強化にも繋がります。

実行項目

項目と説明	対応する森	現行状況と測定項目
(一) 溪流沿いの森林景観整備 伐採から植栽・保育の補助、住民による整備計画作成		B 1. 整備実績（面積） 2. 植栽等関連補助制度の設置

溪流沿いの土砂流出防止や景観を維持改善するための整備を進めます。伐採以外にも広葉樹の植栽・保育に関する補助制度の検討を進め、住民による整備が出来る仕組み作りを行います。

【現状とKPI】



項目と説明	対応する森	現行状況と測定項目
(二) 体験型観光の強化 白髪山の活用、八反奈路の活用と規制、森林を活用したアクティビティ（フォレストアドベンチャー等）		C 1. 観光客数 2. 入山規制制度の設置

森林を活用した体験型観光プランの充実化を目指します。特に白髪山・八反奈路は一部登山路の整備は進んでいるものの、貴重な天然資源を保全するための入山規制等は無い状況であるため、入山規制と体験プランの設置を同時に検討していきます。

【現状とKPI】



項目と説明	対応する森	現行状況と測定項目
(三) 自然体験活動を基軸にした子育て・保育整備 森のようちえん、前伏・製材体験、白髪山登山、ツリークライミングなどの実施、重心の森の整備		C 1. 森林環境教育プログラムの実施状況 2. 重心の森の整備面積

教育機関のみならず、家庭（普段の生活）内の子育てや保育における自然体験活動を推進します。子育て世代の育児負担の軽減、子どもの頃から自然に触れることでの探求心の向上やコミュニケーション能力の向上といった「生きる力」を育むため、自然体験を目的とした森林空間の確保と整備（重心の森の設置）を進めます。

【現状とKPI】



ツリークライミングの様子

前・後期（第1期）概要スケジュールの目安

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	第1期 後期
(一) 地域内のビジョン浸透に際する情報発信の強化	情報発信の強化、検討(ビジョン関連情報のアラップトフォーラム)	情報発信の整備と発信				成果整理と見直し・継続
(二) 森林活用による小・中・高校生向け授業等の森林教育	検討(対象森林プロの活用、実施体制)	教材開発、試験実施		森林教育プログラムの作成・実施		成果整理と見直し・継続
(三) 自然体験活動を基軸とした子育て・保育整備	検討(対象森林プログラムの選定・調査・実施体制)	森林整備、試験実施		森林整備、プログラムの作成・実施		成果整理と見直し・継続

【基本施策一覧表】

基本施策	目的・効果	実施内容	進捗状況	担当
1. 森林の基礎整備	1. 森林計画・更新	1. 森林計画の策定・事業への活用 2. 更新計画の策定・事業への活用 3. 更新計画の策定・事業への活用 4. 更新計画の策定・事業への活用 5. 更新計画の策定・事業への活用 6. 更新計画の策定・事業への活用 7. 更新計画の策定・事業への活用 8. 更新計画の策定・事業への活用 9. 更新計画の策定・事業への活用 10. 更新計画の策定・事業への活用 11. 更新計画の策定・事業への活用 12. 更新計画の策定・事業への活用	A	1. 森林計画の策定 2. 更新計画の策定 3. 更新計画の策定 4. 更新計画の策定 5. 更新計画の策定 6. 更新計画の策定 7. 更新計画の策定 8. 更新計画の策定 9. 更新計画の策定 10. 更新計画の策定 11. 更新計画の策定 12. 更新計画の策定
	2. 森林計画・更新	1. 森林計画の策定・事業への活用 2. 更新計画の策定・事業への活用 3. 更新計画の策定・事業への活用 4. 更新計画の策定・事業への活用 5. 更新計画の策定・事業への活用 6. 更新計画の策定・事業への活用 7. 更新計画の策定・事業への活用 8. 更新計画の策定・事業への活用 9. 更新計画の策定・事業への活用 10. 更新計画の策定・事業への活用 11. 更新計画の策定・事業への活用 12. 更新計画の策定・事業への活用	B	1. 森林計画の策定 2. 更新計画の策定 3. 更新計画の策定 4. 更新計画の策定 5. 更新計画の策定 6. 更新計画の策定 7. 更新計画の策定 8. 更新計画の策定 9. 更新計画の策定 10. 更新計画の策定 11. 更新計画の策定 12. 更新計画の策定
	3. 林業の振興	1. 林業の振興 2. 林業の振興 3. 林業の振興 4. 林業の振興 5. 林業の振興 6. 林業の振興 7. 林業の振興 8. 林業の振興 9. 林業の振興 10. 林業の振興 11. 林業の振興 12. 林業の振興	C	1. 林業の振興 2. 林業の振興 3. 林業の振興 4. 林業の振興 5. 林業の振興 6. 林業の振興 7. 林業の振興 8. 林業の振興 9. 林業の振興 10. 林業の振興 11. 林業の振興 12. 林業の振興
	4. 林業の振興	1. 林業の振興 2. 林業の振興 3. 林業の振興 4. 林業の振興 5. 林業の振興 6. 林業の振興 7. 林業の振興 8. 林業の振興 9. 林業の振興 10. 林業の振興 11. 林業の振興 12. 林業の振興	D	1. 林業の振興 2. 林業の振興 3. 林業の振興 4. 林業の振興 5. 林業の振興 6. 林業の振興 7. 林業の振興 8. 林業の振興 9. 林業の振興 10. 林業の振興 11. 林業の振興 12. 林業の振興
	5. 林業の振興	1. 林業の振興 2. 林業の振興 3. 林業の振興 4. 林業の振興 5. 林業の振興 6. 林業の振興 7. 林業の振興 8. 林業の振興 9. 林業の振興 10. 林業の振興 11. 林業の振興 12. 林業の振興	E	1. 林業の振興 2. 林業の振興 3. 林業の振興 4. 林業の振興 5. 林業の振興 6. 林業の振興 7. 林業の振興 8. 林業の振興 9. 林業の振興 10. 林業の振興 11. 林業の振興 12. 林業の振興
	6. 林業の振興	1. 林業の振興 2. 林業の振興 3. 林業の振興 4. 林業の振興 5. 林業の振興 6. 林業の振興 7. 林業の振興 8. 林業の振興 9. 林業の振興 10. 林業の振興 11. 林業の振興 12. 林業の振興	F	1. 林業の振興 2. 林業の振興 3. 林業の振興 4. 林業の振興 5. 林業の振興 6. 林業の振興 7. 林業の振興 8. 林業の振興 9. 林業の振興 10. 林業の振興 11. 林業の振興 12. 林業の振興
	7. 林業の振興	1. 林業の振興 2. 林業の振興 3. 林業の振興 4. 林業の振興 5. 林業の振興 6. 林業の振興 7. 林業の振興 8. 林業の振興 9. 林業の振興 10. 林業の振興 11. 林業の振興 12. 林業の振興	G	1. 林業の振興 2. 林業の振興 3. 林業の振興 4. 林業の振興 5. 林業の振興 6. 林業の振興 7. 林業の振興 8. 林業の振興 9. 林業の振興 10. 林業の振興 11. 林業の振興 12. 林業の振興
	8. 林業の振興	1. 林業の振興 2. 林業の振興 3. 林業の振興 4. 林業の振興 5. 林業の振興 6. 林業の振興 7. 林業の振興 8. 林業の振興 9. 林業の振興 10. 林業の振興 11. 林業の振興 12. 林業の振興	H	1. 林業の振興 2. 林業の振興 3. 林業の振興 4. 林業の振興 5. 林業の振興 6. 林業の振興 7. 林業の振興 8. 林業の振興 9. 林業の振興 10. 林業の振興 11. 林業の振興 12. 林業の振興
	9. 林業の振興	1. 林業の振興 2. 林業の振興 3. 林業の振興 4. 林業の振興 5. 林業の振興 6. 林業の振興 7. 林業の振興 8. 林業の振興 9. 林業の振興 10. 林業の振興 11. 林業の振興 12. 林業の振興	I	1. 林業の振興 2. 林業の振興 3. 林業の振興 4. 林業の振興 5. 林業の振興 6. 林業の振興 7. 林業の振興 8. 林業の振興 9. 林業の振興 10. 林業の振興 11. 林業の振興 12. 林業の振興
	10. 林業の振興	1. 林業の振興 2. 林業の振興 3. 林業の振興 4. 林業の振興 5. 林業の振興 6. 林業の振興 7. 林業の振興 8. 林業の振興 9. 林業の振興 10. 林業の振興 11. 林業の振興 12. 林業の振興	J	1. 林業の振興 2. 林業の振興 3. 林業の振興 4. 林業の振興 5. 林業の振興 6. 林業の振興 7. 林業の振興 8. 林業の振興 9. 林業の振興 10. 林業の振興 11. 林業の振興 12. 林業の振興
	11. 林業の振興	1. 林業の振興 2. 林業の振興 3. 林業の振興 4. 林業の振興 5. 林業の振興 6. 林業の振興 7. 林業の振興 8. 林業の振興 9. 林業の振興 10. 林業の振興 11. 林業の振興 12. 林業の振興	K	1. 林業の振興 2. 林業の振興 3. 林業の振興 4. 林業の振興 5. 林業の振興 6. 林業の振興 7. 林業の振興 8. 林業の振興 9. 林業の振興 10. 林業の振興 11. 林業の振興 12. 林業の振興
	12. 林業の振興	1. 林業の振興 2. 林業の振興 3. 林業の振興 4. 林業の振興 5. 林業の振興 6. 林業の振興 7. 林業の振興 8. 林業の振興 9. 林業の振興 10. 林業の振興 11. 林業の振興 12. 林業の振興	L	1. 林業の振興 2. 林業の振興 3. 林業の振興 4. 林業の振興 5. 林業の振興 6. 林業の振興 7. 林業の振興 8. 林業の振興 9. 林業の振興 10. 林業の振興 11. 林業の振興 12. 林業の振興

木材生産や森林空間の活用に加え、地域資源の高付加価値化、異業種や住民との連携による特用林産物を活用した商品開発と販売を目指します。既に確立している天空の郷ブランドとの親和性を持ちながらも森林からの生産物を素材とした新ブランドの確立を目指します。



原木といっただけの栽培風景
和紙の原料となるコウゾの外皮を乾燥している風景

第5章

前・後期（第1期）概要スケジュールの目安

項目と説明	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	第1期後期
①深谷沿いの森林系整備	調査・検討(後当森林の把握と補助メニュー)	集落ごとに計画作成	試験整備	本格整備補助制度の設置	成果整理と見直し・継続	成果整理と見直し・継続
②体験型観光の強化	検討(関連事業者間の意見交換、調整)	母朝エリア・方法の設定、開発	継続実施		成果整理と見直し・継続	成果整理と見直し・継続
③地域資源の高付加価値化(商品・サービス開発)	検討(ブランドインフラ)	試験開発・販売		本格生産	成果整理と見直し・継続	成果整理と見直し・継続

第 6 章

第1節 プレーヤーの役割 第2節 推進の体制

推進体制

第 6 章

== 第1節 == プレーヤーの役割 ==

町民	町民の一人ひとりが森林に関心を持ち、森林の機能や役割について理解し、木育や森林レクリエーション等を通して、森林を好きになり、森林との関わりを持ちます。また、地域材の利用を通して、健全な森づくりに寄与し、国土保全に貢献します。
本山町（行政）	本ビジョンに示す基本施策の推進と実施体制の整備、運営体制の支援を行います。また、国や県などに必要な理解や協力を求め、施策の推進に取り組めます。
森林所有者	所有する森林が公益的な機能をもたらす責務と悦びを理解し、町の施策の推進に協力します。また、所有山林の適切な管理を自ら（あるいは委託）することで、地域の環境保全を推進し、所有山林の安全性と付加価値を高めます。
小規模事業者 （農林家等）	林業のみならず、農業や観光などを組み合わせた副業などにより自身（家族）のライフスタイルに合わせた林業スタイルを確立するとともに、多様な森づくり（針広混交林や広葉樹林化等）に貢献します。
森林組合・ 大規模林事業者	将来の目標林型を描き、行政と森林に関するデータを共有しながら、森林の境界の明確化、森林施策の提案、団地化や長期施業委託等を通して適切な森林整備を実施し、森林所有者への利益の還元と、次世代へとつなげる森林サービスを提供します。また、林業従事者の安全と雇用を守ります。
木材加工業・ 家具等製造業者	顔の見える関係を通じた木材流通を構築し、地域材の域内流通を進め、地域内経済の循環を高めます。また、積極的に地域外にもプロモーションを行ない、消費者と森を繋ぎます。
異業種企業	社会貢献や地域貢献のために、自然を活用した観光事業の展開などにより森林資源の利活用を図るとともに、地域の関係者と共に、森づくりにへの参加や支援に取り組めます。
関係人口 ^{※注}	本山町に想いがあり、本ビジョンに共感し、地域の方々との交流を通して自分に合った森づくりに参画するといった、地域の往来や観光・消費だけでは新しい新たな関わり方を生み出します。また、この関わりから、移住定住や二拠点生活に繋がっていくことを期待します。

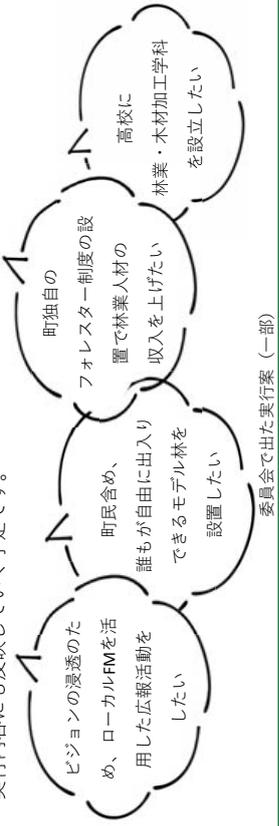
== 第2節 == 推進の体制

本ビジョンの策定検討を中心に行なった本山市森林・林業ビジョン策定委員会は今後、「本山市森づくり推進委員会（仮称）」として組織形態を維持します。また、本ビジョン策定時の委員は町内の林業従事者、商工・観光団体、高校生、本山市（行政）で構成されていますが、今後、本ビジョンを推進していくにあたり、事業現場や町民の声を、より積極的に拾い上げ、関係者の連携強化と参画者の輪を広げていく必要があります。そのため、委員に加え関連事業者や町民をメンバーにしたワーキンググループ（実行組織）を検討します。ワーキンググループは基本施策ごとに設定し、各施策を計画・実行します。実行内容については、定期的に委員会において評価・改善を行なうことで円滑な施策実行、推進を図ります。



図6-1 推進体制図

これまでの委員会の中では、既に基本施策内にも記載している項目を含め様々な具体的実行案が出てきているため、今後のワーキンググループでの計画の優先項目の設定や実行内容にも反映していく予定です。



第7章

資料集

- (1) 第2章、3章の補足資料
- (2) コラム
- (3) ビジョン策定の過程
- (4) 本山町森林・林業ビジョン
策定委員会名簿
- (5) 関連用語の解説

(1) 第2章、3章の補足資料

本ビジョンの第2～3章では本山町の森林・林業に係る外部環境と内部環境を整理し紹介していますが、本項においては統計資料を中心に紹介しきれなかった参考資料を掲載します。

<本山木材共販所における取扱量と県内の原木・製品市場>

町内にある唯一の原木市場（共販所）である本山木材共販所の素材取扱量をみると、2014年度が最も少ない17,517㎡となり、その後は増加傾向で2018年度で37,438㎡となっています。町内で生産されるほとんどの木材はこの共販所を経由して各地域の製材工場等へ出荷されている状況です。

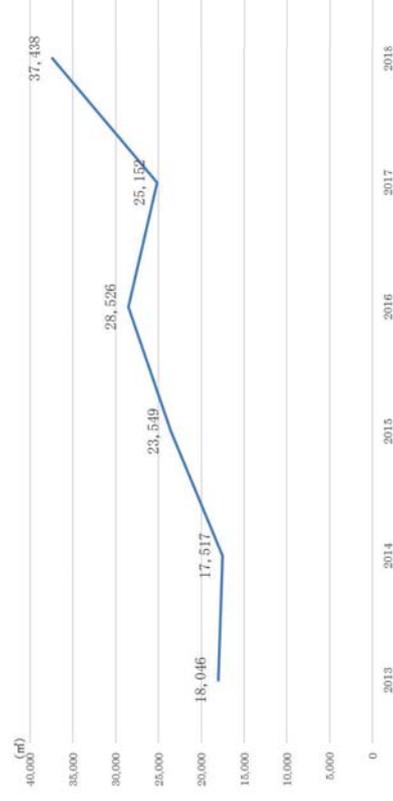


図7-1 本山木材共販所における素材取扱量の推移
（「令和2年度高知県の森林・林業・木材産業」より作成）

また、県内には10箇所程の原木市場（共販所）が点在しています。また、製材品等を扱う製品市場についても沿岸部を中心に設置されています。

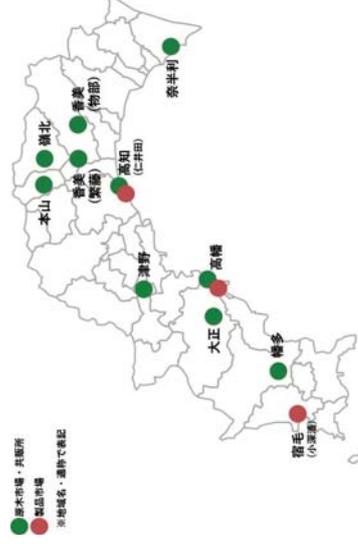


図7-2 高知県内の原木市場（共販所）と製品市場

(2) コラム

白髪山のヒノキ

<財政難を救った良質なヒノキ材>

江戸時代(1600年代)には、白髪山のヒノキは土佐の銘品として重宝されていました。

当時は、現在のような高性能な機械や道路なども無く、大変な手間暇をかけて木を伐り出し、川まで木材を出して筏を組み流すことで、長距離の運搬を可能にしています。

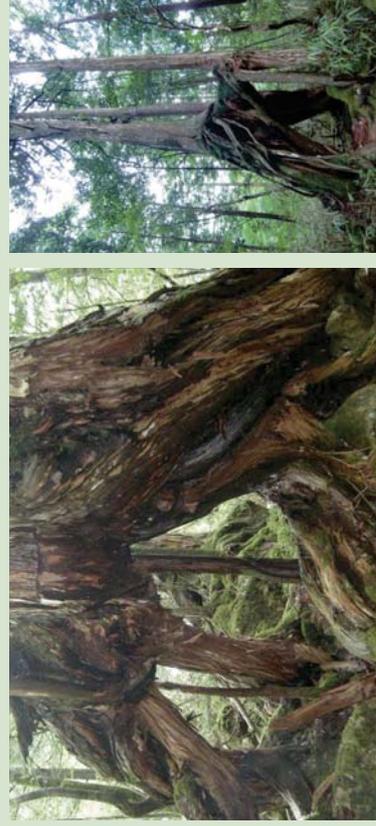


吉野川に丸太が流れている様子

そんな時代から「土佐材といえば白髪材」と言われるほど、白髪山の木材は人気が高く、吉野川を通じて大阪まで運び大量に売れることで、当時借金があった土佐藩の財政を救済したのでした。このエピソードが元になり、木材を取り扱っていた大阪には「白髪橋」という地名が今も残っています。

<伐採されず残った、貴重な天然林>

白髪山の標高900m辺りまでは、江戸時代に伐り出し形跡が見られます。しかし、人力での伐採と運び出しをしていた当時は、標高が高く急峻で岩石が多い場所での運び出しが困難であったため、八反奈路から山頂にかけての森林の多くは伐採されることがありませんでした。その結果、長い間ほぼ手つかずの状態であった天然林が今でも残っています。さらに、この天然林のヒノキの一部は「根下がリヒノキ」と呼ばれ、たこ足状に根が地面から立ち上がり、その上に巨幹がそびえるという一風変わった姿で群生し、全国でも類を見ない森林を形成しています。



根下がリヒノキの根元<左>と全容<右>

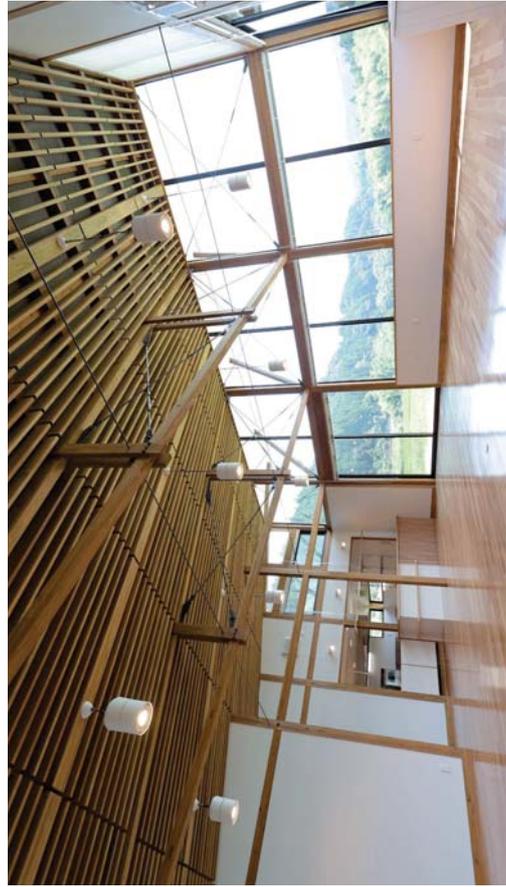
<嶺北地域の新設住宅着工戸数>

嶺北地域の新設住宅着工戸数については、1998年以降に減少し、年によるばらつきはあるものの年間10~20戸台の年が多くなっています。本山町においても他町村と同様にばらつきはあるものの、2016年以降は嶺北地域の新設住宅着工戸数のおおよそ半数以上を占めています。



図7-3 嶺北地域新設住宅着工戸数の推移
(高知県「新設住宅市町村別年度別着工戸数」より作成)

また、町内には地域材を活用した建築の事例も増えつつあります。現在は公共施設への利用が主ですが、今後は新築住宅やリフォーム、集合住宅への地域材活用も増える予定です。



地域材を活用した建築事例(集落活動センターなめかわ)

(5) 関連用語の解説

用語	解説
森林の有する多面的機能 [2ページ目、他]	森林による国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与する様々なはたらきのことをいいます。主に8つの機能（以下表）に分かれます。
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	樹木の根が土砂や岩石等を固定することで、土砂の崩壊を防ぎ、また、森林の表土が下草、低木の植生や落葉落枝により覆われることで、雨水等による土壌の侵食や流出を防ぎます。
水源涵（かん）養機能	森林の土壌がスポンジのように雨水を吸収して一時的に蓄え、徐々に河川へ送り出すことにより洪水を緩和するとともに、水質を浄化します。
地球環境保全機能	森林の樹木は、大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵することにより、地球温暖化防止に貢献しています。
生物多様性保全機能	希少種を含む多様な生物の生育・生息の場を提供します。
快適環境形成機能	大気の浄化や気温の緩和など、森林が大気やエネルギーの循環にかかわる地域環境の構成要素として機能することにより発揮されるものですが、都市での騒音防止や居住環境の快適性も含まれます。
保健・レクリエーション機能	森林空間の物理的特性や森林の視覚的特徴、森林の化学性により人々の肉体的、精神的向上に寄与します。
文化機能	史跡や名勝等と一体となって文化的価値のある景観や歴史的風致を構成したり、文化財等に必要なる用材等を供給したりします。
物質生産機能	木材やきのこの林産物を産出します。多面的機能の中で一番分りやすく、身近で見える機能です。

用語

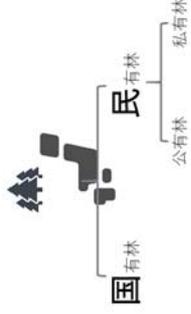
高性能林業機械
[3ページ目、他]

「高性能林業機械」は、従来のチェーンソーや刈払機等の機械に比べて、作業の効率化、身体への負担軽減等、性能が著しく高い林業機械の総称です。現在は、フェラーバンチャ、ハーベスタ、プロセッサ、スキッダ、フォワーダ、タワーヤーダ、スイングヤーダの7機種のことを指します。

フェラーバンチャ	立木を伐採（フェリング）し、切った木をそのまま掴んで集材に便利な場所へ集積（バンチング）する自走式機械。チェーンソーに代わり、最も危険な伐倒作業を担う。
ハーベスタ	従来のチェーンソーで行っていた立木の伐倒、枝払い、玉切りの各作業と玉切りの材の集積作業を一貫して行なう自走式機械。
プロセッサ	林道や土場などで、全木集材されてきた材の枝払い、測尺、玉切りを連続して行なう自走式機械。
スキッダ	丸太の一端を吊り上げて土場まで地引集材する集材専用の自走式機械。主として伐開された林地内で使用される。
フォワーダ	玉切りした短幹材をグラブクレーンで荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械。
タワーヤーダ	簡便に架線集材できる人工支柱を装備した移動可能な集材機。急傾斜地での作業に向いている。
スイングヤーダ	主索を用いない簡易索強方式に対応し、かつ、作業中に旋回可能なアームを装備する集材機。建設用ペースマシンに集材用ウインチを搭載し、アームをタワーとして使用する。

国有林・民有林
[4ページ目、他]

森林の所有区分は大きく分けて2つ、「国有林」と「民有林」に分かれます。「国有林」は林野庁をはじめとする国の機関が所有する森林、「民有林」は①個人、会社・寺社など法人で所有する私有林、②都道府県・市町村・財産区で所有する公有林の2種類に分類されます。



用語	解説
人工林・天然林 (天然生林) [7ページ目、他]	<p>「人工林」は、人為を加えて人工造林(植林等)や天然更新で成立した森林をいいます。「天然林」は自然の力で育ち、人の手が入っていない(原生林)か、長い間にわたって人の手が入った痕跡の無い森林をいいます。天然林に似ているものは、「天然生林」という、ぼう芽更新、天然下種更新など天然力を活用して、人が更新補助作業や除伐、間伐などの保育作業を行なうなど、積極的に人手を加えることによって造成された森林を示す言葉もあります。</p>
林齢・齢級 [8ページ目、他]	<p>「林齢」は森林の年齢を示します。例えば、人工林では、苗木を植栽した年を1年生とし、以後、2年生、3年生と数えます。「齢級」は林齢を5年単位で区分したものです。1齢級は1～5年生、2齢級は6～10年生となります。</p> <p>似ている言葉に「樹齢」がありますが、これは種が芽を出した時から数える年となります。ちなみに、植栽する苗木は樹種などにもよりますが、およそ樹齢3～6年とされています。</p>
林業事業者 [10ページ目、他]	<p>「林業事業者」は、森林施設を行なう事業者のうち、森林組合と民間事業者を示します。「林業従事者」は主に、林業に就業して森林内の現場作業等に従事する者を示します。</p> <p>ちなみに森林組合は、森林所有者の経済的地位の向上並びに森林の保護培養及び森林生産力の増進を図ることを目的として森林組合法に基づき設立された森林所有者の協同組合です。森林経営に関する指導、森林の施設または経営の受託、森林経営の信託の引受け、森林の保護に関する事業等を行ないます。</p>

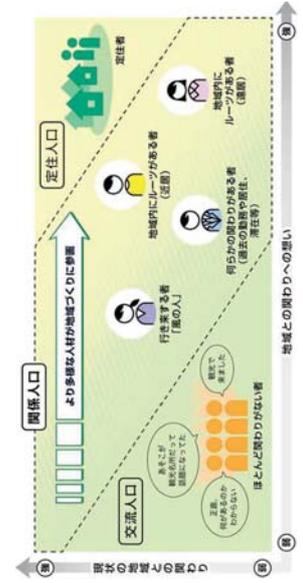
用語	解説
SDGs [12ページ目、他]	<p>持続可能な開発目標 (SDGs) とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。</p>
林道・作業道 [14ページ目、他]	<p>林野庁では、2010年度に、路網を構成する道を、一般車両の走行を想定した幹線となる「林道」、大型の林業用車両の走行を想定した「林業専用道」及びフォワーダ等の林業機械の走行を想定した「森林作業道」の3区分に整理して、これらを適切に組み合わせた路網の整備を進めることとしています。</p> <p>丈夫で簡易な路網の作設を推進するため、林業専用道と森林作業道の作設計針を策定し、林業専用道については、管理・規格・構造、調査設計、施工等に関する基本的事項を、森林作業道については、路線計画、施工、周辺環境等について考慮すべき基本的な事項を目安として示しています。</p>



(SDGs17の目標)

※引用：外務省「SDGsとは？」

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>) より

用語	解説
森林浴・森林セラピー [14ページ目、他]	森林浴は森林の中で、自然が彩なす風景や香り、音色や肌触り、森林生態系の生命や生命力を、五感を通じて感じることをいいます。樹木が発散するフィトンチッド（生物活性物質）には疲労回復効果があるといわれており、特に科学的な証拠に裏付けされた森林浴のことを「森林セラピー」といいます。
フォレストー [40ページ目、他]	市町村森林整備計画の作成や適切な路網作設の方法、長期的視点に立った地域全体の森づくりの方法等を指導する技術者。森林総合監理士ともいいます。
プランナー [40ページ目、他]	森林所有者に代わって、水源涵養機能や木材生産機能など市町村森林整備計画におけるゾーニングに基づいた面的なまとまりを持つ計画である森林経営計画を作成します。それとともに、作業団地単位ごとに森林施業の内容や事業収支を示した施業提案書を作成し、森林所有者へ提示して施業を受託します。その後、現場技術者への作業内容の指示から実行管理までを行います。このように、プランナーは森林所有者に代わって地域の森林を管理する重要な存在です。
交流人口・関係人口 [50ページ目、他]	<p>「交流人口」は観光客などの一時的な関係でほとんど地域との関係を持たない人々を指します。「関係人口」は、移住した「定住人口」でもなく、観光にきた「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉です。地方圏は、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面していますが、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの一端を担うことが期待されています。</p>  <p>(交流・関係・定住人口イメージ) ※引用：総務省「関係人口ポータルサイト」 (https://www.soumu.go.jp/kankeijinkou/about/index.html) より</p>

用語	解説
林業産出額	林業産出額は、林業生産活動によって生み出される木材、栽培きのこ類、薪炭等の生産額の合計金額です。全国的には1980年の1兆1,588億円をピークに、2000年代にかけて4,000億円台まで減少しています。このうちおおよそ5割が木材生産で占めています。近年は国産材の生産量増加に伴い、木材生産額を中心に増加傾向となっています。
市町村森林整備計画	「森林・林業基本計画」、「全国森林計画」（15年計画）、「地域森林計画」（10年計画）に基づいて策定される、市町村が講ずる森林関連施策の方向、森林所有者などが行なう伐採、造林、森林の保護などの規範を示す10年計画です。
「緑の雇用」事業	<p>特に若年層の新規林業就業者を確保・育成するために国が推奨している雇用制度です。1996年に「林業労働力の確保の促進に関する法律」を制定したのち、2003年に「緑の雇用」と名前を変えて現在に至ります。</p> <p>林業未経験者であっても、必要な技術を学ぶことができ、林業経営体に採用された人に対し、段階的に講習や研修を行い、様々な技能を身に付けられるような体系的なプログラムで着実にキャリアアップしていくシステムとなっています。</p>  <p>(キャリアアップのイメージ) ※「緑の雇用」RINGYOU.NET (https://www.ringyou.net/project/) より</p>



発行：2022年3月

作成：本山町

編集：本山町森林・林業ビジョン策定委員会

（事務局 本山町まちづくり推進課

〒781-3692 長岡郡本山町本山504番地

TEL:0887-76-3916 FAX:0887-76-2943

日南市森林経営管理制度実施方針

1 趣旨

日南市森林経営管理制度実施方針（以下、「実施方針」という。）は、日南市に存する森林について森林管理が円滑に行われるよう、森林経営管理法に基づき措置その他の必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 基本的な考え方

日南市内の森林整備の進め方については、まずは森林所有者による適切な経営管理を森林経営計画の策定等を通じて促すこととするが、一方、適切な経営管理が行われておらず森林所有者による自発的な施策が困難な森林については、森林経営管理制度を活用して、森林が有する防災減災機能、重要インフラ施設周辺の整備及び有害鳥獣対策が求められる森林を中心に、当制度の適切な運用を通じて整備を進めていく。

[優先的に整備する森林]

- 山地災害の発生が懸念される森林（土砂災害警戒区域等に含まれる森林）
- 居住区域周辺の森林及び主要道路その他ライフライン沿線に存する森林
- 観光地及び里山の景観形成上整備を図ることが望ましい森林

3 森林所有者意向調査について

(1) 対象森林の考え方

- ア 対象森林から除外する森林
 - 森林経営計画認定森林
 - 県有林、県行造林
 - 市有林、市有分収林、国有分収林
 - 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター森林
 - 森林組合、会社法人等が所有する森林
 - 過去10年以内に施業履歴がある森林
 - 境界が不明な森林
 - 係争中の森林

イ 対象森林の抽出及び所有者確認

- 地域森林計画対象森林のうち、上記アの森林を除外した私有人工林を意向調査対象森林とし、森林簿や林地台帳等の情報を基に対象森林を抽出する。
- 上記の抽出結果に関わらず、防災減災機能の維持・向上を図る上で必要と判断した場合は、その区域を追加することができる。
- 当該森林の所有者は、固定資産台帳や住民基本台帳、戸籍謄本等で確認する。

令和4年10月

日南市

(2) 意向調査の方法

- ・対象森林の所有者又は管理権限を有する者に対し、森林経営管理法施行規則第3条で定める事項（現在の管理状況や今後の意向について等）の調査を実施する。
- ・調査方法は郵送を基本とする。

- ・調査に当たっては、意向調査票と併せて、制度のパンフレットや森林の位置図・写真等を同封し、森林所有者の理解を促すこととする。
- ・郵送による意向調査票が未達の場合は、可能な限り森林所有者の探索を行う。

(3) 意向調査のスケジュール

- ・令和元年度から開始し、概ね15年間で全域を一巡するよう実施する。
- ・実施区域の優先順位は、地籍調査が完了している森林を優先することとし、計画表を作成する。（別紙）

(4) 意向確認後の森林経営管理の方針

意向調査の結果、「森林経営管理制度を検討したい」旨の意向を示した森林について、森林現況調査を行い、集積計画の策定について検討を行う。

森林現況調査は、樹種、林齢、地形、立木生育状況、林地の荒廃状況、林道等の路網整備、集約の可能性等について調査する。

森林現況調査結果を受け、「ひなたのチカラ林業経営者」に対象森林を照会し、森林経営管理制度に基づき再委託（撤出間伐又は主伐から始まる配分計画）を希望される意見があれば、「林業経営に適する森林（収益が見込める）」とし、森林所有者の同意を得た後、集積計画を作成し、再委託を目指す。

再委託の希望のない森林については、「林業経営に適さない森林（収益が見込めない）」として、市町村森林経営管理事業による除・間伐を検討する。

また、一箇所あたりの面積が、0.30ha以下の森林については、市が定める標準地算定により「林業経営に適さない森林（収益が見込めない）」とする。

対象森林の決定について、地域林政アドバイザーに意見を求めることとし、意見を尊重する。

①対象森林が林業経営に適する（収益が見込める）と判断した場合

- ・森林所有者に経営管理権集積計画を提示し同意が得られた場合、森林経営管理制度に基づき経営管理集積計画の策定手続きを進めることとする。
- ・森林所有者に経営管理集積計画を提示し同意が得られない場合、既存の制度を活用した森林整備の提案や直接、民間の事業者と交渉するよう森林所有者に勧める。

②対象森林が林業経営に適さない（収益が見込めない）と判断した場合

- ・上記2「基本的な考え方」に合致する森林については、森林所有者の同意を得た上で集積計画を策定して、市が自ら除・間伐を実施する。
- ・上記2「基本的な考え方」に合致しない森林については、集積計画を策定せず、森林所有者に策定を断る若しくは、保留とする。

4 集積計画の策定

前記3の(4)で集積計画を策定する必要があると判断した森林は、森林所有者の同意を得て集積計画を策定し、森林経営管理権を本市に設定する。

集積計画策定に当たっては、以下の項目について留意する。

- ・森林経営管理権を設定する場合は、対象森林を明確にした上で行う。
- ・森林所有者と協議する中で、森林所有者がどうしても収益を上げて利益還元を求めているのであれば、集積計画を策定せず、所有者が自ら民間業者に経営委託するよう勧める。
- ・森林所有者から「隣接する天然林も併せて管理してほしい」との要望があった場合、一体的に森林整備する必要があるかを検討の上、必要があると認めたとときは集積計画を策定する。
- ・森林所有者との協議が整わなかったときは、集積計画の策定を断る。

5 市町村事業の発注

「基本的な考え方」に合致する森林、及び集積計画を策定したものの再委託できなかった森林については、本市が自ら除・間伐を実施する。

6 配分計画の策定

林業経営に適する森林については、再委託を指して、「ひなたのチカラ林業経営者」を対象に企画提案を公募し、審査の上事業体を決定し、当該事業体と配分計画の策定について協議する。

7 森林経営管理制度と森林環境譲与税の関係について

- ・森林経営管理制度に係る経費（意向調査、森林現況調査及びプロット調査に要する経費、市町村事業の実施に要する経費等）は、森林環境譲与税を財源とする。
- ・市町村事業の実施により収益があった場合や、森林所有者が利益の還元を求めない場合は、集積計画にその旨を記載し、発生した収益は全て本市が受領して森林環境譲与税基金に積み立てる。

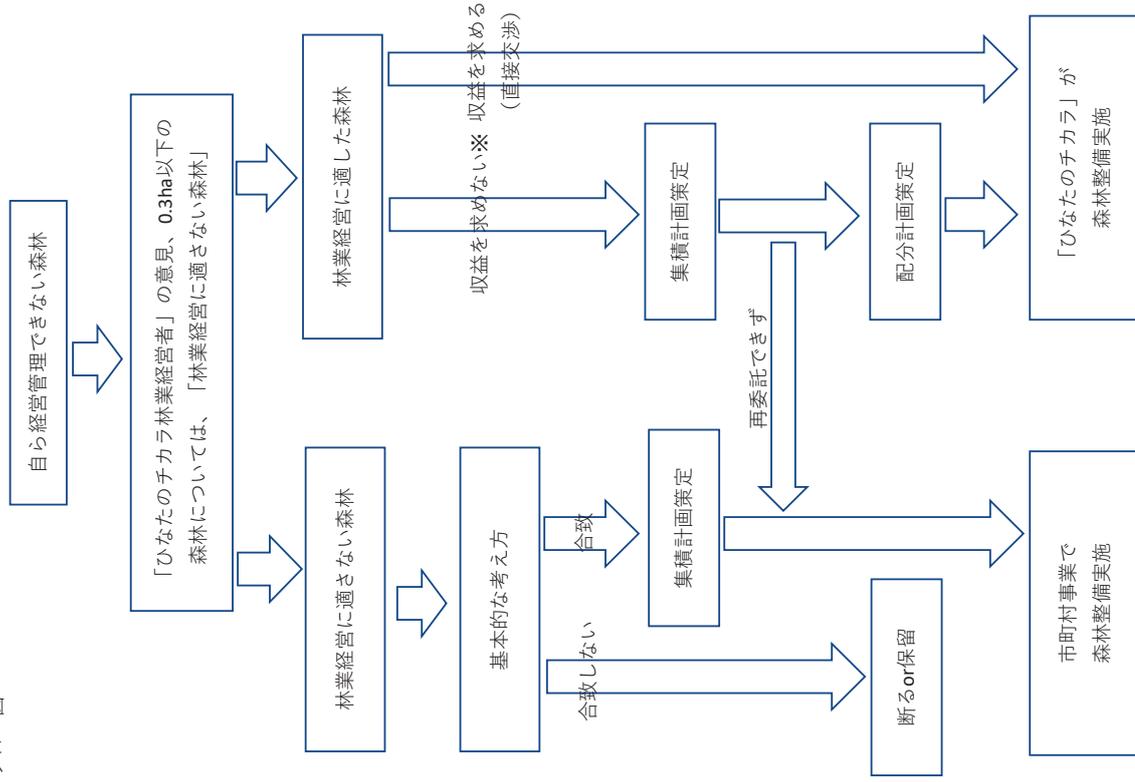
8 その他特記事項

- ・実施方針に基づく一連の業務の執行に当たっては、本市の執行体制や効率的な制度運用等を考慮し、必要に応じて専門職員の雇用や外部委託等を検討する。
- ・実施方針に基づき行った意向調査等の結果は林地台帳に反映させ、森林経営管理の効率的な運用に資するように努める。
- ・実施方針については、林業関係者及び林業普及指導員等の意見を参考に、必要に応じて随時見直しを行う。
- ・実施方針については、市のホームページ等により公表する。

日南市森林経営管理制度実施方針の概要

- ポイント
- 1 林業経営に適するか否か、事業者からの意見を参考に判断する。
 - 2 市が定める標準地算定により、0.3ha以下の森林は、「林業経営に適さない森林」とする。
 - 3 「基本的な考え方」に合致した森林のみ、本市が整備する。

フロー図

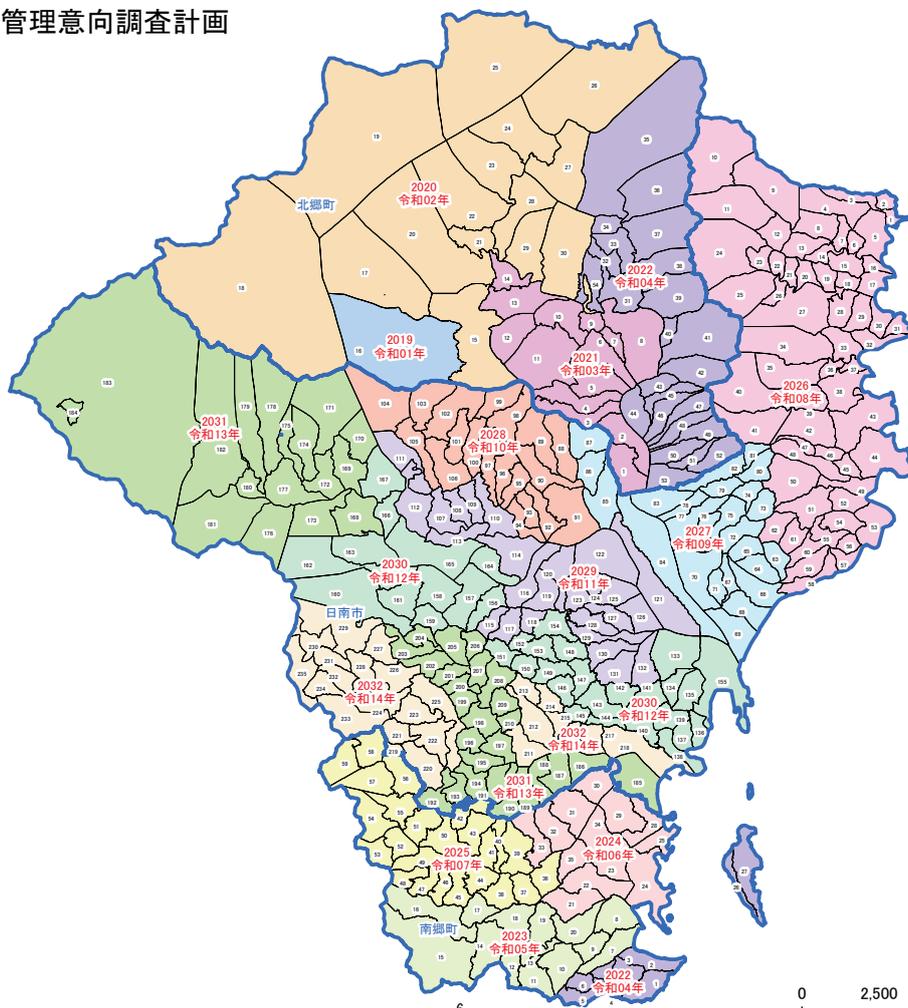


※市町村事業を行う可能性があることについて、森林所有者が了承した場合。

日南市森林経営管理意向調査計画表

No.	年度	西暦	予定林班	計 画		備考
				面積(ha)	筆数(筆)	
1	令和元年	2019	北16	228	570	148
2	令和2年	2020	北15、17～30	783	2,000	683
3	令和3年	2021	北1～14	759	2,081	729
4	令和4年	2022	北31～54、南1～6、26～27(大島)	1,033	2,233	696
5	令和5年	2023	南7～20	557	2,356	655
6	令和6年	2024	南21～25、28～35	681	2,735	780
7	令和7年	2025	南36～59	730	1,704	558
8	令和8年	2026	日1～62	7,303	3,906	707
9	令和9年	2027	日63～87	782	3,426	708
10	令和10年	2028	日88～106	1,557	8,324	845
11	令和11年	2029	日107～132	794	5,584	927
12	令和12年	2030	日133～167	1,022	5,527	1,075
13	令和13年	2031	日168～210	2,132	4,471	974
14	令和14年	2032	日211～235	657	6,782	844
15	令和15年	2033	予備			
	合計			19,018	51,699	10,329

日南市森林経営管理意向調査計画



- 凡例
- 旧町名
 - 林境界
 - 年度
 - 2019(令和01年)
 - 2020(令和02年)
 - 2021(令和03年)
 - 2022(令和04年)
 - 2023(令和05年)
 - 2024(令和06年)
 - 2025(令和07年)
 - 2026(令和08年)
 - 2027(令和09年)
 - 2028(令和10年)
 - 2029(令和11年)
 - 2030(令和12年)
 - 2031(令和13年)
 - 2032(令和14年)

1:120,000

0 2,500 5,000 10,000 メートル

令和6年2月発行

令和5年度森林経営管理制度実施円滑化事業のうち
事務データベース及び森林管理状況評価指標整備業務
報告書

発行 林野庁 森林整備部 森林利用課 森林集積推進室
〒100-8952
東京都千代田区霞が関 1-2-1
TEL : 03-6744-2126

受託者 公益財団法人日本生態系協会 グランドデザイン総合研究所
〒171-0021
東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル
TEL : 03-5951-0244 FAX : 03-5951-2974
